

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
	<p>給水装置工事設計施工指針</p>	<p>給水装置工事設計施工指針</p>	
	<p>平成 29 年度改訂版</p>	<p>令和 2 年度改訂版</p>	
	<p>平成 29 年 4 月改訂</p>	<p>令和 2 年 4 月改訂</p>	
	<p>札幌市水道局</p>	<p>札幌市水道局</p>	

頁	現 行	改 正 案	摘 要
3	<p>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。</p> <p>イ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者。</p> <p>ウ 法第 25 条の 11 第 1 項の規定により指定を取消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者。</p> <p>エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。</p> <p>オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの。</p> <p>4. 水道事業者は、指定要件を満たす工事事業者から申請があれば指定することとなるが、指定事業者は、指定を受けることにより、施行規則で定める事業運営の基準に従って事業を行わなければならないほか、水道事業者からの要求に応じて、給水装置の検査への主任技術者の立会い、報告及び資料の提出など、水道事業者が法に基づいて行う監督に服さなければならないこととなる。</p> <p>5. 指定事業者の事業の基準</p> <p>(1) 指定事業者は、省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努める。</p> <p>ア 給水装置工事ごとに、主任技術者を担当責任者として指名すること。</p> <p>イ 配水管に給水管を取付ける工事及び配水管への取付口から水道メーターまでの工事について、適切に作業を行う事が出来る技能を有する者を従事させ、又は実地に監督させること。</p> <p>ウ 前記の場合、水道事業者から承認を受けた工法、工期、その他の工事上の条件に適合するように給水装置工事を行うこと。</p> <p>エ 主任技術者及びその他の従事者の研修の機会を確保するよう努めること。</p> <p>オ 次に掲げる行為を行わないこと。</p> <p>(7) 施行令第 5 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。</p> <p>(イ) 給水装置工事に適さない機械器具を使用すること。</p> <p>カ 給水装置工事ごとに、主任技術者に記録を作成させ、指定事業者が 3 年間保存すること。</p> <p>(注) 5. (1)イの技能を有する者とは、次の者を一例とする。</p> <p>① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）</p> <p>② 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律代 64 号）第 44 条に規定する配管技能士</p> <p>③ 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者</p> <p>④ （公財）給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る検定会に合格した者</p> <p>なお、いずれの場合も、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有している必要がある。</p>	<p>① 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>③ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者。</p> <p>④ 法第 25 条の 11 第 1 項の規定により指定を取消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者。</p> <p>⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。</p> <p>⑥ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの。</p> <p>4. 水道事業者は、指定要件を満たす工事事業者から申請があれば指定することとなるが、指定事業者は、指定を受けることにより、施行規則で定める事業運営の基準に従って事業を行わなければならないほか、水道事業者からの要求に応じて、給水装置の検査への主任技術者の立会い、報告及び資料の提出など、水道事業者が法に基づいて行う監督に服さなければならないこととなる。</p> <p>5. 指定事業者の事業の基準</p> <p>(1) 指定事業者は、省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努める。</p> <p>① 給水装置工事ごとに、主任技術者を担当責任者として指名すること。</p> <p>② 配水管に給水管を取付ける工事及び配水管への取付口から水道メーターまでの工事について、適切に作業を行う事が出来る技能を有する者を従事させ、又は実施に監督させること。</p> <p>③ 前記の場合、水道事業者から承認を受けた工法、工期、その他の工事上の条件に適合するように給水装置工事を行うこと。</p> <p>④ 主任技術者及びその他の従事者の研修の機会を確保するよう努めること。</p> <p>⑤ 次に掲げる行為を行わないこと。</p> <p>ア 施行令第 6 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。</p> <p>イ 給水装置工事に適さない機械器具を使用すること。</p> <p>⑥ 給水装置工事ごとに、主任技術者に記録を作成させ、指定事業者が 3 年間保存すること。</p> <p>(注) 5. (1)②の技能を有する者とは、次の者を一例とする。</p> <p>① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）</p> <p>② 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律代 64 号）第 44 条に規定する配管技能士</p> <p>③ 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者</p> <p>④ （公財）給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る検定会に合格した者</p> <p>なお、いずれの場合も、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有している必要がある。</p>	<p>水道法改正に伴う指定要件変更</p> <p>文言修正</p> <p>施行令改正に伴う条ずれ</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
4	<p>6. 指定給水装置工事事業者制度の概要</p> <p>1. 5 給水装置工事主任技術者</p> <p>主任技術者は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の工事ごとに指定事業者から指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理等、次の職務を誠実に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 給水装置工事に関する技術上の管理。 給水装置工事に従事する者の技術上の指揮監督。 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第 5 条の基準に適合していることの確認。 給水装置工事に係る次の事項についての、水道事業者との連絡又は調整。 <ol style="list-style-type: none"> 給水管を配水管から分岐する工事を施行しようとする場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整。 (1)の工事、及び配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの工事を施行しようとする場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整。 給水装置工事を完成したときの連絡。 <p>主任技術者は、水の衛生確保の重要性についての自覚と給水装置工事の各段階を適正に行うことができる知識と経験を有し、配管工などの給水装置工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべき者である。</p> 	<p>6. 指定給水装置工事事業者制度の概要</p> <p>1. 5 給水装置工事主任技術者</p> <p>主任技術者は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の工事ごとに指定事業者から指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理等、次の職務を誠実に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 給水装置工事に関する技術上の管理。 給水装置工事に従事する者の技術上の指揮監督。 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第 6 条の基準に適合していることの確認。 給水装置工事に係る次の事項についての、水道事業者との連絡又は調整。 <ol style="list-style-type: none"> 給水管を配水管から分岐する工事を施行しようとする場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整。 (1)の工事、及び配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの工事を施行しようとする場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整。 給水装置工事を完成したときの連絡。 <p>主任技術者は、水の衛生確保の重要性についての自覚と給水装置工事の各段階を適正に行うことができる知識と経験を有し、配管工などの給水装置工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべき者である。</p> 	<p>施行令改正に伴う条ずれ</p>

頁	現 行	改 正 案	摘 要																																																
8	<p>3. 修繕工事の適用 給水装置の原形を変えない範囲での給水用具等の設置、変更等の次の工事も修繕工事として取扱う。 なお、同じ給水装置に対して工種（取替・位置変更・口径変更）が重複しないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="234 331 1380 1102"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>適 用 区 分</th> <th>細 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">取 替</td> <td>① 給水管の取替え</td> <td>宅地内において口径 25 mm 以下の場合で管延長 4m 程度。</td> </tr> <tr> <td>② 給水用具の取替え</td> <td>既存の位置から 2m 以内の位置とする。</td> </tr> <tr> <td>③ 簡易水洗便器をロータ ンクに取替え</td> <td>同一世帯 2 個までとし、手洗用給水栓の撤去を含む。</td> </tr> <tr> <td>④ 防寒止水栓を水抜栓に 取替え</td> <td>立上り管を含む。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 水、湯の給水栓を混合水 栓に取替え</td> <td>同一位置に 1 個取付け。</td> </tr> <tr> <td>⑥ メーター器種の変更</td> <td>メーターを同口径のメーターに器種変更する。</td> </tr> <tr> <td>⑦ 不凍栓を水抜栓に取替 え</td> <td>2m 以内の位置に立上り管を設置し給水栓を 1 個設置す る。</td> </tr> <tr> <td>位 置 変 更</td> <td>① 水抜栓、メーター、不凍 栓等の位置変更</td> <td>2m 以内とする。</td> </tr> <tr> <td>口 径 変 更</td> <td>① 水抜栓の口径変更</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>修繕工事を行った場合は、必ず管理者に施工の届出を行うこと。届出は、「Ⅶ. 修繕工事処理要領」を参照すること。〔「修繕工事施行届」・「修繕工事施工図」〕 なお、給水用具の取替えを行った場合は、給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認が必要である。</p> <p>4. 関連工事の適用 給水装置（新設・改造・撤去）工事に伴い、隣接する家屋の既設給水管を切替える等の工事を行った場合は、「Ⅶ. 修繕工事処理要領」で定める「修繕工事施工図」を提出すること。</p>	工 種	適 用 区 分	細 目	取 替	① 給水管の取替え	宅地内において口径 25 mm 以下の場合で管延長 4m 程度。	② 給水用具の取替え	既存の位置から 2m 以内の位置とする。	③ 簡易水洗便器をロータ ンクに取替え	同一世帯 2 個までとし、手洗用給水栓の撤去を含む。	④ 防寒止水栓を水抜栓に 取替え	立上り管を含む。	⑤ 水、湯の給水栓を混合水 栓に取替え	同一位置に 1 個取付け。	⑥ メーター器種の変更	メーターを同口径のメーターに器種変更する。	⑦ 不凍栓を水抜栓に取替 え	2m 以内の位置に立上り管を設置し給水栓を 1 個設置す る。	位 置 変 更	① 水抜栓、メーター、不凍 栓等の位置変更	2m 以内とする。	口 径 変 更	① 水抜栓の口径変更		<p>3. 指定事業者が行う修繕工事の適用 給水装置の原形を変えない範囲での給水用具等の設置、変更等の次の工事も修繕工事として取扱う。 なお、同じ給水装置に対して工種（取替・位置変更・口径変更）が重複しないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1475 331 2620 1102"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>適 用 区 分</th> <th>細 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">取 替</td> <td>① 給水管の取替え</td> <td>宅地内において口径 25 mm 以下の場合で管延長 4m 程度。 （給水装置工事申請が伴う場合は、この限りではない）</td> </tr> <tr> <td>② 給水用具の取替え</td> <td>既存の位置から 2m 以内の位置とする。</td> </tr> <tr> <td>③ 簡易水洗便器をロータ ンクに取替え</td> <td>同一世帯 2 個までとし、手洗用給水栓の撤去を含む。</td> </tr> <tr> <td>④ 防寒止水栓を水抜栓に 取替え</td> <td>立上り管を含む。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 水、湯の給水栓を混合水 栓に取替え</td> <td>同一位置に 1 個取付け。</td> </tr> <tr> <td>⑥ メーター器種の変更</td> <td>メーターを同口径のメーターに器種変更する。</td> </tr> <tr> <td>⑦ 不凍栓を水抜栓に取替 え</td> <td>2m 以内の位置に立上り管を設置し給水栓を 1 個設置す る。</td> </tr> <tr> <td>位 置 変 更</td> <td>① 水抜栓、メーター、不凍 栓等の位置変更</td> <td>2m 以内とする。</td> </tr> <tr> <td>口 径 変 更</td> <td>① 水抜栓の口径変更</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>修繕工事を行った場合は、必ず管理者に施工の届出を行うこと。届出は、「Ⅶ. 修繕工事処理要領」を参照すること。〔「修繕工事施行届」・「修繕工事施工図」〕 なお、給水用具の取替えを行った場合は、給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認が必要である。</p> <p>4. 関連工事の適用 給水装置（新設・改造・撤去）工事に伴い、隣接する家屋の既設給水管を切替える等の工事を行った場合は、「Ⅶ. 修繕工事処理要領」で定める「修繕工事施工図」を提出すること。</p>	工 種	適 用 区 分	細 目	取 替	① 給水管の取替え	宅地内において口径 25 mm 以下の場合で管延長 4m 程度。 （給水装置工事申請が伴う場合は、この限りではない）	② 給水用具の取替え	既存の位置から 2m 以内の位置とする。	③ 簡易水洗便器をロータ ンクに取替え	同一世帯 2 個までとし、手洗用給水栓の撤去を含む。	④ 防寒止水栓を水抜栓に 取替え	立上り管を含む。	⑤ 水、湯の給水栓を混合水 栓に取替え	同一位置に 1 個取付け。	⑥ メーター器種の変更	メーターを同口径のメーターに器種変更する。	⑦ 不凍栓を水抜栓に取替 え	2m 以内の位置に立上り管を設置し給水栓を 1 個設置す る。	位 置 変 更	① 水抜栓、メーター、不凍 栓等の位置変更	2m 以内とする。	口 径 変 更	① 水抜栓の口径変更		<p>文言追加</p> <p>文言追加</p>
工 種	適 用 区 分	細 目																																																	
取 替	① 給水管の取替え	宅地内において口径 25 mm 以下の場合で管延長 4m 程度。																																																	
	② 給水用具の取替え	既存の位置から 2m 以内の位置とする。																																																	
	③ 簡易水洗便器をロータ ンクに取替え	同一世帯 2 個までとし、手洗用給水栓の撤去を含む。																																																	
	④ 防寒止水栓を水抜栓に 取替え	立上り管を含む。																																																	
	⑤ 水、湯の給水栓を混合水 栓に取替え	同一位置に 1 個取付け。																																																	
	⑥ メーター器種の変更	メーターを同口径のメーターに器種変更する。																																																	
	⑦ 不凍栓を水抜栓に取替 え	2m 以内の位置に立上り管を設置し給水栓を 1 個設置す る。																																																	
位 置 変 更	① 水抜栓、メーター、不凍 栓等の位置変更	2m 以内とする。																																																	
口 径 変 更	① 水抜栓の口径変更																																																		
工 種	適 用 区 分	細 目																																																	
取 替	① 給水管の取替え	宅地内において口径 25 mm 以下の場合で管延長 4m 程度。 （給水装置工事申請が伴う場合は、この限りではない）																																																	
	② 給水用具の取替え	既存の位置から 2m 以内の位置とする。																																																	
	③ 簡易水洗便器をロータ ンクに取替え	同一世帯 2 個までとし、手洗用給水栓の撤去を含む。																																																	
	④ 防寒止水栓を水抜栓に 取替え	立上り管を含む。																																																	
	⑤ 水、湯の給水栓を混合水 栓に取替え	同一位置に 1 個取付け。																																																	
	⑥ メーター器種の変更	メーターを同口径のメーターに器種変更する。																																																	
	⑦ 不凍栓を水抜栓に取替 え	2m 以内の位置に立上り管を設置し給水栓を 1 個設置す る。																																																	
位 置 変 更	① 水抜栓、メーター、不凍 栓等の位置変更	2m 以内とする。																																																	
口 径 変 更	① 水抜栓の口径変更																																																		

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
10	<p>2. 給水装置工事の申込み</p> <p>2. 1 申込書及び関係書類の提出</p> <div data-bbox="261 443 1427 705" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 給水装置工事の申込みの際には、申込書及び関係書類を作成し提出すること。</p> <p>(1) 給水装置新設・改造・撤去（兼設計審査）申込書又は、臨時給水新設・撤去（兼設計審査）申込書及び図面</p> <p>(2) 水理計算書</p> <p>(3) 所有者変更届</p> <p>(4) その他関係書類</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 申込書は、工事種別ごとに作成すること。（「給水装置工事申込み関係一覧表」）</p> <p>2. 申込みは、申込書（原本）で行うこと。（申込書は、返却しないので注意すること。）</p> <p>3. 「設計条件」、「メーターの口径及び器種の決定」については、次の場合に記入すること。</p> <p>(1) 新設工事の場合。</p> <p>(2) 改造工事において、新設当初の設計条件等を変更する場合。</p> <p>(運 用)</p> <p>1. 同一所有者による 1 棟建築の新設工事又は改造工事の場合は、申込書及び図面等を 1 部にまとめて提出してよい。また、メーターを設置しない工事については、1 工事 1 部とする。</p> <p>2. 撤去工事については、所有者・住所（設置場所）とも同じ場合に限り、申込書及び図面等（立体図不要）を 1 部にまとめて提出してよい。</p> <p>3. 新設及び改造工事における申込時の設計図面は、原図（指定様式）を複写して提出してよい。</p> <p>4. 次の場合は、水理計算書の「損失水頭計算」を記入すること。</p> <p>(1) 給水管又はメーター口径が 40 mm 以上の場合。</p> <p>(2) 直結給水方式で 3 階以上に給水する場合。</p> <p>(3) 連合栓（アパート、マンション等）の場合。</p> <p>(4) その他、管理者が必要と認めた場合。</p> <p>5. 指定事業者等は、給水装置の所有者変更手続きの委託を受けた場合、速やかに「給水装置所有者変更届」を提出すること。なお、この手続きを行うときには、新所有者、旧所有者双方の印鑑証明書又は売買契約書の写し、登記事項証明書等事実関係を証明できるものを添付すること。</p>	<p>2. 給水装置工事の申込み</p> <p>2. 1 申込書及び関係書類の提出</p> <div data-bbox="1495 443 2614 726" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 給水装置工事の申込みの際には、申込書及び関係書類を作成し提出すること。</p> <p>(1) 給水装置新設・改造・撤去（兼設計審査）申込書又は、臨時給水新設・撤去（兼設計審査）申込書及び図面</p> <p>(2) 水理計算書</p> <p>(3) 所有者変更届</p> <p>(4) その他関係書類</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 申込書は、工事種別ごとに作成すること。（「給水装置工事申込み関係一覧表」）</p> <p>2. 申込みは、申込書（原本）で行うこと。（申込書は、返却しないので注意すること。）</p> <p>3. 「設計条件」、「メーターの口径及び器種の決定」については、次の場合に記入すること。</p> <p>(1) 新設工事の場合。</p> <p>(2) 改造工事において、新設当初の設計条件等を変更する場合。</p> <p>(運 用)</p> <p>1. 同一所有者による 1 棟建築の新設工事又は改造工事の場合は、申込書及び図面等を 1 部にまとめて提出してよい。また、メーターを設置しない工事については、1 工事 1 部とする。</p> <p>2. 撤去工事については、所有者・住所（設置場所）とも同じ場合に限り、申込書及び図面等（立体図不要）を 1 部にまとめて提出してよい。</p> <p>3. 新設及び改造工事における申込時の設計図面は、原図（指定様式）を複写して提出してよい。</p> <p>4. 次の場合は、水理計算書の「損失水頭計算」を記入すること。</p> <p>(1) 給水管又はメーター口径が 40 mm 以上の場合。</p> <p>(2) 直結給水方式で 3 階以上に給水する場合。</p> <p>(3) 連合栓（アパート、マンション等）の場合。</p> <p>(4) 加圧給水ポンプ及びスプリンクラー設備を使用する場合</p> <p>(5) タンクレストイレを設置する場合。詳細については次ページの表を参照とすること。</p> <p>(6) その他、管理者が必要と認めた場合。</p>	<p>文言追加</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要											
11	<p>6. 申込者は、次の場合に利害関係人の同意書（給水装置工事申込書の同意欄に記入）を提出すること。</p> <p>(1) 他人の土地又は家屋に給水装置を設置する場合。 (2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置する場合。 （この場合、共用管等の権利口数を超えるメーターを設置又はメーター口径を大きくするなど、使用水量が著しく増加する場合も含まれる。）</p> <p>7. 工事申込みの際には、下記の開始届等に所定の事項を記入し提出すること。（1メーターに対し1部）</p> <p>(1) 給水装置新設使用開始（廃止）届（新設工事申請時入力用） ただし、1棟でメーター設置が10個以上の場合は、メーター支給時に提出すること。</p> <p>(2) 給水装置異動届（改造工事申請時入力用）</p> <p>(3) 給水装置廃止届（撤去工事申請時入力用）</p> <p>8. 給水装置の新設等の申込者は、給水装置工事申込書により届出した代理人及び給水装置工事施行者に変更があるときは、次の書類を提出すること。</p> <p>(1) 給水装置所有（保管）者代理人選定（変更）届 (2) 給水装置工事施行者変更届</p> <p>9. 排水設備設置等確認申請書 下水道を使用する際には、「排水設備設置等確認申請書」を提出すること。</p>	<p style="text-align: center;">タンクレストイレを設置する場合</p> <table border="1" data-bbox="1700 258 2421 485"> <thead> <tr> <th>種別 提供水圧</th> <th>作動圧 7m のもの</th> <th>作動圧 5m のもの (ロータンク扱い)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m</td> <td>必要</td> <td>不要 ※2</td> </tr> <tr> <td>25m</td> <td>必要</td> <td rowspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>30m</td> <td>必要 ※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 専用系統(水抜栓以降の単独設置)とする場合は不要。 ※2 一般給水栓を含む系統に複数台設置する場合には、3m を考慮し計算すること。</p> <p>5. 指定事業者等は、給水装置の所有者変更手続きの委託を受けた場合、速やかに「給水装置所有者変更届」を提出すること。なお、この手続きを行うときには、新所有者、旧所有者双方の印鑑証明書又は売買契約書の写し、登記事項証明書等事実関係を証明できるものを添付すること。</p> <p>6. 申込者は、次の場合に利害関係人の同意を得て、給水装置工事申込書の同意欄に本人又はその代理人の署名捺印若しくは記名押印を得ること。なお、給水装置工事申込書の同意欄に収まらない場合は、別途同意書を作成し、提出すること。</p> <p>(1) 他人の土地又は家屋もしくはその両方に給水装置を設置する場合。 (2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置する場合。 (3) 水道組合や個人所有の共用管等の権利所有口数を超えるメーターを設置又はメーター口径を大きくするなど、使用水量が著しく増加する場合。</p> <p>7. 工事申込みの際には、下記の開始届等に所定の事項を記入し、水道メーター1個毎に1部提出すること。</p> <p>(1) 給水装置新設使用開始（廃止）届（新設工事申請時入力用）</p> <p>① 検査係にて水道メーターの支給を受ける場合は、その場でメーター番号等必要事項を記入し、提出すること。 ② 資材センターにて水道メーターの支給を受ける場合は、受領後メーター番号等必要事項を記入し、3営業日以内に検査係に提出すること。</p> <p>(2) 給水装置異動届（改造工事申請時入力用） 水道メーターの口径変更などにより水道メーターの支給を受ける場合は、上記(1)①②により提出すること。</p> <p>(3) 給水装置廃止届（撤去工事申請時入力用）</p> <p>8. 給水装置の新設等の申込者は、給水装置工事申込書により届出した代理人及び給水装置工事施行者に変更があるときは、次の書類を提出すること。</p> <p>(1) 給水装置所有（保管）者代理人選定（変更）届 (2) 給水装置工事施行者変更届</p> <p>9. 排水設備設置等確認申請書 下水道を使用する際には、「排水設備設置等確認申請書」を提出すること。</p>	種別 提供水圧	作動圧 7m のもの	作動圧 5m のもの (ロータンク扱い)	20m	必要	不要 ※2	25m	必要	不要	30m	必要 ※1	<p>文言整理</p> <p>文言整理</p>
種別 提供水圧	作動圧 7m のもの	作動圧 5m のもの (ロータンク扱い)												
20m	必要	不要 ※2												
25m	必要	不要												
30m	必要 ※1													

現 行				改 正 案				摘 要
給水装置工事申込み関係一覧表				給水装置工事申込み関係一覧表				
工事種別等	申 込 内 容	提 出 書 類 (様 式)	適 用	工事種別等	申 込 内 容	提 出 書 類 (様 式)	適 用	
新設工事 1.8<解説>1 に適合するもの	① 新設工事	・給水装置新設(兼設計審査)申込書	・(水理計算書) ・給水装置新設使用開始届	新設工事 1.8<解説>1 に適合するもの	① 新設工事	・給水装置新設(兼設計審査)申込書	・(水理計算書) ・給水装置新設使用開始届	
	② 開発行為に伴う工事	・給水装置新設(兼設計審査)申込書	・寄附申出書に提出		② 開発行為に伴う工事	・給水装置新設(兼設計審査)申込書	・寄附申出書に提出	
	③ 共用管工事	・給水装置新設(兼設計審査)申込書	・(組合設立届)		③ 共用管工事	・給水装置新設(兼設計審査)申込書	・(組合設立届)	
	④ 予定栓工事	・給水装置新設(兼設計審査)申込書			④ 予定栓工事	・給水装置新設(兼設計審査)申込書		
	⑤ 私設消火栓工事	・給水装置新設(兼設計審査)申込書			⑤ 私設消火栓工事	・給水装置新設(兼設計審査)申込書		
	⑥ 臨時給水	・臨時給水新設・撤去(兼設計審査)申込書 ・臨時給水使用申請書	・給水装置新設使用開始届		⑥ 臨時給水	・臨時給水新設・撤去(兼設計審査)申込書 ・臨時給水使用申請書	・給水装置新設使用開始届	
	⑦ 臨時給水を流用する新設工事	・給水装置新設(兼設計審査)申込書(新設用) ・臨時給水新設・撤去(兼設計審査)申込書(臨時給水用) ・臨時給水使用申請書	・給水装置新設使用開始届 ・給水装置新設使用開始届		⑦ 臨時給水を流用する新設工事	・給水装置新設(兼設計審査)申込書(新設用) ・臨時給水新設・撤去(兼設計審査)申込書(臨時給水用) ・臨時給水使用申請書	・給水装置新設使用開始届 ・給水装置新設使用開始届	
	⑧ 既設給水装置を流用する臨時給水	・臨時給水使用申請書	・用途変更により処理する。		⑧ 既設給水装置を流用する臨時給水	・臨時給水使用申請書	・用途変更により処理する。	
②～⑦については、給水栓番号欄に「申込内容」を朱書きすること。				②～⑦については、給水栓番号欄に「申込内容」を朱書きすること。				
改造工事 1.8<解説>2 に適合するもの	① 改造工事	・給水装置改造(兼設計審査)申込書	・(水理計算書) ・給水装置異動届	改造工事 1.8<解説>2 に適合するもの	① 改造工事	・給水装置改造(兼設計審査)申込書	・(水理計算書) ・給水装置異動届	
修繕工事 1.8<解説>3 に適合するもの	① 修繕工事	・修繕工事施行届 ・修繕工事施工図	・修繕完了後、速やかに提出すること。 ・修繕工事処理要領参照	修繕工事 1.8<解説>3 に適合するもの	① 修繕工事	・修繕工事施行届 ・修繕工事施工図	・修繕完了後、速やかに提出すること。 ・修繕工事処理要領参照	
撤去工事 1.8に適合するもの	① 撤去工事	・給水装置撤去(兼設計審査)申込書	・給水装置廃止届	撤去工事 1.8に適合するもの	① 撤去工事	・給水装置撤去(兼設計審査)申込書	・給水装置廃止届	
	② 撤去し、新設する工事	・給水装置撤去(兼設計審査)申込書 ・給水装置新設(兼設計審査)申込書	・給水装置廃止届 ・給水装置新設使用開始届		② 撤去し、新設する工事	・給水装置撤去(兼設計審査)申込書 ・給水装置新設(兼設計審査)申込書	・給水装置廃止届 ・給水装置新設使用開始届	
その他	① 受水槽以下の各戸検針の依頼	・各戸検針申込書	・給水装置新設使用開始届	その他	① 受水槽以下の各戸検針の依頼	・各戸検針申込書	・給水装置新設使用開始届	
	② 所有者を変更する場合	・給水装置所有者変更届			② 所有者を変更する場合	・給水装置所有者変更届		
	③ 配水補助管の布設を要望する場合	・水道管布設要望書 ・位置図	・私道の場合は、次の書類を提出する。土地使用承諾書、 印鑑証明書 、登記事項証明書、地番図			⑤ 配水補助管の布設を要望する場合	・水道管布設要望書 ・位置図	・私道の場合は、次の書類を提出する。土地使用承諾書、登記事項証明書、地番図
	④ 代理人及び給水装置工事施行者を変更する場合	・給水装置所有(保管)者代理人選定(変更)届 ・給水装置工事施行者変更届				⑥ 代理人及び給水装置工事施行者を変更する場合	・給水装置所有(保管)者代理人選定(変更)届 ・給水装置工事施行者変更届	
	⑤ 下水道を使用する場合	・排水設備設置等確認申請書				⑤ 下水道を使用する場合	・排水設備設置等確認申請書	
※検査は、「給水装置工事検査申込書」又は「臨時給水検査申込書」で申込むこと。 ※設計変更、工事の取消しは「給水装置工事□設計変更・□取消し申込書」で申込むこと。				※検査は、「給水装置工事検査申込書」又は「臨時給水検査申込書」で申込むこと。 ※設計変更、工事の取消しは「給水装置工事□設計変更・□取消し申込書」で申込むこと。				

頁	現 行	改 正 案	摘 要	
13	<p>2. 2 工事申込み・設計審査</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 給水装置工事の申込みにあたっては、設計内容等について管理者の設計審査を受けること。 2. 申込者は、設計審査の際に手数料を納入すること。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 事 前 協 議</p> <p>(1) 4階以上直結給水及び直結加圧給水を要望する場合は、原則として事前に協議が必要である。（「Ⅱ. 中高層建物直結給水技術基準」参照）</p> <p>(2) その他、技術的に判断が難しい場合は、申込み前に協議すること。</p> <p>2. 設 計 審 査</p> <p>(1) 設計審査は、給水装置課審査係（以下「審査係」という。）とする。</p> <p>(2) 窓口の受付は、平日 16 時までとする。なお、審査に時間がかかると思われる申込みは、余裕を持って設計審査を受けること。（受付時間内に審査できないものについては、翌日に再審査となる場合もあるので注意すること。）</p> <p>(3) 工事着手を急ぐ申込書については、審査・調定・市納付金及び水道料金納入後、審査係に申し出ること。</p> <p>3. 一般住宅の新設工事において、次に示す条件を満たしている場合は、立体図を省略した平面図及び平面管路詳細図により申込書を提出できる。（ただし、しゅん功図には立体図を記載すること。）</p> <p>(1) 単独栓かつ家事用一世帯住宅の場合。（台所・風呂・トイレ・洗面・洗濯・散水栓に必要な配管程度）</p> <p>(2) 審査係において、立体図を平面管路詳細図により口頭説明ができる場合。（配管が複雑な場合は、立体図を記載する。）</p> <p>4. 臨時給水の新設又は撤去工事において、次に示す条件を満たしている場合は、立体図を省略した平面図及び平面管路詳細図により申込書を提出できる。</p> <p>(1) 使用目的が簡易（必要給水栓数φ13が2個以内）であり配管が単純(1立上り、1系統等)な場合。</p> <p>(2) 審査係において、立体図を平面管路詳細図により口頭説明ができる場合。（配管が複雑な場合は、立体図を記載する。）</p> <p>また、平面図及び平面管路詳細図には、撤去工事完了後の状況（新設工事に流用する箇所、撤去する箇所等）を明記すること。</p> <p>5. 臨時給水の取扱い</p> <p>(1) 工事申込みの際には、工事申請関係書類のほか「臨時給水使用申請書」に必要事項を記入（特に、使用予定期間の記入を確認すること。）し、給水装置課業務係（以下「業務係」という。）の調定担当者に提出のこと。</p> <p>(2) 設計審査完了後、市納付金及び水道料金を納入すること。</p> <p>(3) 申込書には、必ず使用予定期間を記入し提出すること。</p> <p>(4) 「臨時給水使用承認済の札」は、メーターとともに給水装置課検査係（以下「検査係」という。）で受領すること。</p> <p>(5) メーター受領後、「給水装置新設使用開始（廃止）届」（甲）に必要事項を記入し、検査係（検査員）へ提出すること。</p> <p>(6) 使用予定期間を超えて、1カ月以上継続使用するものについては、現在のメーター指針を確認できる写真を業務係に提出し、延長予定期間に基づく推定水道使用量の概算額を前納するとともに、延長期間の「臨時給水使用承認済の札」を受領すること。また、継続使用の旨を検査係（検査員）に報告すること。</p>	<p>2. 2 工事申込み・設計審査</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 給水装置工事の申込みにあたっては、設計内容等について管理者の設計審査を受けること。 2. 申込者は、設計審査の際に手数料を納入すること。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 事 前 協 議</p> <p>(1) 4階以上直結給水及び直結加圧給水を要望する場合は、原則として事前に協議が必要である。（「Ⅱ. 中高層建物直結給水技術基準」参照）</p> <p>(2) その他、技術的に判断が難しい場合は、申込み前に協議すること。</p> <p>2. 設 計 審 査</p> <p>(1) 設計審査は、給水装置課審査係（以下「審査係」という。）とする。</p> <p>(2) 窓口の受付は、平日 16 時までとする。なお、審査に時間がかかると思われる申込みは、余裕を持って設計審査を受けること。（受付時間内に審査できないものについては、翌日に再審査となる場合もあるので注意すること。）</p> <p>(3) 工事着手を急ぐ申込書については、審査・調定・市納付金及び水道料金納入後、審査係に申し出ること。</p> <p>(4) 一般住宅の新設工事において、次に示す条件を満たしている場合は、立体図を省略した平面図及び平面管路詳細図により審査を受けることができる。</p> <p>① 単独栓かつ家事用一世帯住宅で埋設配管、水抜装置等の給水器具を表示している場合。</p> <p>② 立体図を建物内の平面経路を記載した平面管路詳細図により容易に説明ができる場合。なお、配管が複雑で説明が難しい場合は、立体図を記載する。</p> <p>(5) 臨時給水の新設又は撤去工事において、次に示す条件を満たしている場合は、立体図を省略した平面図及び平面管路詳細図により審査を受けることができる。</p> <p>① 必要給水栓数が2栓以内の場合。</p> <p>② 立体図を建物内の平面経路を記載した平面管路詳細図により容易に説明ができる場合。なお、配管が複雑で説明が難しい場合は、立体図を記載する。</p> <p>また、撤去工事完了後に新設工事に流用する場合は、平面図及び平面管路詳細図に新設工事に流用する箇所、撤去する箇所等を明記すること。</p> <p>(6) 改造工事において、水抜栓以降の配管がすべて撤去（更新）となる場合は、改造前の立体図を省略することができる。</p> <p>なお、水抜栓が複数存在し、改造工事を行わない系統が混在する場合等は、事前に協議を行うこと。</p> <p>3. 臨時給水の取扱い</p> <p>(1) 工事申込みの際には、工事申請関係書類のほか「臨時給水使用申請書」に必要事項を記入し、給水装置課業務係（以下「業務係」という。）の調定担当者に提出すること。特に、使用予定期間の記入を確認すること。</p> <p>(2) 設計審査完了後、市納付金及び水道料金を納入すること。</p> <p>(3) 申込書には、必ず使用予定期間を記入し提出すること。</p> <p>(4) 「臨時給水使用承認済の札」は、メーターとともに給水装置課検査係（以下「検査係」という。）で受領すること。</p> <p>(5) メーター受領後、「給水装置新設使用開始（廃止）届」（甲）に必要事項を記入し、検査係（検査員）へ提出すること。</p> <p>(6) 使用予定期間を超えて、1カ月以上継続使用するものについては、現在のメーター指針を確認できる写真を業務係に提出し、延長予定期間に基づく推定水道使用量の概算額を前納するとともに、延長期間の「臨時給水使用承認済の札」を受領すること。また、継続使用の旨を検査係（検査員）に報告すること。</p>	<p>文言整理</p>	<p>文言追加</p>

頁	現 行	改 正 案	摘 要
14	<p>(7) 臨時給水の使用終了後は、遅滞なく臨時給水のメーターを返納するとともに、「給水装置新設使用開始（廃止）届」（乙）を検査係に提出すること。また、使用終了後メーターを本給水へ流用する場合は、「給水装置新設使用開始（廃止）届」（乙）及びメーターの最終指針を確認できる写真を提出するとともに、止水栓で必ず閉栓すること。</p> <p>(8) 臨時給水の使用中に給水装置を変更する場合は、あらかじめ改造工事を申込みこと。 なお、メーター口径を変更する場合は、新たに「臨時給水使用申請書」を提出のこと。</p> <p>(運 用)</p> <p>1. 建築物の解体作業に係る臨時給水使用手続</p> <p>(1) 手続きにあたっては、「臨時給水使用（事前承認）願い」を業務係へ提出すること。なお、緊急時には、ファクシミリでの送信により受付ける。</p> <p>(2) 建築物解体作業時の防塵対策用に、当該建築物の給水装置を使用して臨時給水を申込み場合は、使用後に当該装置の撤去を前提に、次の条件に適合する場合に限り、事前承認する。</p> <p>ア 臨時給水の給水栓を、既設給水装置の下流 4 m 程度に設置する場合。（この場合は、修繕工事とし、図面の提出は不要とする。）</p> <p>イ 臨時給水の給水栓を設置する指定事業者が、当該既設給水装置の撤去工事を申込み済又は、撤去することが確定している場合。</p> <p>ウ 使用を開始した日から 5 日以内に、「臨時給水使用申請書」及び撤去工事の申込みを行える場合。</p> <p>2. 既設の給水装置を臨時給水に使用する場合の取扱い</p> <p>現在、休止栓等で使用していないものであり、かつ料金調定が行われていない給水装置に限り、臨時給水として使用を認めるものとする。</p> <p>(1) 申込みの際には、「臨時給水使用申請書」に必要事項を記入（特に、使用予定期間の記入を確認すること。）し、「給水装置新設使用開始（廃止）届」（甲）及び現在のメーター指針を確認できる写真を添付のうえ、業務係へ提出すること。</p> <p>(2) 臨時給水の使用終了後は、遅滞なく「給水装置新設使用開始（廃止）届」（乙）及び最終メーター指針の確認ができる写真を業務係へ提出すること。</p> <p>6. 新設工事申込みの際、先に撤去工事等の申込みがある場合の取扱い</p> <p>新設工事・撤去工事・臨時給水等、工事の申込みを同時に行われなかった場合、設計審査時に先の工事内容を確認する必要があるため、先に申込み済みの工事申込書を検査員の許可を得て、審査係に提出すること。</p> <p>7. 市納付金について</p> <p>手数料等及び水道利用加入金（以下「加入金」という。）は、条例に基づき納入すること。ただし管理者が特に認めた場合は、後納扱いとすることができる。（官公署等の工事）</p> <p>(1) 設計審査及び検査手数料</p> <p>設計審査及び検査手数料については、条例第 34 条に基づき、新設（臨時給水含む）・改造・撤去の工事区分及びメーター（口径・個数）ごとに納入する。</p>	<p>(7) 臨時給水の使用終了後は、遅滞なく臨時給水のメーターを返納するとともに、「給水装置新設使用開始（廃止）届」（乙）を検査係に提出すること。また、使用終了後メーターを本給水へ流用する場合は、「給水装置新設使用開始（廃止）届」（乙）及びメーターの最終指針を確認できる写真を提出するとともに、止水栓で必ず閉栓すること。</p> <p>(8) 臨時給水の使用中に給水装置を変更する場合は、あらかじめ改造工事を申込みこと。 なお、メーター口径を変更する場合は、新たに「臨時給水使用申請書」を提出のこと。</p> <p>(運 用)</p> <p>1. 建築物の解体作業に係る臨時給水使用手続き</p> <p>(1) 手続きにあたっては、「臨時給水使用（事前承認）願い」を業務係へ提出すること。なお、緊急時には、ファクシミリでの送信により受付ける。</p> <p>(2) 建築物解体作業時の防塵対策用に、当該建築物の給水装置を使用して臨時給水を申込み場合は、次のどちらかの条件に適合する場合に限り、事前承認する。 なお、臨時給水の給水栓を、既設給水装置の下流 4 m 程度に設置する場合、図面の提出は不要とする。</p> <p>ア 臨時給水の給水栓を設置する指定事業者が、当該既設給水装置の撤去工事を申込み済又は、撤去することが確定している場合。</p> <p>イ 使用を開始した日から 5 日以内に、「臨時給水使用申請書」及び撤去工事の申込みを行える場合。</p> <p>2. 既設の給水装置を臨時給水に使用する場合の取扱い</p> <p>現在、休止栓等で使用していないものであり、かつ料金調定が行われていない給水装置に限り、臨時給水として使用を認めるものとする。</p> <p>(1) 申込みの際には、「臨時給水使用申請書」に必要事項を記入（特に、使用予定期間の記入を確認すること。）し、「給水装置新設使用開始（廃止）届」（甲）及び現在のメーター指針を確認できる写真を添付のうえ、業務係へ提出すること。</p> <p>(2) 臨時給水の使用終了後は、遅滞なく「給水装置新設使用開始（廃止）届」（乙）及び最終メーター指針の確認ができる写真を業務係へ提出すること。</p> <p>4. 新設工事申込みの際、先に撤去工事等の申込みがある場合の取扱い</p> <p>新設工事・撤去工事・臨時給水等、工事の申込みを同時に行われなかった場合、設計審査時に先の工事内容を確認する必要があるため、先に申込み済みの工事申込書を検査員の許可を得て、審査係に提出すること。</p> <p>5. 市納付金について</p> <p>手数料等及び水道利用加入金（以下「加入金」という。）は、条例に基づき納入すること。ただし管理者が特に認めた場合は、後納扱いとすることができる。（官公署等の工事）</p> <p>(1) 設計審査及び検査手数料</p> <p>設計審査及び検査手数料については、条例第 34 条に基づき、新設（臨時給水含む）・改造・撤去の工事区分及びメーター（口径・個数）ごとに納入する。</p>	<p>文言整理 番号整理</p>

頁	現 行	改 正 案	摘 要																																																																																																																																																																						
23	8. 関係官公署、会社所在地、電話番号一覧表	8. 関係官公署、会社所在地、電話番号一覧表																																																																																																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>T E L</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 道</td> <td>札幌開発建設部 札幌開発建設部札幌道路事務所</td> <td>(中央) 北2西19 (豊平) 月寒東2-8</td> <td>(代) 611-0111 (代) 854-6111</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">市 道</td> <td>(中央区) (中央区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(中央) 北12西23</td> <td>(代) 614-5800</td> </tr> <tr> <td>(北 区) (北区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(北) 太平12-2</td> <td>(代) 771-4211</td> </tr> <tr> <td>(東 区) (東区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(東) 北33東18</td> <td>(代) 781-3521</td> </tr> <tr> <td>(白石区) (白石区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(白石) 本通14南</td> <td>(代) 864-8125</td> </tr> <tr> <td>(厚別区) (厚別区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(厚別) 厚別町下野幌45 -39</td> <td>(代) 897-3800</td> </tr> <tr> <td>(豊平区) (豊平区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(豊平) 西岡3-1</td> <td>(代) 851-1681</td> </tr> <tr> <td>(清田区) (清田区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(清田) 平岡2-4</td> <td>(代) 888-2800</td> </tr> <tr> <td>(南 区) (南区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(南) 南31西8</td> <td>(代) 581-3811</td> </tr> <tr> <td>(西 区) (西区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(西) 西野290-10</td> <td>(代) 667-3201</td> </tr> <tr> <td>(手稲区) (手稲区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(手稲) 曙5-5</td> <td>(代) 681-4011</td> </tr> <tr> <td>1 級 河 川</td> <td>札幌開発建設部札幌河川事務所</td> <td>(南) 南32西8</td> <td>(代) 581-3235</td> </tr> <tr> <td>道 河 川</td> <td>北海道空知総合振興局 札幌建設管理部事業課</td> <td>(西) 西野3-1</td> <td>(代) 662-1161</td> </tr> <tr> <td>市 河 川</td> <td>(市) 建設局下水道河川部 河川管理課</td> <td>(豊平) 豊平6-3</td> <td>(代) 818-3415</td> </tr> <tr> <td>軌 道</td> <td>(市) 交通局電車事業所</td> <td>(中央) 南21西16</td> <td>(代) 551-3944</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">警 察</td> <td>中 央 警察署交通課</td> <td>(中央) 北1西5</td> <td>(代) 242-0110</td> </tr> <tr> <td>北 〃</td> <td>(北) 北24西8</td> <td>(代) 727-0110</td> </tr> <tr> <td>東 〃</td> <td>(東) 北16東1</td> <td>(代) 704-0110</td> </tr> <tr> <td>白 石 〃</td> <td>(白石) 菊水3-5</td> <td>(代) 814-0110</td> </tr> <tr> <td>厚 別 〃</td> <td>(厚別) 厚別中央2-4</td> <td>(代) 896-0110</td> </tr> <tr> <td>豊 平 〃</td> <td>(豊平) 豊平7-13</td> <td>(代) 813-0110</td> </tr> <tr> <td>南 〃</td> <td>(中央) 南29西11</td> <td>(代) 552-0110</td> </tr> <tr> <td>西 〃</td> <td>(西) 西野2-5</td> <td>(代) 666-0110</td> </tr> <tr> <td>手 稲 〃</td> <td>(手) 富丘1-4</td> <td>(代) 686-0110</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	名 称	所 在 地	T E L	国 道	札幌開発建設部 札幌開発建設部札幌道路事務所	(中央) 北2西19 (豊平) 月寒東2-8	(代) 611-0111 (代) 854-6111	市 道	(中央区) (中央区土木センター) 土木部維持管理課	(中央) 北12西23	(代) 614-5800	(北 区) (北区土木センター) 土木部維持管理課	(北) 太平12-2	(代) 771-4211	(東 区) (東区土木センター) 土木部維持管理課	(東) 北33東18	(代) 781-3521	(白石区) (白石区土木センター) 土木部維持管理課	(白石) 本通14南	(代) 864-8125	(厚別区) (厚別区土木センター) 土木部維持管理課	(厚別) 厚別町下野幌45 -39	(代) 897-3800	(豊平区) (豊平区土木センター) 土木部維持管理課	(豊平) 西岡3-1	(代) 851-1681	(清田区) (清田区土木センター) 土木部維持管理課	(清田) 平岡2-4	(代) 888-2800	(南 区) (南区土木センター) 土木部維持管理課	(南) 南31西8	(代) 581-3811	(西 区) (西区土木センター) 土木部維持管理課	(西) 西野290-10	(代) 667-3201	(手稲区) (手稲区土木センター) 土木部維持管理課	(手稲) 曙5-5	(代) 681-4011	1 級 河 川	札幌開発建設部札幌河川事務所	(南) 南32西8	(代) 581-3235	道 河 川	北海道空知総合振興局 札幌建設管理部事業課	(西) 西野3-1	(代) 662-1161	市 河 川	(市) 建設局下水道河川部 河川管理課	(豊平) 豊平6-3	(代) 818-3415	軌 道	(市) 交通局電車事業所	(中央) 南21西16	(代) 551-3944	警 察	中 央 警察署交通課	(中央) 北1西5	(代) 242-0110	北 〃	(北) 北24西8	(代) 727-0110	東 〃	(東) 北16東1	(代) 704-0110	白 石 〃	(白石) 菊水3-5	(代) 814-0110	厚 別 〃	(厚別) 厚別中央2-4	(代) 896-0110	豊 平 〃	(豊平) 豊平7-13	(代) 813-0110	南 〃	(中央) 南29西11	(代) 552-0110	西 〃	(西) 西野2-5	(代) 666-0110	手 稲 〃	(手) 富丘1-4	(代) 686-0110	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>T E L</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 道</td> <td>札幌開発建設部 札幌開発建設部札幌道路事務所</td> <td>(中央) 北2西19 (豊平) 月寒東2-8</td> <td>(代) 611-0111 (代) 854-6111</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">市 道</td> <td>(中央区) (中央区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(中央) 北12西23</td> <td>(代) 614-5800</td> </tr> <tr> <td>(北 区) (北区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(北) 太平12-2</td> <td>(代) 771-4211</td> </tr> <tr> <td>(東 区) (東区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(東) 北33東18</td> <td>(代) 781-3521</td> </tr> <tr> <td>(白石区) (白石区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(白石) 本通14南</td> <td>(代) 864-8125</td> </tr> <tr> <td>(厚別区) (厚別区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(厚別) 厚別町下野幌45 -39</td> <td>(代) 897-3800</td> </tr> <tr> <td>(豊平区) (豊平区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(豊平) 西岡3-1</td> <td>(代) 851-1681</td> </tr> <tr> <td>(清田区) (清田区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(清田) 平岡2-4</td> <td>(代) 888-2800</td> </tr> <tr> <td>(南 区) (南区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(南) 南31西8</td> <td>(代) 581-3811</td> </tr> <tr> <td>(西 区) (西区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(西) 西野290-10</td> <td>(代) 667-3201</td> </tr> <tr> <td>(手稲区) (手稲区土木センター) 土木部維持管理課</td> <td>(手稲) 曙5-5</td> <td>(代) 681-4011</td> </tr> <tr> <td>1 級 河 川</td> <td>札幌開発建設部札幌河川事務所</td> <td>(南) 南32西8</td> <td>(代) 581-3235</td> </tr> <tr> <td>道 河 川</td> <td>北海道空知総合振興局 札幌建設管理部事業課</td> <td>(西) 西野3-1</td> <td>(代) 662-1161</td> </tr> <tr> <td>市 河 川</td> <td>(市) 下水道河川局事業推進部 河川管理課</td> <td>(豊平) 豊平6-3</td> <td>(代) 818-3415</td> </tr> <tr> <td>軌 道</td> <td>(市) 交通局電車事業所</td> <td>(中央) 南21西16</td> <td>(代) 551-3944</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">警 察</td> <td>中 央 警察署交通課</td> <td>(中央) 北1西5</td> <td>(代) 242-0110</td> </tr> <tr> <td>北 〃</td> <td>(北) 北24西8</td> <td>(代) 727-0110</td> </tr> <tr> <td>東 〃</td> <td>(東) 北16東1</td> <td>(代) 704-0110</td> </tr> <tr> <td>白 石 〃</td> <td>(白石) 菊水3-5</td> <td>(代) 814-0110</td> </tr> <tr> <td>厚 別 〃</td> <td>(厚別) 厚別中央2-4</td> <td>(代) 896-0110</td> </tr> <tr> <td>豊 平 〃</td> <td>(豊平) 豊平7-13</td> <td>(代) 813-0110</td> </tr> <tr> <td>南 〃</td> <td>(中央) 南29西11</td> <td>(代) 552-0110</td> </tr> <tr> <td>西 〃</td> <td>(西) 西野2-5</td> <td>(代) 666-0110</td> </tr> <tr> <td>手 稲 〃</td> <td>(手) 富丘1-4</td> <td>(代) 686-0110</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	名 称	所 在 地	T E L	国 道	札幌開発建設部 札幌開発建設部札幌道路事務所	(中央) 北2西19 (豊平) 月寒東2-8	(代) 611-0111 (代) 854-6111	市 道	(中央区) (中央区土木センター) 土木部維持管理課	(中央) 北12西23	(代) 614-5800	(北 区) (北区土木センター) 土木部維持管理課	(北) 太平12-2	(代) 771-4211	(東 区) (東区土木センター) 土木部維持管理課	(東) 北33東18	(代) 781-3521	(白石区) (白石区土木センター) 土木部維持管理課	(白石) 本通14南	(代) 864-8125	(厚別区) (厚別区土木センター) 土木部維持管理課	(厚別) 厚別町下野幌45 -39	(代) 897-3800	(豊平区) (豊平区土木センター) 土木部維持管理課	(豊平) 西岡3-1	(代) 851-1681	(清田区) (清田区土木センター) 土木部維持管理課	(清田) 平岡2-4	(代) 888-2800	(南 区) (南区土木センター) 土木部維持管理課	(南) 南31西8	(代) 581-3811	(西 区) (西区土木センター) 土木部維持管理課	(西) 西野290-10	(代) 667-3201	(手稲区) (手稲区土木センター) 土木部維持管理課	(手稲) 曙5-5	(代) 681-4011	1 級 河 川	札幌開発建設部札幌河川事務所	(南) 南32西8	(代) 581-3235	道 河 川	北海道空知総合振興局 札幌建設管理部事業課	(西) 西野3-1	(代) 662-1161	市 河 川	(市) 下水道河川局事業推進部 河川管理課	(豊平) 豊平6-3	(代) 818-3415	軌 道	(市) 交通局電車事業所	(中央) 南21西16	(代) 551-3944	警 察	中 央 警察署交通課	(中央) 北1西5	(代) 242-0110	北 〃	(北) 北24西8	(代) 727-0110	東 〃	(東) 北16東1	(代) 704-0110	白 石 〃	(白石) 菊水3-5	(代) 814-0110	厚 別 〃	(厚別) 厚別中央2-4	(代) 896-0110	豊 平 〃	(豊平) 豊平7-13	(代) 813-0110	南 〃	(中央) 南29西11	(代) 552-0110	西 〃	(西) 西野2-5	(代) 666-0110	手 稲 〃	(手) 富丘1-4	(代) 686-0110	文言修正
種 別	名 称	所 在 地	T E L																																																																																																																																																																						
国 道	札幌開発建設部 札幌開発建設部札幌道路事務所	(中央) 北2西19 (豊平) 月寒東2-8	(代) 611-0111 (代) 854-6111																																																																																																																																																																						
市 道	(中央区) (中央区土木センター) 土木部維持管理課	(中央) 北12西23	(代) 614-5800																																																																																																																																																																						
	(北 区) (北区土木センター) 土木部維持管理課	(北) 太平12-2	(代) 771-4211																																																																																																																																																																						
	(東 区) (東区土木センター) 土木部維持管理課	(東) 北33東18	(代) 781-3521																																																																																																																																																																						
	(白石区) (白石区土木センター) 土木部維持管理課	(白石) 本通14南	(代) 864-8125																																																																																																																																																																						
	(厚別区) (厚別区土木センター) 土木部維持管理課	(厚別) 厚別町下野幌45 -39	(代) 897-3800																																																																																																																																																																						
	(豊平区) (豊平区土木センター) 土木部維持管理課	(豊平) 西岡3-1	(代) 851-1681																																																																																																																																																																						
	(清田区) (清田区土木センター) 土木部維持管理課	(清田) 平岡2-4	(代) 888-2800																																																																																																																																																																						
	(南 区) (南区土木センター) 土木部維持管理課	(南) 南31西8	(代) 581-3811																																																																																																																																																																						
	(西 区) (西区土木センター) 土木部維持管理課	(西) 西野290-10	(代) 667-3201																																																																																																																																																																						
	(手稲区) (手稲区土木センター) 土木部維持管理課	(手稲) 曙5-5	(代) 681-4011																																																																																																																																																																						
1 級 河 川	札幌開発建設部札幌河川事務所	(南) 南32西8	(代) 581-3235																																																																																																																																																																						
道 河 川	北海道空知総合振興局 札幌建設管理部事業課	(西) 西野3-1	(代) 662-1161																																																																																																																																																																						
市 河 川	(市) 建設局下水道河川部 河川管理課	(豊平) 豊平6-3	(代) 818-3415																																																																																																																																																																						
軌 道	(市) 交通局電車事業所	(中央) 南21西16	(代) 551-3944																																																																																																																																																																						
警 察	中 央 警察署交通課	(中央) 北1西5	(代) 242-0110																																																																																																																																																																						
	北 〃	(北) 北24西8	(代) 727-0110																																																																																																																																																																						
	東 〃	(東) 北16東1	(代) 704-0110																																																																																																																																																																						
	白 石 〃	(白石) 菊水3-5	(代) 814-0110																																																																																																																																																																						
	厚 別 〃	(厚別) 厚別中央2-4	(代) 896-0110																																																																																																																																																																						
	豊 平 〃	(豊平) 豊平7-13	(代) 813-0110																																																																																																																																																																						
	南 〃	(中央) 南29西11	(代) 552-0110																																																																																																																																																																						
	西 〃	(西) 西野2-5	(代) 666-0110																																																																																																																																																																						
手 稲 〃	(手) 富丘1-4	(代) 686-0110																																																																																																																																																																							
種 別	名 称	所 在 地	T E L																																																																																																																																																																						
国 道	札幌開発建設部 札幌開発建設部札幌道路事務所	(中央) 北2西19 (豊平) 月寒東2-8	(代) 611-0111 (代) 854-6111																																																																																																																																																																						
市 道	(中央区) (中央区土木センター) 土木部維持管理課	(中央) 北12西23	(代) 614-5800																																																																																																																																																																						
	(北 区) (北区土木センター) 土木部維持管理課	(北) 太平12-2	(代) 771-4211																																																																																																																																																																						
	(東 区) (東区土木センター) 土木部維持管理課	(東) 北33東18	(代) 781-3521																																																																																																																																																																						
	(白石区) (白石区土木センター) 土木部維持管理課	(白石) 本通14南	(代) 864-8125																																																																																																																																																																						
	(厚別区) (厚別区土木センター) 土木部維持管理課	(厚別) 厚別町下野幌45 -39	(代) 897-3800																																																																																																																																																																						
	(豊平区) (豊平区土木センター) 土木部維持管理課	(豊平) 西岡3-1	(代) 851-1681																																																																																																																																																																						
	(清田区) (清田区土木センター) 土木部維持管理課	(清田) 平岡2-4	(代) 888-2800																																																																																																																																																																						
	(南 区) (南区土木センター) 土木部維持管理課	(南) 南31西8	(代) 581-3811																																																																																																																																																																						
	(西 区) (西区土木センター) 土木部維持管理課	(西) 西野290-10	(代) 667-3201																																																																																																																																																																						
	(手稲区) (手稲区土木センター) 土木部維持管理課	(手稲) 曙5-5	(代) 681-4011																																																																																																																																																																						
1 級 河 川	札幌開発建設部札幌河川事務所	(南) 南32西8	(代) 581-3235																																																																																																																																																																						
道 河 川	北海道空知総合振興局 札幌建設管理部事業課	(西) 西野3-1	(代) 662-1161																																																																																																																																																																						
市 河 川	(市) 下水道河川局事業推進部 河川管理課	(豊平) 豊平6-3	(代) 818-3415																																																																																																																																																																						
軌 道	(市) 交通局電車事業所	(中央) 南21西16	(代) 551-3944																																																																																																																																																																						
警 察	中 央 警察署交通課	(中央) 北1西5	(代) 242-0110																																																																																																																																																																						
	北 〃	(北) 北24西8	(代) 727-0110																																																																																																																																																																						
	東 〃	(東) 北16東1	(代) 704-0110																																																																																																																																																																						
	白 石 〃	(白石) 菊水3-5	(代) 814-0110																																																																																																																																																																						
	厚 別 〃	(厚別) 厚別中央2-4	(代) 896-0110																																																																																																																																																																						
	豊 平 〃	(豊平) 豊平7-13	(代) 813-0110																																																																																																																																																																						
	南 〃	(中央) 南29西11	(代) 552-0110																																																																																																																																																																						
	西 〃	(西) 西野2-5	(代) 666-0110																																																																																																																																																																						
手 稲 〃	(手) 富丘1-4	(代) 686-0110																																																																																																																																																																							

頁	現 行				改 正 案				摘 要	
24	種 別	名 称	所 在 地	TEL	種 別	名 称	所 在 地	TEL		
	消 防 署	中 央 消防署	(中央) 南4西10	(代) 215-2120	消 防 署	中 央 消防署	(中央) 南4西10	(代) 215-2120		
		北 〃	(北) 北24西8	(代) 737-2100		北 〃	(北) 北24西8	(代) 737-2100	(代) 737-2100	
		東 〃	(東) 北24東17	(代) 781-2100		東 〃	(東) 北24東17	(代) 781-2100	(代) 781-2100	
		白 石 〃	(白石) 南郷通6北	(代) 861-2100		白 石 〃	(白石) 南郷通6北	(代) 861-2100	(代) 861-2100	
		厚 別 〃	(厚別) 厚別中央1-5	(代) 892-2100		厚 別 〃	(厚別) 厚別中央1-5	(代) 892-2100	(代) 892-2100	
		豊 平 〃	(豊平) 月寒東1-8	(代) 852-2100		豊 平 〃	(豊平) 月寒東1-8	(代) 852-2100	(代) 852-2100	
		清 田 〃	(清田) 平岡1-1	(代) 883-2100		清 田 〃	(清田) 平岡1-1	(代) 883-2100	(代) 883-2100	
		南 〃	(南) 真駒内幸町1	(代) 581-2100		南 〃	(南) 真駒内上町5	(代) 581-2100	(代) 581-2100	
		西 〃	(西) 発寒10-4	(代) 667-2100		西 〃	(西) 発寒10-4	(代) 667-2100	(代) 667-2100	
	手 稲 〃	(手稲) 手稲本町2-5	(代) 681-2100	手 稲 〃	(手稲) 手稲本町2-5	(代) 681-2100	(代) 681-2100			
	バ ス 事 業	ジェイ・アール北海道バス	(中央) 大通西1	272-2111	バ ス 事 業	ジェイ・アール北海道バス	(西) 二十四軒2-7	(代) 622-8000		
		中央バス 札幌ターミナル	(中央) 大通東1	231-0500		中央バス 札幌ターミナル	(中央) 大通東1	231-0500	231-0500	
		道南バス 札幌営業所	(白石) 本通20丁目	865-5511		道南バス 札幌営業所	(白石) 本通20丁目	865-5511	865-5511	
		定鉄バス 事業部	(白石) 東札幌1-1	572-3131		定鉄バス 事業部	(白石) 東札幌1-1	572-3131	572-3131	
		ばんけいバス	(中央) 盤溪475番地	644-3731		ばんけいバス	(中央) 盤溪475番地	644-3731	644-3731	
	国 有 地 及 び 国 有 未 開 地	北海道財務局 統括国有財産管理課	(北) 北8西2 札幌 第1合同庁舎	(代) 709-2311	国 有 地 及 び 国 有 未 開 地	北海道財務局 統括国有財産管理課	(北) 北8西2 札幌 第1合同庁舎	(代) 709-2311		
		北海道石狩振興局地域政策部総務課	(中央) 北3西7	(代) 231-4111		北海道石狩振興局地域政策部総務課	(中央) 北3西7	(代) 231-4111	(代) 231-4111	
	ガ ス 事 業	北海道ガス 輸送ネットワーク供給グループ (都市ガス)	(中央) 北4東5	261-7488	ガ ス 事 業	北海道ガス 緊急保安グループ (都市ガス)	(東) 北7東2	792-8104		
		北ガスジェネックス (プロパン)	(東) 伏古8-2	783-7724		北ガスジェネックス (プロパン)	(東) 伏古8-2	783-7724	783-7724	
	電 力	地中送電グループ (66kV以上)	(東) 東苗穂5-1	782-1289	電 力	地中送電グループ (66kV以上)	(東) 東苗穂5-1	782-1289		
		地中配電グループ (33kV以下)	(中央) 大通東1	251-4953		地中配電グループ (33kV以下)	(中央) 大通東1	251-4953	251-4953	
	電 話	NTT 東日本-北海道カスタマーサービス部門設備立会い担当	(中央) 宮の森2-1	(代) 621-8000	電 話	NTT 東日本-北海道カスタマーサービス部門設備立会い担当	(中央) 宮の森2-1	(代) 621-8000		
	下 水 道	(市) 建設局下水道施設部排水指導課	(豊平) 豊平6-3	818-3422	下 水 道	(市) 下水道河川局事業推進部排水指導課	(豊平) 豊平6-3	818-3422	文言修正	
		東部下水管理センター	(白石) 本通20北2	(代) 865-7121		東部下水管理センター	(白石) 本通20北2	(代) 865-7121	(代) 865-7121	
		西部下水管理センター	(西) 八軒9西7	(代) 641-8671		西部下水管理センター	(西) 八軒9西7	(代) 641-8671	(代) 641-8671	
	環 境 局	中 央 清掃事務所	(南) 南30西8	581-1153	環 境 局	中 央 清掃事務所	(南) 南30西8	581-1153		
		北 〃	(北) 屯田町990	772-5353		北 〃	(北) 屯田町990	772-5353	772-5353	
		東 〃	(東) 丘珠町873	781-6653		東 〃	(東) 丘珠町873	781-6653	781-6653	
		白 石 〃	(白石) 東米里2170	876-1753		白 石 〃	(白石) 東米里2170	876-1753	876-1753	
		豊 平 〃	(豊平) 西岡520	581-9153		豊平・南 〃	(南) 真駒内602	583-8613	583-8613	
		南 〃	(南) 真駒内602	583-8613		西 〃	(西) 発寒15-14	664-0053	664-0053	
	西 〃	(西) 発寒15-14	664-0053							

頁	現 行	改 正 案	摘 要																																
29	<p>2. 7 しゅん功書類の提出及びメーターの支給</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 指定事業者は、工事完了後、給水装置工事検査申込書又は臨時給水検査申込書とともに、しゅん功図及び資料等を提出すること。</p> <p>2. メーターの支給は、管理者が行う検査の合格後とする。</p> <p>3. メーターの支給時には、「給水装置新設使用開始（廃止）届」「給水装置異動届」に必要事項を記入して提出し、水道使用標識（給水栓番号）及びお客様番号札を受領すること。</p> <p>4. 撤去工事等により不要になったメーターは、遅滞なく返納すること。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. しゅん功図の作成にあたっては、「10. 図面の作成」によること。また、開発行為等については、次表によること。</p> <table border="1" data-bbox="261 814 1234 1014"> <thead> <tr> <th>工 事 内 容</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開 発 行 為</td> <td>Ⅲ. 開発行為に伴う給水装置工事処理要領</td> </tr> <tr> <td>受 水 槽</td> <td>9. 受水槽</td> </tr> <tr> <td>4階以上直結直圧及び直結加圧給水</td> <td>Ⅱ. 中高層建物直結給水技術基準</td> </tr> <tr> <td>遠 隔 指 示 式 メ ー タ ー 設 置</td> <td>Ⅵ. 遠隔指示式メーター設置要領</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 提出資料には、給水装置工事使用材料・検査確認報告書及び記録写真等がある。</p> <p>(1) 給水装置工事使用材料・検査確認報告書とは、給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項と給水装置の構造及び材質が基準に適合しているかの確認方法及びその結果を記入したものであり、次表は参考例である。</p> <p>(2) 記録写真は、管理者が確認のため必要とするもの及び本市以外の関係機関から求められるものがある。</p> <p>ア 管理者が確認のため必要とするもの（現地検査の際、検査員に提示）とは、以下を記録した写真である。</p> <table data-bbox="320 1360 1299 1465"> <tr> <td>(7) 分岐部</td> <td>(イ) 埋設深度</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 受水槽の吐水口空間</td> <td>(エ) 水圧試験</td> </tr> <tr> <td>(オ) 道路本復旧写真（市道）</td> <td>(カ) その他、本市検査員が指示したもの</td> </tr> </table> <p>イ 本市以外の関係機関から求められるもの（施工後速やかに提出）とは、以下を記録した写真である。</p> <p>(7) 道路掘削状況及び舗装本復旧状況の写真（国道）</p> <p>(イ) その他、関係機関から求められたもの</p>	工 事 内 容	適 用	開 発 行 為	Ⅲ. 開発行為に伴う給水装置工事処理要領	受 水 槽	9. 受水槽	4階以上直結直圧及び直結加圧給水	Ⅱ. 中高層建物直結給水技術基準	遠 隔 指 示 式 メ ー タ ー 設 置	Ⅵ. 遠隔指示式メーター設置要領	(7) 分岐部	(イ) 埋設深度	(ウ) 受水槽の吐水口空間	(エ) 水圧試験	(オ) 道路本復旧写真（市道）	(カ) その他、本市検査員が指示したもの	<p>2. 7 しゅん功書類の提出及びメーターの支給</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 指定事業者は、工事完了後、給水装置工事検査申込書又は臨時給水検査申込書とともに、しゅん功図及び資料等を提出すること。</p> <p>2. メーターの支給は、管理者が行う検査の合格後とする。</p> <p>3. メーターの支給時には、「給水装置新設使用開始（廃止）届」「給水装置異動届」に必要事項を記入して提出し、水道使用標識（給水栓番号）及びお客様番号札を受領すること。</p> <p>4. 撤去工事等により不要になったメーターは、遅滞なく返納すること。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. しゅん功図の作成にあたっては、「10. 図面の作成」によること。また、開発行為等については、次表によること。</p> <table border="1" data-bbox="1498 814 2472 1014"> <thead> <tr> <th>工 事 内 容</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開 発 行 為</td> <td>Ⅲ. 開発行為に伴う給水装置工事処理要領</td> </tr> <tr> <td>受 水 槽</td> <td>9. 受水槽</td> </tr> <tr> <td>4階以上直結直圧及び直結加圧給水</td> <td>Ⅱ. 中高層建物直結給水技術基準</td> </tr> <tr> <td>遠 隔 指 示 式 メ ー タ ー 設 置</td> <td>Ⅵ. 遠隔指示式メーター設置要領</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 提出資料には、給水装置工事使用材料・検査確認報告書及び記録写真等がある。</p> <p>(1) 給水装置工事使用材料・検査確認報告書とは、給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項と給水装置の構造及び材質が基準に適合しているかの確認方法及びその結果を記入したものであり、次表は参考例である。</p> <p>(2) 記録写真は、管理者が確認のため必要とするもの及び本市以外の関係機関から求められるものがある。記録写真の撮影に際し、小黒板等を用いて、現場住所と撮影日がわかるようにすること。</p> <p>ア 管理者が確認のため必要とするもの（現地検査の際、検査員に提示）とは、以下を記録した写真である。</p> <table data-bbox="1558 1360 2537 1465"> <tr> <td>(7) 分岐部</td> <td>(イ) 埋設深度</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 受水槽の吐水口空間</td> <td>(エ) 水圧試験</td> </tr> <tr> <td>(オ) 道路本復旧写真（市道）</td> <td>(カ) その他、本市検査員が指示したもの</td> </tr> </table> <p>イ 本市以外の関係機関から求められるもの（施工後速やかに提出）とは、以下を記録した写真である。</p> <p>(7) 道路掘削状況及び舗装本復旧状況において必要とされる写真（国道）</p> <p>(イ) その他、関係機関から求められたもの</p>	工 事 内 容	適 用	開 発 行 為	Ⅲ. 開発行為に伴う給水装置工事処理要領	受 水 槽	9. 受水槽	4階以上直結直圧及び直結加圧給水	Ⅱ. 中高層建物直結給水技術基準	遠 隔 指 示 式 メ ー タ ー 設 置	Ⅵ. 遠隔指示式メーター設置要領	(7) 分岐部	(イ) 埋設深度	(ウ) 受水槽の吐水口空間	(エ) 水圧試験	(オ) 道路本復旧写真（市道）	(カ) その他、本市検査員が指示したもの	<p>文言追加</p>
工 事 内 容	適 用																																		
開 発 行 為	Ⅲ. 開発行為に伴う給水装置工事処理要領																																		
受 水 槽	9. 受水槽																																		
4階以上直結直圧及び直結加圧給水	Ⅱ. 中高層建物直結給水技術基準																																		
遠 隔 指 示 式 メ ー タ ー 設 置	Ⅵ. 遠隔指示式メーター設置要領																																		
(7) 分岐部	(イ) 埋設深度																																		
(ウ) 受水槽の吐水口空間	(エ) 水圧試験																																		
(オ) 道路本復旧写真（市道）	(カ) その他、本市検査員が指示したもの																																		
工 事 内 容	適 用																																		
開 発 行 為	Ⅲ. 開発行為に伴う給水装置工事処理要領																																		
受 水 槽	9. 受水槽																																		
4階以上直結直圧及び直結加圧給水	Ⅱ. 中高層建物直結給水技術基準																																		
遠 隔 指 示 式 メ ー タ ー 設 置	Ⅵ. 遠隔指示式メーター設置要領																																		
(7) 分岐部	(イ) 埋設深度																																		
(ウ) 受水槽の吐水口空間	(エ) 水圧試験																																		
(オ) 道路本復旧写真（市道）	(カ) その他、本市検査員が指示したもの																																		

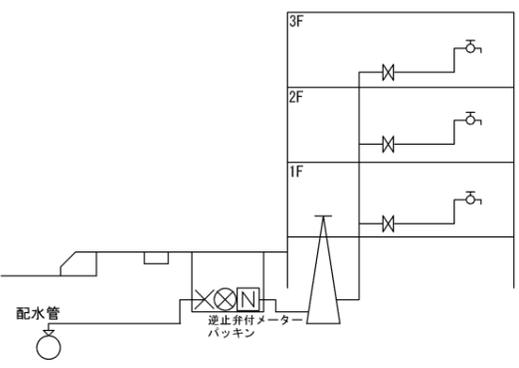
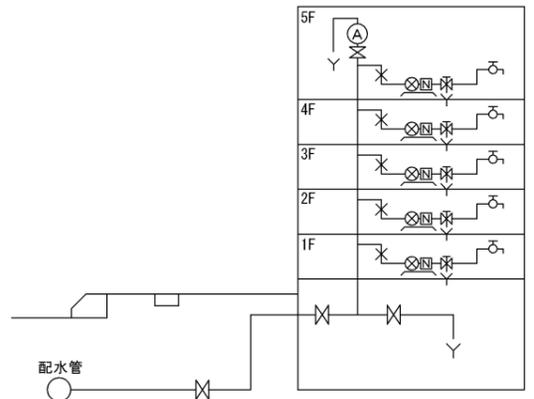
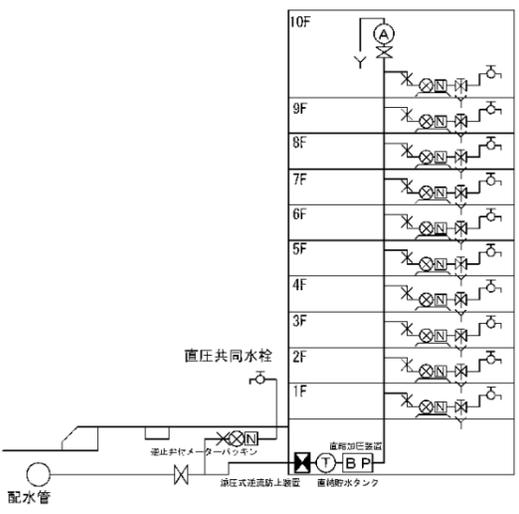
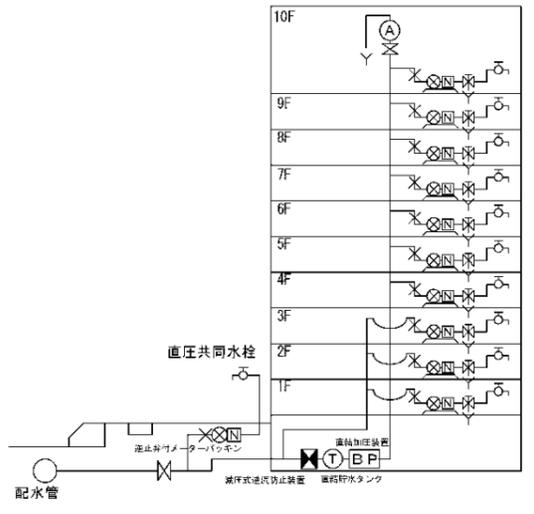
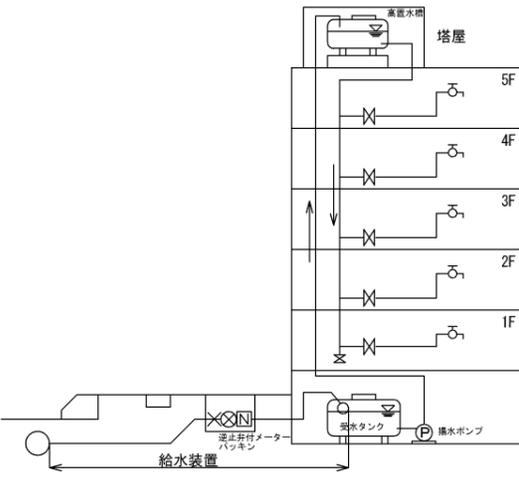
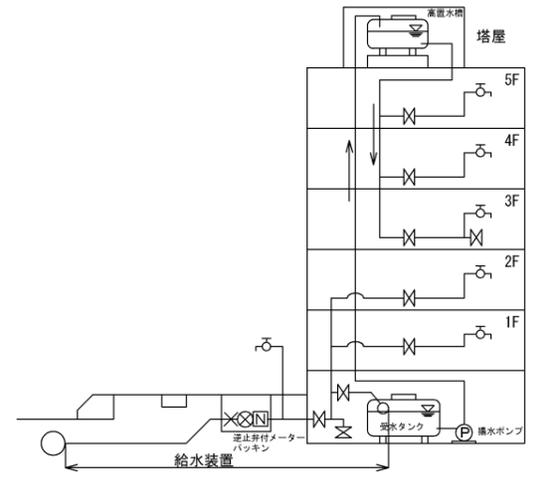
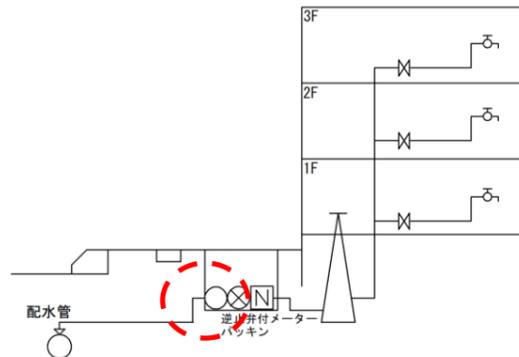
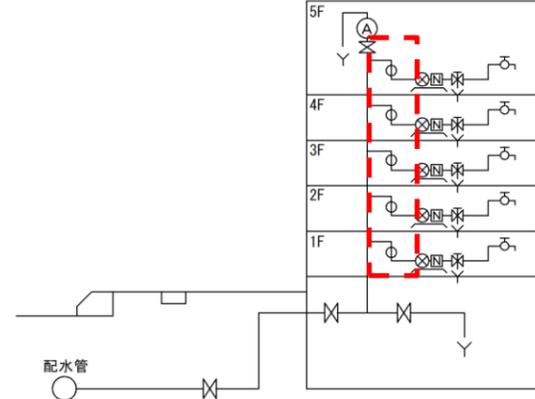
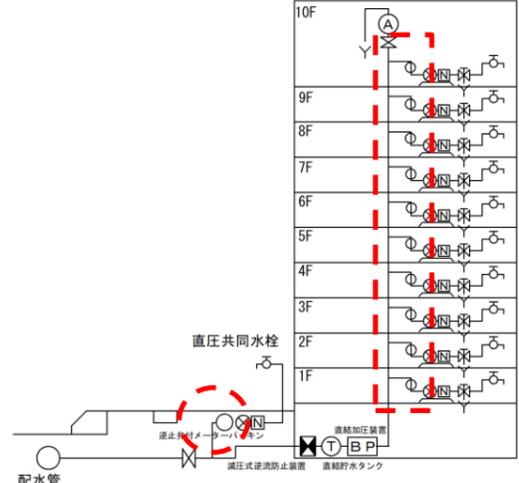
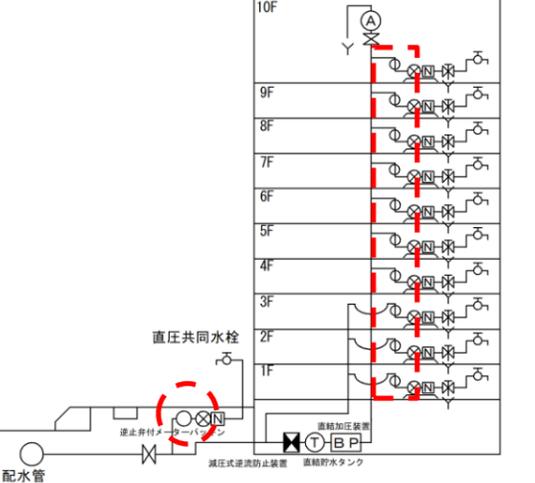
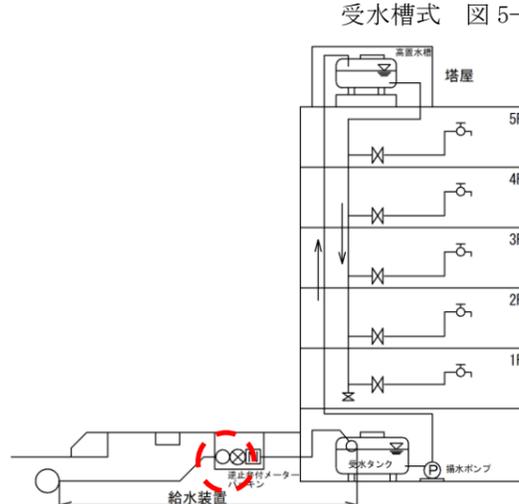
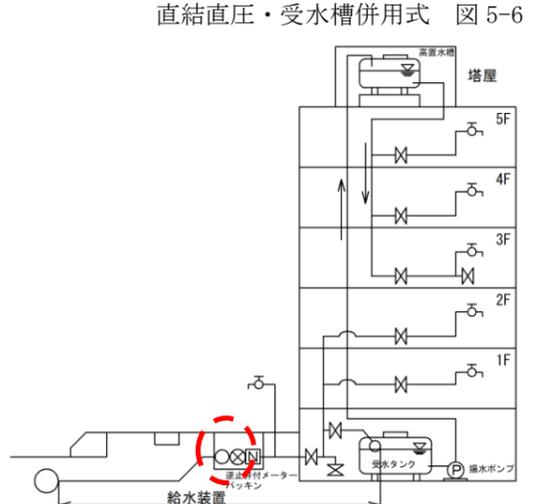
頁	現 行	改 正 案	摘 要																												
31	<p>3. しゅん功図及び資料は、設置した給水装置の使用時期等を考慮し、余裕をもって提出すること。</p> <p>4. メーターの支給及び返納</p> <p>(1) メーターは、しゅん功図及び資料等が提出され、それに基づき管理者の書類検査を実施後、現地検査日時の打合せを行った後、支給するものとする。 なお、無線式メーターの場合は I D 番号（お客様番号）の入力が必要である。</p> <p>(2) メーターは、メーター出庫要求書に基づき受領すること。また、使用するメーターの口径・器種により、30 日～45 日以上の準備要求期間が必要な場合があるので、余裕をもって申込むこと。 なお、支給時間は、原則として平日 9 時から 16 時までとする。</p> <p>(3) メーターの支給場所は、メーターの器種・口径により異なっており、次表によること。</p> <table border="1" data-bbox="296 520 1389 915"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口 径 (mm)</th> <th colspan="3">支 給 場 所</th> </tr> <tr> <th>直 読 式 (表示部回転式含む)</th> <th>無 線 式</th> <th>遠隔指示式 (個別)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>給水装置課（検査係） (総数 11 個以上は、資材センター)</td> <td>給水装置課（検査係） (支給時に I D 番号入力)</td> <td rowspan="2">資材センター</td> </tr> <tr> <td>20 以上</td> <td>資材センター</td> <td>資材センター（検査時に I D 番号入力）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 掘上メーターは、直ちに取付けねじ部にキャップを取付け、ねじ部を保護し、速やかに給水装置課（検査係）に返納すること。ただし 50 mm 以上のメーターは、給水装置課（検査係）で指針を確認のうえ、「掘上メーター返納書」に基づき資材センターに返納すること。</p> <p>5. 新設及び撤去メーターの指針の取扱い</p> <p>(1) 新設メーターの基礎指針は、小数点以下第 1 位を切上げし、m³単位とする。</p> <p>(2) 撤去メーターの掘上指針は、小数点以下を切捨てし、m³単位とする。</p> <p>6. 技術的な不備あるいは、故意、過失により、メーターを損傷した場合及びメーターを亡失した場合、原因者は損害額を補償しなければならない。</p> <p>(1) 指定事業者は、「水道メーター（亡失・き損）届出書」を検査係担当者へ提出すること。</p> <p>(2) 原因者は、水道メーターの損害賠償の費用として、管理者が別に定める固定資産売却代を 期日までに納入すること。</p>	口 径 (mm)	支 給 場 所			直 読 式 (表示部回転式含む)	無 線 式	遠隔指示式 (個別)	13	給水装置課（検査係） (総数 11 個以上は、資材センター)	給水装置課（検査係） (支給時に I D 番号入力)	資材センター	20 以上	資材センター	資材センター（検査時に I D 番号入力）	<p>3. しゅん功図及び資料は、設置した給水装置の使用時期等を考慮し、余裕をもって提出すること。</p> <p>4. メーターの支給及び返納</p> <p>(1) メーターは、しゅん功図及び資料等が提出され、それに基づき管理者の書類検査を実施後、現地検査日時の打合せを行った後、支給するものとする。 なお、無線式メーターの場合は I D 番号（お客様番号）の入力が必要である。</p> <p>(2) メーターは、メーター出庫要求書に基づき受領すること。また、使用するメーターの口径・器種により、30 日～45 日以上の準備要求期間が必要な場合があるので、余裕をもって申込むこと。 なお、支給時間は、原則として平日 9 時から 16 時までとする。</p> <p>(3) メーターの支給場所は、メーターの器種・口径により異なっており、次表によること。</p> <table border="1" data-bbox="1537 520 2629 915"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口 径 (mm)</th> <th colspan="3">支 給 場 所</th> </tr> <tr> <th>直 読 式 (表示部回転式含む)</th> <th>無 線 式</th> <th>遠隔指示式 (個別)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>給水装置課（検査係） (総数 11 個以上は、資材センター)</td> <td>給水装置課（検査係） (支給時に I D 番号入力)</td> <td rowspan="2">資材センター</td> </tr> <tr> <td>20 以上</td> <td>資材センター</td> <td>資材センター（検査時に I D 番号入力）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 撤去メーターは、掘上後直ちに取付けねじ部にキャップを取付ける等、ねじ部を保護し、速やかに給水装置課（検査係）に返納すること。ただし 50 mm 以上のメーターは、給水装置課（検査係）で指針を確認のうえ、「掘上メーター返納書」に基づき資材センターに返納すること。</p> <p>5. 新設及び撤去メーターの指針の取扱い</p> <p>(1) 新設メーターの基礎指針は、小数点以下第 1 位を切上げし、m³単位とする。</p> <p>(2) 撤去メーターの掘上指針は、小数点以下を切捨てし、m³単位とする。</p> <p>6. 技術的な不備あるいは、故意、過失により、メーターを損傷した場合及びメーターを亡失した場合、原因者は損害額を補償しなければならない。</p> <p>(1) 指定事業者は、「水道メーター（亡失・き損）届出書」を検査係担当者へ提出すること。</p> <p>(2) 原因者は、水道メーターの損害賠償の費用として、管理者が別に定めるメーター補償費を期日までに納入すること。</p>	口 径 (mm)	支 給 場 所			直 読 式 (表示部回転式含む)	無 線 式	遠隔指示式 (個別)	13	給水装置課（検査係） (総数 11 個以上は、資材センター)	給水装置課（検査係） (支給時に I D 番号入力)	資材センター	20 以上	資材センター	資材センター（検査時に I D 番号入力）	<p>文言整理</p> <p>文言修正</p>
口 径 (mm)	支 給 場 所																														
	直 読 式 (表示部回転式含む)	無 線 式	遠隔指示式 (個別)																												
13	給水装置課（検査係） (総数 11 個以上は、資材センター)	給水装置課（検査係） (支給時に I D 番号入力)	資材センター																												
20 以上	資材センター	資材センター（検査時に I D 番号入力）																													
口 径 (mm)	支 給 場 所																														
	直 読 式 (表示部回転式含む)	無 線 式	遠隔指示式 (個別)																												
13	給水装置課（検査係） (総数 11 個以上は、資材センター)	給水装置課（検査係） (支給時に I D 番号入力)	資材センター																												
20 以上	資材センター	資材センター（検査時に I D 番号入力）																													

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
33	<p>3. 設計の基本条件</p> <p>3. 1 設計の基本条件</p> <div data-bbox="261 411 1380 978" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1. 給水装置は、水道事業者の施設である配水管に直接接続し、需要者に安全な水道水を供給する設備であることから、給水装置の構造及び材質は政令の定める基準に適合するよう設計しなければならない。</p> <p>2. 給水装置は、需要者に安全な水道水を供給するために、汚水等が配水管に逆流しない構造となっていること、給水管及び給水用具の材質が水道水の水質に影響を及ぼさないこと、内圧及び外圧に対して十分な強度を有していること、漏水等が生じない構造となっていること、凍結防止のため、必要な措置が講じられていること、維持管理が容易であること等が必要である。</p> <p>3. 本市では、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造、材質を指定している。ただし、メーターが建物内に設置される場合は、建物までとする。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 給水装置の構造及び材質の基準は、法第 16 条を受けて政令で定められている。この法第 16 条では、「施行令第 5 条（給水装置の構造及び材質の基準）」の 1 号～7 号まで、さらに 4、5、7 号の技術的細目として「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合していないときには、給水拒否や、給水の停止を行うことができるとされている。</p> <p>2. 給水装置の構造及び材質の基準は、給水装置に用いようとする個々の給水管及び給水用具の性能基準と、給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な具体的な判断基準が定められている。</p> <p>性能基準は、項目ごとにその性能確保が不可欠な給水管及び給水用具に限定して適用されているが、性能基準を満足しているだけでは給水装置の構造及び材質の適正を確保するためには不十分であることから、給水装置システム全体として満たすべき技術的な基準を定めている。</p> <p>3. 配水管への取付口からメーターまでの使用材料については、条例第 8 条の 3「給水管及び給水用具の指定等」に基づき、災害時による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるように給水管及び給水用具の構造及び材質を指定している。</p> <p>4. メーターをパイプシャフト内に設置する場合は、本市承認のメーターユニットを使用して設置すること。</p> <p>なお、ユニットを設置する台座は、アンカーボルト、全ねじボルト等で固定すること。</p>	<p>3. 設計の基本条件</p> <p>3. 1 設計の基本条件</p> <div data-bbox="1498 411 2617 978" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1. 給水装置は、水道事業者の施設である配水管に直接接続し、需要者に安全な水道水を供給する設備であることから、給水装置の構造及び材質は政令の定める基準に適合するよう設計しなければならない。</p> <p>2. 給水装置は、需要者に安全な水道水を供給するために、汚水等が配水管に逆流しない構造となっていること、給水管及び給水用具の材質が水道水の水質に影響を及ぼさないこと、内圧及び外圧に対して十分な強度を有していること、漏水等が生じない構造となっていること、凍結防止のため、必要な措置が講じられていること、維持管理が容易であること等が必要である。</p> <p>3. 本市では、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造、材質を指定している。ただし、メーターが建物内に設置される場合は、建物までとする。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 給水装置の構造及び材質の基準は、法第 16 条を受けて政令で定められている。この法第 16 条では、「施行令第 5 条（給水装置の構造及び材質の基準）」の 1 号～7 号まで、さらに 4、5、7 号の技術的細目として「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合していないときには、給水拒否や、給水の停止を行うことができるとされている。</p> <p>2. 給水装置の構造及び材質の基準は、給水装置に用いようとする個々の給水管及び給水用具の性能基準と、給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な具体的な判断基準が定められている。</p> <p>性能基準は、項目ごとにその性能確保が不可欠な給水管及び給水用具に限定して適用されているが、性能基準を満足しているだけでは給水装置の構造及び材質の適正を確保するためには不十分であることから、給水装置システム全体として満たすべき技術的な基準を定めている。</p> <p>3. 配水管への取付口からメーターまでの使用材料については、条例第 8 条の 3「給水管及び給水用具の指定等」に基づき、災害時による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるように給水管及び給水用具の構造及び材質を指定している。</p> <p>4. メーターをパイプシャフト内に設置する場合は、本市承認のメーターユニットを使用して設置すること。</p> <p>なお、ユニットを設置する台座は、アンカーボルト、全ねじボルト等で固定し、ユニット本体とメーターの脱着用のハンドルは、結束バンドで結び固定する。</p>	文言追加

頁	現 行	改 訂 案	摘 要																																																																																																																																																																																												
34	<p style="text-align: center;">4. 基本調査</p> <p>4.1 基本調査</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 給水装置工事の依頼を受けた場合は、現場の状況を確実に把握するため必要な調査を行うこと。</p> <p>2. 調査は、設計の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は設計施工さらには、給水装置自体に影響するため慎重に行うこと。</p> <p>3. 開発行為に伴う工事及び使用水量が多量の場合には、水道施設の新、増設に係る費用負担が伴うことも考えられるため、事前に本市と協議すること。</p> </div> <p><解説></p> <p>1. 調査は、事前調査と現場調査に区分され、その内容は「工事申込者に確認するもの」、「給水装置課及び所管の配水管理課等で調査するもの」及び「現地で調査するもの」等があり、次表に示すとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査項目</th> <th rowspan="2">調査内容</th> <th colspan="4">調査（確認）場所</th> </tr> <tr> <th>申込者</th> <th>水道局</th> <th>現地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 工事場所</td> <td>・町名・条丁目・番地・住居表示番号</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 使用水量</td> <td>・使用目的（事業・住居）・使用人数・延床面積・取付栓数・給水方式</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 既設給水装置の有無</td> <td>・所有者・布設年月・形態（単独・連合）・口径・管種・布設位置・使用水量・栓番</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>所有者</td> </tr> <tr> <td>④ 屋外配管</td> <td>・メーター・止水栓（仕切弁）の位置・布設ルート</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 屋内配管</td> <td>・給水栓の位置（種類と個数）・給水用具</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 配水管の布設状況</td> <td>・口径・管種・水圧・布設位置・仕切弁・消火栓の位置</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 配水方式等</td> <td>・給水区域・市街化区域・配水調整区域・高区配水区域・ブロック配水区域</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 道路の状況</td> <td>・種別（国道・道道・市道・私道）・幅員・道路工作物舗装種別（アスファルト・コンクリート・砂利）・舗装年次（オーバーレイ）・その他（河川敷等）</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>道路管理者等</td> </tr> <tr> <td>⑨ 各種の埋設物の有無</td> <td>・種類（下水道管・ガス管・電気・電話ケーブル）・位置・口径</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>埋設物管理者</td> </tr> <tr> <td>⑩ 現地の施工環境</td> <td>・地質・地下水位・施工時間（昼・夜）・関連工事</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>⑪ 既設共用管（連合管）を利用する場合</td> <td>・所有者・給水戸数・布設年月・口径・布設位置・止水栓の位置・既設建造物との関連</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>所有者</td> </tr> <tr> <td>⑫ 受水槽方式の場合</td> <td>・受水槽の構造・位置・点検口の位置と配管ルート</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑬ 工事に関する同意承諾の取得確認</td> <td>・分岐の同意・私有地給水管理設の同意・その他利害関係人の承諾</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>利害関係者</td> </tr> <tr> <td>⑭ 建築確認</td> <td>・建築確認通知（番号）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	調査内容	調査（確認）場所				申込者	水道局	現地	その他	① 工事場所	・町名・条丁目・番地・住居表示番号	○		○		② 使用水量	・使用目的（事業・住居）・使用人数・延床面積・取付栓数・給水方式	○		○		③ 既設給水装置の有無	・所有者・布設年月・形態（単独・連合）・口径・管種・布設位置・使用水量・栓番	○	○	○	所有者	④ 屋外配管	・メーター・止水栓（仕切弁）の位置・布設ルート	○		○		⑤ 屋内配管	・給水栓の位置（種類と個数）・給水用具	○		○		⑥ 配水管の布設状況	・口径・管種・水圧・布設位置・仕切弁・消火栓の位置		○	○		⑦ 配水方式等	・給水区域・市街化区域・配水調整区域・高区配水区域・ブロック配水区域		○			⑧ 道路の状況	・種別（国道・道道・市道・私道）・幅員・道路工作物舗装種別（アスファルト・コンクリート・砂利）・舗装年次（オーバーレイ）・その他（河川敷等）			○	道路管理者等	⑨ 各種の埋設物の有無	・種類（下水道管・ガス管・電気・電話ケーブル）・位置・口径			○	埋設物管理者	⑩ 現地の施工環境	・地質・地下水位・施工時間（昼・夜）・関連工事			○	〃	⑪ 既設共用管（連合管）を利用する場合	・所有者・給水戸数・布設年月・口径・布設位置・止水栓の位置・既設建造物との関連	○	○	○	所有者	⑫ 受水槽方式の場合	・受水槽の構造・位置・点検口の位置と配管ルート			○		⑬ 工事に関する同意承諾の取得確認	・分岐の同意・私有地給水管理設の同意・その他利害関係人の承諾	○			利害関係者	⑭ 建築確認	・建築確認通知（番号）	○				<p style="text-align: center;">4. 基本調査</p> <p>4.1 基本調査</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 給水装置工事の依頼を受けた場合は、給水装置工事の申請前に、現場の状況を確実に把握するため必要な調査を下記の表を参考に全て行うこと。</p> <p>2. 調査は、設計の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は設計施工さらには、給水装置自体に影響するため慎重に行うこと。</p> <p>3. 開発行為に伴う工事及び使用水量が多量の場合には、水道施設の新、増設に係る費用負担が伴うことも考えられるため、事前に本市と協議すること。</p> </div> <p><解説></p> <p>1. 調査は、事前調査と現場調査に区分され、その内容は「工事申込者に確認するもの」、「給水装置課及び所管の配水管理課等で調査するもの」及び「現地で調査するもの」等があり、次表に示すとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査項目</th> <th rowspan="2">調査内容</th> <th colspan="4">調査（確認）場所</th> </tr> <tr> <th>申込者</th> <th>水道局</th> <th>現地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 工事場所</td> <td>・町名・条丁目・番地・住居表示番号</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 使用水量</td> <td>・使用目的（事業・住居）・使用人数・延床面積・取付栓数・給水方式</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 既設給水装置の有無</td> <td>・所有者・布設年月・形態（単独・連合）・口径・管種・布設位置・使用水量・栓番</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>所有者</td> </tr> <tr> <td>④ 屋外配管</td> <td>・メーター・止水栓（仕切弁）の位置・布設ルート</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 屋内配管</td> <td>・給水栓の位置（種類と個数）・給水用具</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 配水管の布設状況</td> <td>・口径・管種・水圧・布設位置・仕切弁・消火栓の位置</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 配水方式等</td> <td>・給水区域・市街化区域・配水調整区域・高区配水区域・ブロック配水区域</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 道路の状況</td> <td>・種別（国道・道道・市道・私道）・幅員・道路工作物舗装種別（アスファルト・コンクリート・砂利）・掘削制限の有無（オーバーレイ等により、掘削が可能かどうか）・その他（河川敷等）</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>道路管理者等</td> </tr> <tr> <td>⑨ 各種の埋設物の有無</td> <td>・種類（下水道管・ガス管・電気・電話ケーブル）・位置・口径</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>埋設物管理者</td> </tr> <tr> <td>⑩ 現地の施工環境</td> <td>・地質・地下水位・施工時間（昼・夜）・関連工事</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>⑪ 既設共用管（連合管）を利用する場合</td> <td>・所有者・給水戸数・布設年月・口径・布設位置・止水栓の位置・既設建造物との関連</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>所有者</td> </tr> <tr> <td>⑫ 受水槽方式の場合</td> <td>・受水槽の構造・位置・点検口の位置と配管ルート</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑬ 工事に関する同意承諾の取得確認</td> <td>・分岐の同意・私有地給水管理設の同意・その他利害関係人の承諾</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>利害関係者</td> </tr> <tr> <td>⑭ 建築確認</td> <td>・建築確認通知（番号）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	調査内容	調査（確認）場所				申込者	水道局	現地	その他	① 工事場所	・町名・条丁目・番地・住居表示番号	○		○		② 使用水量	・使用目的（事業・住居）・使用人数・延床面積・取付栓数・給水方式	○		○		③ 既設給水装置の有無	・所有者・布設年月・形態（単独・連合）・口径・管種・布設位置・使用水量・栓番	○	○	○	所有者	④ 屋外配管	・メーター・止水栓（仕切弁）の位置・布設ルート	○		○		⑤ 屋内配管	・給水栓の位置（種類と個数）・給水用具	○		○		⑥ 配水管の布設状況	・口径・管種・水圧・布設位置・仕切弁・消火栓の位置		○	○		⑦ 配水方式等	・給水区域・市街化区域・配水調整区域・高区配水区域・ブロック配水区域		○			⑧ 道路の状況	・種別（国道・道道・市道・私道）・幅員・道路工作物舗装種別（アスファルト・コンクリート・砂利）・ 掘削制限の有無（オーバーレイ等により、掘削が可能かどうか） ・その他（河川敷等）			○	道路管理者等	⑨ 各種の埋設物の有無	・種類（下水道管・ガス管・電気・電話ケーブル）・位置・口径			○	埋設物管理者	⑩ 現地の施工環境	・地質・地下水位・施工時間（昼・夜）・関連工事			○	〃	⑪ 既設共用管（連合管）を利用する場合	・所有者・給水戸数・布設年月・口径・布設位置・止水栓の位置・既設建造物との関連	○	○	○	所有者	⑫ 受水槽方式の場合	・受水槽の構造・位置・点検口の位置と配管ルート			○		⑬ 工事に関する同意承諾の取得確認	・分岐の同意・私有地給水管理設の同意・その他利害関係人の承諾	○			利害関係者	⑭ 建築確認	・建築確認通知（番号）	○				<p>文言整理</p>
調査項目	調査内容			調査（確認）場所																																																																																																																																																																																											
		申込者	水道局	現地	その他																																																																																																																																																																																										
① 工事場所	・町名・条丁目・番地・住居表示番号	○		○																																																																																																																																																																																											
② 使用水量	・使用目的（事業・住居）・使用人数・延床面積・取付栓数・給水方式	○		○																																																																																																																																																																																											
③ 既設給水装置の有無	・所有者・布設年月・形態（単独・連合）・口径・管種・布設位置・使用水量・栓番	○	○	○	所有者																																																																																																																																																																																										
④ 屋外配管	・メーター・止水栓（仕切弁）の位置・布設ルート	○		○																																																																																																																																																																																											
⑤ 屋内配管	・給水栓の位置（種類と個数）・給水用具	○		○																																																																																																																																																																																											
⑥ 配水管の布設状況	・口径・管種・水圧・布設位置・仕切弁・消火栓の位置		○	○																																																																																																																																																																																											
⑦ 配水方式等	・給水区域・市街化区域・配水調整区域・高区配水区域・ブロック配水区域		○																																																																																																																																																																																												
⑧ 道路の状況	・種別（国道・道道・市道・私道）・幅員・道路工作物舗装種別（アスファルト・コンクリート・砂利）・舗装年次（オーバーレイ）・その他（河川敷等）			○	道路管理者等																																																																																																																																																																																										
⑨ 各種の埋設物の有無	・種類（下水道管・ガス管・電気・電話ケーブル）・位置・口径			○	埋設物管理者																																																																																																																																																																																										
⑩ 現地の施工環境	・地質・地下水位・施工時間（昼・夜）・関連工事			○	〃																																																																																																																																																																																										
⑪ 既設共用管（連合管）を利用する場合	・所有者・給水戸数・布設年月・口径・布設位置・止水栓の位置・既設建造物との関連	○	○	○	所有者																																																																																																																																																																																										
⑫ 受水槽方式の場合	・受水槽の構造・位置・点検口の位置と配管ルート			○																																																																																																																																																																																											
⑬ 工事に関する同意承諾の取得確認	・分岐の同意・私有地給水管理設の同意・その他利害関係人の承諾	○			利害関係者																																																																																																																																																																																										
⑭ 建築確認	・建築確認通知（番号）	○																																																																																																																																																																																													
調査項目	調査内容	調査（確認）場所																																																																																																																																																																																													
		申込者	水道局	現地	その他																																																																																																																																																																																										
① 工事場所	・町名・条丁目・番地・住居表示番号	○		○																																																																																																																																																																																											
② 使用水量	・使用目的（事業・住居）・使用人数・延床面積・取付栓数・給水方式	○		○																																																																																																																																																																																											
③ 既設給水装置の有無	・所有者・布設年月・形態（単独・連合）・口径・管種・布設位置・使用水量・栓番	○	○	○	所有者																																																																																																																																																																																										
④ 屋外配管	・メーター・止水栓（仕切弁）の位置・布設ルート	○		○																																																																																																																																																																																											
⑤ 屋内配管	・給水栓の位置（種類と個数）・給水用具	○		○																																																																																																																																																																																											
⑥ 配水管の布設状況	・口径・管種・水圧・布設位置・仕切弁・消火栓の位置		○	○																																																																																																																																																																																											
⑦ 配水方式等	・給水区域・市街化区域・配水調整区域・高区配水区域・ブロック配水区域		○																																																																																																																																																																																												
⑧ 道路の状況	・種別（国道・道道・市道・私道）・幅員・道路工作物舗装種別（アスファルト・コンクリート・砂利）・ 掘削制限の有無（オーバーレイ等により、掘削が可能かどうか） ・その他（河川敷等）			○	道路管理者等																																																																																																																																																																																										
⑨ 各種の埋設物の有無	・種類（下水道管・ガス管・電気・電話ケーブル）・位置・口径			○	埋設物管理者																																																																																																																																																																																										
⑩ 現地の施工環境	・地質・地下水位・施工時間（昼・夜）・関連工事			○	〃																																																																																																																																																																																										
⑪ 既設共用管（連合管）を利用する場合	・所有者・給水戸数・布設年月・口径・布設位置・止水栓の位置・既設建造物との関連	○	○	○	所有者																																																																																																																																																																																										
⑫ 受水槽方式の場合	・受水槽の構造・位置・点検口の位置と配管ルート			○																																																																																																																																																																																											
⑬ 工事に関する同意承諾の取得確認	・分岐の同意・私有地給水管理設の同意・その他利害関係人の承諾	○			利害関係者																																																																																																																																																																																										
⑭ 建築確認	・建築確認通知（番号）	○																																																																																																																																																																																													
			<p>文言修正</p>																																																																																																																																																																																												

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
35	4. 2 閱 覧	4. 2 閱 覧	文言整理
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 個人のプライバシー保護の観点から、給水装置工事等関係図書の閲覧にあたっては、閲覧目的を明確にすると共に、個人のプライバシー（特定の個人が識別できる住所及び氏名等のほか、家屋の間取り、利害関係事項など）保護に関する札幌市個人情報保護条例に基づき、市民の基本的な権利を侵害することのないようにすること。</p> <p>2. 閲覧に際しては、本市の留意事項を遵守し、担当職員の指示に従うこと。</p> </div> <p><解 説> 給水装置台帳及び管理図の記載内容は、個人情報であり、その管理、利用、提供等については札幌市個人情報保護条例で規定されている。これらの情報は、同条例に基づく札幌市個人情報保護審議会の答申により、閲覧できる者が定められている。したがって、これらの閲覧に際しては次の留意事項を遵守するとともに、担当職員の指示に従うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 給水装置台帳を閲覧、複写利用できるのは、給水装置所有者、使用者及び指定事業者又は委任状を持参のものに限定され、管理図の閲覧及び複写については給水装置台帳閲覧者の他、工事関係者及び宅地建物取引調査員が可能である。（札幌市個人情報保護条例第 8 条に基づく） 給水装置台帳を閲覧する場合は、必ず閲覧申込書に必要事項を記入し担当職員の確認印を得てから、閲覧用端末機操作者（閲覧者自ら端末機を操作し、閲覧することはできない）に申込書を渡して閲覧モニター画面にて閲覧すること。また複写物を必要とする場合も端末機からの出力図となるため、端末機操作者の操作により複写物の提供を受けること。（札幌市個人情報保護条例第 11 条に基づく） 給水装置台帳以外のものについて閲覧、複写をする場合にも、必ず閲覧申込書に必要事項を記入し、担当職員の確認印を得てから利用すること。 給水装置台帳以外の図書による閲覧物については、維持管理上重要なものであることから紛失・損傷のない様所定の場所で閲覧し、閲覧後は速やかに所定の場所へ返却すること。 閲覧時間帯は、平日の 8 時 45 分から 16 時 30 分までとする。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 個人のプライバシー保護の観点から、給水装置工事等関係図書の閲覧にあたっては、閲覧目的を明確にすると共に、個人のプライバシー（特定の個人が識別できる住所及び氏名等のほか、家屋の間取り、利害関係事項など）保護に関する札幌市個人情報保護条例に基づき、市民の基本的な権利を侵害することのないようにすること。</p> <p>2. 閲覧に際しては、本市の留意事項を遵守し、担当職員の指示に従うこと。</p> </div> <p><解 説> 給水装置台帳及び管理図の記載内容は、個人情報であり、その管理、利用、提供等については札幌市個人情報保護条例で規定されている。これらの情報は、同条例に基づく札幌市個人情報保護審議会の答申により、閲覧できる者が定められている。したがって、これらの閲覧に際しては次の留意事項を遵守するとともに、担当職員の指示に従うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 給水装置台帳を閲覧、複写利用できるのは、給水装置所有者、使用者及び指定事業者又は委任状を持参のものに限定され、管理図の閲覧及び複写については給水装置台帳閲覧者の他、工事関係者及び宅地建物取引調査員が可能である。（札幌市個人情報保護条例第 8 条に基づく） 給水装置台帳を閲覧する場合は、必ず閲覧申込書に必要事項を記入し水道局担当職員の確認印を得てから、閲覧用端末機操作者に申込書を渡して閲覧モニター画面にて閲覧すること。また複写物を必要とする場合も端末機からの出力図となるため、端末機操作者から複写物の提供を受けること。なお、閲覧者自ら端末機を操作し、閲覧することはできない。（札幌市個人情報保護条例第 11 条に基づく） 給水装置台帳以外のものについて閲覧、複写をする場合にも、必ず閲覧申込書に必要事項を記入し、担当職員の確認印を得てから利用すること。 給水装置台帳以外の図書による閲覧物については、維持管理上重要なものであることから紛失・損傷のない様、所定の場所で閲覧し、閲覧後は速やかに所定の場所へ返却すること。 閲覧時間帯は、平日の 8 時 45 分から 16 時 30 分までとする。 	

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
37	<p>直結加圧（増圧）式による各戸への給水は、給水栓まで直接給水する直送式と、ポンプにより高所に置かれた受水槽に給水し、そこから給水栓まで自然流下させる高置水槽式がある。直結加圧（増圧）給水を実施する場合は、「Ⅱ. 中高層建物直結給水技術基準」によること。</p> <p>なお、直結式による給水方式は、災害、事故等による水道の断減水時にも給水の確保が必要な建物などには必ずしも有利でないので、設計する建物の用途も踏まえて十分検討する必要がある。</p> <p>2. 受 水 槽 式</p> <p>給水対象建物の階高が高い場合、又は一時に多量の水を使用する場合等において、受水槽を設置して給水する方式である。（図 5-5・図 5-6 参照）</p> <p>受水槽式給水は、配水管の水圧が変動しても給水圧、給水量を一定に保持できること、一時に多量の水使用が可能であること、断減水時や災害時にも貯留水により給水が確保できること、建物内の水使用の変動を吸収し、配水施設の負荷を軽減すること等の効果がある。</p> <p>なお、需要者の必要とする水量、水圧が得られない場合のほか、次のような施設では、受水槽式とすることが必要である。</p> <p>(1) 災害、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な施設。 例) 病院、ホテル、理美容店、飲食店中心の雑居ビル、24 時間営業施設等。</p> <p>(2) 一時に多量の水を使用する、又は使用水量の変動が大きい等の理由により、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある施設。 例) プール施設を伴う学校、大型ホテル、大型テナントビル等。</p> <p>(3) 配水管の水圧変動に関わらず、常時一定の水量、水圧を必要とする施設。 例) 消防法に定められる屋内消火栓設備等に要する水源。</p> <p>(4) 有毒薬品を使用する工場等、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある施設。 例) クリーニング店（取次ぎ店除く）、メッキ工場、印刷工場、薬品工場、石油化学工場、理化学研究施設、生物科学研究検査施設等。</p>	<p>直結加圧（増圧）式による各戸への給水は、給水栓まで直接給水する直送式と、ポンプにより高所に置かれた受水槽に給水し、そこから給水栓まで自然流下させる高置水槽式がある。直結加圧（増圧）給水を実施する場合は、「Ⅱ. 中高層建物直結給水技術基準」によること。</p> <p>なお、直結式による給水方式は、災害、事故等による水道の断減水時にも給水の確保が必要な建物などには適さないので、受水槽方式を選択するなど設計する建物の用途も踏まえて十分検討する必要がある。</p> <p>2. 受 水 槽 式</p> <p>給水対象建物の階高が高い場合、又は一時に多量の水を使用する場合等において、受水槽を設置して給水する方式である。（図 5-5・図 5-6 参照）</p> <p>受水槽式給水は、配水管の水圧が変動しても給水圧、給水量を一定に保持できること、一時に多量の水使用が可能であること、断減水時や災害時にも貯留水により給水が確保できること、建物内の水使用の変動を吸収し、配水施設の負荷を軽減すること等の効果がある。</p> <p>なお、需要者の必要とする水量、水圧が得られない場合のほか、次のような施設では、受水槽式とすることが必要である。</p> <p>(1) 災害、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な施設。 例) 病院、ホテル、理美容店、飲食店中心の雑居ビル、24 時間営業施設等。</p> <p>(2) 一時に多量の水を使用する、又は使用水量の変動が大きい等の理由により、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある施設。 例) プール施設を伴う学校、大型ホテル、大型テナントビル等。</p> <p>(3) 配水管の水圧変動に関わらず、常時一定の水量、水圧を必要とする施設。 例) 消防法に定められる屋内消火栓設備等に要する水源。</p> <p>(4) 有毒薬品を使用する工場等、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある施設。 例) クリーニング店（取次ぎ店除く）、メッキ工場、印刷工場、薬品工場、石油化学工場、理化学研究施設、生物科学研究検査施設等。</p>	文言修正

頁	現 行	改 正 案	摘 要
39	<p>給水方式標準図</p> <p>直結直圧式 図 5-1</p>  <p>直結直圧式 図 5-2</p>  <p>直結加圧（増圧）式 図 5-3</p>  <p>直結直圧・加圧併用式 図 5-4</p>  <p>受水槽式 図 5-5</p>  <p>直結直圧・受水槽併用式 図 5-6</p> 	<p>給水方式標準図</p> <p>直結直圧式 図 5-1</p>  <p>直結直圧式 図 5-2</p>  <p>直結加圧（増圧）式 図 5-3</p>  <p>直結直圧・加圧併用式 図 5-4</p>  <p>受水槽式 図 5-5</p>  <p>直結直圧・受水槽併用式 図 5-6</p> 	<p>止水栓記号を×（甲）→○（ボール）へ変更</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
46	<p>表 6-3 同時使用率を考慮した給水用具数 日本水道協会（水道施設設計指針・解説）</p> <table border="1" data-bbox="261 254 750 569"> <thead> <tr> <th>給水用具数 (個)</th> <th>同時使用率を考慮した 給水用具数 (個)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>2~4</td><td>2</td></tr> <tr><td>5~10</td><td>3</td></tr> <tr><td>11~15</td><td>4</td></tr> <tr><td>16~20</td><td>5</td></tr> <tr><td>21~30</td><td>6</td></tr> </tbody> </table> <p>表 6-4 建物の規模別人員算定書</p> <table border="1" data-bbox="825 254 1389 569"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>人 員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1K</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>1DK</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>1LDK、2K、2DK</td><td>3.0~3.5</td></tr> <tr><td>2LDK、3K、3DK</td><td>3.5~4.0</td></tr> <tr><td>3LDK、4DK</td><td>4.0~4.5</td></tr> <tr><td>4LDK、5DK</td><td>4.5~5.0</td></tr> <tr><td>5LDK</td><td>5.0~6.0</td></tr> </tbody> </table> <p>表 6-5 給水戸数と同時使用率 日本水道協会（水道施設設計指針・解説）</p> <table border="1" data-bbox="261 642 1389 772"> <thead> <tr> <th>総 戸 数</th> <th>1~3</th> <th>4~10</th> <th>11~20</th> <th>21~30</th> <th>31~40</th> <th>41~60</th> <th>61~80</th> <th>81~ 100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同時使用率 (%)</td> <td>100</td> <td>90</td> <td>80</td> <td>70</td> <td>65</td> <td>60</td> <td>55</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 6-6 給水用具数と使用水量比 日本水道協会（水道施設設計指針・解説）</p> <table border="1" data-bbox="261 846 1389 976"> <thead> <tr> <th>給水用具数 (個)</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>15</th> <th>20</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用水量比</td> <td>1.0</td> <td>1.4</td> <td>1.7</td> <td>2.0</td> <td>2.2</td> <td>2.4</td> <td>2.6</td> <td>2.8</td> <td>2.9</td> <td>3.0</td> <td>3.5</td> <td>4.0</td> <td>5.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 6-7 戸数から算出した同時使用水量及び給水管口径早見表</p> <table border="1" data-bbox="231 1050 1418 1858"> <tbody> <tr><td>住戸数</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td></tr> <tr><td>流 量 (ℓ/sec)</td><td>0.9</td><td>1.0</td><td>1.1</td><td>1.2</td><td>1.3</td><td>1.3</td><td>1.4</td><td>1.4</td><td>1.5</td><td>1.6</td><td>1.7</td><td>1.8</td><td>1.9</td><td>1.9</td></tr> <tr><td>適正管種・ 管径</td><td>φ25</td><td colspan="6">φ30</td><td colspan="7">Pe40</td></tr> <tr><td>住戸数</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td></tr> <tr><td>流 量 (ℓ/sec)</td><td>2.0</td><td>2.1</td><td>2.2</td><td>2.3</td><td>2.4</td><td>2.4</td><td>2.5</td><td>2.6</td><td>2.7</td><td>2.7</td><td>2.8</td><td>2.9</td><td>3.0</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>適正管種・ 管径</td><td colspan="14">Pe50</td></tr> <tr><td></td><td colspan="14">PeH50</td></tr> <tr><td>住戸数</td><td>30</td><td>32</td><td>34</td><td>36</td><td>38</td><td>40</td><td>45</td><td>50</td><td>60</td><td>70</td><td>80</td><td>90</td><td>100</td><td>110</td></tr> <tr><td>流 量 (ℓ/sec)</td><td>3.1</td><td>3.2</td><td>3.4</td><td>3.5</td><td>3.6</td><td>3.7</td><td>4.1</td><td>4.4</td><td>4.9</td><td>5.5</td><td>6.0</td><td>6.5</td><td>6.9</td><td>7.4</td></tr> <tr><td>適正管種・ 管径</td><td colspan="6">PeH50</td><td colspan="8">PeH75</td></tr> <tr><td></td><td colspan="14">CIP75</td></tr> <tr><td>住戸数</td><td>120</td><td>130</td><td>140</td><td>150</td><td>160</td><td>170</td><td>180</td><td>190</td><td>200</td><td>220</td><td>240</td><td>260</td><td>280</td><td>300</td></tr> <tr><td>流 量 (ℓ/sec)</td><td>7.8</td><td>8.3</td><td>8.7</td><td>9.1</td><td>9.5</td><td>9.9</td><td>10.3</td><td>10.7</td><td>11.0</td><td>11.7</td><td>12.5</td><td>13.1</td><td>13.8</td><td>14.5</td></tr> <tr><td>適正管種・ 管径</td><td colspan="2">PeH75</td><td colspan="11">CIP100</td><td>CIP 150</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 表中の適正口径とは、算定式を用いて住戸数から算出した流量と流速 2.0m/sec 以内となる口径を求めたものであり、給水管口径を決定する場合には、現場条件の損失水頭等を考慮すること。</p>	給水用具数 (個)	同時使用率を考慮した 給水用具数 (個)	1	1	2~4	2	5~10	3	11~15	4	16~20	5	21~30	6	種 別	人 員 (人)	1K	1.0	1DK	2.0	1LDK、2K、2DK	3.0~3.5	2LDK、3K、3DK	3.5~4.0	3LDK、4DK	4.0~4.5	4LDK、5DK	4.5~5.0	5LDK	5.0~6.0	総 戸 数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~ 100	同時使用率 (%)	100	90	80	70	65	60	55	50	給水用具数 (個)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	30	使用水量比	1.0	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0	住戸数	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	流 量 (ℓ/sec)	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.3	1.4	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	1.9	適正管種・ 管径	φ25	φ30						Pe40							住戸数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	流 量 (ℓ/sec)	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5	2.6	2.7	2.7	2.8	2.9	3.0	3.0	適正管種・ 管径	Pe50															PeH50														住戸数	30	32	34	36	38	40	45	50	60	70	80	90	100	110	流 量 (ℓ/sec)	3.1	3.2	3.4	3.5	3.6	3.7	4.1	4.4	4.9	5.5	6.0	6.5	6.9	7.4	適正管種・ 管径	PeH50						PeH75									CIP75														住戸数	120	130	140	150	160	170	180	190	200	220	240	260	280	300	流 量 (ℓ/sec)	7.8	8.3	8.7	9.1	9.5	9.9	10.3	10.7	11.0	11.7	12.5	13.1	13.8	14.5	適正管種・ 管径	PeH75		CIP100											CIP 150	<p>表 6-3 同時使用率を考慮した給水用具数 日本水道協会（水道施設設計指針・解説）</p> <table border="1" data-bbox="1507 254 1997 569"> <thead> <tr> <th>給水用具数 (個)</th> <th>同時使用率を考慮した 給水用具数 (個)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>2~4</td><td>2</td></tr> <tr><td>5~10</td><td>3</td></tr> <tr><td>11~15</td><td>4</td></tr> <tr><td>16~20</td><td>5</td></tr> <tr><td>21~30</td><td>6</td></tr> </tbody> </table> <p>表 6-4 建物の規模別人員算定書</p> <table border="1" data-bbox="2071 254 2635 569"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>人 員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1K</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>1DK</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>1LDK、2K、2DK</td><td>3.0~3.5</td></tr> <tr><td>2LDK、3K、3DK</td><td>3.5~4.0</td></tr> <tr><td>3LDK、4DK</td><td>4.0~4.5</td></tr> <tr><td>4LDK、5DK</td><td>4.5~5.0</td></tr> <tr><td>5LDK</td><td>5.0~6.0</td></tr> </tbody> </table> <p>表 6-5 給水戸数と同時使用率 日本水道協会（水道施設設計指針・解説）</p> <table border="1" data-bbox="1507 642 2635 772"> <thead> <tr> <th>総 戸 数</th> <th>1~3</th> <th>4~10</th> <th>11~20</th> <th>21~30</th> <th>31~40</th> <th>41~60</th> <th>61~80</th> <th>81~ 100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同時使用率 (%)</td> <td>100</td> <td>90</td> <td>80</td> <td>70</td> <td>65</td> <td>60</td> <td>55</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 6-6 給水用具数と使用水量比 日本水道協会（水道施設設計指針・解説）</p> <table border="1" data-bbox="1507 846 2635 976"> <thead> <tr> <th>給水用具数 (個)</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>15</th> <th>20</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用水量比</td> <td>1.0</td> <td>1.4</td> <td>1.7</td> <td>2.0</td> <td>2.2</td> <td>2.4</td> <td>2.6</td> <td>2.8</td> <td>2.9</td> <td>3.0</td> <td>3.5</td> <td>4.0</td> <td>5.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 6-7 戸数から算出した同時使用水量及び給水管口径早見表</p> <table border="1" data-bbox="1478 1050 2665 1858"> <tbody> <tr><td>住戸数</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td></tr> <tr><td>流 量 (ℓ/sec)</td><td>0.9</td><td>1.0</td><td>1.1</td><td>1.2</td><td>1.3</td><td>1.3</td><td>1.4</td><td>1.4</td><td>1.5</td><td>1.6</td><td>1.7</td><td>1.8</td><td>1.9</td><td>1.9</td></tr> <tr><td>適正管種・ 管径</td><td>φ25</td><td colspan="6">φ30</td><td colspan="7">Pe40</td><td>Pe50 PeH50</td></tr> <tr><td>住戸数</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td></tr> <tr><td>流 量 (ℓ/sec)</td><td>2.0</td><td>2.1</td><td>2.2</td><td>2.3</td><td>2.4</td><td>2.4</td><td>2.5</td><td>2.6</td><td>2.7</td><td>2.7</td><td>2.8</td><td>2.9</td><td>3.0</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>適正管種・ 管径</td><td colspan="14">Pe50</td></tr> <tr><td></td><td colspan="14">PeH50</td></tr> <tr><td>住戸数</td><td>30</td><td>32</td><td>34</td><td>36</td><td>38</td><td>40</td><td>45</td><td>50</td><td>60</td><td>70</td><td>80</td><td>90</td><td>100</td><td>110</td></tr> <tr><td>流 量 (ℓ/sec)</td><td>3.1</td><td>3.2</td><td>3.4</td><td>3.5</td><td>3.6</td><td>3.7</td><td>4.1</td><td>4.4</td><td>4.9</td><td>5.5</td><td>6.0</td><td>6.5</td><td>6.9</td><td>7.4</td></tr> <tr><td>適正管種・ 管径</td><td colspan="6">PeH50</td><td colspan="8">PeH75</td></tr> <tr><td></td><td colspan="14">CIP75</td></tr> <tr><td>住戸数</td><td>120</td><td>130</td><td>140</td><td>150</td><td>160</td><td>170</td><td>180</td><td>190</td><td>200</td><td>220</td><td>240</td><td>260</td><td>280</td><td>300</td></tr> <tr><td>流 量 (ℓ/sec)</td><td>7.8</td><td>8.3</td><td>8.7</td><td>9.1</td><td>9.5</td><td>9.9</td><td>10.3</td><td>10.7</td><td>11.0</td><td>11.7</td><td>12.5</td><td>13.1</td><td>13.8</td><td>14.5</td></tr> <tr><td>適正管種・ 管径</td><td colspan="2">PeH75</td><td colspan="11">CIP100</td><td>CIP 150</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 表中の適正口径とは、算定式を用いて住戸数から算出した流量と流速 2.0m/sec 以内となる口径を求めたものであり、給水管口径を決定する場合には、現場条件の損失水頭等を考慮すること。</p>	給水用具数 (個)	同時使用率を考慮した 給水用具数 (個)	1	1	2~4	2	5~10	3	11~15	4	16~20	5	21~30	6	種 別	人 員 (人)	1K	1.0	1DK	2.0	1LDK、2K、2DK	3.0~3.5	2LDK、3K、3DK	3.5~4.0	3LDK、4DK	4.0~4.5	4LDK、5DK	4.5~5.0	5LDK	5.0~6.0	総 戸 数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~ 100	同時使用率 (%)	100	90	80	70	65	60	55	50	給水用具数 (個)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	30	使用水量比	1.0	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0	住戸数	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	流 量 (ℓ/sec)	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.3	1.4	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	1.9	適正管種・ 管径	φ25	φ30						Pe40							Pe50 PeH50	住戸数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	流 量 (ℓ/sec)	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5	2.6	2.7	2.7	2.8	2.9	3.0	3.0	適正管種・ 管径	Pe50															PeH50														住戸数	30	32	34	36	38	40	45	50	60	70	80	90	100	110	流 量 (ℓ/sec)	3.1	3.2	3.4	3.5	3.6	3.7	4.1	4.4	4.9	5.5	6.0	6.5	6.9	7.4	適正管種・ 管径	PeH50						PeH75									CIP75														住戸数	120	130	140	150	160	170	180	190	200	220	240	260	280	300	流 量 (ℓ/sec)	7.8	8.3	8.7	9.1	9.5	9.9	10.3	10.7	11.0	11.7	12.5	13.1	13.8	14.5	適正管種・ 管径	PeH75		CIP100											CIP 150	
給水用具数 (個)	同時使用率を考慮した 給水用具数 (個)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2~4	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5~10	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11~15	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
16~20	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
21~30	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
種 別	人 員 (人)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1K	1.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1DK	2.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1LDK、2K、2DK	3.0~3.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2LDK、3K、3DK	3.5~4.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3LDK、4DK	4.0~4.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4LDK、5DK	4.5~5.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5LDK	5.0~6.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
総 戸 数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~ 100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
同時使用率 (%)	100	90	80	70	65	60	55	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
給水用具数 (個)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
使用水量比	1.0	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
住戸数	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
流 量 (ℓ/sec)	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.3	1.4	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	1.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
適正管種・ 管径	φ25	φ30						Pe40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
住戸数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
流 量 (ℓ/sec)	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5	2.6	2.7	2.7	2.8	2.9	3.0	3.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
適正管種・ 管径	Pe50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	PeH50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
住戸数	30	32	34	36	38	40	45	50	60	70	80	90	100	110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
流 量 (ℓ/sec)	3.1	3.2	3.4	3.5	3.6	3.7	4.1	4.4	4.9	5.5	6.0	6.5	6.9	7.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
適正管種・ 管径	PeH50						PeH75																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	CIP75																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
住戸数	120	130	140	150	160	170	180	190	200	220	240	260	280	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
流 量 (ℓ/sec)	7.8	8.3	8.7	9.1	9.5	9.9	10.3	10.7	11.0	11.7	12.5	13.1	13.8	14.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
適正管種・ 管径	PeH75		CIP100											CIP 150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
給水用具数 (個)	同時使用率を考慮した 給水用具数 (個)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2~4	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5~10	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11~15	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
16~20	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
21~30	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
種 別	人 員 (人)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1K	1.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1DK	2.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1LDK、2K、2DK	3.0~3.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2LDK、3K、3DK	3.5~4.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3LDK、4DK	4.0~4.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4LDK、5DK	4.5~5.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5LDK	5.0~6.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
総 戸 数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~ 100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
同時使用率 (%)	100	90	80	70	65	60	55	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
給水用具数 (個)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
使用水量比	1.0	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
住戸数	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
流 量 (ℓ/sec)	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.3	1.4	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	1.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
適正管種・ 管径	φ25	φ30						Pe40							Pe50 PeH50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
住戸数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
流 量 (ℓ/sec)	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5	2.6	2.7	2.7	2.8	2.9	3.0	3.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
適正管種・ 管径	Pe50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	PeH50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
住戸数	30	32	34	36	38	40	45	50	60	70	80	90	100	110																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
流 量 (ℓ/sec)	3.1	3.2	3.4	3.5	3.6	3.7	4.1	4.4	4.9	5.5	6.0	6.5	6.9	7.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
適正管種・ 管径	PeH50						PeH75																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	CIP75																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
住戸数	120	130	140	150	160	170	180	190	200	220	240	260	280	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
流 量 (ℓ/sec)	7.8	8.3	8.7	9.1	9.5	9.9	10.3	10.7	11.0	11.7	12.5	13.1	13.8	14.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
適正管種・ 管径	PeH75		CIP100											CIP 150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

頁	現 行	改 正 案	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
53	<p>表6-12 動水勾配早見表（ヘーゼン・ウィリアムズ公式）</p> <p style="text-align: center;">□ 内がv=2.0m/sec以下となる範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">流量 (ℓ/sec)</th> <th colspan="3">動水勾配 (%)</th> <th rowspan="2">流量 (ℓ/sec)</th> </tr> <tr> <th>φ65</th> <th>φ75</th> <th>φ100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4.0</td><td>40</td><td>20</td><td>4.8</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>4.1</td><td>41</td><td>21</td><td>5.1</td><td>4.1</td></tr> <tr><td>4.2</td><td>43</td><td>22</td><td>5.3</td><td>4.2</td></tr> <tr><td>4.3</td><td>45</td><td>23</td><td>5.5</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>4.4</td><td>47</td><td>24</td><td>5.8</td><td>4.4</td></tr> <tr><td>4.5</td><td>49</td><td>25</td><td>6.0</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>4.6</td><td>51</td><td>26</td><td>6.3</td><td>4.6</td></tr> <tr><td>4.7</td><td>53</td><td>27</td><td>6.5</td><td>4.7</td></tr> <tr><td>4.8</td><td>55</td><td>28</td><td>6.8</td><td>4.8</td></tr> <tr><td>4.9</td><td>58</td><td>29</td><td>7.1</td><td>4.9</td></tr> <tr><td>5.0</td><td>60</td><td>30</td><td>7.3</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>5.1</td><td>62</td><td>31</td><td>7.6</td><td>5.1</td></tr> <tr><td>5.2</td><td>64</td><td>32</td><td>7.9</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>5.3</td><td>66</td><td>33</td><td>8.2</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>5.4</td><td>69</td><td>34</td><td>8.4</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>5.5</td><td>71</td><td>35</td><td>8.7</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>5.6</td><td>74</td><td>37</td><td>9.0</td><td>5.6</td></tr> <tr><td>5.7</td><td>76</td><td>38</td><td>9.3</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>5.8</td><td>79</td><td>39</td><td>10.0</td><td>5.8</td></tr> <tr><td>5.9</td><td>81</td><td>40</td><td>10.0</td><td>5.9</td></tr> <tr><td>6.0</td><td>84</td><td>42</td><td>10.0</td><td>6.0</td></tr> <tr><td>6.1</td><td>86</td><td>43</td><td>11.0</td><td>6.1</td></tr> <tr><td>6.2</td><td>89</td><td>44</td><td>11.0</td><td>6.2</td></tr> <tr><td>6.3</td><td>91</td><td>46</td><td>11.0</td><td>6.3</td></tr> <tr><td>6.4</td><td>94</td><td>47</td><td>12.0</td><td>6.4</td></tr> <tr><td>6.5</td><td>97</td><td>48</td><td>12.0</td><td>6.5</td></tr> <tr><td>6.6</td><td>100</td><td>50</td><td>12.0</td><td>6.6</td></tr> <tr><td>6.7</td><td>103</td><td>51</td><td>13.0</td><td>6.7</td></tr> <tr><td>6.8</td><td>105</td><td>52</td><td>13.0</td><td>6.8</td></tr> <tr><td>6.9</td><td>108</td><td>54</td><td>13.0</td><td>6.9</td></tr> <tr><td>7.0</td><td>111</td><td>55</td><td>14.0</td><td>7.0</td></tr> </tbody> </table>	流量 (ℓ/sec)	動水勾配 (%)			流量 (ℓ/sec)	φ65	φ75	φ100	4.0	40	20	4.8	4.0	4.1	41	21	5.1	4.1	4.2	43	22	5.3	4.2	4.3	45	23	5.5	4.3	4.4	47	24	5.8	4.4	4.5	49	25	6.0	4.5	4.6	51	26	6.3	4.6	4.7	53	27	6.5	4.7	4.8	55	28	6.8	4.8	4.9	58	29	7.1	4.9	5.0	60	30	7.3	5.0	5.1	62	31	7.6	5.1	5.2	64	32	7.9	5.2	5.3	66	33	8.2	5.3	5.4	69	34	8.4	5.4	5.5	71	35	8.7	5.5	5.6	74	37	9.0	5.6	5.7	76	38	9.3	5.7	5.8	79	39	10.0	5.8	5.9	81	40	10.0	5.9	6.0	84	42	10.0	6.0	6.1	86	43	11.0	6.1	6.2	89	44	11.0	6.2	6.3	91	46	11.0	6.3	6.4	94	47	12.0	6.4	6.5	97	48	12.0	6.5	6.6	100	50	12.0	6.6	6.7	103	51	13.0	6.7	6.8	105	52	13.0	6.8	6.9	108	54	13.0	6.9	7.0	111	55	14.0	7.0	<p>表6-12 動水勾配早見表（ヘーゼン・ウィリアムズ公式）</p> <p style="text-align: center;">□ 内がv=2.0m/sec以下となる範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">流量 (ℓ/sec)</th> <th colspan="3">動水勾配 (%)</th> <th rowspan="2">流量 (ℓ/sec)</th> </tr> <tr> <th>φ65</th> <th>φ75</th> <th>φ100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>7.1</td><td>114</td><td>57</td><td>14</td><td>7.1</td></tr> <tr><td>7.2</td><td>117</td><td>58</td><td>14</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>7.3</td><td>120</td><td>60</td><td>15</td><td>7.3</td></tr> <tr><td>7.4</td><td>123</td><td>61</td><td>15</td><td>7.4</td></tr> <tr><td>7.5</td><td>126</td><td>63</td><td>16</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>7.6</td><td>129</td><td>65</td><td>16</td><td>7.6</td></tr> <tr><td>7.7</td><td>133</td><td>66</td><td>16</td><td>7.7</td></tr> <tr><td>7.8</td><td>136</td><td>68</td><td>17</td><td>7.8</td></tr> <tr><td>7.9</td><td>139</td><td>69</td><td>17</td><td>7.9</td></tr> <tr><td>8.0</td><td>142</td><td>71</td><td>18</td><td>8.0</td></tr> <tr><td>8.1</td><td>146</td><td>73</td><td>18</td><td>8.1</td></tr> <tr><td>8.2</td><td>149</td><td>74</td><td>18</td><td>8.2</td></tr> <tr><td>8.3</td><td>152</td><td>76</td><td>19</td><td>8.3</td></tr> <tr><td>8.4</td><td>156</td><td>78</td><td>19</td><td>8.4</td></tr> <tr><td>8.5</td><td>159</td><td>79</td><td>20</td><td>8.5</td></tr> <tr><td>8.6</td><td>163</td><td>81</td><td>20</td><td>8.6</td></tr> <tr><td>8.7</td><td>166</td><td>83</td><td>20</td><td>8.7</td></tr> <tr><td>8.8</td><td>170</td><td>85</td><td>21</td><td>8.8</td></tr> <tr><td>8.9</td><td>173</td><td>86</td><td>21</td><td>8.9</td></tr> <tr><td>9.0</td><td>177</td><td>88</td><td>22</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>9.1</td><td>181</td><td>90</td><td>22</td><td>9.1</td></tr> <tr><td>9.2</td><td>184</td><td>92</td><td>23</td><td>9.2</td></tr> <tr><td>9.3</td><td>188</td><td>94</td><td>23</td><td>9.3</td></tr> <tr><td>9.4</td><td>192</td><td>96</td><td>24</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>9.5</td><td>196</td><td>97</td><td>24</td><td>9.5</td></tr> <tr><td>9.6</td><td>199</td><td>99</td><td>25</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>9.7</td><td>203</td><td>101</td><td>25</td><td>9.7</td></tr> <tr><td>9.8</td><td>207</td><td>103</td><td>25</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>9.9</td><td>211</td><td>105</td><td>26</td><td>9.9</td></tr> <tr><td>10.0</td><td>215</td><td>107</td><td>26</td><td>10.0</td></tr> </tbody> </table> <p>※呼び径を有効口径として算出した。</p>	流量 (ℓ/sec)	動水勾配 (%)			流量 (ℓ/sec)	φ65	φ75	φ100	7.1	114	57	14	7.1	7.2	117	58	14	7.2	7.3	120	60	15	7.3	7.4	123	61	15	7.4	7.5	126	63	16	7.5	7.6	129	65	16	7.6	7.7	133	66	16	7.7	7.8	136	68	17	7.8	7.9	139	69	17	7.9	8.0	142	71	18	8.0	8.1	146	73	18	8.1	8.2	149	74	18	8.2	8.3	152	76	19	8.3	8.4	156	78	19	8.4	8.5	159	79	20	8.5	8.6	163	81	20	8.6	8.7	166	83	20	8.7	8.8	170	85	21	8.8	8.9	173	86	21	8.9	9.0	177	88	22	9.0	9.1	181	90	22	9.1	9.2	184	92	23	9.2	9.3	188	94	23	9.3	9.4	192	96	24	9.4	9.5	196	97	24	9.5	9.6	199	99	25	9.6	9.7	203	101	25	9.7	9.8	207	103	25	9.8	9.9	211	105	26	9.9	10.0	215	107	26	10.0	<p>表6-12 動水勾配早見表（ヘーゼン・ウィリアムズ公式）</p> <p style="text-align: center;">□ 内がv=2.0m/sec以下となる範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">流量 (ℓ/sec)</th> <th colspan="3">動水勾配 (%)</th> <th rowspan="2">流量 (ℓ/sec)</th> </tr> <tr> <th>φ65</th> <th>φ75</th> <th>φ100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4.0</td><td>40</td><td>20</td><td>4.8</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>4.1</td><td>41</td><td>21</td><td>5.1</td><td>4.1</td></tr> <tr><td>4.2</td><td>43</td><td>22</td><td>5.3</td><td>4.2</td></tr> <tr><td>4.3</td><td>45</td><td>23</td><td>5.5</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>4.4</td><td>47</td><td>24</td><td>5.8</td><td>4.4</td></tr> <tr><td>4.5</td><td>49</td><td>25</td><td>6.0</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>4.6</td><td>51</td><td>26</td><td>6.3</td><td>4.6</td></tr> <tr><td>4.7</td><td>53</td><td>27</td><td>6.5</td><td>4.7</td></tr> <tr><td>4.8</td><td>55</td><td>28</td><td>6.8</td><td>4.8</td></tr> <tr><td>4.9</td><td>58</td><td>29</td><td>7.1</td><td>4.9</td></tr> <tr><td>5.0</td><td>60</td><td>30</td><td>7.3</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>5.1</td><td>62</td><td>31</td><td>7.6</td><td>5.1</td></tr> <tr><td>5.2</td><td>64</td><td>32</td><td>7.9</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>5.3</td><td>66</td><td>33</td><td>8.2</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>5.4</td><td>69</td><td>34</td><td>8.4</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>5.5</td><td>71</td><td>35</td><td>8.7</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>5.6</td><td>74</td><td>37</td><td>9.0</td><td>5.6</td></tr> <tr><td>5.7</td><td>76</td><td>38</td><td>9.3</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>5.8</td><td>79</td><td>39</td><td>10.0</td><td>5.8</td></tr> <tr><td>5.9</td><td>81</td><td>40</td><td>10.0</td><td>5.9</td></tr> <tr><td>6.0</td><td>84</td><td>42</td><td>10.0</td><td>6.0</td></tr> <tr><td>6.1</td><td>86</td><td>43</td><td>11.0</td><td>6.1</td></tr> <tr><td>6.2</td><td>89</td><td>44</td><td>11.0</td><td>6.2</td></tr> <tr><td>6.3</td><td>91</td><td>46</td><td>11.0</td><td>6.3</td></tr> <tr><td>6.4</td><td>94</td><td>47</td><td>12.0</td><td>6.4</td></tr> <tr><td>6.5</td><td>97</td><td>48</td><td>12.0</td><td>6.5</td></tr> <tr><td>6.6</td><td>100</td><td>50</td><td>12.0</td><td>6.6</td></tr> <tr><td>6.7</td><td>103</td><td>51</td><td>13.0</td><td>6.7</td></tr> <tr><td>6.8</td><td>105</td><td>52</td><td>13.0</td><td>6.8</td></tr> <tr><td>6.9</td><td>108</td><td>54</td><td>13.0</td><td>6.9</td></tr> <tr><td>7.0</td><td>111</td><td>55</td><td>14.0</td><td>7.0</td></tr> </tbody> </table> <p>※呼び径を有効口径として算出した。</p>	流量 (ℓ/sec)	動水勾配 (%)			流量 (ℓ/sec)	φ65	φ75	φ100	4.0	40	20	4.8	4.0	4.1	41	21	5.1	4.1	4.2	43	22	5.3	4.2	4.3	45	23	5.5	4.3	4.4	47	24	5.8	4.4	4.5	49	25	6.0	4.5	4.6	51	26	6.3	4.6	4.7	53	27	6.5	4.7	4.8	55	28	6.8	4.8	4.9	58	29	7.1	4.9	5.0	60	30	7.3	5.0	5.1	62	31	7.6	5.1	5.2	64	32	7.9	5.2	5.3	66	33	8.2	5.3	5.4	69	34	8.4	5.4	5.5	71	35	8.7	5.5	5.6	74	37	9.0	5.6	5.7	76	38	9.3	5.7	5.8	79	39	10.0	5.8	5.9	81	40	10.0	5.9	6.0	84	42	10.0	6.0	6.1	86	43	11.0	6.1	6.2	89	44	11.0	6.2	6.3	91	46	11.0	6.3	6.4	94	47	12.0	6.4	6.5	97	48	12.0	6.5	6.6	100	50	12.0	6.6	6.7	103	51	13.0	6.7	6.8	105	52	13.0	6.8	6.9	108	54	13.0	6.9	7.0	111	55	14.0	7.0	<p>流速 2.0m の枠 を強調表示</p>
流量 (ℓ/sec)	動水勾配 (%)			流量 (ℓ/sec)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	φ65	φ75	φ100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
4.0	40	20	4.8	4.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4.1	41	21	5.1	4.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4.2	43	22	5.3	4.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4.3	45	23	5.5	4.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4.4	47	24	5.8	4.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4.5	49	25	6.0	4.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4.6	51	26	6.3	4.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4.7	53	27	6.5	4.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4.8	55	28	6.8	4.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4.9	58	29	7.1	4.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.0	60	30	7.3	5.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.1	62	31	7.6	5.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.2	64	32	7.9	5.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.3	66	33	8.2	5.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.4	69	34	8.4	5.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.5	71	35	8.7	5.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.6	74	37	9.0	5.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.7	76	38	9.3	5.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.8	79	39	10.0	5.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.9	81	40	10.0	5.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.0	84	42	10.0	6.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.1	86	43	11.0	6.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.2	89	44	11.0	6.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.3	91	46	11.0	6.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.4	94	47	12.0	6.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.5	97	48	12.0	6.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.6	100	50	12.0	6.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.7	103	51	13.0	6.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.8	105	52	13.0	6.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.9	108	54	13.0	6.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7.0	111	55	14.0	7.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
流量 (ℓ/sec)	動水勾配 (%)			流量 (ℓ/sec)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	φ65	φ75	φ100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
7.1	114	57	14	7.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7.2	117	58	14	7.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7.3	120	60	15	7.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7.4	123	61	15	7.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7.5	126	63	16	7.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7.6	129	65	16	7.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7.7	133	66	16	7.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7.8	136	68	17	7.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7.9	139	69	17	7.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8.0	142	71	18	8.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8.1	146	73	18	8.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8.2	149	74	18	8.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8.3	152	76	19	8.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8.4	156	78	19	8.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8.5	159	79	20	8.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8.6	163	81	20	8.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8.7	166	83	20	8.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8.8	170	85	21	8.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8.9	173	86	21	8.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9.0	177	88	22	9.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9.1	181	90	22	9.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9.2	184	92	23	9.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9.3	188	94	23	9.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9.4	192	96	24	9.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9.5	196	97	24	9.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9.6	199	99	25	9.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9.7	203	101	25	9.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9.8	207	103	25	9.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9.9	211	105	26	9.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
10.0	215	107	26	10.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
流量 (ℓ/sec)	動水勾配 (%)			流量 (ℓ/sec)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	φ65	φ75	φ100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
4.0	40	20	4.8	4.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4.1	41	21	5.1	4.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4.2	43	22	5.3	4.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4.3	45	23	5.5	4.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4.4	47	24	5.8	4.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4.5	49	25	6.0	4.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4.6	51	26	6.3	4.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4.7	53	27	6.5	4.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4.8	55	28	6.8	4.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4.9	58	29	7.1	4.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.0	60	30	7.3	5.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.1	62	31	7.6	5.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.2	64	32	7.9	5.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.3	66	33	8.2	5.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.4	69	34	8.4	5.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.5	71	35	8.7	5.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.6	74	37	9.0	5.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.7	76	38	9.3	5.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.8	79	39	10.0	5.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5.9	81	40	10.0	5.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.0	84	42	10.0	6.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.1	86	43	11.0	6.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.2	89	44	11.0	6.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.3	91	46	11.0	6.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.4	94	47	12.0	6.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.5	97	48	12.0	6.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.6	100	50	12.0	6.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.7	103	51	13.0	6.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.8	105	52	13.0	6.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6.9	108	54	13.0	6.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7.0	111	55	14.0	7.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

頁	現 行	改 正 案	摘 要																																																																																																																																																																
60	<p>2. 給水用具の算出式</p> <p>(1) 分水栓 (H : m Q : ℓ/s)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>算出式</th> <th>適 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>$H = 6.46 \times Q^{1.81}$</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>$H = 1.81 \times Q^{1.95}$</td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>$H = 0.70 \times Q^{1.94}$</td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td>$H = 0.41 \times Q^{1.99}$</td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td>$H = 0.13 \times Q^{2.00}$</td><td></td></tr> <tr><td>50</td><td>$H = 0.06 \times Q^{2.00}$</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 止水栓</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>算出式</th> <th>適 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20</td><td>$H = 3.13 \times Q^{1.68}$</td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>$H = 2.33 \times Q^{1.61}$</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 屋内止水栓</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>算出式</th> <th>適 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20</td><td>$H = 6.73 \times Q^{1.97}$</td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>$H = 2.39 \times Q^{2.00}$</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(4) ストレート・アングル止水栓・ボールバルブ</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>算出式</th> <th>適 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>$H = 41.32 \times Q^{1.95}$</td><td>ストレート止水栓</td></tr> <tr><td>13</td><td>$H = 26.58 \times Q^{1.79}$</td><td>アングル止水栓</td></tr> <tr><td>20</td><td>$H = 9.82 \times Q^{1.80}$</td><td>逆止内蔵型ボールバルブ</td></tr> <tr><td>25</td><td>$H = 7.59 \times Q^{1.85}$</td><td>逆止内蔵型ボールバルブ</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) 水栓類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>算出式</th> <th>適 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>$H = 59.97 \times Q^{2.16}$</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>$H = 8.26 \times Q^{2.06}$</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(6) 水抜栓（逆止弁なし）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>算出式</th> <th>適 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>$H = 13.65 \times Q^{2.06}$</td><td rowspan="5">逆止弁なし (メーカー品)</td></tr> <tr><td>20</td><td>$H = 6.73 \times Q^{1.92}$</td></tr> <tr><td>25</td><td>$H = 3.58 \times Q^{1.92}$</td></tr> <tr><td>40</td><td>$H = 0.64 \times Q^{1.85}$</td></tr> <tr><td>50</td><td>$H = 0.13 \times Q^{1.90}$</td></tr> </tbody> </table>	口径 (mm)	算出式	適 要	13	$H = 6.46 \times Q^{1.81}$		20	$H = 1.81 \times Q^{1.95}$		25	$H = 0.70 \times Q^{1.94}$		30	$H = 0.41 \times Q^{1.99}$		40	$H = 0.13 \times Q^{2.00}$		50	$H = 0.06 \times Q^{2.00}$		口径 (mm)	算出式	適 要	20	$H = 3.13 \times Q^{1.68}$		25	$H = 2.33 \times Q^{1.61}$		口径 (mm)	算出式	適 要	20	$H = 6.73 \times Q^{1.97}$		25	$H = 2.39 \times Q^{2.00}$		口径 (mm)	算出式	適 要	13	$H = 41.32 \times Q^{1.95}$	ストレート止水栓	13	$H = 26.58 \times Q^{1.79}$	アングル止水栓	20	$H = 9.82 \times Q^{1.80}$	逆止内蔵型ボールバルブ	25	$H = 7.59 \times Q^{1.85}$	逆止内蔵型ボールバルブ	口径 (mm)	算出式	適 要	13	$H = 59.97 \times Q^{2.16}$		20	$H = 8.26 \times Q^{2.06}$		口径 (mm)	算出式	適 要	13	$H = 13.65 \times Q^{2.06}$	逆止弁なし (メーカー品)	20	$H = 6.73 \times Q^{1.92}$	25	$H = 3.58 \times Q^{1.92}$	40	$H = 0.64 \times Q^{1.85}$	50	$H = 0.13 \times Q^{1.90}$	<p>2. 給水用具の算出式</p> <p>(1) 分水栓 (H : m Q : ℓ/s)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>算出式</th> <th>適 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>$H = 6.46 \times Q^{1.81}$</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>$H = 1.81 \times Q^{1.95}$</td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>$H = 0.70 \times Q^{1.94}$</td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td>$H = 0.41 \times Q^{1.99}$</td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td>$H = 0.13 \times Q^{2.00}$</td><td></td></tr> <tr><td>50</td><td>$H = 0.06 \times Q^{2.00}$</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 止水栓</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>算出式</th> <th>適 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>甲</u> 20</td><td>$H = 3.13 \times Q^{1.68}$</td><td></td></tr> <tr><td><u>甲</u> 25</td><td>$H = 2.33 \times Q^{1.61}$</td><td></td></tr> <tr><td><u>ボール</u> 20</td><td>$H = \{0.009 \times (Q \times 60)^{1.9117}\} / 10$</td><td></td></tr> <tr><td><u>ボール</u> 25</td><td>$H = \{0.0002 \times (Q \times 60)^{2.0266}\} / 10$</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 屋内止水栓</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>算出式</th> <th>適 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20</td><td>$H = 6.73 \times Q^{1.97}$</td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>$H = 2.39 \times Q^{2.00}$</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(4) ストレート・アングル止水栓・ボールバルブ</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>算出式</th> <th>適 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>$H = 41.32 \times Q^{1.95}$</td><td>ストレート止水栓</td></tr> <tr><td>13</td><td>$H = 26.58 \times Q^{1.79}$</td><td>アングル止水栓</td></tr> <tr><td>20</td><td>$H = 9.82 \times Q^{1.80}$</td><td>逆止内蔵型ボールバルブ</td></tr> <tr><td>25</td><td>$H = 7.59 \times Q^{1.85}$</td><td>逆止内蔵型ボールバルブ</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) 水栓類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>算出式</th> <th>適 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>$H = 59.97 \times Q^{2.16}$</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>$H = 8.26 \times Q^{2.06}$</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(6) 水抜栓（逆止弁なし）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>算出式</th> <th>適 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>$H = 13.65 \times Q^{2.06}$</td><td rowspan="5">逆止弁なし (メーカー品)</td></tr> <tr><td>20</td><td>$H = 6.73 \times Q^{1.92}$</td></tr> <tr><td>25</td><td>$H = 3.58 \times Q^{1.92}$</td></tr> <tr><td>40</td><td>$H = 0.64 \times Q^{1.85}$</td></tr> <tr><td>50</td><td>$H = 0.13 \times Q^{1.90}$</td></tr> </tbody> </table>	口径 (mm)	算出式	適 要	13	$H = 6.46 \times Q^{1.81}$		20	$H = 1.81 \times Q^{1.95}$		25	$H = 0.70 \times Q^{1.94}$		30	$H = 0.41 \times Q^{1.99}$		40	$H = 0.13 \times Q^{2.00}$		50	$H = 0.06 \times Q^{2.00}$		口径 (mm)	算出式	適 要	<u>甲</u> 20	$H = 3.13 \times Q^{1.68}$		<u>甲</u> 25	$H = 2.33 \times Q^{1.61}$		<u>ボール</u> 20	$H = \{0.009 \times (Q \times 60)^{1.9117}\} / 10$		<u>ボール</u> 25	$H = \{0.0002 \times (Q \times 60)^{2.0266}\} / 10$		口径 (mm)	算出式	適 要	20	$H = 6.73 \times Q^{1.97}$		25	$H = 2.39 \times Q^{2.00}$		口径 (mm)	算出式	適 要	13	$H = 41.32 \times Q^{1.95}$	ストレート止水栓	13	$H = 26.58 \times Q^{1.79}$	アングル止水栓	20	$H = 9.82 \times Q^{1.80}$	逆止内蔵型ボールバルブ	25	$H = 7.59 \times Q^{1.85}$	逆止内蔵型ボールバルブ	口径 (mm)	算出式	適 要	13	$H = 59.97 \times Q^{2.16}$		20	$H = 8.26 \times Q^{2.06}$		口径 (mm)	算出式	適 要	13	$H = 13.65 \times Q^{2.06}$	逆止弁なし (メーカー品)	20	$H = 6.73 \times Q^{1.92}$	25	$H = 3.58 \times Q^{1.92}$	40	$H = 0.64 \times Q^{1.85}$	50	$H = 0.13 \times Q^{1.90}$	<p>止水栓（ボール）の算出式追加</p>
口径 (mm)	算出式	適 要																																																																																																																																																																	
13	$H = 6.46 \times Q^{1.81}$																																																																																																																																																																		
20	$H = 1.81 \times Q^{1.95}$																																																																																																																																																																		
25	$H = 0.70 \times Q^{1.94}$																																																																																																																																																																		
30	$H = 0.41 \times Q^{1.99}$																																																																																																																																																																		
40	$H = 0.13 \times Q^{2.00}$																																																																																																																																																																		
50	$H = 0.06 \times Q^{2.00}$																																																																																																																																																																		
口径 (mm)	算出式	適 要																																																																																																																																																																	
20	$H = 3.13 \times Q^{1.68}$																																																																																																																																																																		
25	$H = 2.33 \times Q^{1.61}$																																																																																																																																																																		
口径 (mm)	算出式	適 要																																																																																																																																																																	
20	$H = 6.73 \times Q^{1.97}$																																																																																																																																																																		
25	$H = 2.39 \times Q^{2.00}$																																																																																																																																																																		
口径 (mm)	算出式	適 要																																																																																																																																																																	
13	$H = 41.32 \times Q^{1.95}$	ストレート止水栓																																																																																																																																																																	
13	$H = 26.58 \times Q^{1.79}$	アングル止水栓																																																																																																																																																																	
20	$H = 9.82 \times Q^{1.80}$	逆止内蔵型ボールバルブ																																																																																																																																																																	
25	$H = 7.59 \times Q^{1.85}$	逆止内蔵型ボールバルブ																																																																																																																																																																	
口径 (mm)	算出式	適 要																																																																																																																																																																	
13	$H = 59.97 \times Q^{2.16}$																																																																																																																																																																		
20	$H = 8.26 \times Q^{2.06}$																																																																																																																																																																		
口径 (mm)	算出式	適 要																																																																																																																																																																	
13	$H = 13.65 \times Q^{2.06}$	逆止弁なし (メーカー品)																																																																																																																																																																	
20	$H = 6.73 \times Q^{1.92}$																																																																																																																																																																		
25	$H = 3.58 \times Q^{1.92}$																																																																																																																																																																		
40	$H = 0.64 \times Q^{1.85}$																																																																																																																																																																		
50	$H = 0.13 \times Q^{1.90}$																																																																																																																																																																		
口径 (mm)	算出式	適 要																																																																																																																																																																	
13	$H = 6.46 \times Q^{1.81}$																																																																																																																																																																		
20	$H = 1.81 \times Q^{1.95}$																																																																																																																																																																		
25	$H = 0.70 \times Q^{1.94}$																																																																																																																																																																		
30	$H = 0.41 \times Q^{1.99}$																																																																																																																																																																		
40	$H = 0.13 \times Q^{2.00}$																																																																																																																																																																		
50	$H = 0.06 \times Q^{2.00}$																																																																																																																																																																		
口径 (mm)	算出式	適 要																																																																																																																																																																	
<u>甲</u> 20	$H = 3.13 \times Q^{1.68}$																																																																																																																																																																		
<u>甲</u> 25	$H = 2.33 \times Q^{1.61}$																																																																																																																																																																		
<u>ボール</u> 20	$H = \{0.009 \times (Q \times 60)^{1.9117}\} / 10$																																																																																																																																																																		
<u>ボール</u> 25	$H = \{0.0002 \times (Q \times 60)^{2.0266}\} / 10$																																																																																																																																																																		
口径 (mm)	算出式	適 要																																																																																																																																																																	
20	$H = 6.73 \times Q^{1.97}$																																																																																																																																																																		
25	$H = 2.39 \times Q^{2.00}$																																																																																																																																																																		
口径 (mm)	算出式	適 要																																																																																																																																																																	
13	$H = 41.32 \times Q^{1.95}$	ストレート止水栓																																																																																																																																																																	
13	$H = 26.58 \times Q^{1.79}$	アングル止水栓																																																																																																																																																																	
20	$H = 9.82 \times Q^{1.80}$	逆止内蔵型ボールバルブ																																																																																																																																																																	
25	$H = 7.59 \times Q^{1.85}$	逆止内蔵型ボールバルブ																																																																																																																																																																	
口径 (mm)	算出式	適 要																																																																																																																																																																	
13	$H = 59.97 \times Q^{2.16}$																																																																																																																																																																		
20	$H = 8.26 \times Q^{2.06}$																																																																																																																																																																		
口径 (mm)	算出式	適 要																																																																																																																																																																	
13	$H = 13.65 \times Q^{2.06}$	逆止弁なし (メーカー品)																																																																																																																																																																	
20	$H = 6.73 \times Q^{1.92}$																																																																																																																																																																		
25	$H = 3.58 \times Q^{1.92}$																																																																																																																																																																		
40	$H = 0.64 \times Q^{1.85}$																																																																																																																																																																		
50	$H = 0.13 \times Q^{1.90}$																																																																																																																																																																		

頁	現 行										改 訂 案										摘 要
62	13	$H=95.81 \times Q^{2.12}$				小便器用								13	$H=95.81 \times Q^{2.12}$				小便器用		止水栓（ボール）の早見表追加
	25	$H=5.31 \times Q^{2.08}$				大便器用								25	$H=5.31 \times Q^{2.08}$				大便器用		
	(14) メーターユニット（メーターを含まず。） (H:m Q:l/s)										(14) メーターユニット（メーターを含まず。） (H:m Q:l/s)										
	口径 (mm)		算 出 式								口径 (mm)		算 出 式								
	13		$H=-60.252Q^5+141.74Q^4-125.27Q^3+55.156Q^2-8.3055Q+1.3004$								13		$H=-60.252Q^5+141.74Q^4-125.27Q^3+55.156Q^2-8.3055Q+1.3004$								
	20		$H=11.295Q^5-31.228Q^4+31.901Q^3-13.933Q^2+4.5305Q+0.4212$								20		$H=11.295Q^5-31.228Q^4+31.901Q^3-13.933Q^2+4.5305Q+0.4212$								
	25		$H=0.728Q^5-2.8246Q^4+4.0718Q^3-2.6417Q^2+1.8605Q+0.5567$								25		$H=0.728Q^5-2.8246Q^4+4.0718Q^3-2.6417Q^2+1.8605Q+0.5567$								
	※ ボール止水栓・着脱装置・逆止弁を含む。										※ ボール止水栓・着脱装置・逆止弁を含む。										
	(15) 逆止弁付メーターパッキン (H:m Q:l/min)										(15) 逆止弁付メーターパッキン (H:m Q:l/min)										
	口径 (mm)		算 出 式								口径 (mm)		算 出 式								
	13		$H=(6 \times 10^{-5}Q^4-0.0055Q^3+0.2118Q^2-1.7865Q+7.8721) \times 0.102$								13		$H=(6 \times 10^{-5}Q^4-0.0055Q^3+0.2118Q^2-1.7865Q+7.8721) \times 0.102$								
	20		$H=(-2 \times 10^{-5}Q^3+0.0087Q^2-0.0855Q+3.9248) \times 0.102$								20		$H=(-2 \times 10^{-5}Q^3+0.0087Q^2-0.0855Q+3.9248) \times 0.102$								
	25		$H=(8 \times 10^{-7}Q^3+0.0017Q^2+0.0062Q+2.3154) \times 0.102$								25		$H=(8 \times 10^{-7}Q^3+0.0017Q^2+0.0062Q+2.3154) \times 0.102$								
	40		$H=(6 \times 10^{-7}Q^3+3 \times 10^{-5}Q^2+0.0335Q+4.2176) \times 0.102$								40		$H=(6 \times 10^{-7}Q^3+3 \times 10^{-5}Q^2+0.0335Q+4.2176) \times 0.102$								
	3. 給水用具の損失水頭早見表 (m/個)										3. 給水用具の損失水頭早見表 (m/個)										
流 量	(1) 分水栓						(2) 甲止水栓		(3) 屋内止水栓		流 量	(1) 分水栓						(2) 甲止水栓		(3) 屋内止水栓	
l/sec	φ13	φ20	φ25	φ30	φ40	φ50	φ20	φ25	φ20	φ25	l/sec	φ13	φ20	φ25	φ30	φ40	φ50	φ20	φ25	φ20	φ25
0.1	0.10	0.02	0.01	0.00	0.00	0.00	0.07	0.06	0.07	0.02	0.1	0.10	0.02	0.01	0.00	0.00	0.00	0.07	0.06	0.07	0.02
0.2	0.35	0.08	0.03	0.02	0.00	0.00	0.21	0.17	0.28	0.10	0.2	0.35	0.08	0.03	0.02	0.00	0.00	0.21	0.17	0.28	0.10
0.3	0.73	0.17	0.07	0.04	0.01	0.01	0.41	0.34	0.63	0.22	0.3	0.73	0.17	0.07	0.04	0.01	0.01	0.41	0.34	0.63	0.22
0.4	1.23	0.30	0.12	0.07	0.02	0.01	0.67	0.53	1.11	0.38	0.4	1.23	0.30	0.12	0.07	0.02	0.01	0.67	0.53	1.11	0.38
0.5	1.84	0.47	0.18	0.10	0.03	0.02	0.98	0.76	1.72	0.60	0.5	1.84	0.47	0.18	0.10	0.03	0.02	0.98	0.76	1.72	0.60
0.6	2.56	0.67	0.26	0.15	0.05	0.02	1.33	1.02	2.46	0.86	0.6	2.56	0.67	0.26	0.15	0.05	0.02	1.33	1.02	2.46	0.86
0.7	3.39	0.90	0.35	0.20	0.06	0.03	1.72	1.31	3.33	1.17	0.7	3.39	0.90	0.35	0.20	0.06	0.03	1.72	1.31	3.33	1.17
0.8	4.31	1.17	0.45	0.26	0.08	0.04	2.15	1.63	4.34	1.53	0.8	4.31	1.17	0.45	0.26	0.08	0.04	2.15	1.63	4.34	1.53
0.9	5.34	1.47	0.57	0.33	0.11	0.05	2.62	1.97	5.47	1.94	0.9	5.34	1.47	0.57	0.33	0.11	0.05	2.62	1.97	5.47	1.94
1.0	6.46	1.81	0.70	0.41	0.13	0.06	3.13	2.33	6.73	2.39	1.0	6.46	1.81	0.70	0.41	0.13	0.06	3.13	2.33	6.73	2.39
1.1	7.68	2.18	0.84	0.50	0.16	0.07	3.67	2.72	8.12	2.89	1.1	7.68	2.18	0.84	0.50	0.16	0.07	3.67	2.72	8.12	2.89
1.2	8.99	2.58	1.00	0.59	0.19	0.09	4.25	3.12	9.64	3.44	1.2	8.99	2.58	1.00	0.59	0.19	0.09	4.25	3.12	9.64	3.44
1.3		3.02	1.16	0.69	0.22	0.10	4.86	3.55		4.04	1.3		3.02	1.16	0.69	0.22	0.10	4.86	3.55		4.04
1.4		3.49	1.34	0.80	0.26	0.12	5.51	4.01		4.68	1.4		3.49	1.34	0.80	0.26	0.12	5.51	4.01		4.68
1.5		3.99	1.54	0.92	0.30	0.14	6.19	4.48		5.38	1.5		3.99	1.54	0.92	0.30	0.14	6.19	4.48		5.38
2.0		6.99	2.69	1.63	0.51	0.24		7.11		9.56	2.0		6.99	2.69	1.63	0.51	0.24		7.11		9.56
2.5			4.14	2.54	0.81	0.38					2.5			4.14	2.54	0.81	0.38				
3.0			5.90	3.65	1.17	0.54					3.0			5.90	3.65	1.17	0.54				
3.5			7.95	4.96	1.59	0.74					3.5			7.95	4.96	1.59	0.74				
4.0				6.47	2.08	0.96					4.0				6.47	2.08	0.96				
4.5				8.18	2.63	1.22					4.5				8.18	2.63	1.22				
5.0				10.09	3.25	1.50					5.0				10.09	3.25	1.50				

頁	現 行	改 訂 案	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
71	<p>水 理 計 算 書 <直結式の例></p> <p style="text-align: right;">(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">給水栓番号</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">申 込 者</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>工事事業者</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>損失水頭計算概略図</p> <p>損失水頭の計算 < 枚の内 ></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 間 及 び 用 具</th> <th>口 径 mm</th> <th>栓 数 個</th> <th>同 時 開 数 個</th> <th>使 用 水 量 ℓ/s</th> <th>流 量 ℓ/s</th> <th>管 延 長 m</th> <th>動 水 勾 配 ‰</th> <th>損 失 水 頭 m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>分岐箇所</td><td>30</td><td>24</td><td>6</td><td>0.2</td><td>1.2</td><td>1.0</td><td>115</td><td>0.12</td></tr> <tr><td>A - B</td><td>30</td><td>24</td><td>6</td><td>0.2</td><td>1.2</td><td>14.0</td><td>115</td><td>1.61</td></tr> <tr><td>仕 切 弁</td><td>30</td><td>24</td><td>6</td><td>0.2</td><td>1.2</td><td>0.24</td><td>115</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>B - C</td><td>30</td><td>20</td><td>5</td><td>0.2</td><td>1.0</td><td>0.5</td><td>83</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>C - D</td><td>30</td><td>16</td><td>5</td><td>0.2</td><td>1.0</td><td>0.5</td><td>83</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>D - E</td><td>30</td><td>12</td><td>4</td><td>0.2</td><td>0.8</td><td>0.5</td><td>56</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>E - F</td><td>30</td><td>8</td><td>3</td><td>0.2</td><td>0.6</td><td>0.5</td><td>34</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>F - G</td><td>30</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>0.5</td><td>17</td><td>0.01</td></tr> <tr><td>G - H</td><td>20</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>4.2</td><td>108</td><td>0.45</td></tr> <tr><td>異径接合</td><td>20</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>1.0</td><td>108</td><td>0.11</td></tr> <tr><td>甲止水栓</td><td>20</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td></td><td></td><td>0.67</td></tr> <tr><td>水道メーター</td><td>13</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td></td><td></td><td>2.06</td></tr> <tr><td>逆止弁付パッキン</td><td>20</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td></td><td></td><td>0.65</td></tr> <tr><td>異径接合×2</td><td>13×20</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>0.5×2</td><td>778</td><td>0.78</td></tr> <tr><td>水抜栓</td><td>20</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td></td><td></td><td>1.16</td></tr> <tr><td>H - I</td><td>20</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>3.7</td><td>108</td><td>0.40</td></tr> <tr><td>I - J</td><td>20</td><td>1</td><td>1</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.6</td><td>33</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>継手損失 (H-J)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.42×1</td><td>0.42</td></tr> <tr><td>分岐水栓</td><td>13</td><td>1</td><td>1</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>3.0</td><td>228</td><td>0.68</td></tr> <tr><td>ルネブル継手(300L)</td><td>13</td><td>1</td><td>1</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td></td><td></td><td>0.82</td></tr> <tr><td>瞬間湯沸器作動圧</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>先止め式</td><td>2.00</td></tr> <tr><td>立上り高さ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5.20</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>17.32 m</td></tr> <tr><td>残 存 水 頭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(20m - 損失水頭計)</td><td>2.68 m</td></tr> </tbody> </table> <p>備 考</p>	給水栓番号		申 込 者				設置場所				工事事業者		区 間 及 び 用 具	口 径 mm	栓 数 個	同 時 開 数 個	使 用 水 量 ℓ/s	流 量 ℓ/s	管 延 長 m	動 水 勾 配 ‰	損 失 水 頭 m	分岐箇所	30	24	6	0.2	1.2	1.0	115	0.12	A - B	30	24	6	0.2	1.2	14.0	115	1.61	仕 切 弁	30	24	6	0.2	1.2	0.24	115	0.03	B - C	30	20	5	0.2	1.0	0.5	83	0.04	C - D	30	16	5	0.2	1.0	0.5	83	0.04	D - E	30	12	4	0.2	0.8	0.5	56	0.03	E - F	30	8	3	0.2	0.6	0.5	34	0.02	F - G	30	4	2	0.2	0.4	0.5	17	0.01	G - H	20	4	2	0.2	0.4	4.2	108	0.45	異径接合	20	4	2	0.2	0.4	1.0	108	0.11	甲止水栓	20	4	2	0.2	0.4			0.67	水道メーター	13	4	2	0.2	0.4			2.06	逆止弁付パッキン	20	4	2	0.2	0.4			0.65	異径接合×2	13×20	4	2	0.2	0.4	0.5×2	778	0.78	水抜栓	20	4	2	0.2	0.4			1.16	H - I	20	4	2	0.2	0.4	3.7	108	0.40	I - J	20	1	1	0.2	0.2	0.6	33	0.02	継手損失 (H-J)							0.42×1	0.42	分岐水栓	13	1	1	0.2	0.2	3.0	228	0.68	ルネブル継手(300L)	13	1	1	0.2	0.2			0.82	瞬間湯沸器作動圧							先止め式	2.00	立上り高さ								5.20	計								17.32 m	残 存 水 頭							(20m - 損失水頭計)	2.68 m	<p>水 理 計 算 書 <直結式の例></p> <p style="text-align: right;">(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">給水栓番号</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">申 込 者</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>工事事業者</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>損失水頭計算概略図</p> <p>損失水頭の計算 < 枚の内 ></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 間 及 び 用 具</th> <th>口 径 mm</th> <th>栓 数 個</th> <th>同 時 開 数 個</th> <th>使 用 水 量 ℓ/s</th> <th>流 量 ℓ/s</th> <th>管 延 長 m</th> <th>動 水 勾 配 ‰</th> <th>損 失 水 頭 m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>分岐箇所</td><td>30</td><td>24</td><td>6</td><td>0.2</td><td>1.2</td><td>1.0</td><td>115</td><td>0.12</td></tr> <tr><td>A - B</td><td>30</td><td>24</td><td>6</td><td>0.2</td><td>1.2</td><td>14.0</td><td>115</td><td>1.61</td></tr> <tr><td>仕 切 弁</td><td>30</td><td>24</td><td>6</td><td>0.2</td><td>1.2</td><td>0.24</td><td>115</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>B - C</td><td>30</td><td>20</td><td>5</td><td>0.2</td><td>1.0</td><td>0.5</td><td>83</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>C - D</td><td>30</td><td>16</td><td>5</td><td>0.2</td><td>1.0</td><td>0.5</td><td>83</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>D - E</td><td>30</td><td>12</td><td>4</td><td>0.2</td><td>0.8</td><td>0.5</td><td>56</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>E - F</td><td>30</td><td>8</td><td>3</td><td>0.2</td><td>0.6</td><td>0.5</td><td>34</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>F - G</td><td>30</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>0.5</td><td>17</td><td>0.01</td></tr> <tr><td>G - H</td><td>20</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>4.2</td><td>108</td><td>0.45</td></tr> <tr><td>異径接合</td><td>20</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>1.0</td><td>108</td><td>0.11</td></tr> <tr><td>ボール止水栓</td><td>20</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td></td><td></td><td>0.39</td></tr> <tr><td>水道メーター</td><td>13</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td></td><td></td><td>2.06</td></tr> <tr><td>逆止弁付パッキン</td><td>20</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td></td><td></td><td>0.65</td></tr> <tr><td>異径接合×2</td><td>13×20</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>0.5×2</td><td>778</td><td>0.78</td></tr> <tr><td>水抜栓</td><td>20</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td></td><td></td><td>1.16</td></tr> <tr><td>H - I</td><td>20</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>3.7</td><td>108</td><td>0.40</td></tr> <tr><td>I - J</td><td>20</td><td>1</td><td>1</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.6</td><td>33</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>継手損失 (H-J)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.42×1</td><td>0.42</td></tr> <tr><td>分岐水栓</td><td>13</td><td>1</td><td>1</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>3.0</td><td>228</td><td>0.68</td></tr> <tr><td>ルネブル継手(300L)</td><td>13</td><td>1</td><td>1</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td></td><td></td><td>0.82</td></tr> <tr><td>瞬間湯沸器作動圧</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>先止め式</td><td>2.00</td></tr> <tr><td>立上り高さ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5.20</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>17.04 m</td></tr> <tr><td>残 存 水 頭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(20m - 損失水頭計)</td><td>2.68 m</td></tr> </tbody> </table> <p>備 考</p>	給水栓番号		申 込 者				設置場所				工事事業者		区 間 及 び 用 具	口 径 mm	栓 数 個	同 時 開 数 個	使 用 水 量 ℓ/s	流 量 ℓ/s	管 延 長 m	動 水 勾 配 ‰	損 失 水 頭 m	分岐箇所	30	24	6	0.2	1.2	1.0	115	0.12	A - B	30	24	6	0.2	1.2	14.0	115	1.61	仕 切 弁	30	24	6	0.2	1.2	0.24	115	0.03	B - C	30	20	5	0.2	1.0	0.5	83	0.04	C - D	30	16	5	0.2	1.0	0.5	83	0.04	D - E	30	12	4	0.2	0.8	0.5	56	0.03	E - F	30	8	3	0.2	0.6	0.5	34	0.02	F - G	30	4	2	0.2	0.4	0.5	17	0.01	G - H	20	4	2	0.2	0.4	4.2	108	0.45	異径接合	20	4	2	0.2	0.4	1.0	108	0.11	ボール止水栓	20	4	2	0.2	0.4			0.39	水道メーター	13	4	2	0.2	0.4			2.06	逆止弁付パッキン	20	4	2	0.2	0.4			0.65	異径接合×2	13×20	4	2	0.2	0.4	0.5×2	778	0.78	水抜栓	20	4	2	0.2	0.4			1.16	H - I	20	4	2	0.2	0.4	3.7	108	0.40	I - J	20	1	1	0.2	0.2	0.6	33	0.02	継手損失 (H-J)							0.42×1	0.42	分岐水栓	13	1	1	0.2	0.2	3.0	228	0.68	ルネブル継手(300L)	13	1	1	0.2	0.2			0.82	瞬間湯沸器作動圧							先止め式	2.00	立上り高さ								5.20	計								17.04 m	残 存 水 頭							(20m - 損失水頭計)	2.68 m	<p>水利計算書の例 を止水栓をボールへ変更した</p>
給水栓番号		申 込 者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		工事事業者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
区 間 及 び 用 具	口 径 mm	栓 数 個	同 時 開 数 個	使 用 水 量 ℓ/s	流 量 ℓ/s	管 延 長 m	動 水 勾 配 ‰	損 失 水 頭 m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
分岐箇所	30	24	6	0.2	1.2	1.0	115	0.12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
A - B	30	24	6	0.2	1.2	14.0	115	1.61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
仕 切 弁	30	24	6	0.2	1.2	0.24	115	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
B - C	30	20	5	0.2	1.0	0.5	83	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
C - D	30	16	5	0.2	1.0	0.5	83	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
D - E	30	12	4	0.2	0.8	0.5	56	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
E - F	30	8	3	0.2	0.6	0.5	34	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
F - G	30	4	2	0.2	0.4	0.5	17	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
G - H	20	4	2	0.2	0.4	4.2	108	0.45																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
異径接合	20	4	2	0.2	0.4	1.0	108	0.11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
甲止水栓	20	4	2	0.2	0.4			0.67																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
水道メーター	13	4	2	0.2	0.4			2.06																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
逆止弁付パッキン	20	4	2	0.2	0.4			0.65																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
異径接合×2	13×20	4	2	0.2	0.4	0.5×2	778	0.78																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
水抜栓	20	4	2	0.2	0.4			1.16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
H - I	20	4	2	0.2	0.4	3.7	108	0.40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
I - J	20	1	1	0.2	0.2	0.6	33	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
継手損失 (H-J)							0.42×1	0.42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
分岐水栓	13	1	1	0.2	0.2	3.0	228	0.68																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ルネブル継手(300L)	13	1	1	0.2	0.2			0.82																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
瞬間湯沸器作動圧							先止め式	2.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
立上り高さ								5.20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
計								17.32 m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
残 存 水 頭							(20m - 損失水頭計)	2.68 m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
給水栓番号		申 込 者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		工事事業者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
区 間 及 び 用 具	口 径 mm	栓 数 個	同 時 開 数 個	使 用 水 量 ℓ/s	流 量 ℓ/s	管 延 長 m	動 水 勾 配 ‰	損 失 水 頭 m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
分岐箇所	30	24	6	0.2	1.2	1.0	115	0.12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
A - B	30	24	6	0.2	1.2	14.0	115	1.61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
仕 切 弁	30	24	6	0.2	1.2	0.24	115	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
B - C	30	20	5	0.2	1.0	0.5	83	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
C - D	30	16	5	0.2	1.0	0.5	83	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
D - E	30	12	4	0.2	0.8	0.5	56	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
E - F	30	8	3	0.2	0.6	0.5	34	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
F - G	30	4	2	0.2	0.4	0.5	17	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
G - H	20	4	2	0.2	0.4	4.2	108	0.45																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
異径接合	20	4	2	0.2	0.4	1.0	108	0.11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ボール止水栓	20	4	2	0.2	0.4			0.39																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
水道メーター	13	4	2	0.2	0.4			2.06																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
逆止弁付パッキン	20	4	2	0.2	0.4			0.65																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
異径接合×2	13×20	4	2	0.2	0.4	0.5×2	778	0.78																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
水抜栓	20	4	2	0.2	0.4			1.16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
H - I	20	4	2	0.2	0.4	3.7	108	0.40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
I - J	20	1	1	0.2	0.2	0.6	33	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
継手損失 (H-J)							0.42×1	0.42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
分岐水栓	13	1	1	0.2	0.2	3.0	228	0.68																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ルネブル継手(300L)	13	1	1	0.2	0.2			0.82																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
瞬間湯沸器作動圧							先止め式	2.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
立上り高さ								5.20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
計								17.04 m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
残 存 水 頭							(20m - 損失水頭計)	2.68 m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
74	<p style="text-align: center;">7. 給水装置の設置基準（水の安全・衛生対策）</p> <p>7. 1 水の汚染防止</p> <p style="text-align: center;">【構造・材質基準に係る事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 飲用に供する水を供給する給水管及び給水用具は、浸出に関する基準に適合するものを用いること。（基準省令第 2 条第 1 項） 2. 行き止まり配管等、水が停滞する構造としないこと。ただし、構造上やむを得ず水が停滞する場合には、末端部に排水機構を設置すること。（基準省令第 2 条第 2 項） 3. シアン、六価クロム、その他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取扱う施設に近接して設置しないこと。（基準省令第 2 条第 3 項） 4. 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所にあつては、当該油類が浸透するおそれのない材質の給水装置を設置すること。又は、さや管等により適切な防護のための措置を講じること。（基準省令第 2 条第 4 項） 	<p style="text-align: center;">7. 給水装置の設置基準（水の安全・衛生対策）</p> <p>7. 1 水の汚染防止</p> <p style="text-align: center;">【構造・材質基準に係る事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 飲用に供する水を供給する給水管及び給水用具は、浸出に関する基準に適合するものを用いること。（基準省令第 2 条第 1 項） 2. 行き止まり配管等、水が停滞する構造としないこと。ただし、構造上やむを得ず水が停滞する場合には、末端部に排水機構を設置すること。（基準省令第 2 条第 2 項） 3. シアン、六価クロム、その他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取扱う施設に近接して設置しないこと。（基準省令第 2 条第 3 項） 4. 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所にあつては、当該油類が浸透するおそれのない材質の給水装置を設置すること。又は、さや管等により適切な防護のための措置を講じること。（基準省令第 2 条第 4 項） 	<p>文言整理</p>
	<p><解 説></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 末端部が行き止まりの給水管は、停滞水が生じ水質が悪化するおそれがあるので、極力避ける必要がある。ただし、構造上やむを得ず停滞水が生じる場合は、末端部に排水機構を設置すること。 2. 住宅用スプリンクラーの設置にあたっては、停滞水が生じないよう末端給水栓までの配管途中に設置すること。 3. 学校等のように一時的、季節的に使用されない給水装置には、給水管内に長期間水の停滞が生じることがある。このような衛生上好ましくない停滞した水を容易に排除できるように、排水機構を適切に設ける必要がある。 4. 給水管路の途中に有毒薬品置場、有害物の取扱場、汚水槽等の汚染源がある場合は、給水管等が破損した際に有毒物や汚物が水道水に混入するおそれがあるので、その影響の無いところまで離して配管すること。特に灯油等のタンク類は、近年、給油時の溢漏事故、貯油タンク類や引込油管の老朽化による漏油事故等を起因とする、水道水の汚染事故が多発している。このため、給水管を布設するにあたっては、貯油タンク類や引込油管の布設位置と競合しないよう十分注意すること。 5. 水道用硬質塩化ビニル管（以下「塩ビ管」という。）、水道用ポリエチレン管等の合成樹脂管は有機溶剤等に侵されやすいので、鉱油・有機溶剤等油類が浸透するおそれがある場所には使用しないこととし、金属管（銅管、ステンレス鋼管等）を使用することが望ましい。合成樹脂管を使用する場合は、さや管や浸透防護スリーブ等による被覆で適切な防護処置を講じること。 ここでいう鉱油類（ガソリン等）・有機溶剤（塗料、シンナー等）が浸透するおそれのある場所とは、ガソリンスタンド、自動車整備工場、有機溶剤取扱事業所（倉庫）、廃液投棄埋立地である。 また、一般家庭等においても灯油タンクの付近は浸透のおそれがある。 	<p><解 説></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 末端部が行き止まりの給水管は、停滞水が生じ水質が悪化するおそれがあるので、極力避ける必要がある。ただし、構造上やむを得ず停滞水が生じる場合は、末端部に排水機構を設置すること。 2. 住宅用スプリンクラーの設置にあたっては、停滞水が生じないよう末端給水栓までの配管途中に設置すること。 3. 学校等のように一時的、季節的に使用されない給水装置には、給水管内に長期間水の停滞が生じることがある。このような衛生上好ましくない停滞した水を容易に排除できるように、排水機構を適切に設ける必要がある。 4. 給水管路の途中に有毒薬品置場、有害物の取扱場、汚水槽等の汚染源がある場合は、給水管等が破損した際に有毒物や汚物が水道水に混入するおそれがあるので、その影響の無いところまで離して配管すること。特に灯油等のタンク類は、近年、給油時の溢漏事故、貯油タンク類や引込油管の老朽化による漏油事故等を起因とする、水道水の汚染事故が多発している。このため、給水管を布設するにあたっては、貯油タンク類や引込油管の布設位置と競合しないよう十分注意すること。 5. 水道用硬質塩化ビニル管（以下「塩ビ管」という。）、水道用ポリエチレン管等の合成樹脂管は、鉱油・有機溶剤等の油類に侵されやすいので、ガソリンスタンド、自動車整備工場、有機溶剤取扱事業所（倉庫）、廃液投棄埋立地など鉱油類（ガソリン等）・有機溶剤（塗料、シンナー等）が浸透するおそれがある場所には使用しないこととし、金属管（銅管、ステンレス鋼管等）を使用することが望ましい。合成樹脂管を使用する場合は、さや管や浸透防護スリーブ等による被覆で適切な防護処置を講じること。 また、一般家庭等においても灯油タンクの付近は漏油等により浸透のおそれがあるので布設には注意が必要である。 	

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
75	7. 2 破 壊 防 止	7. 2 破 壊 防 止	文言整理
	<p>【構造・材質基準に係る事項】</p> <p>1. 水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、水撃限界性能を有するものを用いること。又は、その上流側に近接して水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置を講じること。（基準省令第 3 条）</p>	<p>【構造・材質基準に係る事項】</p> <p>1. 水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、水撃限界性能を有するものを用いること。又は、その上流側に近接して水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置を講じること。（基準省令第 3 条）</p>	
	<p><解 説></p> <p>1. 水撃作用の発生と影響 配管内の水の流れを給水栓等により急閉すると、運動エネルギーが圧力の増加に変わり急激な圧力上昇（水撃作用）が起こる。 水撃作用の発生により、給水管に振動や異常音が頻繁に発生すると、管の破損や継手の緩みを生じ、漏水の原因にもなる。</p> <p>2. 水撃作用を生じるおそれのある給水装置 水撃圧は流速に比例するので、給水管における水撃作用を防止するには、基本的には管内流速を遅くする必要があるのである。（一般的には 1.5～2.0m/sec）しかし、実際の給水装置においては安定した使用状況の確保は困難であり、流速はたえず変化しているので、次のような装置又は場所においては、作動状況によって、水撃作用が生じるおそれがある。 (1) 次に示すような給水用具は、作動状況によって水撃作用を生じるおそれがある。 ア レバーハンドル式（ワンタッチ）給水栓 イ ボールタップ ウ 電 磁 弁（電磁弁内蔵の給水用具も含む） エ 元止め式瞬間湯沸器 (2) 次のような場所においては、水撃圧が増幅されるおそれがあるので、特に注意が必要である。 ア 管内の常用圧力が著しく高い所 イ 曲折が多い配管部分</p> <p>3. 水撃作用を生じるおそれのある場合は、発生防止や吸収の措置を講じること。 (1) 給水圧が高水圧となる場合は、減圧弁及び定流量弁等を設置し、給水圧又は流速を下げること。 (2) 水撃作用発生のおそれのある箇所には、その手前に近接して水撃防止器具を設置すること。 (3) ボールタップの使用にあたっては、比較的水撃作用の少ない複式、親子 2 球式及び定水位弁等から、その給水用途に適したものを選定すること。 (4) 受水槽等にボールタップで給水する場合は、必要に応じて波立ち防止板等の措置を講じること。 (5) 水撃作用の増幅を防ぐため、空気の停滞が生じるおそれのある鳥居配管等はさけること。 (6) 水路の上越し等で、やむを得ず空気の停滞が生じるおそれのある配管となる場合は、これを排除するため、空気弁又は排気装置を設置すること。</p>	<p><解 説></p> <p>1. 水撃作用の発生と影響 配管内の水の流れを給水栓等により急閉すると、運動エネルギーが圧力の増加に変わり急激に圧力が上昇し、水撃作用が起こる。 水撃作用の発生は、給水管の振動や異常音が発生する原因となり、管の破損や継手の緩みを生じさせるなど、漏水の原因にもなる。</p> <p>2. 水撃作用を生じるおそれのある給水装置 水撃圧は流速に比例するので、給水管における水撃作用を防止するには、基本的には管内流速を遅くする必要があるのである。（一般的には 1.5～2.0m/sec）しかし、実際の給水装置においては安定した使用状況の確保は困難であり、流速はたえず変化しているので、次のような装置又は場所においては、作動状況によって、水撃作用が生じるおそれがある。 (1) 次に示すような給水用具は、作動状況によって水撃作用を生じるおそれがある。 ア レバーハンドル式（ワンタッチ）給水栓 イ ボールタップ ウ 電 磁 弁（電磁弁内蔵の給水用具も含む） エ 元止め式瞬間湯沸器 (2) 次のような場所においては、水撃圧が増幅されるおそれがあるので、特に注意が必要である。 ア 管内の常用圧力が著しく高い所 イ 曲折が多い配管部分</p> <p>3. 水撃作用を生じるおそれのある場合は、発生防止や吸収の措置を講じること。 (1) 給水圧が高水圧となる場合は、減圧弁及び定流量弁等を設置し、給水圧又は流速を下げること。 (2) 水撃作用発生のおそれのある箇所には、その手前に近接して水撃防止器具を設置すること。 (3) ボールタップの使用にあたっては、比較的水撃作用の少ない複式、親子 2 球式及び定水位弁等から、その給水用途に適したものを選定すること。 (4) 受水槽等にボールタップで給水する場合は、必要に応じて波立ち防止板等の措置を講じること。 (5) 水撃作用の増幅を防ぐため、空気の停滞が生じるおそれのある鳥居配管等はさけること。 (6) 水路の上越し等で、やむを得ず空気の停滞が生じるおそれのある配管となる場合は、これを排除するため、空気弁又は排気装置を設置すること。</p>	

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
	<div data-bbox="240 218 1368 533" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 地盤沈下、振動等により破壊が生じるおそれがある場所にあつては、伸縮性又は可とう性を有する給水装置を設置すること。</p> <p>2. 壁等に配管された給水管の露出部分は、適切な間隔で支持金具等で固定すること。</p> <p>3. 水路等を横断する場合は「河川法」に基づいて河川管理者と協議を行うこと。この場合、水路等の下に給水装置を設置することを原則とするが、やむを得ず水路等の上に設置する場合には、さや管等による防護措置を講じること。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 剛性の高い給水管においては、地盤沈下や地震の際に発生する給水管と配水管又は地盤との相対変位を吸収し、また、給水管に及ぼす異常な応力を開放するため、管路の適切な箇所にて可とう性のある伸縮継手を取付けることが必要である。特に、分岐部分には、できるだけ可とう性に富んだ管を使用し、分岐部分に働く荷重の緩衝を図る構造とすること。</p> <p>2. 給水管の損傷防止</p> <p>(1) 建物の柱や壁等に添わせて配管する場合には、外力、自重、水圧等による振動やたわみで損傷を受けやすいので、管をクリップなどのつかみ金具を使用し、1～2 mの間隔で建物に固定する。給水栓取付け部分は、特に損傷しやすいので、堅固に取付けること。</p> <p>(2) 給水管が構造物の基礎及び壁等を貫通する場合には、貫通部に配管スリーブ等を設け、スリーブとの間隙を弾性体で充填し、管の損傷を防止すること。</p> <p>(3) 給水管は他の埋設物（埋設管、構造物の基礎等）より原則として 30 cm 以上の間隔を確保し、配管すること。ただし、30 cm 以上の間隔がとれない場合は、給水管に発砲スチロール、ポリエチレンフォーム等を施し、損傷防止を図ること。</p>	<div data-bbox="1472 218 2599 533" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 地盤沈下、振動等により破壊が生じるおそれがある場所にあつては、伸縮性又は可とう性を有する給水装置を設置すること。</p> <p>2. 壁や床下等に配管された給水管の露出や隠ぺい部分は、支持金具を用いて適切な間隔で固定すること。</p> <p>3. 水路等を横断する場合は「河川法」に基づいて河川管理者と協議を行うこと。この場合、水路等の下に給水装置を設置することを原則とするが、やむを得ず水路等の上に設置する場合には、さや管等による防護措置を講じること。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 剛性の高い給水管においては、地盤沈下や地震の際に発生する給水管と配水管又は地盤との相対変位を吸収し、また、給水管に及ぼす異常な応力を開放するため、管路の適切な箇所にて可とう性のある伸縮継手を取付けることが必要である。特に、分岐部分には、できるだけ可とう性に富んだ管を使用し、分岐部分に働く荷重の緩衝を図る構造とすること。</p> <p>2. 給水管の損傷防止</p> <p>(1) 建物の柱や壁等に添わせて配管する場合には、外力、自重、水圧等による振動やたわみで損傷を受けやすいので、管をクリップなどのつかみ金具を使用し、1～2 mの間隔で建物に固定する。給水栓取付け部分は、特に損傷しやすいので、堅固に取付けること。</p> <p>(2) 給水管が構造物の基礎及び壁等を貫通する場合には、貫通部に配管スリーブ等を設け、スリーブとの間隙を弾性体で充填し、管の損傷を防止すること。</p> <p>(3) 給水管は他の埋設物（埋設管、構造物の基礎等）より原則として 30 cm 以上の間隔を確保し、配管すること。ただし、30 cm 以上の間隔がとれない場合は、給水管に発砲スチロール、ポリエチレンフォーム等を施し、損傷防止を図ること。</p>	<p>文言修正</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
84	<p>7. 5 凍 結 防 止</p> <p><解 説></p> <p>1. 凍結の発生しやすい場所</p> <p>(1) 家屋の立上り（露出）管</p> <p>(2) 屋外給水栓等外部露出管（受水槽廻り・散水栓を含む）</p> <p>(3) 水路等を横断する上越し管</p> <p>(4) やむを得ず凍結深度より浅く布設した給水装置（メーターきょう前後の給水管等） なお、寒冷地等における地域特性や使用形態等を十分考慮して判断すること。</p> <p>2. 凍結防止の対策</p> <p>(1) 屋外配管は、原則として土中に埋設し、かつ埋設深度は凍結深度より深くすること。ただし、やむを得ず凍結深度より浅く布設する等の場合は、保温材（発泡スチロール等）等により適切な防寒措置を講じること。</p> <p>(2) 屋内配管及び屋外給水栓等の露出配管については、必要に応じて管内の水を容易に排出できる位置に水抜き用の給水用具を設置し、耐寒性能を有する給水用具を設置する等、適切な防寒 措置を講じること。</p> <p>(3) 結露のおそれがある給水装置には、適切な防露措置を講じること。</p> <div data-bbox="219 1058 1427 1192" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【構造・材質基準に係る事項】</p> <p>1. 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。（施行令第 5 条第 6 項）</p> </div> <p>7. 6 クロスコネクション防止</p> <p><解 説></p> <p>1. クロスコネクション(誤接合)とは、給水装置と他の管、設備又は施設に誤って接合することをいう。特に、水道以外の配管等とのクロスコネクションの場合は、水道水中に排水、化学薬品、ガス等が混入するおそれがある。</p> <p>2. 安全な水の確保のため、給水装置と当該給水装置以外の水管、その他の設備とは直接連結することは絶対に避けなければならない。</p>	<p>7. 5 凍 結 防 止</p> <p><解 説></p> <p>1. 凍結の発生しやすい場所</p> <p>(1) 家屋の立上り（露出）管</p> <p>(2) 屋外給水栓等外部露出管（受水槽廻り・散水栓を含む）</p> <p>(3) 水路等を横断する上越し管</p> <p>(4) やむを得ず凍結深度より浅く布設した給水装置（メーターきょう前後の給水管等） なお、寒冷地等における地域特性や使用形態等を十分考慮して判断すること。</p> <p>2. 凍結防止の対策</p> <p>(1) 屋外配管は、原則として土中に埋設し、かつ埋設深度は凍結深度より深くすること。ただし、やむを得ず凍結深度より浅く布設する等の場合は、保温材（発泡スチロール等）等により適切な防寒措置を講じること。</p> <p>(2) 屋内配管及び屋外給水栓等の露出配管については、必要に応じて管内の水を容易に排出できる位置に水抜き用の給水用具を設置し、耐寒性能を有する給水用具を設置する等、適切な防寒 措置を講じること。</p> <p>(3) 結露のおそれがある給水装置には、適切な防露措置を講じること。</p> <div data-bbox="1457 1058 2665 1192" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【構造・材質基準に係る事項】</p> <p>1. 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。（施行令第 6 条第 6 項）</p> </div> <p>7. 6 クロスコネクション防止</p> <p><解 説></p> <p>1. クロスコネクション(誤接合)とは、給水装置と他の管、設備又は施設に誤って接合することをいう。特に、水道以外の配管等とのクロスコネクションの場合は、水道水中に排水、化学薬品、ガス等が混入するおそれがある。</p> <p>2. 安全な水の確保のため、給水装置と当該給水装置以外の水管、その他の設備とは直接連結することは絶対に避けなければならない。</p>	<p>施行令改正に伴う条ずれ</p>

頁	現 行	改 正 案	摘 要																																																																																																																														
86	<p><解 説></p> <p>1. 給水管の種類</p> <p>(1) 主な給水管の種類、用途等を下表に示す。使用する給水管の管種・口径（流速 2.0m/sec を超えない）は、それぞれの特徴等を考慮し選定すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管種・規格</th> <th>口径</th> <th>主な用途</th> <th>特 徴</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋 外 配 管</td> <td>水道用ポリエチレン二層管（一 種） J I S K 6762</td> <td>φ 13 ~ 50</td> <td>埋設用</td> <td>① 軽量で柔軟性があり、耐震性に優れているうえ、耐食性に富み、施工が容易である。 ② 耐光性に劣るため保管上注意を要する。 ③ 施工にあたっては外傷を受けやすく、石油等に侵されやすいので注意する。</td> <td>分岐からメートルまでは、φ20 以上を使用すること。</td> </tr> <tr> <td>水道配水用ポリエチレン管 J W W A K 144・K145</td> <td>φ 50 ~ 150</td> <td>埋設用</td> <td>① 軽量で柔軟性、耐食性、衛生性、長期耐久性、流量特性に優れる。 ② 伸びが大きい材料特性と管・継手の一体化構造(EF 接合)により耐震性等に優れる。 ③ 有機溶剤の浸透や紫外線の照射に注意する。</td> <td>分岐からメートルまでは、φ50・75 使用すること。</td> </tr> <tr> <td>ダクティル鋳鉄管 J W W A G 113 G 114 G 120 G 121</td> <td>φ 75 以上</td> <td>埋設用</td> <td>① 強度が大きく、耐久性、強靱性に富み、衝撃に強い。 ② 継手に伸縮可撓性があり、耐震性に優れている。継手の種類が豊富である。</td> <td>管体にはポリスリーブ被覆防食を行うこと。</td> </tr> <tr> <td rowspan="10"></td> <td>水道用硬質塩ビライニング鋼管 J W W A K 116</td> <td>φ 20 ~ 150A</td> <td>給水用</td> <td>① 強度が大きく、スケールの発生が少ない。 ② 耐熱性に劣ることから給湯配管には適さない。また、管端部の防食が必要であり、不十分な場合は、赤水の原因となりやすい。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 J W W A K 132</td> <td>φ 20 ~ 100A</td> <td>給水用</td> <td>①~② 塩ビライニング鋼管と同じ ③ 凍結した場合、内面のライニング材が伸縮性を持っていることから、管の膨張に対応できる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水道用銅管 J W W A H 101</td> <td>φ 20 ~ 50A</td> <td>給水用</td> <td rowspan="2">① 耐熱性に優れており、スケールの発生する度合いが少ない。 ② 肉厚が薄く潰れやすいため、運搬や施工の取扱いに注意すること。 ③ 銅イオンの溶出により、青水の発生やアルミ容器を腐食させることがある。</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>φ 15 ~ 50A</td> <td>給湯用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水道用ステンレス鋼管 J W W A G 115</td> <td>φ 20 ~ 50A</td> <td>給水用</td> <td rowspan="2">① 耐食性及び耐熱性に優れており、スケールの発生が少ない。 ② 強度的に優れ、軽量である。 ③ 電気抵抗が大きく電気解氷器を使用すると高熱を発するので取扱いに注意する。</td> <td rowspan="2">凍結解氷にあたっては隠ぺい配管及び不可視部分での電気解氷器の使用は避けること。</td> </tr> <tr> <td>φ 13 ~ 50A</td> <td>給湯用</td> </tr> <tr> <td>水道用ポリブテン管 J I S K 6792</td> <td>φ 10 ~ 50</td> <td>給水用</td> <td rowspan="3">① 耐食性及び耐熱性に優れており、スケールの発生が少ない。 ② 軽量で柔軟性に富み、施工性が良い。 ③ 配管に弛みができ易く適切な勾配がとれにくいため、水抜き後も管内に水が残りにやすい。</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ポリブテン管 J I S K 6778</td> <td>φ 7 ~ 100</td> <td>給湯用</td> </tr> <tr> <td>水道用架橋ポリエチレン管 J I S K 6787</td> <td>φ 10 ~ 50</td> <td>給水用</td> </tr> <tr> <td>架橋ポリエチレン管 J I S K 6769</td> <td>φ 5 ~ 50</td> <td>給湯用</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	管種・規格	口径	主な用途	特 徴	摘 要	屋 外 配 管	水道用ポリエチレン二層管（一 種） J I S K 6762	φ 13 ~ 50	埋設用	① 軽量で柔軟性があり、耐震性に優れているうえ、耐食性に富み、施工が容易である。 ② 耐光性に劣るため保管上注意を要する。 ③ 施工にあたっては外傷を受けやすく、石油等に侵されやすいので注意する。	分岐からメートルまでは、φ20 以上を使用すること。	水道配水用ポリエチレン管 J W W A K 144・K145	φ 50 ~ 150	埋設用	① 軽量で柔軟性、耐食性、衛生性、長期耐久性、流量特性に優れる。 ② 伸びが大きい材料特性と管・継手の一体化構造(EF 接合)により耐震性等に優れる。 ③ 有機溶剤の浸透や紫外線の照射に注意する。	分岐からメートルまでは、φ50・75 使用すること。	ダクティル鋳鉄管 J W W A G 113 G 114 G 120 G 121	φ 75 以上	埋設用	① 強度が大きく、耐久性、強靱性に富み、衝撃に強い。 ② 継手に伸縮可撓性があり、耐震性に優れている。継手の種類が豊富である。	管体にはポリスリーブ被覆防食を行うこと。		水道用硬質塩ビライニング鋼管 J W W A K 116	φ 20 ~ 150A	給水用	① 強度が大きく、スケールの発生が少ない。 ② 耐熱性に劣ることから給湯配管には適さない。また、管端部の防食が必要であり、不十分な場合は、赤水の原因となりやすい。		水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 J W W A K 132	φ 20 ~ 100A	給水用	①~② 塩ビライニング鋼管と同じ ③ 凍結した場合、内面のライニング材が伸縮性を持っていることから、管の膨張に対応できる。		水道用銅管 J W W A H 101	φ 20 ~ 50A	給水用	① 耐熱性に優れており、スケールの発生する度合いが少ない。 ② 肉厚が薄く潰れやすいため、運搬や施工の取扱いに注意すること。 ③ 銅イオンの溶出により、青水の発生やアルミ容器を腐食させることがある。		φ 15 ~ 50A	給湯用	水道用ステンレス鋼管 J W W A G 115	φ 20 ~ 50A	給水用	① 耐食性及び耐熱性に優れており、スケールの発生が少ない。 ② 強度的に優れ、軽量である。 ③ 電気抵抗が大きく電気解氷器を使用すると高熱を発するので取扱いに注意する。	凍結解氷にあたっては隠ぺい配管及び不可視部分での電気解氷器の使用は避けること。	φ 13 ~ 50A	給湯用	水道用ポリブテン管 J I S K 6792	φ 10 ~ 50	給水用	① 耐食性及び耐熱性に優れており、スケールの発生が少ない。 ② 軽量で柔軟性に富み、施工性が良い。 ③ 配管に弛みができ易く適切な勾配がとれにくいため、水抜き後も管内に水が残りにやすい。		ポリブテン管 J I S K 6778	φ 7 ~ 100	給湯用	水道用架橋ポリエチレン管 J I S K 6787	φ 10 ~ 50	給水用	架橋ポリエチレン管 J I S K 6769	φ 5 ~ 50	給湯用			<p><解 説></p> <p>1. 給水管の種類</p> <p>(1) 主な給水管の種類、用途等を下表に示す。使用する給水管の管種・口径（流速 2.0m/sec を超えない）は、それぞれの特徴等を考慮し選定すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管種・規格</th> <th>口径</th> <th>主な用途</th> <th>特 徴</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋 外 配 管</td> <td>水道用ポリエチレン二層管（一 種） J I S K 6762</td> <td>φ 13 ~ 50</td> <td>埋設用</td> <td>① 軽量で柔軟性があり、耐震性に優れているうえ、耐食性に富み、施工が容易である。 ② 耐光性に劣るため保管上注意を要する。 ③ 施工にあたっては外傷を受けやすく、石油等に侵されやすいので注意する。</td> <td>分岐からメートルまでは、φ20 以上を使用すること。</td> </tr> <tr> <td>水道配水用ポリエチレン管 J W W A K 144・K145</td> <td>φ 50 ~ 150</td> <td>埋設用</td> <td>① 軽量で柔軟性、耐食性、衛生性、長期耐久性、流量特性に優れる。 ② 伸びが大きい材料特性と管・継手の一体化構造(EF 接合)により耐震性等に優れる。 ③ 有機溶剤の浸透や紫外線の照射に注意する。</td> <td>分岐からメートルまでは、φ50・75 使用すること。</td> </tr> <tr> <td>ダクティル鋳鉄管 J W W A G 113 G 114 G 120 G 121</td> <td>φ 75 以上</td> <td>埋設用</td> <td>① 強度が大きく、耐久性、強靱性に富み、衝撃に強い。 ② 継手に伸縮可撓性があり、耐震性に優れている。継手の種類が豊富である。</td> <td>管体にはポリスリーブ被覆防食を行うこと。</td> </tr> <tr> <td rowspan="10"></td> <td>水道用硬質塩ビライニング鋼管 J W W A K 116</td> <td>φ 20 ~ 150A</td> <td>給水用</td> <td>① 強度が大きく、スケールの発生が少ない。 ② 耐熱性に劣ることから給湯配管には適さない。また、管端部の防食が必要であり、不十分な場合は、赤水の原因となりやすい。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 J W W A K 132</td> <td>φ 20 ~ 100A</td> <td>給水用</td> <td>①~② 塩ビライニング鋼管と同じ ③ 凍結した場合、内面のライニング材が伸縮性を持っていることから、管の膨張に対応できる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水道用銅管 J W W A H 101</td> <td>φ 20 ~ 50A</td> <td>給水用</td> <td rowspan="2">① 耐熱性に優れており、スケールの発生する度合いが少ない。 ② 肉厚が薄く潰れやすいため、運搬や施工の取扱いに注意すること。 ③ 銅イオンの溶出により、青水の発生やアルミ容器を腐食させることがある。</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>φ 15 ~ 50A</td> <td>給湯用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水道用ステンレス鋼管 J W W A G 115</td> <td>φ 20 ~ 50A</td> <td>給水用</td> <td rowspan="2">① 耐食性及び耐熱性に優れており、スケールの発生が少ない。 ② 強度的に優れ、軽量である。 ③ 電気抵抗が大きく電気解氷器を使用すると高熱を発するので取扱いに注意する。</td> <td rowspan="2">凍結解氷にあたっては隠ぺい配管及び不可視部分での電気解氷器の使用は避けること。</td> </tr> <tr> <td>φ 13 ~ 50A</td> <td>給湯用</td> </tr> <tr> <td>水道用ポリブテン管 J I S K 6792</td> <td>φ 8 ~ 100</td> <td>給水用</td> <td rowspan="3">② 耐食性及び耐熱性に優れており、スケールの発生が少ない。 ② 軽量で柔軟性に富み、施工性が良い。 ③ 配管に弛みができ易く適切な勾配がとれにくいため、水抜き後も管内に水が残りにやすい。</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ポリブテン管 J I S K 6778</td> <td>φ 8 ~ 100</td> <td>給湯用</td> </tr> <tr> <td>水道用架橋ポリエチレン管 J I S K 6787</td> <td>φ 10 ~ 50</td> <td>給水用</td> </tr> <tr> <td>架橋ポリエチレン管 J I S K 6769</td> <td>φ 5 ~ 50</td> <td>給湯用</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	管種・規格	口径	主な用途	特 徴	摘 要	屋 外 配 管	水道用ポリエチレン二層管（一 種） J I S K 6762	φ 13 ~ 50	埋設用	① 軽量で柔軟性があり、耐震性に優れているうえ、耐食性に富み、施工が容易である。 ② 耐光性に劣るため保管上注意を要する。 ③ 施工にあたっては外傷を受けやすく、石油等に侵されやすいので注意する。	分岐からメートルまでは、φ20 以上を使用すること。	水道配水用ポリエチレン管 J W W A K 144・K145	φ 50 ~ 150	埋設用	① 軽量で柔軟性、耐食性、衛生性、長期耐久性、流量特性に優れる。 ② 伸びが大きい材料特性と管・継手の一体化構造(EF 接合)により耐震性等に優れる。 ③ 有機溶剤の浸透や紫外線の照射に注意する。	分岐からメートルまでは、φ50・75 使用すること。	ダクティル鋳鉄管 J W W A G 113 G 114 G 120 G 121	φ 75 以上	埋設用	① 強度が大きく、耐久性、強靱性に富み、衝撃に強い。 ② 継手に伸縮可撓性があり、耐震性に優れている。継手の種類が豊富である。	管体にはポリスリーブ被覆防食を行うこと。		水道用硬質塩ビライニング鋼管 J W W A K 116	φ 20 ~ 150A	給水用	① 強度が大きく、スケールの発生が少ない。 ② 耐熱性に劣ることから給湯配管には適さない。また、管端部の防食が必要であり、不十分な場合は、赤水の原因となりやすい。		水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 J W W A K 132	φ 20 ~ 100A	給水用	①~② 塩ビライニング鋼管と同じ ③ 凍結した場合、内面のライニング材が伸縮性を持っていることから、管の膨張に対応できる。		水道用銅管 J W W A H 101	φ 20 ~ 50A	給水用	① 耐熱性に優れており、スケールの発生する度合いが少ない。 ② 肉厚が薄く潰れやすいため、運搬や施工の取扱いに注意すること。 ③ 銅イオンの溶出により、青水の発生やアルミ容器を腐食させることがある。		φ 15 ~ 50A	給湯用	水道用ステンレス鋼管 J W W A G 115	φ 20 ~ 50A	給水用	① 耐食性及び耐熱性に優れており、スケールの発生が少ない。 ② 強度的に優れ、軽量である。 ③ 電気抵抗が大きく電気解氷器を使用すると高熱を発するので取扱いに注意する。	凍結解氷にあたっては隠ぺい配管及び不可視部分での電気解氷器の使用は避けること。	φ 13 ~ 50A	給湯用	水道用ポリブテン管 J I S K 6792	φ 8 ~ 100	給水用	② 耐食性及び耐熱性に優れており、スケールの発生が少ない。 ② 軽量で柔軟性に富み、施工性が良い。 ③ 配管に弛みができ易く適切な勾配がとれにくいため、水抜き後も管内に水が残りにやすい。		ポリブテン管 J I S K 6778	φ 8 ~ 100	給湯用	水道用架橋ポリエチレン管 J I S K 6787	φ 10 ~ 50	給水用	架橋ポリエチレン管 J I S K 6769	φ 5 ~ 50	給湯用			<p>文言修正</p>
区分	管種・規格	口径	主な用途	特 徴	摘 要																																																																																																																												
屋 外 配 管	水道用ポリエチレン二層管（一 種） J I S K 6762	φ 13 ~ 50	埋設用	① 軽量で柔軟性があり、耐震性に優れているうえ、耐食性に富み、施工が容易である。 ② 耐光性に劣るため保管上注意を要する。 ③ 施工にあたっては外傷を受けやすく、石油等に侵されやすいので注意する。	分岐からメートルまでは、φ20 以上を使用すること。																																																																																																																												
	水道配水用ポリエチレン管 J W W A K 144・K145	φ 50 ~ 150	埋設用	① 軽量で柔軟性、耐食性、衛生性、長期耐久性、流量特性に優れる。 ② 伸びが大きい材料特性と管・継手の一体化構造(EF 接合)により耐震性等に優れる。 ③ 有機溶剤の浸透や紫外線の照射に注意する。	分岐からメートルまでは、φ50・75 使用すること。																																																																																																																												
	ダクティル鋳鉄管 J W W A G 113 G 114 G 120 G 121	φ 75 以上	埋設用	① 強度が大きく、耐久性、強靱性に富み、衝撃に強い。 ② 継手に伸縮可撓性があり、耐震性に優れている。継手の種類が豊富である。	管体にはポリスリーブ被覆防食を行うこと。																																																																																																																												
	水道用硬質塩ビライニング鋼管 J W W A K 116	φ 20 ~ 150A	給水用	① 強度が大きく、スケールの発生が少ない。 ② 耐熱性に劣ることから給湯配管には適さない。また、管端部の防食が必要であり、不十分な場合は、赤水の原因となりやすい。																																																																																																																													
	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 J W W A K 132	φ 20 ~ 100A	給水用	①~② 塩ビライニング鋼管と同じ ③ 凍結した場合、内面のライニング材が伸縮性を持っていることから、管の膨張に対応できる。																																																																																																																													
	水道用銅管 J W W A H 101	φ 20 ~ 50A	給水用	① 耐熱性に優れており、スケールの発生する度合いが少ない。 ② 肉厚が薄く潰れやすいため、運搬や施工の取扱いに注意すること。 ③ 銅イオンの溶出により、青水の発生やアルミ容器を腐食させることがある。																																																																																																																													
		φ 15 ~ 50A	給湯用																																																																																																																														
	水道用ステンレス鋼管 J W W A G 115	φ 20 ~ 50A	給水用	① 耐食性及び耐熱性に優れており、スケールの発生が少ない。 ② 強度的に優れ、軽量である。 ③ 電気抵抗が大きく電気解氷器を使用すると高熱を発するので取扱いに注意する。	凍結解氷にあたっては隠ぺい配管及び不可視部分での電気解氷器の使用は避けること。																																																																																																																												
		φ 13 ~ 50A	給湯用																																																																																																																														
	水道用ポリブテン管 J I S K 6792	φ 10 ~ 50	給水用	① 耐食性及び耐熱性に優れており、スケールの発生が少ない。 ② 軽量で柔軟性に富み、施工性が良い。 ③ 配管に弛みができ易く適切な勾配がとれにくいため、水抜き後も管内に水が残りにやすい。																																																																																																																													
	ポリブテン管 J I S K 6778	φ 7 ~ 100	給湯用																																																																																																																														
	水道用架橋ポリエチレン管 J I S K 6787	φ 10 ~ 50	給水用																																																																																																																														
	架橋ポリエチレン管 J I S K 6769	φ 5 ~ 50	給湯用																																																																																																																														
区分	管種・規格	口径	主な用途	特 徴	摘 要																																																																																																																												
屋 外 配 管	水道用ポリエチレン二層管（一 種） J I S K 6762	φ 13 ~ 50	埋設用	① 軽量で柔軟性があり、耐震性に優れているうえ、耐食性に富み、施工が容易である。 ② 耐光性に劣るため保管上注意を要する。 ③ 施工にあたっては外傷を受けやすく、石油等に侵されやすいので注意する。	分岐からメートルまでは、φ20 以上を使用すること。																																																																																																																												
	水道配水用ポリエチレン管 J W W A K 144・K145	φ 50 ~ 150	埋設用	① 軽量で柔軟性、耐食性、衛生性、長期耐久性、流量特性に優れる。 ② 伸びが大きい材料特性と管・継手の一体化構造(EF 接合)により耐震性等に優れる。 ③ 有機溶剤の浸透や紫外線の照射に注意する。	分岐からメートルまでは、φ50・75 使用すること。																																																																																																																												
	ダクティル鋳鉄管 J W W A G 113 G 114 G 120 G 121	φ 75 以上	埋設用	① 強度が大きく、耐久性、強靱性に富み、衝撃に強い。 ② 継手に伸縮可撓性があり、耐震性に優れている。継手の種類が豊富である。	管体にはポリスリーブ被覆防食を行うこと。																																																																																																																												
	水道用硬質塩ビライニング鋼管 J W W A K 116	φ 20 ~ 150A	給水用	① 強度が大きく、スケールの発生が少ない。 ② 耐熱性に劣ることから給湯配管には適さない。また、管端部の防食が必要であり、不十分な場合は、赤水の原因となりやすい。																																																																																																																													
	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 J W W A K 132	φ 20 ~ 100A	給水用	①~② 塩ビライニング鋼管と同じ ③ 凍結した場合、内面のライニング材が伸縮性を持っていることから、管の膨張に対応できる。																																																																																																																													
	水道用銅管 J W W A H 101	φ 20 ~ 50A	給水用	① 耐熱性に優れており、スケールの発生する度合いが少ない。 ② 肉厚が薄く潰れやすいため、運搬や施工の取扱いに注意すること。 ③ 銅イオンの溶出により、青水の発生やアルミ容器を腐食させることがある。																																																																																																																													
		φ 15 ~ 50A	給湯用																																																																																																																														
	水道用ステンレス鋼管 J W W A G 115	φ 20 ~ 50A	給水用	① 耐食性及び耐熱性に優れており、スケールの発生が少ない。 ② 強度的に優れ、軽量である。 ③ 電気抵抗が大きく電気解氷器を使用すると高熱を発するので取扱いに注意する。	凍結解氷にあたっては隠ぺい配管及び不可視部分での電気解氷器の使用は避けること。																																																																																																																												
		φ 13 ~ 50A	給湯用																																																																																																																														
	水道用ポリブテン管 J I S K 6792	φ 8 ~ 100	給水用	② 耐食性及び耐熱性に優れており、スケールの発生が少ない。 ② 軽量で柔軟性に富み、施工性が良い。 ③ 配管に弛みができ易く適切な勾配がとれにくいため、水抜き後も管内に水が残りにやすい。																																																																																																																													
	ポリブテン管 J I S K 6778	φ 8 ~ 100	給湯用																																																																																																																														
	水道用架橋ポリエチレン管 J I S K 6787	φ 10 ~ 50	給水用																																																																																																																														
	架橋ポリエチレン管 J I S K 6769	φ 5 ~ 50	給湯用																																																																																																																														

頁	現 行	改 正 案	摘 要
87	<p>(2) 配水管の取付口からメーターまでの間の給水管の指定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 配水管からメーターまでの埋設する給水管については、口径 20～40 mm の場合は、水道用ポリエチレン二層管（以下[ポリエチレン管]という。）、口径 50mm の場合は、ポリエチレン管又は水道配水用ポリエチレン管、口径 75 mm の場合はダクタイル鋳鉄管又は配水用ポリエチレン管、φ100 mm 以上の場合はダクタイル鋳鉄管に管種を指定する。</p> </div> <p>ア 給水管の指定は、災害等による給水装置の損傷防止及び迅速かつ、適切な復旧を果たすことを目的としていることから、配水管の取付口からメーターまでの使用材料にあたっては、耐震管を使用することが望ましい。</p> <p>イ 主な規格・基準については、「11. 給水装置工事材料の基準」を参照すること。</p> <p>(3) 既設給水装置の埋設管が銅管、鉛管、亜鉛メッキ鋼管の場合は、布設替えすること。また、単層ポリエチレン管（平成 3 年以前布設）は、内面剥離により出水不良等の事故が危惧されることから、状況に応じポリエチレン管又は配水用ポリエチレン管に布設替えすることが望ましい。</p> <p>(4) F P ステンレス管及びフレキシブル継手は、凍結修繕で電気解氷器を使用した場合、火災発生の原因となることから、隠ぺい不可視部分には使用しないこと。</p> <p>(5) J I S B 2061 のアングル形止水栓及びストレート形止水栓に付属する管は、同止水栓と組合せて使用するものであるが、洗面化粧台及びロータンクへ接続する場合のみ単体で使用することができる。</p> <p>(6) ボイラー接続部等の熱による影響を受ける範囲の給水管の種類は、耐熱性のある管種（給湯用）を選定して使用すること。</p> <p>2. 屋外配管の布設位置</p> <p>(1) 給水管を道路に縦断で布設する場合は、できるだけ片側に寄せること。また、横断及び宅地内の布設は、道路に対し、直角の方向とし、維持管理に支障のないようにすること。</p> <p>(2) 擁壁、法肩及び法尻に布設する場合は、凍結のおそれがあるため、各々の端（この場合、コンクリート等の厚さを除く）から 1.0m 以上離すこと。</p> <p>(3) 管の埋設深さは、国道 1.2m ・その他の道路 1.1m 以上、宅地内 1.0m 以上とすること。なお、臨時給水の宅地内においては、損傷等の起こらない深さとすること。</p> <p>3. 管末の処理</p> <p>(1) 共用管等を道路に縦断で布設する場合は、将来延長の予定、維持管理等を考慮し次により処理すること。</p> <p>ア 鋳鉄管は栓止、配水用ポリエチレン管 φ 75 mm は、キャップ止を基本とする。（管延長が長い場合は、排水装置を設置すること。）</p> <p>イ ポリエチレン管、配水用ポリエチレン管 φ 50 mm は、末端の給水装置へ引込むか冷間パイプエンド等を使用すること。（管延長が長い場合は、排水装置を設置すること。）</p> <p>(2) 予定栓は、止水用具を閉止の状態とし、伸縮式止水栓と S P プラグを取付けること。</p>	<p>(2) 配水管の取付口からメーターまでの間の給水管の指定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 配水管からメーターまでの埋設する給水管については、口径 20～40 mm の場合は、水道用ポリエチレン二層管（以下[ポリエチレン管]という。）、口径 50mm の場合は、ポリエチレン管又は水道配水用ポリエチレン管、口径 75 mm の場合はダクタイル鋳鉄管又は配水用ポリエチレン管、φ100 mm 以上の場合はダクタイル鋳鉄管に管種を指定する。</p> </div> <p>ア 給水管の指定は、災害等による給水装置の損傷防止及び迅速かつ、適切な復旧を果たすことを目的としていることから、配水管の取付口からメーターまでの使用材料にあたっては、耐震管を使用することが望ましい。</p> <p>イ 主な規格・基準については、「11. 給水装置工事材料の基準」を参照すること。</p> <p>(3) 既設給水装置の埋設管が銅管、鉛管、亜鉛メッキ鋼管の場合は、布設替えすること。また、単層ポリエチレン管（平成 3 年以前布設）は、内面剥離により出水不良等の事故が危惧されることから、状況に応じポリエチレン二層管又は配水用ポリエチレン管に布設替えすることが望ましい。</p> <p>(4) F P ステンレス管及びフレキシブル継手は、凍結修繕で電気解氷器を使用した場合、火災発生の原因となることから、隠ぺい不可視部分には使用しないこと。</p> <p>(5) J I S B 2061 のアングル形止水栓及びストレート形止水栓に付属する管は、同止水栓と組合せて使用するものであるが、洗面化粧台及びロータンクへ接続する場合のみ単体で使用することができる。</p> <p>(6) ボイラー接続部等の熱による影響を受ける範囲の給水管の種類は、耐熱性のある管種（給湯用）を選定して使用すること。</p> <p>2. 屋外配管の布設位置</p> <p>(1) 給水管を道路に縦断で布設する場合は、できるだけ片側に寄せること。また、横断及び宅地内の布設は、道路に対し、直角の方向とし、維持管理に支障のないようにすること。</p> <p>(2) 擁壁、法肩及び法尻に布設する場合は、凍結のおそれがあるため、各々の端（この場合、コンクリート等の厚さを除く）から 1.0m 以上離すこと。</p> <p>(3) 管の埋設深さは、国道 1.2m ・その他の道路 1.1m 以上、宅地内 1.0m 以上とすること。なお、臨時給水の宅地内においては、凍結のおそれがない期間に限り損傷等の起こらない深さとすること。</p> <p>3. 管末の処理</p> <p>(1) 共用管等を道路に縦断で布設する場合は、将来延長の予定、維持管理等を考慮し次により処理すること。</p> <p>ア 鋳鉄管は栓止、配水用ポリエチレン管 φ 75 mm は、キャップ止を基本とする。（管延長が長い場合は、排水装置を設置すること。）</p> <p>イ ポリエチレン管、配水用ポリエチレン管 φ 50 mm は、末端の給水装置へ引込むか冷間パイプエンド等を使用すること。（管延長が長い場合は、排水装置を設置すること。）</p> <p>(2) 予定栓は、本市指定の止水用具を取り付け、プラグまたはキャップを取付ける等、適切な末端処理を施すこと。また、止水用具を閉止の状態とし、止水栓（仕切弁）きょうを設置すること。</p>	<p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要														
90	<p>(3) 床下埋設及び立上り管部分には、維持管理上から点検口（修理口）を設けること。ただし、床下が高く出入り可能な場合又は適切な位置に維持管理のできる点検口がある場合は除く。点検口の大きさは、修理等を考慮し決定すること。</p> <p>(4) パイプシャフト、パイプピットは、外気としゃ断し、維持管理上必要な点検口を設けること。</p> <p>(5) 立上り管及び横走り管には、適当な位置にユニオン、フランジ等を用いて取外しのできる配管とすること。なお、定水位弁を設置する場合は、その前後に取付けること。</p> <p>(6) 立上り管には、立上り解氷パイプ及び防寒材を用いること。ただし、次のような状況にあつては、省くことができる。 （取付け詳細は、「20. 標準図」による）</p> <table border="1" data-bbox="290 562 1317 751"> <thead> <tr> <th>解氷パイプ、防寒材を省くことができる場合</th> <th>防寒材を省くことができる場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 立上管φ25以上の場合</td> <td rowspan="4">① 土間コンクリート等に設置する場合</td> </tr> <tr> <td>② 屋外散水栓</td> </tr> <tr> <td>③ 凍結のおそれのない箇所</td> </tr> <tr> <td>④ 臨時給水</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 立上り管には、水抜栓との接続部が用意され、施工を容易に行うことができるステンレス製立上り管が多く利用されている。なお、熱の影響を受ける場所又は、散水栓等固定されない場所等においては、ステンレス管等を使用することが望ましい。</p>	解氷パイプ、防寒材を省くことができる場合	防寒材を省くことができる場合	① 立上管φ25以上の場合	① 土間コンクリート等に設置する場合	② 屋外散水栓	③ 凍結のおそれのない箇所	④ 臨時給水	<p>(3) 床下埋設及び立上り管部分には、維持管理上から点検口（修理口）を設けること。ただし、床下が高く出入り可能な場合又は適切な位置に維持管理のできる点検口がある場合は除く。点検口の大きさは、修理等を考慮し決定すること。</p> <p>(4) パイプシャフト、パイプピットは、外気をしゃ断し、凍結を防止する構造とすること。また、維持管理上必要な点検口を設けること。</p> <p>(5) 立上り管及び横走り管には、適当な位置にユニオン、フランジ等を用いて取外しのできる配管とすること。なお、定水位弁を設置する場合は、その前後に取付けること。</p> <p>(6) 立上り管には、立上り解氷パイプ及び防寒材を用いること。ただし、次のような状況にあつては、省くことができる。 （取付け詳細は、「20. 標準図」による）</p> <table border="1" data-bbox="1519 600 2552 789"> <thead> <tr> <th>解氷パイプ、防寒材を省くことができる場合</th> <th>防寒材を省くことができる場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 立上管φ25以上の場合</td> <td rowspan="4">① 土間コンクリート等に設置する場合</td> </tr> <tr> <td>② 屋外散水栓</td> </tr> <tr> <td>③ 凍結のおそれのない箇所</td> </tr> <tr> <td>④ 臨時給水</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 立上り管には、水抜栓との接続部が用意され、施工を容易に行うことができるステンレス製立上り管が多く利用されている。なお、熱の影響を受ける場所又は、散水栓等固定されない場所等においては、ステンレス管等を使用することが望ましい。</p> <p>(8) 原則、配管はバイパス構造としないこと。ただし、電磁弁設置に伴う維持管理用などにおいて、やむを得ずバイパス配管とする場合は、停滞水が生じない構造とすること。</p>	解氷パイプ、防寒材を省くことができる場合	防寒材を省くことができる場合	① 立上管φ25以上の場合	① 土間コンクリート等に設置する場合	② 屋外散水栓	③ 凍結のおそれのない箇所	④ 臨時給水	<p>文言修正</p> <p>文言追加</p>
解氷パイプ、防寒材を省くことができる場合	防寒材を省くことができる場合																
① 立上管φ25以上の場合	① 土間コンクリート等に設置する場合																
② 屋外散水栓																	
③ 凍結のおそれのない箇所																	
④ 臨時給水																	
解氷パイプ、防寒材を省くことができる場合	防寒材を省くことができる場合																
① 立上管φ25以上の場合	① 土間コンクリート等に設置する場合																
② 屋外散水栓																	
③ 凍結のおそれのない箇所																	
④ 臨時給水																	

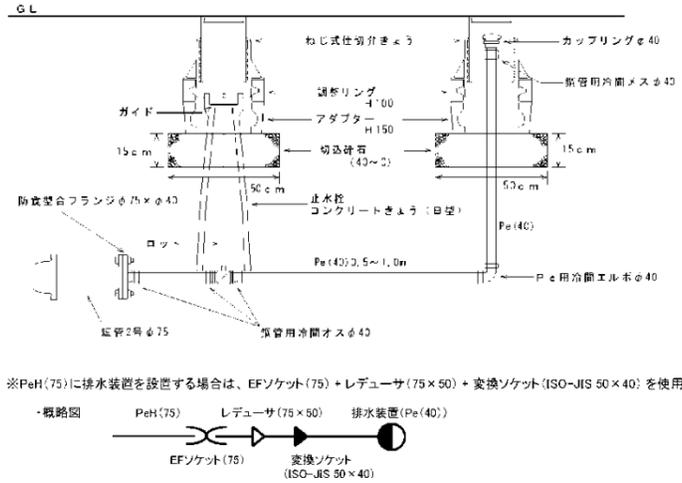
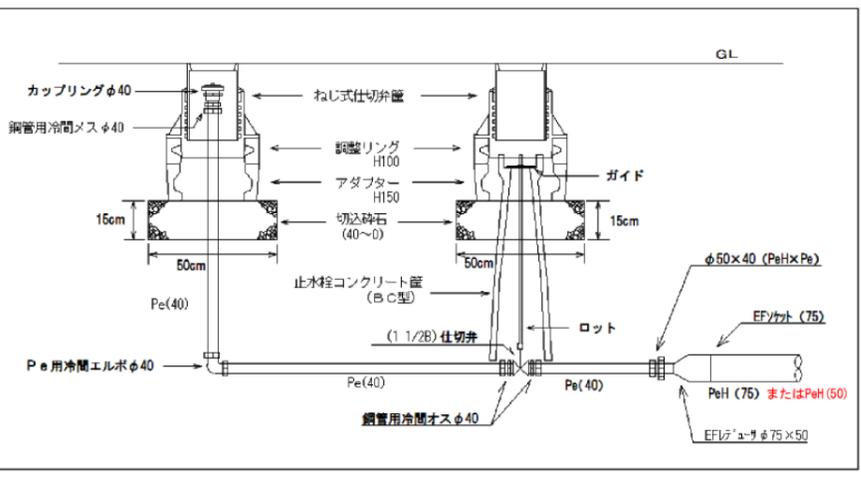
頁	現 行				改 正 案				摘 要																																
92	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="231 254 477 289">器 種</th> <th data-bbox="477 254 655 289">呼 称</th> <th data-bbox="655 254 1181 289">用途及び設置場所</th> <th data-bbox="1181 254 1368 289">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="231 289 477 478">止水栓 (JWWA B 108) 伸縮式止水栓 (JWWA B 108 準拠品)</td> <td data-bbox="477 289 655 478">メーター止水用具</td> <td data-bbox="655 289 1181 478">① メーターの上流側直前に設置する。</td> <td data-bbox="1181 289 1368 478">・上流管路口径と同じ口径の止水用具とすること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 478 477 898">仕切弁 水道用ソフトシール弁 (JWWA B 120) ねじ込み仕切弁 (青銅弁) (JIS B 2011) Pe 挿し口付きソフトシール仕切弁 (PTC B 22)</td> <td data-bbox="477 478 655 898">第1止水用具 中間止水用具</td> <td data-bbox="655 478 1181 898">③ 75 mm以上の割T字管及び二受T字管、チーゾによる分岐にあたっては、分岐した直前に設置する。 ③ 割T字管 (50 mm)、サドル付分水栓及びチーゾで分岐する次の場合は、適切な位置に設置する。 ・共用管の場合。 ・連合栓 (メーター2 個以上) の場合。 ・単独栓であっても、給水管延長が 25m 以上の場合。(取出部の道路横断延長を除く)</td> <td data-bbox="1181 478 1368 898">・例図参照 (図 7-5~7) ・③を道路内に設置する場合は、車両等の荷重が直接影響しない場所とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 898 477 1081"></td> <td data-bbox="477 898 655 1081">その他の止水用具</td> <td data-bbox="655 898 1181 1081">④ 口径 40 mm以上のメーター下流側に断水時の戻り水防止のため設置する。 ⑤ その他維持管理に必要な箇所に設置する。</td> <td data-bbox="1181 898 1368 1081"></td> </tr> </tbody> </table>				器 種	呼 称	用途及び設置場所	摘 要	止水栓 (JWWA B 108) 伸縮式止水栓 (JWWA B 108 準拠品)	メーター止水用具	① メーターの上流側直前に設置する。	・上流管路口径と同じ口径の止水用具とすること。	仕切弁 水道用ソフトシール弁 (JWWA B 120) ねじ込み仕切弁 (青銅弁) (JIS B 2011) Pe 挿し口付きソフトシール仕切弁 (PTC B 22)	第1止水用具 中間止水用具	③ 75 mm以上の割T字管及び二受T字管、チーゾによる分岐にあたっては、分岐した直前に設置する。 ③ 割T字管 (50 mm)、サドル付分水栓及びチーゾで分岐する次の場合は、適切な位置に設置する。 ・共用管の場合。 ・連合栓 (メーター2 個以上) の場合。 ・単独栓であっても、給水管延長が 25m 以上の場合。(取出部の道路横断延長を除く)	・例図参照 (図 7-5~7) ・③を道路内に設置する場合は、車両等の荷重が直接影響しない場所とする。		その他の止水用具	④ 口径 40 mm以上のメーター下流側に断水時の戻り水防止のため設置する。 ⑤ その他維持管理に必要な箇所に設置する。		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1472 254 1718 289">器 種</th> <th data-bbox="1718 254 1896 289">呼 称</th> <th data-bbox="1896 254 2421 289">用途及び設置場所</th> <th data-bbox="2421 254 2608 289">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1472 289 1718 478">止水栓 伸縮式止水栓 (JWWA B 108)</td> <td data-bbox="1718 289 1896 478">メーター止水用具</td> <td data-bbox="1896 289 2421 478">① メーターの上流側直前に設置する。</td> <td data-bbox="2421 289 2608 478">・※1 参照</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 478 1718 898">伸縮式止水栓(径違い) (JWWA B 108 準拠品) 仕切弁 水道用ソフトシール弁 (JWWA B 120) ねじ込み仕切弁 (青銅弁) (JIS B 2011) Pe 挿し口付きソフトシール仕切弁 (PTC B 22)</td> <td data-bbox="1718 478 1896 898">第1止水用具 中間止水用具</td> <td data-bbox="1896 478 2421 898">④ 75 mm以上の割T字管及び二受T字管、チーゾによる分岐にあたっては、分岐した直前に設置する。 ③ 割T字管 (50 mm)、サドル付分水栓及びチーゾで分岐する次の場合は、適切な位置に設置する。 ・共用管の場合。 ・連合栓 (メーター2 個以上) の場合。 ・単独栓であっても、給水管延長が 25m 以上の場合。(取出部の道路横断延長を除く)</td> <td data-bbox="2421 478 2608 898">・例図参照 (図 7-5~7) ・※2 参照。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 898 1718 1081"></td> <td data-bbox="1718 898 1896 1081">その他の止水用具</td> <td data-bbox="1896 898 2421 1081">④ 口径 40 mm以上のメーター下流側に断水時の戻り水防止のため設置する。 ⑤ その他維持管理に必要な箇所に設置する。</td> <td data-bbox="2421 898 2608 1081"></td> </tr> </tbody> </table>				器 種	呼 称	用途及び設置場所	摘 要	止水栓 伸縮式止水栓 (JWWA B 108)	メーター止水用具	① メーターの上流側直前に設置する。	・ ※1 参照	伸縮式止水栓 (径違い) (JWWA B 108 準拠品) 仕切弁 水道用ソフトシール弁 (JWWA B 120) ねじ込み仕切弁 (青銅弁) (JIS B 2011) Pe 挿し口付きソフトシール仕切弁 (PTC B 22)	第1止水用具 中間止水用具	④ 75 mm以上の割T字管及び二受T字管、チーゾによる分岐にあたっては、分岐した直前に設置する。 ③ 割T字管 (50 mm)、サドル付分水栓及びチーゾで分岐する次の場合は、適切な位置に設置する。 ・共用管の場合。 ・連合栓 (メーター2 個以上) の場合。 ・単独栓であっても、給水管延長が 25m 以上の場合。(取出部の道路横断延長を除く)	・例図参照 (図 7-5~7) ・ ※2 参照。		その他の止水用具	④ 口径 40 mm以上のメーター下流側に断水時の戻り水防止のため設置する。 ⑤ その他維持管理に必要な箇所に設置する。		<p>文言修正</p>
器 種	呼 称	用途及び設置場所	摘 要																																						
止水栓 (JWWA B 108) 伸縮式止水栓 (JWWA B 108 準拠品)	メーター止水用具	① メーターの上流側直前に設置する。	・上流管路口径と同じ口径の止水用具とすること。																																						
仕切弁 水道用ソフトシール弁 (JWWA B 120) ねじ込み仕切弁 (青銅弁) (JIS B 2011) Pe 挿し口付きソフトシール仕切弁 (PTC B 22)	第1止水用具 中間止水用具	③ 75 mm以上の割T字管及び二受T字管、チーゾによる分岐にあたっては、分岐した直前に設置する。 ③ 割T字管 (50 mm)、サドル付分水栓及びチーゾで分岐する次の場合は、適切な位置に設置する。 ・共用管の場合。 ・連合栓 (メーター2 個以上) の場合。 ・単独栓であっても、給水管延長が 25m 以上の場合。(取出部の道路横断延長を除く)	・例図参照 (図 7-5~7) ・③を道路内に設置する場合は、車両等の荷重が直接影響しない場所とする。																																						
	その他の止水用具	④ 口径 40 mm以上のメーター下流側に断水時の戻り水防止のため設置する。 ⑤ その他維持管理に必要な箇所に設置する。																																							
器 種	呼 称	用途及び設置場所	摘 要																																						
止水栓 伸縮式止水栓 (JWWA B 108)	メーター止水用具	① メーターの上流側直前に設置する。	・ ※1 参照																																						
伸縮式止水栓 (径違い) (JWWA B 108 準拠品) 仕切弁 水道用ソフトシール弁 (JWWA B 120) ねじ込み仕切弁 (青銅弁) (JIS B 2011) Pe 挿し口付きソフトシール仕切弁 (PTC B 22)	第1止水用具 中間止水用具	④ 75 mm以上の割T字管及び二受T字管、チーゾによる分岐にあたっては、分岐した直前に設置する。 ③ 割T字管 (50 mm)、サドル付分水栓及びチーゾで分岐する次の場合は、適切な位置に設置する。 ・共用管の場合。 ・連合栓 (メーター2 個以上) の場合。 ・単独栓であっても、給水管延長が 25m 以上の場合。(取出部の道路横断延長を除く)	・例図参照 (図 7-5~7) ・ ※2 参照。																																						
	その他の止水用具	④ 口径 40 mm以上のメーター下流側に断水時の戻り水防止のため設置する。 ⑤ その他維持管理に必要な箇所に設置する。																																							
<p>(例 図)</p> <p>図 7-5 止水用具の配置</p>																																									
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="371 1291 1127 1858"> </div> <div data-bbox="1617 1291 2374 1858"> </div> </div> <p>注) 上記、止水用具の呼称は配置により変わるものである。</p>																																									
<p>※1 上流管路口径と同じ口径の止水用具を基本とするが、水道メーター筐（大型筐以外）に設置する止水用具は、原則メーター口径と同口径とする。</p> <p>※2 ③を道路内に設置する場合は、車両等の荷重が直接影響しない場所とする。</p>																																									
<p>文言追加</p>																																									

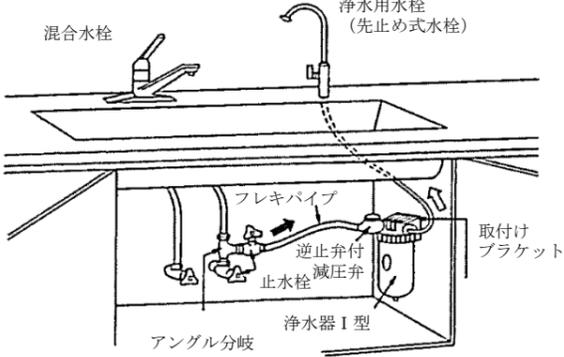
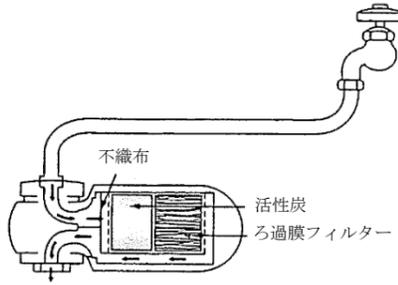
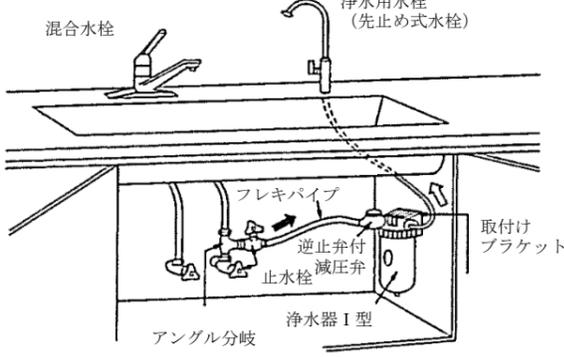
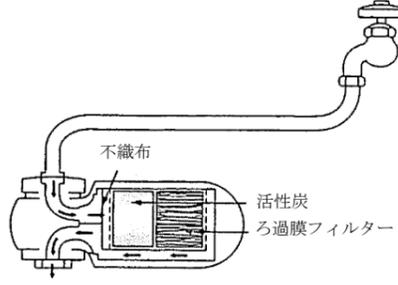
頁	現 行	改 訂 案	摘 要																																																								
94	<p>4. 止水栓きょう等の使用区分は、下記によること。(20. 標準図参照)</p> <table border="1" data-bbox="222 218 1412 756"> <thead> <tr> <th>きょうの区分</th> <th>種 別</th> <th>設置場所</th> <th>止 水 用 具 の 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">止水栓きょう</td> <td>A-800</td> <td>宅 地 内</td> <td>止水栓 13~25 mm</td> </tr> <tr> <td>B 型</td> <td>宅 地 内</td> <td>仕切弁 1¹/₄~2B</td> </tr> <tr> <td>BC型</td> <td>道 路 内</td> <td>止水栓 13~25 mm 仕切弁 1¹/₄~2B</td> </tr> <tr> <td>簡易止水栓きょう</td> <td>AV型</td> <td>宅 造 工 事</td> <td>止水栓 20 mm</td> </tr> <tr> <td>調整用止水栓鉄きょう</td> <td></td> <td>宅 地 内 道 路 内</td> <td>維持管理用(既設止水栓鉄きょうの高さ調整等のみ)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仕切弁きょう</td> <td>A 型</td> <td rowspan="2">宅 地 内 道 路 内</td> <td>ソフトシール仕切弁 75~350 mm</td> </tr> <tr> <td>ねじ式</td> <td>Pe 挿し口付きソフトシール仕切弁 50・75 mm</td> </tr> </tbody> </table>	きょうの区分	種 別	設置場所	止 水 用 具 の 種 類	止水栓きょう	A-800	宅 地 内	止水栓 13~25 mm	B 型	宅 地 内	仕切弁 1 ¹ / ₄ ~2B	BC型	道 路 内	止水栓 13~25 mm 仕切弁 1 ¹ / ₄ ~2B	簡易止水栓きょう	AV型	宅 造 工 事	止水栓 20 mm	調整用止水栓鉄きょう		宅 地 内 道 路 内	維持管理用(既設止水栓鉄きょうの高さ調整等のみ)	仕切弁きょう	A 型	宅 地 内 道 路 内	ソフトシール仕切弁 75~350 mm	ねじ式	Pe 挿し口付きソフトシール仕切弁 50・75 mm	<p>4. 止水栓きょう等の使用区分は、下記によること。(20. 標準図参照)</p> <table border="1" data-bbox="1457 218 2647 756"> <thead> <tr> <th>きょうの区分</th> <th>種 別</th> <th>設置場所</th> <th>止 水 用 具 の 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">止水栓きょう</td> <td>A-800</td> <td>宅 地 内</td> <td>止水栓 13~25 mm</td> </tr> <tr> <td>B 型</td> <td>宅 地 内</td> <td>仕切弁 1¹/₄~2B</td> </tr> <tr> <td>BC型</td> <td>道 路 内</td> <td>止水栓 13~25 mm 仕切弁 1¹/₄~2B</td> </tr> <tr> <td>簡易止水栓きょう</td> <td>AV型</td> <td>宅 造 工 事</td> <td>止水栓 20 mm</td> </tr> <tr> <td>調整用止水栓鉄きょう</td> <td></td> <td>宅 地 内 道 路 内</td> <td>維持管理用(既設止水栓鉄きょうの高さ調整等のみ)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仕切弁きょう</td> <td>A 型</td> <td rowspan="2">宅 地 内 道 路 内</td> <td>ソフトシール仕切弁 75~350 mm</td> </tr> <tr> <td>ねじ式</td> <td>Pe 挿し口付きソフトシール仕切弁 50・75 mm</td> </tr> </tbody> </table>	きょうの区分	種 別	設置場所	止 水 用 具 の 種 類	止水栓きょう	A-800	宅 地 内	止水栓 13~25 mm	B 型	宅 地 内	仕切弁 1 ¹ / ₄ ~2B	BC型	道 路 内	止水栓 13~25 mm 仕切弁 1 ¹ / ₄ ~2B	簡易止水栓きょう	AV型	宅 造 工 事	止水栓 20 mm	調整用止水栓鉄きょう		宅 地 内 道 路 内	維持管理用(既設止水栓鉄きょうの高さ調整等のみ)	仕切弁きょう	A 型	宅 地 内 道 路 内	ソフトシール仕切弁 75~350 mm	ねじ式	Pe 挿し口付きソフトシール仕切弁 50・75 mm	<p>文言追加 文言修正 文言修正</p>
きょうの区分	種 別	設置場所	止 水 用 具 の 種 類																																																								
止水栓きょう	A-800	宅 地 内	止水栓 13~25 mm																																																								
	B 型	宅 地 内	仕切弁 1 ¹ / ₄ ~2B																																																								
	BC型	道 路 内	止水栓 13~25 mm 仕切弁 1 ¹ / ₄ ~2B																																																								
簡易止水栓きょう	AV型	宅 造 工 事	止水栓 20 mm																																																								
調整用止水栓鉄きょう		宅 地 内 道 路 内	維持管理用(既設止水栓鉄きょうの高さ調整等のみ)																																																								
仕切弁きょう	A 型	宅 地 内 道 路 内	ソフトシール仕切弁 75~350 mm																																																								
	ねじ式		Pe 挿し口付きソフトシール仕切弁 50・75 mm																																																								
きょうの区分	種 別	設置場所	止 水 用 具 の 種 類																																																								
止水栓きょう	A-800	宅 地 内	止水栓 13~25 mm																																																								
	B 型	宅 地 内	仕切弁 1 ¹ / ₄ ~2B																																																								
	BC型	道 路 内	止水栓 13~25 mm 仕切弁 1 ¹ / ₄ ~2B																																																								
簡易止水栓きょう	AV型	宅 造 工 事	止水栓 20 mm																																																								
調整用止水栓鉄きょう		宅 地 内 道 路 内	維持管理用(既設止水栓鉄きょうの高さ調整等のみ)																																																								
仕切弁きょう	A 型	宅 地 内 道 路 内	ソフトシール仕切弁 75~350 mm																																																								
	ねじ式		Pe 挿し口付きソフトシール仕切弁 50・75 mm																																																								
	<p>7. 8. 2 水抜用具</p> <div data-bbox="222 869 1412 1108" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 給水装置には、凍結防止のため水抜用具を取付けること。 2. 水抜用具は、給水装置の構造、使用状況及び維持管理を踏まえ配置すること。 3. 水抜用具の設置場所は、浸透枘等の汚染されやすい場所を避けるとともに、操作、修繕等が容易に行える場所とすること。</p> </div>	<p>7. 8. 2 水抜用具</p> <div data-bbox="1457 869 2647 1108" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 給水装置には、凍結防止のため水抜用具を取付けること。 2. 水抜用具は、給水装置の構造、使用状況及び維持管理を踏まえ配置すること。 3. 水抜用具の設置場所は、浸透枘等の汚染されやすい場所を避けるとともに、操作、修繕等が容易に行える場所とすること。</p> </div>																																																									
	<p><解 説> 屋内配管の凍結防止対策として、水抜用具による水抜きを原則とする。 1. 水抜用具は、水抜栓、ドレンバルブ等を使用するか、2 弁式排水方式等とすること。 2. 水抜栓は地中等に埋設して設置すること。 3. ドレンバルブ等水抜用弁を使用する場合は、屋内又はピット内に露出で設置すること。 4. 水抜栓は、メーターの上流に設置しないこと。 5. 水抜用具とメーターきょうとは、きょう内に水が入らないよう適当な間隔（1.0m以上）を保ち設置すること。 6. 水抜用具の排水は、浸透枘等に直接接続せず、間接排水とすること。 7. 水抜用具で外部排水式の水抜栓の排水口付近には、排水を容易にするため、切込碎石（砂利）等に置換すること。 8. 臨時給水で凍結のおそれのない場合においては、水抜用具を不要とする。 9. 設置の詳細については、「20. 標準図」によること。</p>	<p><解 説> 屋内配管の凍結防止対策として、水抜用具による水抜きを原則とする。 1. 水抜用具は、水抜栓、ドレンバルブ等を使用するか、2 弁式排水方式等とすること。 2. 水抜栓は地中等に埋設して設置すること。 3. ドレンバルブ等水抜用弁を使用する場合は、屋内又はピット内の凍結しない場所に露出で設置すること。 4. 水抜用具は、メーターの上流に設置しないこと。 5. 水抜用具とメーターきょうとは、きょう内に水が入らないよう適当な間隔（1.0m以上）を保ち設置すること。 6. ドレンバルブ類（水抜栓以外）の排水は、浸透枘等に直接接続せず、間接排水とすること。 7. 水抜用具で外部排水式の水抜栓の排水口付近には、排水を容易にするため、切込碎石（砂利）等に置換すること。 8. 臨時給水で凍結のおそれのない場合においては、水抜用具を不要とする。 9. 設置の詳細については、「20. 標準図」によること。</p>																																																									

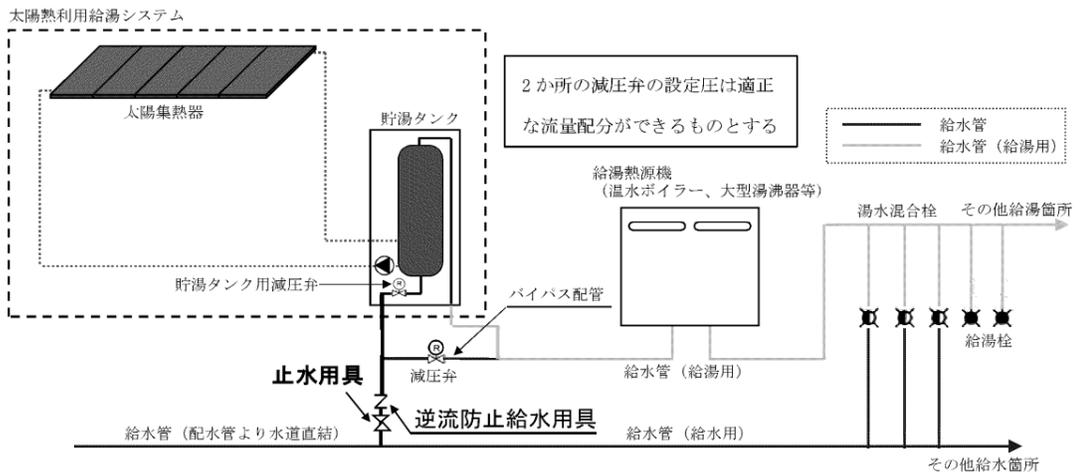
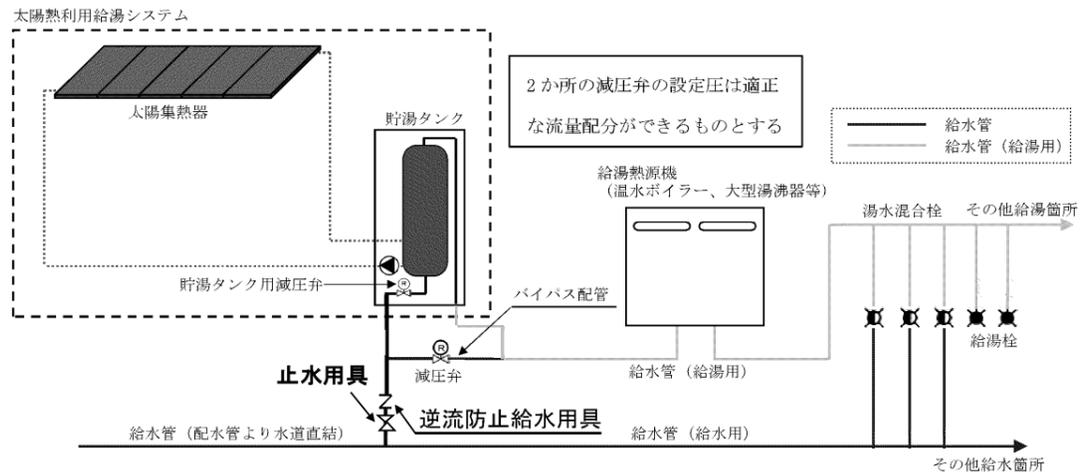
頁	現 行	改 訂 案	摘 要
95	<p>7.9 メーター</p> <p>7.9.1 メーター</p> <div data-bbox="234 485 1377 732" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. メーターは、給水装置に直結して設置すること。 2. メーターは、市が貸与するものとし、使用者等がこれを保管すること。 3. 保管責任を負う者（指定事業者又は使用者等）が、故意又は過失によりメーターを亡失、き損した時は、管理者の定める損害額を賠償すること。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 受水槽以下施設において、本市が検針する場合のメーターの設置や取替え等の取扱いについては、「IV. 受水槽を設置する共同住宅の各戸検針の取扱い」を参照すること。</p> <p>2. 汚水排出量の減量認定目的で私設メーターを設置する場合。（例、散水栓設置等）</p> <p>(1) 本市仕様のメーターきょうを設置する場合、本市契約メーターきょうと識別できるように設置すること。また、独自のメーターきょうを設置する場合は、維持管理上必要なスペース（標準図参照）と強度を有する構造とすること。なお、設置についての詳細は、「7.3.9 メーターの設置基準」を参照すること。</p> <p>(2) 私設メーターは、計量法に基づく検定に合格したものをを使用すること。</p> <p>3. 集合住宅で、直結給水方式及び受水槽以下の各戸検針契約で本市が支給するメーターを設置する場合は、本市が承認するメーターユニットを使用して設置すること。</p> <p>4. 技術的な不備あるいは、故意、過失により、メーターを損傷した場合及びメーターを亡失した場合は、原因者は損害額を補償しなければならない。</p> <p>(1) 指定事業者は、「水道メーター（亡失・き損）届出書」を検査係担当者へ提出すること。</p> <p>(2) 原因者は、水道メーターの損害賠償の費用として、管理者が別に定める固定資産売却代を期日までに納入すること。</p>	<p>7.9 メーター</p> <p>7.9.1 メーター</p> <div data-bbox="1475 485 2617 732" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. メーターは、給水装置に直結して設置すること。 2. メーターは、市が貸与するものとし、使用者等がこれを保管すること。 3. 保管責任を負う者（指定事業者又は使用者等）が、故意又は過失によりメーターを亡失、き損した時は、管理者の定める損害額を賠償すること。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 受水槽以下施設において、本市が検針する場合のメーターの設置や取替え等の取扱いについては、「IV. 受水槽を設置する共同住宅の各戸検針の取扱い」を参照すること。</p> <p>2. 汚水排出量の減量認定目的で私設メーターを設置する場合。（例、散水栓設置等）</p> <p>(1) 本市仕様のメーターきょうを設置する場合、本市契約メーターきょうと識別できるように設置すること。また、独自のメーターきょうを設置する場合は、維持管理上必要なスペース（標準図参照）と強度を有する構造とすること。なお、設置についての詳細は、「7.9.3 メーターの設置基準」を参照すること。</p> <p>(2) 私設メーターは、計量法に基づく検定に合格したものをを使用すること。</p> <p>3. 集合住宅で、直結給水方式及び受水槽以下の各戸検針契約で本市が支給するメーターを設置する場合は、本市が承認するメーターユニットを使用して設置すること。</p> <p>4. 技術的な不備あるいは、故意、過失により、メーターを損傷した場合及びメーターを亡失した場合は、原因者は損害額を補償しなければならない。</p> <p>(1) 指定事業者は、「水道メーター（亡失・き損）届出書」を検査係担当者へ提出すること。</p> <p>(2) 原因者は、水道メーターの損害賠償の費用として、管理者が別に定めるメーター補償費を期日までに納入すること。</p>	<p></p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p>

頁	現 行	改 正 案	摘 要
99	<p>4. メーター取外し時の戻り水等による被害を防止するため、口径40mm以上のメーター下流側に、止水用具を設置すること。</p> <p>5. 受水槽方式の場合のメーターは、ウォーターハンマー（ボールタップによる閉止）の影響が少ない位置とすること。</p> <p>6. メーターをパイプピット、パイプシャフト内に設置する場合は、階段部等の共用スペースから容易にメーターを取替えることができるように、原則として600mm×600mm以上の扉付開口部を設けること。 また、使用するメーターは表示部回転式メーターとし、流水方向に注意するとともに、メーターを設置後に、指示部を検針のしやすい方向に合わせること。</p> <p>7. 凍結防止のため、よう壁、法面及び地下室等の端（コンクリート等の厚さを除く）から1.0m以上離してメーターを設置すること。</p> <p>8. 軸流羽根車式水道メーター（ウォルトマン）及び電磁式水道メーターを設置する場合は、メーターの適正な計量を確保するため、上流側に管口径の5倍以上、下流側に管口径の3倍以上の直管部を設けること。</p> <p>9. 無線式メーターは、次に該当する場合に設置する。なお、無線式メーターの設置の詳細については、「V. 無線式メーター設置要領」による。 新設及びメーター口径の変更が伴う改造で屋外に設置する場合、検針危険箇所、検針困難箇所にメーターを設置する場合。ただし、中高層建物直結給水の場合及び「V. 無線式メーター設置要領」に示す適用範囲以外の場合は、本市採用の他の器種とする。</p> <p>10. 遠隔指示式メーターは、検針危険箇所、検針困難箇所、本市が適当と判断した場合に設置することができる。なお、遠隔指示式メーターの設置の詳細については、「VI. 遠隔指示式メーター設置要領」による。</p> <p>11. 建物内（オートロック式建物等）に設置されたメーターの維持管理及び検針等（閉開栓含む）が支障とならないように、事前に立ち入り方法（暗証番号の教示・解錠鍵の貸与等）について関係部署と協議を行うこと。</p>	<p>4. メーター取外し時の戻り水等による被害を防止するため、口径40mm以上のメーター下流側に、止水用具を設置すること。</p> <p>5. 受水槽方式の場合のメーターは、ウォーターハンマー（ボールタップによる閉止）の影響が少ない位置とすること。</p> <p>6. メーターをパイプピット、パイプシャフト内に設置する場合は、階段部等の共用スペースから容易にメーターを取替えることができるように、原則として600mm×600mm以上の扉付開口部を設け、深さが1.2mを超える場合はトラップ等を設置し、維持管理が適切に行えるようにすること。 また、使用するメーターは表示部回転式メーターとし、流水方向に注意するとともに、メーターを設置後に、指示部を検針のしやすい方向に合わせること。</p> <p>7. 凍結防止のため、よう壁、法面及び地下室等の端（コンクリート等の厚さを除く）から1.0m以上離してメーターを設置すること。地下式メーターに関しては、基準の深度を確保し、建物基礎等のコンクリート構造物とは十分に距離をとる等、凍結防止対策を講じること。</p> <p>8. 軸流羽根車式水道メーター（ウォルトマン）及び電磁式水道メーターを設置する場合は、メーターの適正な計量を確保するため、上流側に管口径の5倍以上、下流側に管口径の3倍以上の直管部を設けること。</p> <p>9. 無線式メーターは、次に該当する場合に設置する。なお、無線式メーターの設置の詳細については、「V. 無線式メーター設置要領」による。 新設及びメーター口径の変更が伴う改造で屋外に設置する場合、検針危険箇所、検針困難箇所にメーターを設置する場合。ただし、中高層建物直結給水の場合及び「V. 無線式メーター設置要領」に示す適用範囲以外の場合は、本市採用の他の器種とする。</p> <p>10. 遠隔指示式メーターは、検針危険箇所、検針困難箇所、本市が適当と判断した場合に設置することができる。なお、遠隔指示式メーターの設置の詳細については、「VI. 遠隔指示式メーター設置要領」による。</p> <p>11. 建物内（オートロック式建物等）に設置されたメーターの維持管理及び検針等（閉開栓含む）が支障とならないように、事前に立ち入り方法（暗証番号の教示・解錠鍵の貸与等）について関係部署と協議を行うこと。</p>	<p>文言追加</p> <p>文言追加</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
100	7. 10 その他の給水用具及び装置	7. 10 その他の給水用具及び装置	文言修正
	<p>1. 大便器洗浄弁（フラッシュバルブ）は、メーター口径及び管口径が大きくなるため、設置にあたっては十分検討すること。</p> <p>2. 流入量調整用バルブは、受水槽への流入量が過大とならないようにするとともに、メーター性能の使用範囲を越えないことを目的として、止水用具とは別に受水槽手前に設置すること。 また、流入量調整用バルブには、誤動作防止の観点から調整内容等を明示し表示すること。</p> <p>3. 排水装置は、管口径 50 mm以上の給水管を長距離で埋設するなど維持管理上必要な場合に設置すること。</p> <p>4. 消火栓（屋外）は、管工事計画・設計・施工（基準・要領集）に基づいて設置すること。</p> <p>5. 空気弁等は、給水管に空気が停滞し、通水を阻害するおそれのある場所に設置するもので、管路の高低を調査し凸部に設置すること。</p> <p>6. 特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「SP 設備」という。）を水道直結で行う場合は、水道法の適用を受けることから、通常の給水装置工事と同様に新設又は改造の申請が必要であり、使用する給水用具は消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造・材質基準に適合することが必要となる。 また、SP 設備工事（設置に係るものに限る。）又は整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定事業者が消防設備士の指導の下に行うものとし、必要に応じて所管消防署等と打合せを行うこと。</p> <p>7. 浄水器・活水器等は、配管状況や使用状態等によって、家屋内等に給水される水の細菌等による汚染が懸念されることから、給水される水の衛生管理について十分に注意すること。（厚生労働省事務連絡平成 14 年 8 月 30 日）</p> <p>8. 水道用直結型太陽熱利用給湯システムの設置にあたっては、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令によるほか、水道水質管理の観点から、適切な逆流防止対策を行うこと。 また、当該システムにバイパス配管を設置する場合は、停滞水が生じない構造とすること。</p>	<p>1. 大便器洗浄弁（フラッシュバルブ）は、メーター口径及び管口径が大きくなるため、設置にあたっては十分検討すること。</p> <p>2. 流入量調整用バルブは、受水槽への流入量が過大とならないようにするとともに、メーター性能の使用範囲を越えないことを目的として、止水用具とは別に受水槽手前に設置すること。 また、流入量調整用バルブには、誤操作防止の観点から流量調整用と明示し表示すること。</p> <p>3. 排水装置は、管口径 50 mm以上の給水管を長距離で埋設するなど維持管理上必要な場合に設置すること。</p> <p>4. 消火栓（屋外）は、管工事計画・設計・施工（基準・要領集）に基づいて設置すること。</p> <p>5. 空気弁等は、給水管に空気が停滞し、通水を阻害するおそれのある場所に設置するもので、管路の高低を調査し凸部に設置すること。</p> <p>6. 特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「SP 設備」という。）を水道直結で行う場合は、水道法の適用を受けることから、通常の給水装置工事と同様に新設又は改造の申請が必要であり、使用する給水用具は消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造・材質基準に適合することが必要となる。 また、SP 設備工事（設置に係るものに限る。）又は整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定事業者が消防設備士の指導の下に行うものとし、必要に応じて所管消防署等と打合せを行うこと。</p> <p>7. 浄水器・活水器等は、配管状況や使用状態等によって、家屋内等に給水される水の細菌等による汚染が懸念されることから、給水される水の衛生管理について十分に注意すること。（厚生労働省事務連絡平成 14 年 8 月 30 日）</p> <p>8. 水道用直結型太陽熱利用給湯システムの設置にあたっては、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令によるほか、水道水質管理の観点から、適切な逆流防止対策を行うこと。 また、当該システムにバイパス配管を設置する場合は、停滞水が生じない構造とすること。</p>	
	<解 説>	<解 説>	
	<p>1. フラッシュバルブ（大便器用）は、メーター口径 25 mm以上が必要である。</p> <p>2. 流入量調整用バルブは、止水用具を使用するか又は止水機能を有する「定流量弁」とすること。 (1) 止水用具を使用した設置例</p>	<p>1. フラッシュバルブ（大便器用）は、メーター口径 25 mm以上が必要である。</p> <p>2. 流入量調整用バルブは、止水用具を使用するか又は止水機能を有する「定流量弁」とすること。 (1) 止水用具を使用した設置例</p>	

頁	現 行	改 正 案	摘 要
101	<p>(2) 流量調整用バルブを不用意に操作すると、過大流量による配水管への影響及び出水不良となるおそれがあるため調整内容等を明示する必要がある。</p> <p>3. 排水装置の設置は、次によること。 (排水装置設置例)</p>  <p>※PeH(75)に排水装置を設置する場合は、EFソケット(75) + レデュサー(75×50) + 変換ソケット(ISO-JIS 50×40)を使用</p> <p>1. 排水装置の口径は全て 40 mm とする。 2. 止水用バルブと立上り管との距離は、0.5～1.0m 程度とする。 3. 地表部には、ねじ式仕切弁きょうを使用する。 4. 見出標「排水弁」を貼り付ける。 5. 立上り末端部には、カップリング（口径 40 mm）を取付けること。</p> <p>4. 消火栓及び消火栓標識の設置は、「20. 標準図」によること。 5. 空気弁の設置は、上記 3 と同じ。 6. SP 設備の設置の際の管口径は、配水管の給水能力の範囲内で、SP 設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られること。また、通常の使用時においても必要な水圧、水量が得られること。 上記の事項が満たされない場合は、給水管の増口径、受水槽の設置や加圧ポンプの設置、建築物内装の耐火性を向上させる等の措置が必要となる。 管口径の決定については、通常使用水量と SP 設備作動時の水量を合算させず、各々の使用水量を満足させた水力計算書を提出すること。 SP 設備の設置者に対して水道が断水や水圧低下した場合に、正常な効果が得られない旨を確実に了知させるため、申請時に設置者が押印した「確認書」を提出すること。</p> <p>7. 浄水器・活水器等を給水装置に直結して設置する場合は、配管状況や使用状態等によって、家屋内等に給水される水の細菌等による汚染が懸念されることから、給水される水の衛生管理を考慮して次の事項について留意すること。 (1) 元付け型浄水器・活水器 元付け型浄水器（配管途中に設置される浄水器）及び活水器については、原則として水道水中の遊離残留塩素を 0.1 mg/l 以上保持できないものは、給水装置の構造・材質の基準を満たしていても、水道法第 22 条、水道法施行規則第 17 条に基づき、給水装置への直結は認めない。</p>	<p>(2) 流量調整用バルブを不用意に操作すると、過大流量による配水管への影響及び出水不良となるおそれがあるため流量調整用と明示し、調整内容を表示する必要がある。</p> <p>3. 排水装置の設置は、次によること。 (排水装置設置例)</p>  <p>1. 排水装置の口径は全て 40 mm とする。 2. 止水用バルブと立上り管との距離は、0.5～1.0m 程度とする。 3. 地表部には、ねじ式仕切弁きょうを使用する。 4. 見出標「排水弁」を貼り付ける。 5. 立上り末端部には、カップリング（口径 40 mm）を取付けること。</p> <p>4. 消火栓及び消火栓標識の設置は、「20. 標準図」によること。 5. 空気弁の設置は、上記 3 と同じ。 6. SP 設備の設置の際の管口径は、配水管の給水能力の範囲内で、SP 設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られること。また、通常の使用時においても必要な水圧、水量が得られること。 上記の事項が満たされない場合は、給水管の増口径、受水槽の設置や加圧ポンプの設置、建築物内装の耐火性を向上させる等の措置が必要となる。 管口径の決定については、通常使用水量と SP 設備作動時の水量を合算させず、各々の使用水量を満足させた水力計算書を提出すること。 SP 設備の設置者に対して水道が断水や水圧低下した場合に、正常な効果が得られない旨を確実に了知させるため、申請時に設置者が署名捺印もしくは記名押印した「確認書」を提出すること。</p> <p>7. 浄水器・活水器等を給水装置に直結して設置する場合は、配管状況や使用状態等によって、家屋内等に給水される水の細菌等による汚染が懸念されることから、給水される水の衛生管理を考慮して次の事項について留意すること。 (1) 元付け型浄水器・活水器 元付け型浄水器（配管途中に設置される浄水器）及び活水器については、原則として水道水中の遊離残留塩素を 0.1 mg/l 以上保持できないものは、給水装置の構造・材質の基準を満たしていても、水道法第 22 条、水道法施行規則第 17 条に基づき、給水装置への直結は認めない。</p>	<p>文言修正</p> <p>文言追加</p> <p>文言修正</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
101-1	<p>また、給水装置の構造・材質の基準を満たし、水道水中の遊離残留塩素を 0.1 mg/l 以上確保できるとされるものであっても、管路の状況や使用状態等によっては、遊離残留塩素の低下が想定されるので、設置に際しては次の措置が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 上流側に止水栓を設置する。 ② 逆流防止の措置を講じる。 ③ 使用者に対し、製造業者の定めた使用・管理方法を遵守し適切に使用することを周知する。 ④ 申請時に申請者（所有者）が押印した「活水器等設置申請書」を提出すること。 <p>(2) 浄水器 I 型 給水栓、他の末端給水用具の 1 次側（上流側）直近に取り付けて、常時水圧が浄水器に作用するもの。（先止め式）逆止弁内蔵の場合と逆止弁同梱包の場合がある。</p>  <p style="text-align: center;">浄水器 I 型の設置例</p> <p>(3) 浄水器 II 型 給水栓の 2 次側（流出側）に取り付けられ、常時水圧が浄水器に作用しないもの。 浄水器と水栓が一体として製造・販売されているもの（ビルトイン型又はアンダーシンク型）は給水用具に該当するが、浄水器単体で製造・販売され、水栓の先に簡単に取付けられるもの（蛇口直結型及び据え置き型）は該当しない。</p>  <p style="text-align: center;">浄水器 II 型の構造例</p> <p>(4) 磁気活水器 磁気を使用している活水器の設置にあたっては、磁気がメーターへ影響を及ぼすおそれがあることから、メーターから 50 cm 以上の間隔をとること。なお、給水管外部に取付けるタイプの磁気活水器においても水道法の性能基準適用外であるが、同様の取扱いとする。</p>	<p>また、給水装置の構造・材質の基準を満たし、水道水中の遊離残留塩素を 0.1 mg/l 以上確保できるとされるものであっても、管路の状況や使用状態等によっては、遊離残留塩素の低下が想定されるので、設置に際しては次の措置が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 上流側に止水栓を設置する。 ② 逆流防止の措置を講じる。 ③ 使用者に対し、製造業者の定めた使用・管理方法を遵守し適切に使用することを周知する。 ④ 申請時に申請者（所有者）が署名捺印若しくは記名押印した「活水器等設置申請書」を提出すること。 <p>(2) 浄水器 I 型 給水栓、他の末端給水用具の 1 次側（上流側）直近に取り付けて、常時水圧が浄水器に作用するもの。（先止め式）逆止弁内蔵の場合と逆止弁同梱包の場合がある。</p>  <p style="text-align: center;">浄水器 I 型の設置例</p> <p>(3) 浄水器 II 型 給水栓の 2 次側（流出側）に取り付けられ、常時水圧が浄水器に作用しないもの。 浄水器と水栓が一体として製造・販売されているもの（ビルトイン型又はアンダーシンク型）は給水用具に該当するが、浄水器単体で製造・販売され、水栓の先に簡単に取付けられるもの（蛇口直結型及び据え置き型）は該当しない。</p>  <p style="text-align: center;">浄水器 II 型の構造例</p> <p>(4) 磁気活水器 磁気を使用している活水器の設置にあたっては、磁気がメーターへ影響を及ぼすおそれがあることから、メーターから 50 cm 以上の間隔をとること。なお、給水管外部に取付けるタイプの磁気活水器においても水道法の性能基準適用外であるが、同様の取扱いとする。</p>	<p>文言修正</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
102	<p>8. 水道直結型太陽熱利用給湯システムを設置する場合は、次の事項について留意すること。（厚生労働省健康局水道課長通知「太陽熱利用給湯システムの取扱いについて」健水発 0630 第 2 号 平成 26 年 6 月 30 日）</p> <p>(1) 設置条件</p> <p>ア 当該システムの各給水用具・ユニット等は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に適合すること。</p> <p>イ 当該システムの 1 次側（上流側）に止水用具及び逆流防止装置を設置すること。</p> <p>ウ 当該システムの外側にバイパス配管を設置する場合は、貯湯タンク側とバイパス配管側で適正な流量配分が確保できるよう減圧弁の設定等を貯湯タンク機器の仕様書等により確認の上、設置すること。</p> <p>エ 申請時に申請者（所有者）が押印した「太陽熱利用給湯システム設置申請書」を提出すること。</p> <p>(2) 管理責任</p> <p>ア 当該システムにおける水質管理責任区分については、1 次側（バイパス系統除く）までを水道局とし、2 次側は所有者（使用者）であること。</p> <p>イ 当該システム及び逆流防止装置の経年劣化による機能不全等を防止するために定期的な維持管理の必要性について所有者（使用者）等において努めるよう周知すること。</p> <p>(3) 太陽熱利用給湯システム設置例</p> 	<p>8. 水道直結型太陽熱利用給湯システムを設置する場合は、次の事項について留意すること。（厚生労働省健康局水道課長通知「太陽熱利用給湯システムの取扱いについて」健水発 0630 第 2 号 平成 26 年 6 月 30 日）</p> <p>(1) 設置条件</p> <p>① 当該システムの各給水用具・ユニット等は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に適合すること。</p> <p>② 当該システムの 1 次側（上流側）に止水用具及び逆流防止装置を設置すること。</p> <p>③ 当該システムの外側にバイパス配管を設置する場合は、貯湯タンク側とバイパス配管側で適正な流量配分が確保できるよう減圧弁の設定等を貯湯タンク機器の仕様書等により確認の上、設置すること。</p> <p>④ 申請時に申請者（所有者）が署名捺印若しくは記名押印した「太陽熱利用給湯システム設置申請書」を提出すること。</p> <p>(2) 管理責任</p> <p>① 当該システムにおける水質管理責任区分については、1 次側（バイパス系統除く）までを水道局とし、2 次側は所有者（使用者）であること。</p> <p>② 当該システム及び逆流防止装置の経年劣化による機能不全等を防止するために定期的な維持管理の必要性について所有者（使用者）等において努めるよう周知すること。</p> <p>(3) 太陽熱利用給湯システム設置例</p>  <p>9. 給湯配管をループ配管にする循環式給湯システム（以下「システム」という）を設置する場合、ループ配管内の水は、繰り返しの加熱により残留塩素濃度が低下する恐れがあるため、原則、受水槽以降に設置し、給水装置と切り離すこと。なお、やむを得ず、給水装置と直結する場合は次の事項について遵守すること。</p> <p>(1) 設置条件</p> <p>① システムの各給水用具・循環ユニット等は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に適合すること。</p> <p>② システムの上流側に逆流防止装置（日本水道協会規格「単式逆流防止弁 水道用逆流防止弁 JWWA B129」又は同等以上の性能を有するもの）を設置すること。なお、位置については以下の④で設置する止水用具からシステムの間とすること。</p> <p>③ システム内の給水用具に接続する給水管については、逆流防止装置の下流側から配管すること。なお、逆流防止装置の上流側から分岐して、システムの給水用具に接続する系統がある場合は、その系統にも逆流防止装置を設置すること。</p>	<p>番号整理</p> <p>文言修正</p> <p>文言追加</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
102		<p>④ 前述「②・③」で設置する逆流防止装置の上流側に水質検査用の直結水栓とその直後に止水用具としてボールバルブ(JWWA B 108)又はねじ込み仕切弁(JIS B 2011)を設置すること。</p> <p>⑤ システム内の混合水栓は逆流防止装置内蔵であることが望ましい。</p> <p>⑥ 申請時に申請者（所有者）が署名捺印若しくは記名押印した「直結型循環式給湯システム設置申請書」を提出すること。</p> <p>(2) 管理責任</p> <p>① 当該システムの水質について、水質検査用水栓の直後に設置する止水用具から下流側は申込者（所有者）の責任において管理すること。</p> <p>② 当該システム及び逆流防止装置の経年劣化等による機能不全を防止するため、申込者（所有者）の責任において適正に管理すること。</p>	
		<p>(3) システム概要</p>	

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
103	<p>7. 11 給水管及び給水用具の接続</p> <p>【構造・材質基準に係る事項】</p> <p>1. 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。（施行令第 5 条第 3 号）</p> <p>1. 給水管及び給水用具の接続は、配水管への取付口からメーターまでの間については、管理者が指定する材料及び工法で施行すること。</p> <p><解 説></p> <ol style="list-style-type: none"> 給水管及び給水用具の接続方法は、表 7-2 によること。 止水栓とメーターの接続は、伸縮式止水栓を使用すること。ただし、既設止水栓を流用する場合には、SMユニオンを使用することができる。（口径 25 mm まで） メーターの接続は、15.3 メーターの設置「メーター取付（接続）方法」によること。 MCユニオン（ロングサイズ）は、宅地内の塩ビ管から分岐する場合、修繕工事で所定の接続方法が困難な場合及び緊急を要する場合のみに使用すること。 LAカップリング（ロングサイズ）は、逸脱のおそれがあるので応急修理のみに使用すること。 水抜栓、立上り管及び散水栓の接続については、「20. 標準図」によること。 配水管への取付口からメーターまでの間の接続材料については、「11. 給水装置工事材料の基準」によること。 	<p>7. 11 給水管及び給水用具の接続</p> <p>【構造・材質基準に係る事項】</p> <p>1. 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。（施行令第 6 条第 3 号）</p> <p>1. 給水管及び給水用具の接続は、配水管への取付口からメーターまでの間については、管理者が指定する材料及び工法で施行すること。</p> <p><解 説></p> <ol style="list-style-type: none"> 給水管及び給水用具の接続方法は、表 7-2 によること。 止水栓とメーターの接続は、伸縮式止水栓を使用すること。ただし、既設止水栓を流用する場合には、SMユニオンを使用することができる。（口径 25 mm まで） メーターの接続は、15.3 メーターの設置「メーター取付（接続）方法」によること。 水抜栓、立上り管及び散水栓の接続については、「20. 標準図」によること。 配水管への取付口からメーターまでの間の接続材料については、「11. 給水装置工事材料の基準」によること。 MCユニオン及びLAカップリングなどの補修用具類は、管と管との接続には使用しないこと。 	<p>施行令改正に伴う条ずれ</p> <p>番号整理</p> <p>文言追加</p>

頁	現 行				改 訂 案				摘 要																																																								
106	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分岐方法</th> <th>分岐材料の種別 (mm)</th> <th>引込給水管の口径 (mm)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">サドル付分水栓</td> <td>40×20、50×20</td> <td>25 以下</td> <td rowspan="5"> 铸铁管からの分岐には、防食コアを取付けること。 </td> </tr> <tr> <td>50×25 (Pe・PeH用)</td> <td>30 以下</td> </tr> <tr> <td>75×20～50 (PeH用)</td> <td>50 以下</td> </tr> <tr> <td>75×20～40</td> <td>50 以下</td> </tr> <tr> <td>100～350×20～50</td> <td>50 以下</td> </tr> <tr> <td>割 T 字 管</td> <td>75～350×50～350</td> <td>40 以上</td> <td>全周パッキン型</td> </tr> <tr> <td>二 受 T 字 管</td> <td>75～350×75～350</td> <td>75 以上</td> <td>割T字管の施工が困難な場合。</td> </tr> <tr> <td>チ ー ズ</td> <td>20～75×20～75</td> <td>20 以上</td> <td>サドル付分水栓の使用区分以外の場合。</td> </tr> </tbody> </table>				分岐方法	分岐材料の種別 (mm)	引込給水管の口径 (mm)	摘 要	サドル付分水栓	40×20、50×20	25 以下	铸铁管からの分岐には、防食コアを取付けること。	50×25 (Pe・PeH用)	30 以下	75×20～50 (PeH用)	50 以下	75×20～40	50 以下	100～350×20～50	50 以下	割 T 字 管	75～350×50～350	40 以上	全周パッキン型	二 受 T 字 管	75～350×75～350	75 以上	割T字管の施工が困難な場合。	チ ー ズ	20～75×20～75	20 以上	サドル付分水栓の使用区分以外の場合。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分岐方法</th> <th>分岐材料の種別 (mm)</th> <th>引込給水管の口径 (mm)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">サドル付分水栓</td> <td>40×20、50×20</td> <td>25 以下</td> <td rowspan="5"> 铸铁管からの分岐には、防食コアを取付けること。 </td> </tr> <tr> <td>50×25 (Pe・PeH用)</td> <td>30 以下</td> </tr> <tr> <td>75×20～50 (PeH用)</td> <td>50 以下</td> </tr> <tr> <td>75×20～40</td> <td>50 以下</td> </tr> <tr> <td>100～350×20～50</td> <td>50 以下</td> </tr> <tr> <td>割 T 字 管</td> <td>75～350×50～350</td> <td>40 以上</td> <td>全周パッキン型</td> </tr> <tr> <td>二 受 T 字 管</td> <td>75～350×75～350</td> <td>75 以上</td> <td>割T字管の施工が困難な場合。</td> </tr> <tr> <td>チ ー ズ</td> <td>20～75×20～75</td> <td>20 以上</td> <td>サドル付分水栓の使用区分以外の場合。</td> </tr> </tbody> </table>				分岐方法	分岐材料の種別 (mm)	引込給水管の口径 (mm)	摘 要	サドル付分水栓	40×20、50×20	25 以下	铸铁管からの分岐には、防食コアを取付けること。	50×25 (Pe・PeH用)	30 以下	75×20～50 (PeH用)	50 以下	75×20～40	50 以下	100～350×20～50	50 以下	割 T 字 管	75～350×50～350	40 以上	全周パッキン型	二 受 T 字 管	75～350×75～350	75 以上	割T字管の施工が困難な場合。	チ ー ズ	20～75×20～75	20 以上	サドル付分水栓の使用区分以外の場合。	番号整理
分岐方法	分岐材料の種別 (mm)	引込給水管の口径 (mm)	摘 要																																																														
サドル付分水栓	40×20、50×20	25 以下	铸铁管からの分岐には、防食コアを取付けること。																																																														
	50×25 (Pe・PeH用)	30 以下																																																															
	75×20～50 (PeH用)	50 以下																																																															
	75×20～40	50 以下																																																															
	100～350×20～50	50 以下																																																															
割 T 字 管	75～350×50～350	40 以上	全周パッキン型																																																														
二 受 T 字 管	75～350×75～350	75 以上	割T字管の施工が困難な場合。																																																														
チ ー ズ	20～75×20～75	20 以上	サドル付分水栓の使用区分以外の場合。																																																														
分岐方法	分岐材料の種別 (mm)	引込給水管の口径 (mm)	摘 要																																																														
サドル付分水栓	40×20、50×20	25 以下	铸铁管からの分岐には、防食コアを取付けること。																																																														
	50×25 (Pe・PeH用)	30 以下																																																															
	75×20～50 (PeH用)	50 以下																																																															
	75×20～40	50 以下																																																															
	100～350×20～50	50 以下																																																															
割 T 字 管	75～350×50～350	40 以上	全周パッキン型																																																														
二 受 T 字 管	75～350×75～350	75 以上	割T字管の施工が困難な場合。																																																														
チ ー ズ	20～75×20～75	20 以上	サドル付分水栓の使用区分以外の場合。																																																														
※ 規格等については、「11. 給水装置工事材料の基準」を参照すること。				※ 規格等については、「11. 給水装置工事材料の基準」を参照すること。																																																													
4. 二受T字管及びチーズによる分岐にあたっては、ダクタイル铸铁管及びポリエチレン管又は配水用ポリエチレン管を使用すること。（図 8-1 参照） 5. 塩ビ管からの分岐（切取り）にあたっては、土圧等上載荷重による既設管の強度低下の影響を考慮し、ダクタイル铸铁管又はポリエチレン管に布設替えすること。（図 8-1 参照） 6. 塩ビ管及び銅管からチーズで分岐する場合は、ポリエチレン管 0.5m以上を使用すること。（図 8-1 参照） 7. 配水用ポリエチレン管からチーズで分岐する場合は、EF 接合による取出しを基本とするが、水が完全に切れない等、EF 接合が困難な場合はメカニカルチーズにより分岐する。（図 8-1 参照）				3. 二受T字管及びチーズによる分岐にあたっては、ダクタイル铸铁管及びポリエチレン管又は配水用ポリエチレン管を使用すること。（図 8-1 参照） 4. 塩ビ管からの分岐（切取り）にあたっては、土圧等上載荷重による既設管の強度低下の影響を考慮し、ダクタイル铸铁管又はポリエチレン管に布設替えすること。（図 8-1 参照） 5. 塩ビ管及び銅管からチーズで分岐する場合は、ポリエチレン管 0.5m以上を使用すること。（図 8-1 参照） 6. 配水用ポリエチレン管からチーズで分岐する場合は、EF 接合による取出しを基本とするが、水が完全に切れない等、EF 接合が困難な場合はメカニカルチーズにより分岐する。（図 8-1 参照）																																																													

頁	現 行	改 訂 案	摘 要																																												
108	<p data-bbox="213 199 519 241">8. 2 撤 去</p> <div data-bbox="231 296 1377 396" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 所有者は、不要となった給水装置を速やかに分岐部から切離すこと。</p> </div> <p data-bbox="213 436 341 472"><解 説></p> <p data-bbox="243 478 831 514">1. 撤去の施工方法は、原則として次表によること。</p> <table border="1" data-bbox="231 510 1412 921"> <thead> <tr> <th>分 岐 方 法</th> <th>施 工 方 法</th> <th>使 用 材 料 及 び 処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サドル付分水栓（分水栓）</td> <td>分水閉止</td> <td>サドル付分水栓用キャップ取付け</td> </tr> <tr> <td>割 T 字管（取出しφ 50）</td> <td>簡易仕切弁閉止</td> <td>分水栓用プラグ取付け 不断水閉止用プラグ N 式</td> </tr> <tr> <td>〃（φ 75～350×75）</td> <td rowspan="2">不断水割 T 字管撤去 （コア保護バンド）</td> <td rowspan="2">割 T 字管撤去用コア及びプラグ取付け コア保護バンドの取付け</td> </tr> <tr> <td>〃（φ 100～350×100）</td> </tr> <tr> <td>〃（φ 150～350×150 以上）</td> <td>割 T 字管撤去</td> <td>割継輪取付け</td> </tr> <tr> <td>二受 T 字管</td> <td>二受 T 字管撤去</td> <td>ダクタイトル鋳鉄管布設（影響範囲を考慮する）</td> </tr> <tr> <td>チーズ</td> <td>チーズ撤去</td> <td>ポリエチレン管布設又は配水用ポリエチレン管布設（影響範囲を考慮する）</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="243 961 1430 1039">2. 配水管への取付口からメーターまでの間の撤去材料については、「11. 給水装置工事材料の基準」によること。</p>	分 岐 方 法	施 工 方 法	使 用 材 料 及 び 処 理	サドル付分水栓（分水栓）	分水閉止	サドル付分水栓用キャップ取付け	割 T 字管（取出しφ 50）	簡易仕切弁閉止	分水栓用プラグ取付け 不断水閉止用プラグ N 式	〃（φ 75～350×75）	不断水割 T 字管撤去 （コア保護バンド）	割 T 字管撤去用コア及びプラグ取付け コア保護バンドの取付け	〃（φ 100～350×100）	〃（φ 150～350×150 以上）	割 T 字管撤去	割継輪取付け	二受 T 字管	二受 T 字管撤去	ダクタイトル鋳鉄管布設（影響範囲を考慮する）	チーズ	チーズ撤去	ポリエチレン管布設又は配水用ポリエチレン管布設（影響範囲を考慮する）	<p data-bbox="1457 199 1762 241">8. 2 撤 去</p> <div data-bbox="1475 296 2620 396" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 所有者は、不要となった給水装置を速やかに分岐部から切離すこと。</p> </div> <p data-bbox="1457 436 1584 472"><解 説></p> <p data-bbox="1486 478 2074 514">1. 撤去の施工方法は、原則として次表によること。</p> <table border="1" data-bbox="1475 510 2656 921"> <thead> <tr> <th>分 岐 方 法</th> <th>施 工 方 法</th> <th>使 用 材 料 及 び 処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サドル付分水栓（分水栓）</td> <td>分水閉止</td> <td>サドル付分水栓用キャップ取付け</td> </tr> <tr> <td>割 T 字管（取出しφ 50）</td> <td>簡易仕切弁閉止</td> <td>分水栓用プラグ取付け 不断水閉止用プラグ N 式</td> </tr> <tr> <td>〃（φ 75～350×75）</td> <td rowspan="2">不断水割 T 字管撤去 （コア保護バンド）</td> <td rowspan="2">割 T 字管撤去用コア及びプラグ取付け コア保護バンドの取付け</td> </tr> <tr> <td>〃（φ 100～350×100）</td> </tr> <tr> <td>〃（φ 150～350×150 以上）</td> <td>割 T 字管撤去</td> <td>割継輪取付け</td> </tr> <tr> <td>二受 T 字管</td> <td>二受 T 字管撤去</td> <td>ダクタイトル鋳鉄管布設（影響範囲を考慮する）</td> </tr> <tr> <td>チーズ</td> <td>チーズ撤去</td> <td>ポリエチレン管布設又は配水用ポリエチレン管布設（影響範囲を考慮する）</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1486 961 2674 1039">2. 配水管への取付口からメーターまでの間の撤去材料については、「11. 給水装置工事材料の基準」によること。</p> <p data-bbox="1486 1045 2537 1081">3. 共用管チーズ撤去の施工方法は、原則として次項によることとし、修繕工事として扱う。</p> <p data-bbox="1486 1087 2181 1123">(1) チーズ撤去に伴う布設替延長は最小範囲に留めること。</p> <p data-bbox="1486 1129 2674 1186">(2) チーズ設置箇所が接近し、連続的に分岐された複数の給水管（アパート等の集合住宅）を同時に撤去する場合は、一連した配管にて布設替すること。</p> <p data-bbox="1486 1192 2674 1270">※ いずれの場合も、接合材料の過剰設置や老朽管及び単層 Pe 管の残置について考慮のうえ設計施工すること。ただし、分岐部撤去に必要な施工範囲を大幅に超過する場合は、改造工事の適用とする。</p>	分 岐 方 法	施 工 方 法	使 用 材 料 及 び 処 理	サドル付分水栓（分水栓）	分水閉止	サドル付分水栓用キャップ取付け	割 T 字管（取出しφ 50）	簡易仕切弁閉止	分水栓用プラグ取付け 不断水閉止用プラグ N 式	〃（φ 75～350×75）	不断水割 T 字管撤去 （コア保護バンド）	割 T 字管撤去用コア及びプラグ取付け コア保護バンドの取付け	〃（φ 100～350×100）	〃（φ 150～350×150 以上）	割 T 字管撤去	割継輪取付け	二受 T 字管	二受 T 字管撤去	ダクタイトル鋳鉄管布設（影響範囲を考慮する）	チーズ	チーズ撤去	ポリエチレン管布設又は配水用ポリエチレン管布設（影響範囲を考慮する）	<p>文言追加</p>
分 岐 方 法	施 工 方 法	使 用 材 料 及 び 処 理																																													
サドル付分水栓（分水栓）	分水閉止	サドル付分水栓用キャップ取付け																																													
割 T 字管（取出しφ 50）	簡易仕切弁閉止	分水栓用プラグ取付け 不断水閉止用プラグ N 式																																													
〃（φ 75～350×75）	不断水割 T 字管撤去 （コア保護バンド）	割 T 字管撤去用コア及びプラグ取付け コア保護バンドの取付け																																													
〃（φ 100～350×100）																																															
〃（φ 150～350×150 以上）	割 T 字管撤去	割継輪取付け																																													
二受 T 字管	二受 T 字管撤去	ダクタイトル鋳鉄管布設（影響範囲を考慮する）																																													
チーズ	チーズ撤去	ポリエチレン管布設又は配水用ポリエチレン管布設（影響範囲を考慮する）																																													
分 岐 方 法	施 工 方 法	使 用 材 料 及 び 処 理																																													
サドル付分水栓（分水栓）	分水閉止	サドル付分水栓用キャップ取付け																																													
割 T 字管（取出しφ 50）	簡易仕切弁閉止	分水栓用プラグ取付け 不断水閉止用プラグ N 式																																													
〃（φ 75～350×75）	不断水割 T 字管撤去 （コア保護バンド）	割 T 字管撤去用コア及びプラグ取付け コア保護バンドの取付け																																													
〃（φ 100～350×100）																																															
〃（φ 150～350×150 以上）	割 T 字管撤去	割継輪取付け																																													
二受 T 字管	二受 T 字管撤去	ダクタイトル鋳鉄管布設（影響範囲を考慮する）																																													
チーズ	チーズ撤去	ポリエチレン管布設又は配水用ポリエチレン管布設（影響範囲を考慮する）																																													

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
109	<p style="text-align: center;">9. 受 水 槽</p> <p>9. 1 受水槽の設置条件</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 受水槽は、建築基準法・同法施行令（給排水整備基準・同解説）等の規定に基づき、安全上及び衛生上支障のない構造とすること。</p> <p>2. 受水槽の設置は、保守点検が容易に行える位置とすること。また、汚染されるおそれのある場所には設置しないこと。</p> <p>3. 受水槽は、屋内に設置すること。</p> </div> <p><解 説> 受水槽は、構造的に直接配水管と連結していないものであり、水道法にいう給水装置ではない。したがって、水道法からは適用除外され建築基準法の適用を受けるものである。（建築基準法第 36 条、建築基準法施行令第 129 条第 2 項） しかし、この設備は、使用者の側から考えれば構造及び衛生いずれの面からみても給水装置と同様に、極めて重要な施設であるので、受水槽以下については、受水槽施設に関する法令（「19. 受水槽の管理」を参照）等を遵守することはもちろん、特に次の事項を留意して行うこと。なお、建築基準法の適用を受けない小規模な受水槽及び高置水槽についても、前記を考慮して、これらに準じて行うべきである。</p> <p>1. 受水槽は、用途別（家事用、家事用以外、公衆浴場用）に設置すること。</p> <p>2. 水道水と井戸水を併用する場合は、受水槽を別々に設けること。なお、やむを得ず井戸水の受水槽（飲用水としての水質及び外部からの汚染のおそれがない等の衛生が確保される場合）に水道水を給水する場合には、下記のいずれかの方法による。</p> <p>(1) 落とし込みとすること。（水栓等による開閉操作。）</p> <p>(2) 副受水槽を設けること。</p> <p>9. 2 受水槽の構造</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 受水槽は、ボールタップ（定水位弁を含む）・オーバーフロー管・通気管等を備えた構造とすること。</p> </div> <p><解 説> 1. ボールタップ (1) 受水槽にボールタップで給水する場合は、必要に応じてエアークッション等の緩衝器具を設けること。 (2) ボールタップは、受水槽上部のマンホールに接近した位置に設けること。</p>	<p style="text-align: center;">9. 受 水 槽</p> <p>9. 1 受水槽の設置条件</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 受水槽は、建築基準法・同法施行令（給排水整備基準・同解説）等の規定に基づき、安全上及び衛生上支障のない構造とすること。</p> <p>2. 受水槽の設置は、保守点検が容易に行える位置とすること。また、汚染されるおそれのある場所には設置しないこと。</p> <p>3. 受水槽は、屋内に設置すること。</p> </div> <p><解 説> 受水槽は、構造的に直接配水管と連結していないものであり、水道法にいう給水装置ではない。したがって、水道法からは適用除外され建築基準法の適用を受けるものである。（建築基準法第 36 条、建築基準法施行令第 129 条第 2 項） しかし、この設備は、使用者の側から考えれば構造及び衛生いずれの面からみても給水装置と同様に、極めて重要な施設であるので、受水槽以下については、受水槽施設に関する法令（「19. 受水槽の管理」を参照）等を遵守することはもちろん、特に次の事項を留意して行うこと。なお、建築基準法の適用を受けない小規模な受水槽及び高置水槽についても、前記を考慮して、これらに準じて行うべきである。</p> <p>1. 受水槽は、用途別（家事用、家事用以外、公衆浴場用）に設置すること。</p> <p>2. 水道水と井戸水を併用する場合は、受水槽を別々に設けること。なお、やむを得ず井戸水の受水槽に水道水を給水しようとする時は、飲用水としての水質及び外部からの汚染のおそれがない等の衛生が確保される場合に限り、下記のいずれかの方法による。</p> <p>(1) 落とし込みとすること。（水栓等による開閉操作。）</p> <p>(2) 副受水槽を設けること。</p> <p>3. 消火水槽は、水槽内の水質衛生が確保されないことから、水栓等の開閉操作による落とし込みとし、上流側には逆流防止装置を設置すること。</p> <p>9. 2 受水槽の構造</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 受水槽は、ボールタップ（定水位弁を含む）・オーバーフロー管・通気管等を備えた構造とすること。</p> </div> <p><解 説> 1. ボールタップ (1) 受水槽にボールタップで給水する場合は、必要に応じてエアークッション等の緩衝器具を設けること。 (2) ボールタップは、受水槽上部のマンホールに接近した位置に設けること。</p>	<p>文言追加</p>
			<p>文言追加</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
113	<p>(5) 平面管路詳細図は、平面図で表現しづらい部分を表示するものとして、次により行うこと。また、部分的に詳細を必要とするときは、拡大して表すこと。</p> <p>ア 縮尺は、1/200（標準）とし、給水装置の表示範囲は分岐から立上りまでとする。</p> <p>イ 建物の内部（屋内配管も含）は表示しなくてもよい。ただし、アパート等の場合は、メーターの対象の部屋を表示する。</p> <p>ウ 給水方式及びその階高を表示する。なお、混在する場合は給水方式ごとにその階高を表示すること。（表示する給水方式は、直結、直結加圧、受水槽等とし、表示方法は次のとおりとする。） （給水方式の表示方法例） （ア）1・2・3階の直結式は表示しないこと。 （イ）4階以上の直結式は、○階直結給水と表示すること。 （ウ）直結加圧式は、○階直結加圧給水と表示すること。 （エ）受水槽式は、○階受水槽と表示すること。</p> <p>(6) 単 位</p> <p>ア 長さは、管種に関わらず10cmまでとし、mで表示すること。</p> <p>イ 口径は、mmで表示する。ただし、鋼管、給水栓及びバルブ等については、A又はB（例20A、3/4B）で表示すること。</p> <p>ウ オフセットは、1cmまで表示すること。</p> <p>2. 作 図</p> <p>(1) 作図にあたっては、方位を明示するとともに、北を上にする。</p> <p>(2) 平面管路詳細図は、次の内容を記載すること。</p> <p>ア 建物の位置（民地界、道路からのオフセット）、構造及び設備</p> <p>イ 水抜栓の取付位置</p> <p>ウ 分岐位置、既設給水管との接続部、止水栓等のオフセット（三点から測定）並びに見出標の記載</p> <p>エ 布設する管の管種、口径、延長及び位置（道路中心、民地界）</p> <p>オ 給水材料及び用具の種別</p> <p>カ 道路の種別（舗装の有無、幅員、歩車道区分、公道及び私道の区分、認定道路番号及び道路名）</p> <p>キ 公私有地の種別、隣接敷地の境界線及び隣接関連給水栓番号</p> <p>ク 分岐する配水管及び給水管（給水管の系統を含め）等の管種、口径、組合番号、管路番号並びに所有者名（組合名）</p> <p>ケ 地下埋設物の種類、口径及び位置（近接の場合）</p> <p>コ 遠隔指示式メーターの受信器の設置位置</p> <p>サ 遠隔指示式メーターを設置した場合には、同設置要領にある遠隔指示装置設置標準図に基づく配線図</p> <p>シ メーターが建物内の場合には、設置場所までの簡単な通路の表示（中高層建物直結給水は除く）</p>	<p>(5) 平面管路詳細図は、平面図で表現しづらい部分を表示するものとして、次により行うこと。また、部分的に詳細を必要とするときは、拡大して表すこと。</p> <p>① 縮尺は、1/200（標準）とし、給水装置の表示範囲は分岐から立上りまでとする。ただし、配管が複雑で立体図での確認が難しい場合等、必要に応じて給水用具を表記すること。</p> <p>② 建物内の間取りは個人情報保護の観点から表示しなくてもよい。ただし、アパート等複数の住戸がある場合は、メーターを設置する対象住戸の区画を表示する。</p> <p>③ 給水方式及びその階高を表示する。なお、混在する場合は給水方式ごとにその階高を表示すること。（表示する給水方式は、直結、直結加圧、受水槽等とし、表示方法は次のとおりとする。） （給水方式の表示方法例） （ア）1・2・3階の直結式は表示しないこと。 （イ）4階以上の直結式は、○階直結給水と表示すること。 （ウ）直結加圧式は、○階直結加圧給水と表示すること。 （エ）受水槽式は、○階受水槽と表示すること。</p> <p>(6) 単 位</p> <p>ア 長さは、管種に関わらず10cmまでとし、mで表示すること。</p> <p>イ 口径は、mmで表示する。ただし、鋼管、給水栓及びバルブ等については、A又はB（例20A、3/4B）で表示すること。</p> <p>ウ オフセットは、1cmまで表示すること。</p> <p>2. 作 図</p> <p>(1) 作図にあたっては、方位を明示するとともに、北を上にする。</p> <p>(2) 平面管路詳細図は、次の内容を記載すること。</p> <p>ア 建物の位置（民地界、道路からのオフセット）、構造及び設備（撤去の場合はメーターまで）、点検口等の位置</p> <p>イ 水抜栓の取付位置</p> <p>ウ 分岐位置、既設給水管との接続部、止水栓等のオフセット（三点から測定）並びに見出標の記載</p> <p>エ 布設する管の管種、口径、延長及び位置（道路中心、民地界）</p> <p>オ 給水材料及び用具の種別</p> <p>カ 道路の種別（舗装の有無、幅員、歩車道区分、公道及び私道の区分、認定道路番号及び道路名）</p> <p>キ 公私有地の種別、隣接敷地の境界線及び隣接関連給水栓番号ク 分岐する配水管及び給水管（給水管の系統を含め）等の管種、口径、組合番号、管路番号並びに所有者名（組合名）</p> <p>ケ 地下埋設物の種類、口径及び位置（近接の場合）</p> <p>コ 遠隔指示式メーターの受信器の設置位置</p> <p>サ 遠隔指示式メーターを設置した場合には、同設置要領にある遠隔指示装置設置標準図に基づく配線図</p> <p>シ メーターが建物内の場合には、設置場所までの簡単な通路の表示（中高層建物直結給水は除く）</p> <p>ス MCユニオンの取付位置</p> <p>セ 利害関係事項がある場合には関係場所に関係人などを記載</p>	<p>文言追加</p> <p>文言修正</p> <p>文言追加</p> <p>文言追加</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要																																																																																								
114	<p>(3) 位置図には、給水（申込）家屋、施工路線、付近の状況、道路状況及び主要な建物を記入すること。ただし、付近家屋が記載された平面図に撤去部分（分水閉止等）を表示できる場合、位置図は不要とする。</p> <p>(4) 立体図は、平面に表現することのできない部分等を表示するものとし、次により表示すること。 ア 縮尺は、フリーとする。 イ 作図は、平面図の表示にあわせて行い、分岐部を起点に南北方向の管については、約 30° の右上り又は左下りで表示し、表示範囲は、立上りから給水栓までとする。なお、これにより難い場合は、系統が明確になるように表示すること。 ウ 使用する管の種類、口径及び長さを記載すること。 エ 給水材料の種別、使用場所（例一台所、トイレ、フロ）を記載すること。 オ メーター下流側を撤去する場合及び改造工事に関わらない部分の立体図は不要とする。</p> <p>(5) 既設給水装置を流用する場合は、流用部分の管種、口径、延長、施工年度、オフセット等必須事項を記入すること。</p> <p>(6) 管理図番号、管路番号又はしゅん功図保管番号、流入量調整用バルブの位置及び調整した流量など、関連する事項を記入すること。</p> <p>(7) 部分的に詳細を必要とする場合には、拡大して表示すること。</p>	<p>(3) 位置図には、給水（申込）家屋、施工路線、付近の状況、道路状況及び主要な建物を記入すること。ただし、付近家屋が記載された平面図に撤去部分（分水閉止等）を表示できる場合、位置図は不要とする。</p> <p>(4) 立体図は、平面に表現することのできない部分等を表示するものとし、次により表示すること。 ア 縮尺は、フリーとする。 イ 作図は、平面図の表示にあわせて行い、分岐部を起点に南北方向の管については、約 30° の右上り又は左下りで表示し、表示範囲は、立上りから給水栓までとする。なお、これにより難い場合は、系統が明確になるように表示すること。 ウ 使用する管の種類、口径及び長さを記載すること。 エ 給水材料の種別、使用場所（例一台所、トイレ、フロ）を記載すること。 オ メーター下流側を撤去する場合、改造工事ですべて撤去する場合および改造を行わない部分の立体図は不要とする。</p> <p>(5) 既設給水装置を流用する場合は、流用部分の管種、口径、延長、施工年度、オフセット等必須事項を記入すること。また、既設の分岐部を新たに掘削し給水管を布設する場合は、分岐のオフセット及び見出し表の情報を更新し、図面に記載すること。</p> <p>(6) 管理図番号、管路番号又はしゅん功図保管番号、流入量調整用バルブの位置及び調整した流量など、関連する事項を記入すること。</p> <p>(7) 部分的に詳細を必要とする場合には、拡大や補足文等で表示すること。</p>	<p>文言追加</p>																																																																																								
	<p>表 10-1 表示記号及び符号 (1)~(7)</p>	<p>表 10-1 表示記号及び符号 (1)~(7)</p>																																																																																									
	<p>(1) 管種別記号</p>	<p>(1) 管種別記号</p>																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>鋳 鉄 管</th> <th>C I P</th> <th>塩化ビニールライニング管</th> <th>V S P</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メカニカルジョイント鋳鉄管</td> <td>M C I P</td> <td>鉛 管</td> <td>L P</td> </tr> <tr> <td>A 形ダクタイル鋳鉄管</td> <td>D A P</td> <td>ポ リ エ チ レ ン 管</td> <td>P e</td> </tr> <tr> <td>K 形ダクタイル鋳鉄管</td> <td>D K P</td> <td>配水用ポリエチレン管</td> <td>P e H</td> </tr> <tr> <td>T 形ダクタイル鋳鉄管</td> <td>D T P</td> <td>銅 管</td> <td>C O P</td> </tr> <tr> <td>S II 形ダクタイル鋳鉄管</td> <td>D S II P</td> <td>ス テ ン レ ス 鋼 管</td> <td>S U S</td> </tr> <tr> <td>N S 形ダクタイル鋳鉄管</td> <td>D N S P</td> <td>ポリ粉体ライニング鋼管</td> <td>P S P</td> </tr> <tr> <td>G X 形ダクイタイル鋳鉄管</td> <td>D G X P</td> <td>架橋ポリエチレン管</td> <td>X P e</td> </tr> <tr> <td>硬質塩化ビニル管</td> <td>V P</td> <td>ポリブデン管ン管</td> <td>P B P</td> </tr> <tr> <td>亜鉛メッキ鋼管</td> <td>S P</td> <td>ポリプロピレン管</td> <td>P P R</td> </tr> </tbody> </table>	鋳 鉄 管	C I P	塩化ビニールライニング管	V S P	メカニカルジョイント鋳鉄管	M C I P	鉛 管	L P	A 形ダクタイル鋳鉄管	D A P	ポ リ エ チ レ ン 管	P e	K 形ダクタイル鋳鉄管	D K P	配水用ポリエチレン管	P e H	T 形ダクタイル鋳鉄管	D T P	銅 管	C O P	S II 形ダクタイル鋳鉄管	D S II P	ス テ ン レ ス 鋼 管	S U S	N S 形ダクタイル鋳鉄管	D N S P	ポリ粉体ライニング鋼管	P S P	G X 形ダクイタイル鋳鉄管	D G X P	架橋ポリエチレン管	X P e	硬質塩化ビニル管	V P	ポリブデン管ン管	P B P	亜鉛メッキ鋼管	S P	ポリプロピレン管	P P R	<table border="1"> <thead> <tr> <th>鋳 鉄 管</th> <th>C I P</th> <th>塩化ビニールライニング鋼管</th> <th>V S P</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メカニカルジョイント鋳鉄管</td> <td>M C I P</td> <td>鉛 管</td> <td>L P</td> </tr> <tr> <td>A 形ダクタイル鋳鉄管</td> <td>D A P</td> <td>ポ リ エ チ レ ン 管</td> <td>P e</td> </tr> <tr> <td>K 形ダクタイル鋳鉄管</td> <td>D K P</td> <td>配水用ポリエチレン管</td> <td>P e H</td> </tr> <tr> <td>T 形ダクタイル鋳鉄管</td> <td>D T P</td> <td>銅 管</td> <td>C O P</td> </tr> <tr> <td>S II 形ダクタイル鋳鉄管</td> <td>D S II P</td> <td>ス テ ン レ ス 鋼 管</td> <td>S U S</td> </tr> <tr> <td>N S 形ダクタイル鋳鉄管</td> <td>D N S P</td> <td>ポリ粉体ライニング鋼管</td> <td>P S P</td> </tr> <tr> <td>G X 形ダクイタイル鋳鉄管</td> <td>D G X P</td> <td>架橋ポリエチレン管</td> <td>X P e</td> </tr> <tr> <td>硬質塩化ビニル管</td> <td>V P</td> <td>ポリブデン管ン管</td> <td>P B P</td> </tr> <tr> <td>亜鉛メッキ鋼管</td> <td>S P</td> <td>ポリプロピレン管</td> <td>P P R</td> </tr> <tr> <td>管 更 生</td> <td>C A R</td> <td>耐衝撃硬質塩化ビニル管</td> <td>H I V P</td> </tr> <tr> <td>普通鋳鉄管（印籠管）</td> <td>C C P</td> <td>高密度ポリエチレン管</td> <td>H D P e</td> </tr> </tbody> </table>	鋳 鉄 管	C I P	塩化ビニールライニング鋼管	V S P	メカニカルジョイント鋳鉄管	M C I P	鉛 管	L P	A 形ダクタイル鋳鉄管	D A P	ポ リ エ チ レ ン 管	P e	K 形ダクタイル鋳鉄管	D K P	配水用ポリエチレン管	P e H	T 形ダクタイル鋳鉄管	D T P	銅 管	C O P	S II 形ダクタイル鋳鉄管	D S II P	ス テ ン レ ス 鋼 管	S U S	N S 形ダクタイル鋳鉄管	D N S P	ポリ粉体ライニング鋼管	P S P	G X 形ダクイタイル鋳鉄管	D G X P	架橋ポリエチレン管	X P e	硬質塩化ビニル管	V P	ポリブデン管ン管	P B P	亜鉛メッキ鋼管	S P	ポリプロピレン管	P P R	管 更 生	C A R	耐衝撃硬質塩化ビニル管	H I V P	普通鋳鉄管（印籠管）	C C P	高密度ポリエチレン管	H D P e	<p>文言追加</p>
鋳 鉄 管	C I P	塩化ビニールライニング管	V S P																																																																																								
メカニカルジョイント鋳鉄管	M C I P	鉛 管	L P																																																																																								
A 形ダクタイル鋳鉄管	D A P	ポ リ エ チ レ ン 管	P e																																																																																								
K 形ダクタイル鋳鉄管	D K P	配水用ポリエチレン管	P e H																																																																																								
T 形ダクタイル鋳鉄管	D T P	銅 管	C O P																																																																																								
S II 形ダクタイル鋳鉄管	D S II P	ス テ ン レ ス 鋼 管	S U S																																																																																								
N S 形ダクタイル鋳鉄管	D N S P	ポリ粉体ライニング鋼管	P S P																																																																																								
G X 形ダクイタイル鋳鉄管	D G X P	架橋ポリエチレン管	X P e																																																																																								
硬質塩化ビニル管	V P	ポリブデン管ン管	P B P																																																																																								
亜鉛メッキ鋼管	S P	ポリプロピレン管	P P R																																																																																								
鋳 鉄 管	C I P	塩化ビニールライニング鋼管	V S P																																																																																								
メカニカルジョイント鋳鉄管	M C I P	鉛 管	L P																																																																																								
A 形ダクタイル鋳鉄管	D A P	ポ リ エ チ レ ン 管	P e																																																																																								
K 形ダクタイル鋳鉄管	D K P	配水用ポリエチレン管	P e H																																																																																								
T 形ダクタイル鋳鉄管	D T P	銅 管	C O P																																																																																								
S II 形ダクタイル鋳鉄管	D S II P	ス テ ン レ ス 鋼 管	S U S																																																																																								
N S 形ダクタイル鋳鉄管	D N S P	ポリ粉体ライニング鋼管	P S P																																																																																								
G X 形ダクイタイル鋳鉄管	D G X P	架橋ポリエチレン管	X P e																																																																																								
硬質塩化ビニル管	V P	ポリブデン管ン管	P B P																																																																																								
亜鉛メッキ鋼管	S P	ポリプロピレン管	P P R																																																																																								
管 更 生	C A R	耐衝撃硬質塩化ビニル管	H I V P																																																																																								
普通鋳鉄管（印籠管）	C C P	高密度ポリエチレン管	H D P e																																																																																								
			<p>文言整理</p>																																																																																								
			<p>文言追加</p>																																																																																								

頁	現 行	改 訂 案	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																								
116	<p>(6) 継手記号</p> <table border="1"> <tr><td>A形継手</td><td></td><td>SII形継手</td><td></td><td>フランジ継手</td><td></td></tr> <tr><td>逸脱防止押輪(A)</td><td></td><td>NS形継手</td><td></td><td>ユニオン類</td><td></td></tr> <tr><td>K形継手</td><td></td><td>KF形継手</td><td></td><td>EFソケット(PeH)</td><td></td></tr> <tr><td>逸脱防止押輪(K)</td><td></td><td>GX形継手</td><td></td><td>メカニカルソケット(PeH)</td><td></td></tr> <tr><td>T形継手</td><td></td><td>GX形継手(G-Link付)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>逸脱防止金具(T)</td><td></td><td>GX形継手(P-Link)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(7) 給水装置記号 ① 共用</p> <table border="1"> <tr><td>分水栓</td><td></td><td>水道メーター(25以下)</td><td></td><td>防電施工箇所</td><td></td></tr> <tr><td>配ポリ用分水栓</td><td></td><td>水道メーター(40以上)</td><td></td><td>異径箇所</td><td></td></tr> <tr><td>止水栓</td><td></td><td>水道メーターきょう</td><td></td><td>管の交差</td><td></td></tr> <tr><td>バルブ類</td><td></td><td>ボールタップ</td><td></td><td>管末表示</td><td></td></tr> <tr><td>水抜栓</td><td></td><td>システム</td><td></td><td>給水用具類</td><td></td></tr> <tr><td>水抜栓(逆流防止機構付)</td><td></td><td>フラッシュバルブ</td><td></td><td>給水用具類(逆流防止装置内蔵)</td><td></td></tr> <tr><td>チャッキバルブ</td><td></td><td>室内消火栓</td><td></td><td>逆流防止器具(逆止弁付メーターハッキ※)</td><td></td></tr> </table> <p>※逆止弁付メーターパッキンの場合は、名称・メーカー名・呼び径を記入する。</p> <p>② 平面図</p> <table border="1"> <tr><td>給水栓類</td><td></td><td>メーターユニット</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>③ 立体図</p> <table border="1"> <tr><td>直結貯水タンク</td><td></td><td>水抜バルブ</td><td></td><td>吸気弁</td><td></td></tr> <tr><td>直結加圧装置(プースターポンプ)</td><td></td><td>水抜バルブ(逆止弁内蔵型)</td><td></td><td>吸排気弁</td><td></td></tr> <tr><td>減圧逆流防止器</td><td></td><td>分岐水栓</td><td></td><td>シャワーヘッド</td><td></td></tr> <tr><td>給水栓類</td><td></td><td>屋内止水栓</td><td></td><td>FPステンレス管</td><td></td></tr> <tr><td>立型自在水栓</td><td></td><td>減圧逆止弁</td><td></td><td>フレキシブル継手</td><td></td></tr> <tr><td>自在水栓</td><td></td><td>安全弁</td><td></td><td>排水用カップリング</td><td></td></tr> <tr><td>カップリング付横水栓</td><td></td><td>アングル形止水栓 ストレート形止水栓 腰高止水栓</td><td></td><td>メーターユニット</td><td></td></tr> <tr><td>衛生水栓</td><td></td><td>ボールバルブ その他止水用具</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>注) 上記記号のないものは、給水用具名を記入する。</p>	A形継手		SII形継手		フランジ継手		逸脱防止押輪(A)		NS形継手		ユニオン類		K形継手		KF形継手		EFソケット(PeH)		逸脱防止押輪(K)		GX形継手		メカニカルソケット(PeH)		T形継手		GX形継手(G-Link付)				逸脱防止金具(T)		GX形継手(P-Link)				分水栓		水道メーター(25以下)		防電施工箇所		配ポリ用分水栓		水道メーター(40以上)		異径箇所		止水栓		水道メーターきょう		管の交差		バルブ類		ボールタップ		管末表示		水抜栓		システム		給水用具類		水抜栓(逆流防止機構付)		フラッシュバルブ		給水用具類(逆流防止装置内蔵)		チャッキバルブ		室内消火栓		逆流防止器具(逆止弁付メーターハッキ※)		給水栓類		メーターユニット				直結貯水タンク		水抜バルブ		吸気弁		直結加圧装置(プースターポンプ)		水抜バルブ(逆止弁内蔵型)		吸排気弁		減圧逆流防止器		分岐水栓		シャワーヘッド		給水栓類		屋内止水栓		FPステンレス管		立型自在水栓		減圧逆止弁		フレキシブル継手		自在水栓		安全弁		排水用カップリング		カップリング付横水栓		アングル形止水栓 ストレート形止水栓 腰高止水栓		メーターユニット		衛生水栓		ボールバルブ その他止水用具				<p>(6) 継手記号</p> <table border="1"> <tr><td>A形継手</td><td></td><td>SII形継手</td><td></td><td>フランジ継手</td><td></td></tr> <tr><td>逸脱防止押輪(A)</td><td></td><td>NS形継手</td><td></td><td>ユニオン類</td><td></td></tr> <tr><td>K形継手</td><td></td><td>KF形継手</td><td></td><td>EFソケット(PeH)</td><td></td></tr> <tr><td>逸脱防止押輪(K)</td><td></td><td>GX形継手</td><td></td><td>メカニカルソケット(PeH)</td><td></td></tr> <tr><td>T形継手</td><td></td><td>GX形継手(G-Link付)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>逸脱防止金具(T)</td><td></td><td>GX形継手(P-Link)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(7) 給水装置記号 ① 共用</p> <table border="1"> <tr><td>分水栓</td><td></td><td>水道メーター(25以下)</td><td></td><td>防電施工箇所</td><td></td></tr> <tr><td>配ポリ用分水栓</td><td></td><td>水道メーター(40以上)</td><td></td><td>異径箇所</td><td></td></tr> <tr><td>止水栓(甲形) φ13~25(ボール)</td><td></td><td>水道メーターきょう</td><td></td><td>管の交差</td><td></td></tr> <tr><td>バルブ類</td><td></td><td>ボールタップ</td><td></td><td>管末表示</td><td></td></tr> <tr><td>水抜栓</td><td></td><td>システム</td><td></td><td>給水用具類</td><td></td></tr> <tr><td>水抜栓(逆流防止機構付)</td><td></td><td>フラッシュバルブ</td><td></td><td>給水用具類(逆流防止装置内蔵)</td><td></td></tr> <tr><td>チャッキバルブ</td><td></td><td>室内消火栓</td><td></td><td>逆流防止器具(逆止弁付メーターハッキ※)</td><td></td></tr> </table> <p>※逆止弁付メーターパッキンの場合は、名称・メーカー名・呼び径を記入する。</p> <p>② 平面図</p> <table border="1"> <tr><td>給水栓類</td><td></td><td>メーターユニット</td><td></td><td>MCユニオン</td><td></td></tr> </table> <p>③ 立体図</p> <table border="1"> <tr><td>直結貯水タンク</td><td></td><td>水抜バルブ</td><td></td><td>吸気弁</td><td></td></tr> <tr><td>直結加圧装置(プースターポンプ)</td><td></td><td>水抜バルブ(逆止弁内蔵型)</td><td></td><td>吸排気弁</td><td></td></tr> <tr><td>減圧逆流防止器</td><td></td><td>分岐水栓</td><td></td><td>シャワーヘッド</td><td></td></tr> <tr><td>給水栓類</td><td></td><td>屋内止水栓</td><td></td><td>FPステンレス管</td><td></td></tr> <tr><td>立型自在水栓</td><td></td><td>減圧逆止弁</td><td></td><td>フレキシブル継手</td><td></td></tr> <tr><td>自在水栓</td><td></td><td>安全弁</td><td></td><td>排水用カップリング</td><td></td></tr> <tr><td>カップリング付横水栓</td><td></td><td>アングル形止水栓 ストレート形止水栓 腰高止水栓</td><td></td><td>メーターユニット</td><td></td></tr> <tr><td>衛生水栓</td><td></td><td>ボールバルブ その他止水用具</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>注) 上記記号のないものは、給水用具名を記入する。</p>	A形継手		SII形継手		フランジ継手		逸脱防止押輪(A)		NS形継手		ユニオン類		K形継手		KF形継手		EFソケット(PeH)		逸脱防止押輪(K)		GX形継手		メカニカルソケット(PeH)		T形継手		GX形継手(G-Link付)				逸脱防止金具(T)		GX形継手(P-Link)				分水栓		水道メーター(25以下)		防電施工箇所		配ポリ用分水栓		水道メーター(40以上)		異径箇所		止水栓(甲形) φ13~25(ボール)		水道メーターきょう		管の交差		バルブ類		ボールタップ		管末表示		水抜栓		システム		給水用具類		水抜栓(逆流防止機構付)		フラッシュバルブ		給水用具類(逆流防止装置内蔵)		チャッキバルブ		室内消火栓		逆流防止器具(逆止弁付メーターハッキ※)		給水栓類		メーターユニット		MCユニオン		直結貯水タンク		水抜バルブ		吸気弁		直結加圧装置(プースターポンプ)		水抜バルブ(逆止弁内蔵型)		吸排気弁		減圧逆流防止器		分岐水栓		シャワーヘッド		給水栓類		屋内止水栓		FPステンレス管		立型自在水栓		減圧逆止弁		フレキシブル継手		自在水栓		安全弁		排水用カップリング		カップリング付横水栓		アングル形止水栓 ストレート形止水栓 腰高止水栓		メーターユニット		衛生水栓		ボールバルブ その他止水用具				<p>図の追加</p> <p>図の追加・修正</p>
A形継手		SII形継手		フランジ継手																																																																																																																																																																																																																																																																							
逸脱防止押輪(A)		NS形継手		ユニオン類																																																																																																																																																																																																																																																																							
K形継手		KF形継手		EFソケット(PeH)																																																																																																																																																																																																																																																																							
逸脱防止押輪(K)		GX形継手		メカニカルソケット(PeH)																																																																																																																																																																																																																																																																							
T形継手		GX形継手(G-Link付)																																																																																																																																																																																																																																																																									
逸脱防止金具(T)		GX形継手(P-Link)																																																																																																																																																																																																																																																																									
分水栓		水道メーター(25以下)		防電施工箇所																																																																																																																																																																																																																																																																							
配ポリ用分水栓		水道メーター(40以上)		異径箇所																																																																																																																																																																																																																																																																							
止水栓		水道メーターきょう		管の交差																																																																																																																																																																																																																																																																							
バルブ類		ボールタップ		管末表示																																																																																																																																																																																																																																																																							
水抜栓		システム		給水用具類																																																																																																																																																																																																																																																																							
水抜栓(逆流防止機構付)		フラッシュバルブ		給水用具類(逆流防止装置内蔵)																																																																																																																																																																																																																																																																							
チャッキバルブ		室内消火栓		逆流防止器具(逆止弁付メーターハッキ※)																																																																																																																																																																																																																																																																							
給水栓類		メーターユニット																																																																																																																																																																																																																																																																									
直結貯水タンク		水抜バルブ		吸気弁																																																																																																																																																																																																																																																																							
直結加圧装置(プースターポンプ)		水抜バルブ(逆止弁内蔵型)		吸排気弁																																																																																																																																																																																																																																																																							
減圧逆流防止器		分岐水栓		シャワーヘッド																																																																																																																																																																																																																																																																							
給水栓類		屋内止水栓		FPステンレス管																																																																																																																																																																																																																																																																							
立型自在水栓		減圧逆止弁		フレキシブル継手																																																																																																																																																																																																																																																																							
自在水栓		安全弁		排水用カップリング																																																																																																																																																																																																																																																																							
カップリング付横水栓		アングル形止水栓 ストレート形止水栓 腰高止水栓		メーターユニット																																																																																																																																																																																																																																																																							
衛生水栓		ボールバルブ その他止水用具																																																																																																																																																																																																																																																																									
A形継手		SII形継手		フランジ継手																																																																																																																																																																																																																																																																							
逸脱防止押輪(A)		NS形継手		ユニオン類																																																																																																																																																																																																																																																																							
K形継手		KF形継手		EFソケット(PeH)																																																																																																																																																																																																																																																																							
逸脱防止押輪(K)		GX形継手		メカニカルソケット(PeH)																																																																																																																																																																																																																																																																							
T形継手		GX形継手(G-Link付)																																																																																																																																																																																																																																																																									
逸脱防止金具(T)		GX形継手(P-Link)																																																																																																																																																																																																																																																																									
分水栓		水道メーター(25以下)		防電施工箇所																																																																																																																																																																																																																																																																							
配ポリ用分水栓		水道メーター(40以上)		異径箇所																																																																																																																																																																																																																																																																							
止水栓(甲形) φ13~25(ボール)		水道メーターきょう		管の交差																																																																																																																																																																																																																																																																							
バルブ類		ボールタップ		管末表示																																																																																																																																																																																																																																																																							
水抜栓		システム		給水用具類																																																																																																																																																																																																																																																																							
水抜栓(逆流防止機構付)		フラッシュバルブ		給水用具類(逆流防止装置内蔵)																																																																																																																																																																																																																																																																							
チャッキバルブ		室内消火栓		逆流防止器具(逆止弁付メーターハッキ※)																																																																																																																																																																																																																																																																							
給水栓類		メーターユニット		MCユニオン																																																																																																																																																																																																																																																																							
直結貯水タンク		水抜バルブ		吸気弁																																																																																																																																																																																																																																																																							
直結加圧装置(プースターポンプ)		水抜バルブ(逆止弁内蔵型)		吸排気弁																																																																																																																																																																																																																																																																							
減圧逆流防止器		分岐水栓		シャワーヘッド																																																																																																																																																																																																																																																																							
給水栓類		屋内止水栓		FPステンレス管																																																																																																																																																																																																																																																																							
立型自在水栓		減圧逆止弁		フレキシブル継手																																																																																																																																																																																																																																																																							
自在水栓		安全弁		排水用カップリング																																																																																																																																																																																																																																																																							
カップリング付横水栓		アングル形止水栓 ストレート形止水栓 腰高止水栓		メーターユニット																																																																																																																																																																																																																																																																							
衛生水栓		ボールバルブ その他止水用具																																																																																																																																																																																																																																																																									

頁	改 訂 案	摘 要																																																																																																																																
116	<h2 style="margin:0;">しゅん功図面〔給水装置工事〕</h2>	<p>(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長</p>																																																																																																																																
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <h3 style="text-align:center;">図面作成要領(要約)</h3> <p>しゅん功図面の作成に関する内容は、次のとおりとする。</p> <p>これ以外のものについては、「Ⅱ. 中高層建物直結給水技術基準」の図面作成要領に基づき行うものとする。</p> <p>1. 平面図</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 縮尺は1/500とする。 (2) 建物の内部は表示しない。 (3) 付近建物の栓番を必ず表示する。 (4) 給水装置の表示範囲は、分岐から建物までとする。 ただし、① 建物が無い場合は、立上りまでとする。 ② メーターが建物内(受水槽、4階以上直結給水、直結加圧給水は除く)に設置の場合は、メーターまでとする。 (5) 給水装置の表示は、分岐、弁、栓類、メーターの表示記号及び管径符号程度とする。(管種、口径、延長等は記入しない) <p>2. 平面管路詳細図(平面図で表現しづらい部分を表示する)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 縮尺は1/200を標準とする。 (2) 建物の内部は表示しない。 ただし、アパート等の場合は、メーターの対象の部屋を表示する。 (3) 屋内配管の表示は必要としない。 (4) 給水装置の表示範囲は、分岐から立上りまでとする。 給水方式の表示 <ol style="list-style-type: none"> ① 1.2.3階の直結式は、表示しない。 ② 4階以上直結式は、「○階直結給水」と表示する。 ③ 直結加圧装置使用の直結式は、「○階直結加圧給水」と表示する。 ④ 受水槽式は、「○階受水槽」と表示する。また、受水槽の設置位置に「○受」を表示する。 ⑤ 混在する場合は、給水方式ごとにその階高を表示する。 (5) メーター関連の表示。 <ol style="list-style-type: none"> ① 遠隔指示式メーターの場合は、受信器の設置位置及び配線経路を表示する。 ② メーターが建物内の場合(4階以上の直結給水、直結加圧給水は除く)は、設置位置及びメーターまでの簡単な通路を表示する。 <p>3. 位置図</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 方位を明示するとともに、北を上にする。 <p>4. 立体図(平面図、平面管路詳細図で表現できない部分を表示する)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 表示範囲は、立上りから給水栓までとする。 (2) 隠れ部分の表示は必要としない。 <p>5. 部分的に詳細を必要とする場合は、拡大して表示する。</p> <p>6. 表示する線・文字等は黒色とする。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <h3 style="text-align:center;">記載欄要領</h3> <p>しゅん功図面記載欄の記入に関する内容は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 受水槽と直結式が混在する場合は、受水槽の対象の給水栓番号も表示する。 (例) 8戸のうち1戸が受水槽の場合 給水栓番号 ○○○○○○1~8 (8戸の栓番を記入) (受水槽) ○○○○○○3 (受水槽の対象の栓番を記入) ② 該当する部分を■表示にする。 ③ 取出管路番号を記入する。 ④ 小メッシュ番号まで記入する。 ○○—○○—○○(○○) 管理図番号 (小メッシュ番号) 小メッシュ番号(管理図の12分割番号) <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align:center;"> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> <tr><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> ⑤ 記載範囲は分岐からメーターまでとする。 (1) 新設、改造の場合 ただし、メーターが建物内の場合は建物までとする。 記入方法は、分岐部を起点として終点(メーター)まで、給水管に沿って管種、口径、布設年度、工種ごとに延長を記入する。(アパート等の宅地内で、メーター上流の給水管が複数となる場合は、各項目ごとの合計した延長とする) 工種は、その給水管の施工内容を示すもので ・申込者の費用で施工した場合は「申」を○で囲む ・市の維持管理(継替え等)で施工した場合は「維」を○で囲む (2) 臨時給水新設・撤去、撤去の場合 分岐部から水道メーターまでの給水管情報の記載を省略することができることとする。 ただし、平面管路詳細図に管種、口径、延長が記載されている場合に限る。 ⑥ しゅん功図面が複数枚になる場合は、図面番号を記入する。 (例) 2枚の場合は、1/2、2/2、とする。 ⑦ 「しゅん功検査」「審査・検査」「しゅん功図面受付」の欄は記入しない。 <p>※ 図面番号の2枚目以降は、給水栓番号、装置場所のみの記入とする。</p> </div> </div>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	<div style="display: flex; flex-direction: column;"> <div style="margin-bottom: 10px;">記載欄要領 ①参照</div> <div style="margin-bottom: 10px;">記載欄要領 ②参照</div> <div style="margin-bottom: 10px;">記載欄要領 ③参照</div> <div style="margin-bottom: 10px;">記載欄要領 ④参照</div> <div style="margin-bottom: 10px;">記載欄要領 ⑤参照</div> <div style="margin-bottom: 10px;">記載欄要領 ⑦参照</div> <div style="margin-bottom: 10px;">記載欄要領 ⑥参照</div> </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">給水栓番号</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align:center;">(受水槽)</td> </tr> <tr> <td>申込者名</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>装置場所</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>施工業者名</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>給水区域</td> <td><input type="checkbox"/>内 <input type="checkbox"/>外</td> <td colspan="4"><input type="checkbox"/>市街化調整区域</td> </tr> <tr> <td>管路番号</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>管理図番号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td colspan="3">()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td colspan="3">()</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align:center;">分岐部から水道メーターまでの給水管情報</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>管種</td> <td>口径</td> <td>延長</td> <td>布設年度</td> <td>工種</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl;">道路(国・道・市・私)</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:center;">.</td> <td>-</td> <td>申・維</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl;">宅地内</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:center;">.</td> <td>-</td> <td>申・維</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align:center;">.</td> <td>-</td> <td>申・維</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align:center;">.</td> <td>-</td> <td>申・維</td> </tr> </table> <div style="text-align:center; margin-top: 20px; border: 1px solid red; padding: 5px; color: red;"> ・文言追加 </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width:50%; text-align:center;">しゅん功検査</td> <td style="width:50%; text-align:center;">しゅん功図面受付</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">図面番号</td> <td style="text-align:center;">審査・検査</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">/</td> <td></td> </tr> </table>	給水栓番号							(受水槽)					申込者名						装置場所						施工業者名						給水区域	<input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域				管路番号						管理図番号	-	-	()				-	-	()			分岐部から水道メーターまでの給水管情報						区分	管種	口径	延長	布設年度	工種	道路(国・道・市・私)			.	-	申・維	宅地内			.	-	申・維			.	-	申・維			.	-	申・維	しゅん功検査	しゅん功図面受付	平成 年 月 日		図面番号	審査・検査	/																					
1	2	3	4																																																																																																																															
5	6	7	8																																																																																																																															
9	10	11	12																																																																																																																															
給水栓番号																																																																																																																																		
	(受水槽)																																																																																																																																	
申込者名																																																																																																																																		
装置場所																																																																																																																																		
施工業者名																																																																																																																																		
給水区域	<input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域																																																																																																																																
管路番号																																																																																																																																		
管理図番号	-	-	()																																																																																																																															
	-	-	()																																																																																																																															
分岐部から水道メーターまでの給水管情報																																																																																																																																		
区分	管種	口径	延長	布設年度	工種																																																																																																																													
道路(国・道・市・私)			.	-	申・維																																																																																																																													
			.	-	申・維																																																																																																																													
			.	-	申・維																																																																																																																													
			.	-	申・維																																																																																																																													
			.	-	申・維																																																																																																																													
宅地内			.	-	申・維																																																																																																																													
			.	-	申・維																																																																																																																													
			.	-	申・維																																																																																																																													
しゅん功検査	しゅん功図面受付																																																																																																																																	
平成 年 月 日																																																																																																																																		
図面番号	審査・検査																																																																																																																																	
/																																																																																																																																		

改訂案

しゅん功図面〔給水装置工事〕 記載例1(一般住宅のケース)

(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長

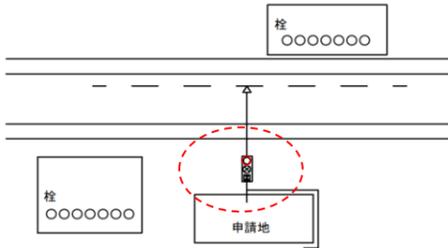
頁

118

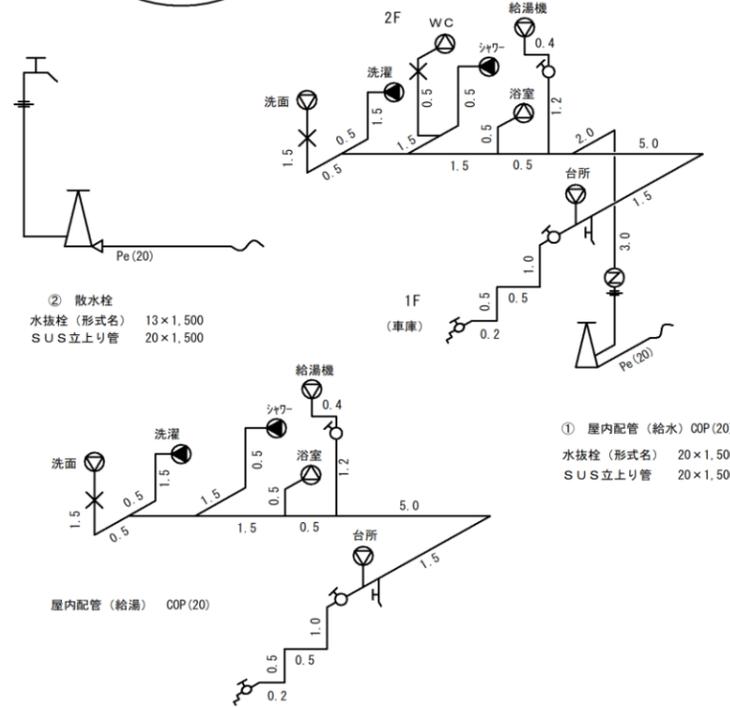
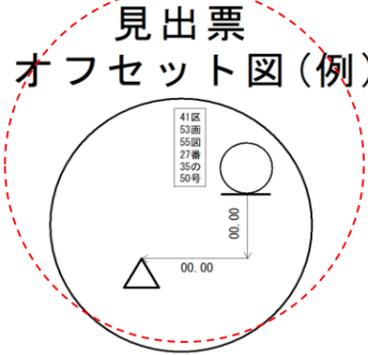
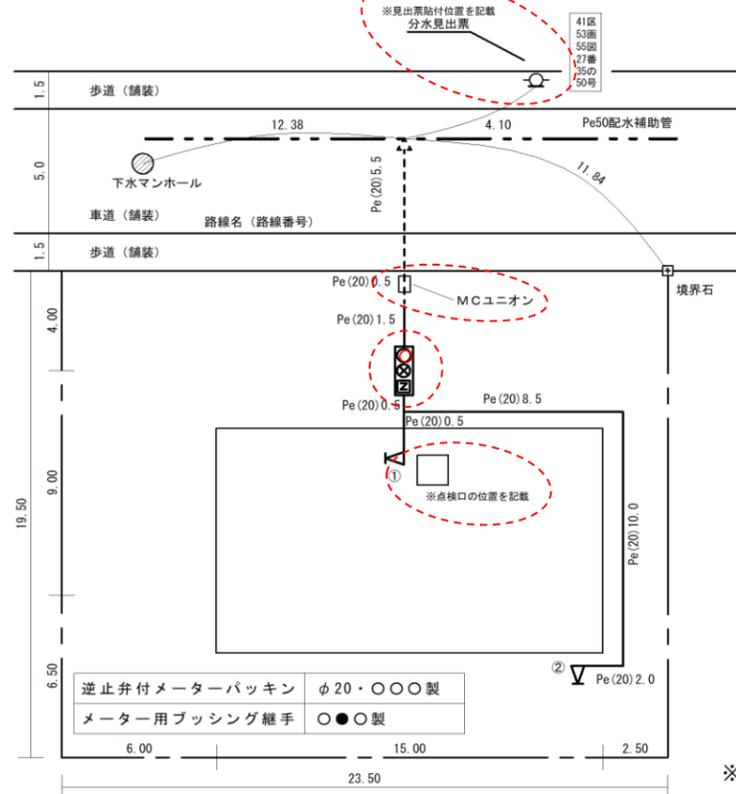
摘要

注意：管理図(1/500)をコピー又は、トレースするなどして建物、道路、配水管等の位置関係を正確に記載すること。

平面図 S=1/500



平面管路詳細図 S=1/200



給水栓番号	○○○○○○○ (受水槽)
申込者名	○○○○
装置場所	札幌市○○区○○条○丁目
施工業者名	○○○○○
給水区域	■内 □外 □市街化調整区域
管路番号	□○○-○○○
管理図番号	○○-○○-○○(○○) - - ()

分岐部から水道メーターまでの給水管情報					
区分	管種	口径	延長	布設年度	工種
道路(国・道・市・私)	Pe	20	5.5	H-10	申・維
					申・維
					申・維
					申・維
宅地内	Pe	20	0.5	H-10	申・維
	Pe	20	1.5	H-19	申・維
					申・維
					申・維

- ・ボール止水栓記号の変更 (×→○)
- ・見出票オフセット図の追加
- ・MCユニオンの追加
- ・点検口の追加
- ・布設年度 延長の変更

※逆止弁付メーターパッキン及びメーター用プッシング継手のメーカー名等を記載すること

平成	年	月	日
図面番号	審査・検査		
1/1			

※ 紙質の仕様は、普通上質紙55kg相当品以上又は、上質再生紙(古紙配合率70%、白色度80%)55kg相当品とする。

改訂案

しゅん功図面〔給水装置工事〕 記載例2(アパートのケース)

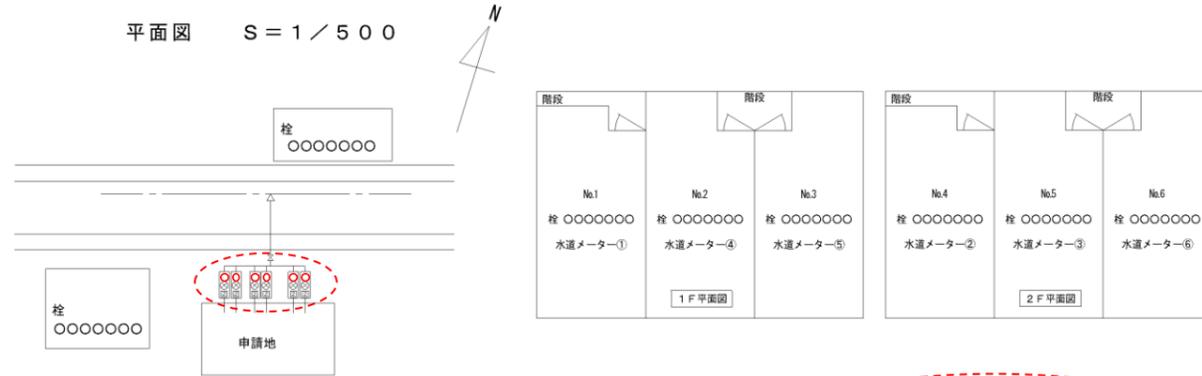
(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長

頁

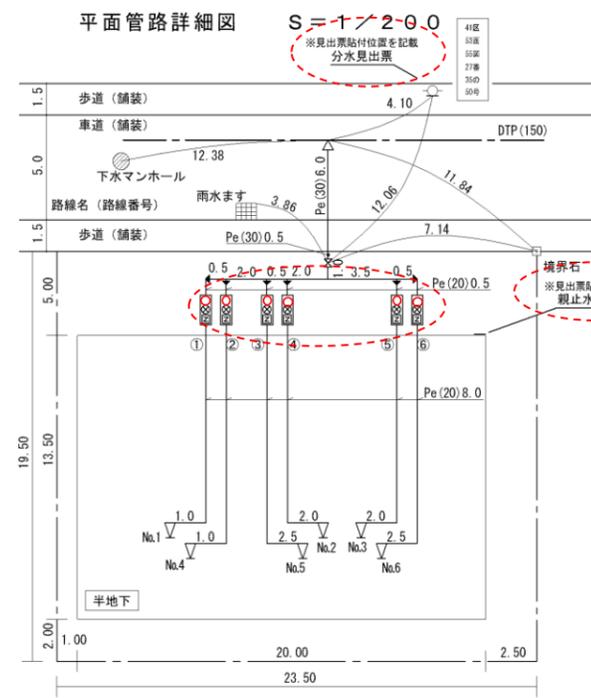
119

摘要

注意：管理図（1/500）をコピー又は、トレースするなどして建物、道路、配水管等の位置関係を正確に記載すること。

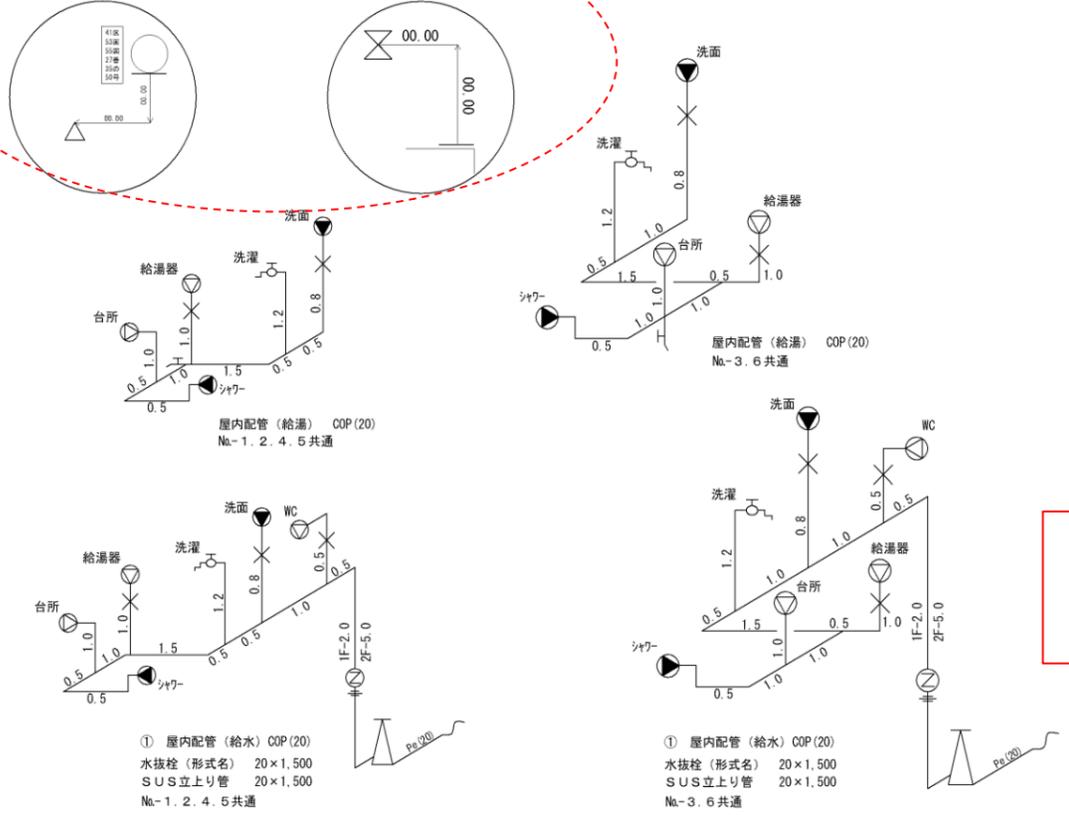


給水栓番号	○○○○○○○ ~ ○○○○ (受水槽)
申込者名	○○○○
装置場所	札幌市○○区○○○条○丁目
施工業者名	○○○○○
給水区域	<input checked="" type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
管路番号	<input type="checkbox"/> ○○○-○○○○
管理図番号	○○-○○-○○(○○) - - ()



分水見出票 オフセット図(例)

親止水見出票 オフセット図(例)



- ・ボール止水栓記号の変更 (×→○)
- ・見出票貼付位置の追加
- ・見出票オフセット図の例を記載

逆止弁付メーターパッキン	φ20・○○○製
メーター用プッシング継手	○●○製

※逆止弁付メーターパッキン及びメーター用プッシング継手のメーカー名等を記載すること

分岐部から水道メーターまでの給水管情報						
区分	管種	口径	延長	布設年度	工種	
道路 (国・道・市・私)	市	Pe	30	4.0	H-10	申・維
	市	Pe	30	2.0	H-19	申・維
					-	申・維
					-	申・維
宅 地 内		Pe	30	9.0	H-19	申・維
		Pe	20	3.0	H-19	申・維
					-	申・維
					-	申・維

しゅん功検査		しゅん功図面受付	
平成 年 月 日			
図面番号	審査・検査		
1 / 1			

※ 紙質の仕様は、普通上質紙55kg相当品以上又は、上質再生紙(古紙配合率70%、白色度80%)55kg相当品とする。

改 訂 案

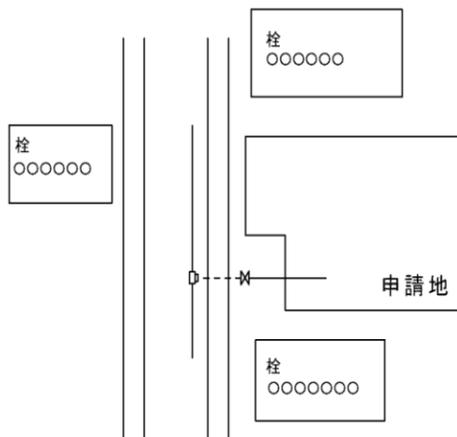
摘 要

しゅん功図面〔給水装置工事〕 記載例3(受水槽のケース)

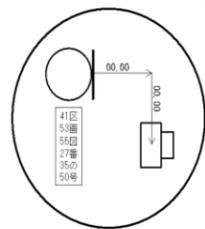
(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長

注意：管理図（1/500）をコピー又は、トレースするなどして建物、道路、配水管等の位置関係を正確に記載すること。

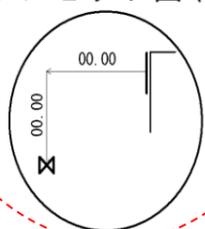
平面図 S = 1 / 500



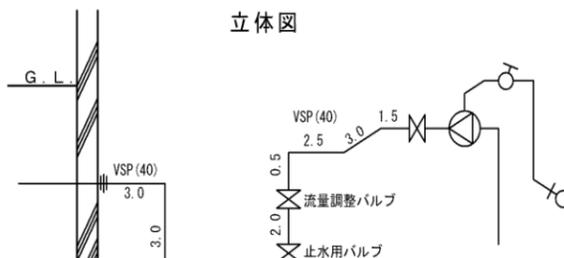
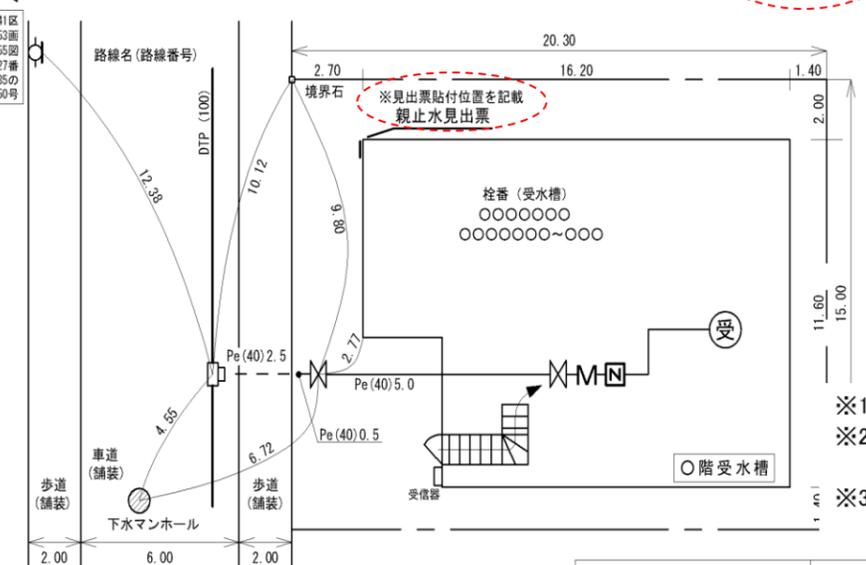
簡易仕切弁見出票
オフセット図(例)



親止水見出票
オフセット図(例)



平面管路詳細図 S = 1 / 200



- ※1 逆止弁付メーターパッキンのメーカー名等を記載すること。
- ※2 受水槽関係等の必要となる詳細図は別に添付すること。
(吐水口空間を示す図、受水槽内部の状況を示す図、設置状況を示す図等)
- ※3 吐水口の呼び径が25mm以上の場合、P.79を参考に吐水口空間を確保し、吐水口から壁面までの距離を図示する事。

- ※1 逆止弁付メーターパッキンのメーカー名等を記載すること。
- ※2 受水槽関係等の必要となる詳細図は別に添付すること。
(吐水口空間を示す図、受水槽内部の状況を示す図、設置状況を示す図等)
- ※3 吐水口が25mm以上であり、波立ち防止設備を設置しない場合は、P.79を参考に吐水口空間を設定し、吐水口から壁面までの距離を図示する事。

給水柱番号	〇〇〇〇〇〇 ~ 〇〇〇 (受水槽)				
申込者名	〇〇〇〇				
装置場所	札幌市〇〇区〇〇〇条〇丁目				
施工業者名	〇〇〇〇〇				
給水区域	<input checked="" type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外	<input type="checkbox"/> 口市街化調整区域			
管路番号	□〇〇-〇〇〇〇				
管理図番号	〇〇-〇〇-〇〇(〇〇) - - ()				
分岐部から水道メーターまでの給水管情報					
区分	管種	口径	延長	布設年度	工種
道路 (国・道・市・私)	市	Pe	40	2.5	H-10 申・維
					申・維
				-	申・維
				-	申・維
宅地 内		Pe	40	0.5	H-10 申・維
		Pe	40	5.0	H-19 申・維
				-	申・維

- ・ 見出票貼付け位置の追加
- ・ 見出票オフセット図の例を記載
- ・ 記載事項の追加

しゅん功検査		しゅん功図面受付
平成 年 月 日		
図面番号	審査・検査	
1 / 〇		

※ 紙質の仕様は、普通上質紙55kg相当品以上又は、上質再生紙(古紙配合率70%、白色度80%)55kg相当品とする。

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
121	<p>11. 給水装置工事材料の基準</p> <p>11. 1 給水装置の構造及び材質の基準と指定</p> <div data-bbox="231 445 1377 968" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1. 給水装置については、水道法に基づいて「給水装置の構造及び材質の基準」が定められている。この基準には、給水装置に用いようとする個々の給水管及び給水用具の性能確保のための性能基準と、給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な具体的な判断基準が定められている。</p> <p>本市は、需要者の給水装置が、水道法に基づく構造・材質基準に適合していないときは、給水申込みを拒み、又は、給水停止を行う。</p> <p>また、本市は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするために、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造・材質を指定している。ただし、メーターが建物内に設置される場合は、建物までとする。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 給水装置の使用規制（法 16 条）</p> <p>(1) 水道事業者には、法 15 条に基づき、給水区域内からの需要者からの給水契約申込みに対する応諾義務と、常時給水義務が課せられている。</p> <p>(2) 一方、給水装置の構造及び材質が不適切であれば、水が汚染されて配水管に逆流し、配水管を通じて公衆衛生上の問題を発生させるおそれがあること、工事が不適切であれば水道事業者の管理に属する配水管に損害を与えるおそれがある。</p> <p>(3) そのため、水道事業者には、給水装置が法施行令第 5 条に定める構造及び材質基準に適合していないときには、(1)に記した法 15 条の義務に関わらず、その給水装置による水道の給水申込みを行う需要者についての給水拒否や、既に給水を行っている需要者についての給水停止を行う権限がある。</p> <p>2. 給水装置の構造・材質基準（法施行令第 5 条）</p> <p>(1) 法第 16 条に基づく給水装置の構造・材質の基準は、施行令第 5 条に定められている。さらに、この基準の技術的細目は、基準省令に定められている。また、基準に係る試験方法については、「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」（平成 9 年 4 月厚生省告示第 111 号）及び JIS S3200-1~7（水道用器具試験方法）に定められている。</p> <p>(2) 給水装置の構造及び材質の基準は、</p> <p>ア 水道事業者の配水管を損傷しないこと。</p> <p>イ 他の需要者への給水に支障を生じたり、危害を与えないこと。</p> <p>ウ 水道水質の確保に支障を生じないこと。</p> <p>等の観点から定められている。</p>	<p>11. 給水装置工事材料の基準</p> <p>11. 1 給水装置の構造及び材質の基準と指定</p> <div data-bbox="1469 445 2614 968" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1. 給水装置については、水道法に基づいて「給水装置の構造及び材質の基準」が定められている。この基準には、給水装置に用いようとする個々の給水管及び給水用具の性能確保のための性能基準と、給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な具体的な判断基準が定められている。</p> <p>本市は、需要者の給水装置が、水道法に基づく構造・材質基準に適合していないときは、給水申込みを拒み、又は、給水停止を行う。</p> <p>また、本市は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするために、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造・材質を指定している。ただし、メーターが建物内に設置される場合は、建物までとする。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 給水装置の使用規制（法 16 条）</p> <p>(1) 水道事業者には、法 15 条に基づき、給水区域内からの需要者からの給水契約申込みに対する応諾義務と、常時給水義務が課せられている。</p> <p>(2) 一方、給水装置の構造及び材質が不適切であれば、水が汚染されて配水管に逆流し、配水管を通じて公衆衛生上の問題を発生させるおそれがあること、工事が不適切であれば水道事業者の管理に属する配水管に損害を与えるおそれがある。</p> <p>(3) そのため、水道事業者には、給水装置が法施行令第 6 条に定める構造及び材質基準に適合していないときには、(1)に記した法 15 条の義務に関わらず、その給水装置による水道の給水申込みを行う需要者についての給水拒否や、既に給水を行っている需要者についての給水停止を行う権限がある。</p> <p>2. 給水装置の構造・材質基準（法施行令第 6 条）</p> <p>(1) 法第 16 条に基づく給水装置の構造・材質の基準は、施行令第 6 条に定められている。さらに、この基準の技術的細目は、基準省令に定められている。また、基準に係る試験方法については、「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」（平成 9 年 4 月厚生省告示第 111 号）及び JIS S3200-1~7（水道用器具試験方法）に定められている。</p> <p>(2) 給水装置の構造及び材質の基準は、</p> <p>ア 水道事業者の配水管を損傷しないこと。</p> <p>イ 他の需要者への給水に支障を生じたり、危害を与えないこと。</p> <p>ウ 水道水質の確保に支障を生じないこと。</p> <p>等の観点から定められている。</p>	<p>施行令改正に伴う条ずれ</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要																																																
123	<p>○構造・材質に係る法体系</p> <p>水道法第 16 条（給水装置の構造及び材質）</p> <p>水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合するまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>↓</p> <p>水道法施行令第 5 条（給水装置の構造及び材質の基準）</p> <p>法第 16 条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。</p> <p>第 1 号：配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 センチメートル以上離れていること。</p> <p>第 2 号：配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。</p> <p>第 3 号：配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。</p> <p>第 4 号：水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。</p> <p>第 5 号：凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。</p> <p>第 6 号：当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。</p> <p>第 7 号：水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p> <p>↓</p> <p>給水装置の構造及び材質の基準に関する省令</p> <p>(1) 給水管及び給水用具が満たすべき性能要件の定量的な判断基準「給水管及び給水用具の性能基準」 (2) 給水装置工事が適正に施行された給水装置であるか否かの判断基準「給水装置システムの基準」として、次表の 7 項目の判断基準が定められた。</p> <table border="1" data-bbox="281 1522 1291 1890"> <thead> <tr> <th>基準項目</th> <th>給水管及び給水用具の性能基準</th> <th>給水装置システムの基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 条 耐圧に関する基準</td> <td>耐圧性能</td> <td>2 項目</td> </tr> <tr> <td>第 2 条 浸出等に関する基準</td> <td>浸出性能</td> <td>3 項目</td> </tr> <tr> <td>第 3 条 水撃限界に関する基準</td> <td>水撃限界性能</td> <td>1 項目</td> </tr> <tr> <td>第 4 条 防食に関する基準</td> <td>——</td> <td>2 項目</td> </tr> <tr> <td>第 5 条 逆流防止に関する基準</td> <td>逆流防止性能・負圧破壊性能</td> <td>3 項目</td> </tr> <tr> <td>第 6 条 耐寒に関する基準</td> <td>耐寒性能</td> <td>1 項目</td> </tr> <tr> <td>第 7 条 耐久に関する基準</td> <td>耐久性能</td> <td>——</td> </tr> </tbody> </table>	基準項目	給水管及び給水用具の性能基準	給水装置システムの基準	第 1 条 耐圧に関する基準	耐圧性能	2 項目	第 2 条 浸出等に関する基準	浸出性能	3 項目	第 3 条 水撃限界に関する基準	水撃限界性能	1 項目	第 4 条 防食に関する基準	——	2 項目	第 5 条 逆流防止に関する基準	逆流防止性能・負圧破壊性能	3 項目	第 6 条 耐寒に関する基準	耐寒性能	1 項目	第 7 条 耐久に関する基準	耐久性能	——	<p>○構造・材質に係る法体系</p> <p>水道法第 16 条（給水装置の構造及び材質）</p> <p>水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合するまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>↓</p> <p>水道法施行令第 6 条（給水装置の構造及び材質の基準）</p> <p>法第 16 条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。</p> <p>第 1 号：配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 センチメートル以上離れていること。</p> <p>第 2 号：配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。</p> <p>第 3 号：配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。</p> <p>第 4 号：水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。</p> <p>第 5 号：凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。</p> <p>第 6 号：当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。</p> <p>第 7 号：水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p> <p>↓</p> <p>給水装置の構造及び材質の基準に関する省令</p> <p>(1) 給水管及び給水用具が満たすべき性能要件の定量的な判断基準「給水管及び給水用具の性能基準」 (2) 給水装置工事が適正に施行された給水装置であるか否かの判断基準「給水装置システムの基準」として、次表の 7 項目の判断基準が定められた。</p> <table border="1" data-bbox="1519 1522 2528 1890"> <thead> <tr> <th>基準項目</th> <th>給水管及び給水用具の性能基準</th> <th>給水装置システムの基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 条 耐圧に関する基準</td> <td>耐圧性能</td> <td>2 項目</td> </tr> <tr> <td>第 2 条 浸出等に関する基準</td> <td>浸出性能</td> <td>3 項目</td> </tr> <tr> <td>第 3 条 水撃限界に関する基準</td> <td>水撃限界性能</td> <td>1 項目</td> </tr> <tr> <td>第 4 条 防食に関する基準</td> <td>——</td> <td>2 項目</td> </tr> <tr> <td>第 5 条 逆流防止に関する基準</td> <td>逆流防止性能・負圧破壊性能</td> <td>3 項目</td> </tr> <tr> <td>第 6 条 耐寒に関する基準</td> <td>耐寒性能</td> <td>1 項目</td> </tr> <tr> <td>第 7 条 耐久に関する基準</td> <td>耐久性能</td> <td>——</td> </tr> </tbody> </table>	基準項目	給水管及び給水用具の性能基準	給水装置システムの基準	第 1 条 耐圧に関する基準	耐圧性能	2 項目	第 2 条 浸出等に関する基準	浸出性能	3 項目	第 3 条 水撃限界に関する基準	水撃限界性能	1 項目	第 4 条 防食に関する基準	——	2 項目	第 5 条 逆流防止に関する基準	逆流防止性能・負圧破壊性能	3 項目	第 6 条 耐寒に関する基準	耐寒性能	1 項目	第 7 条 耐久に関する基準	耐久性能	——	<p>施行令改正に伴う条ずれ</p>
基準項目	給水管及び給水用具の性能基準	給水装置システムの基準																																																	
第 1 条 耐圧に関する基準	耐圧性能	2 項目																																																	
第 2 条 浸出等に関する基準	浸出性能	3 項目																																																	
第 3 条 水撃限界に関する基準	水撃限界性能	1 項目																																																	
第 4 条 防食に関する基準	——	2 項目																																																	
第 5 条 逆流防止に関する基準	逆流防止性能・負圧破壊性能	3 項目																																																	
第 6 条 耐寒に関する基準	耐寒性能	1 項目																																																	
第 7 条 耐久に関する基準	耐久性能	——																																																	
基準項目	給水管及び給水用具の性能基準	給水装置システムの基準																																																	
第 1 条 耐圧に関する基準	耐圧性能	2 項目																																																	
第 2 条 浸出等に関する基準	浸出性能	3 項目																																																	
第 3 条 水撃限界に関する基準	水撃限界性能	1 項目																																																	
第 4 条 防食に関する基準	——	2 項目																																																	
第 5 条 逆流防止に関する基準	逆流防止性能・負圧破壊性能	3 項目																																																	
第 6 条 耐寒に関する基準	耐寒性能	1 項目																																																	
第 7 条 耐久に関する基準	耐久性能	——																																																	

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
126	<p>○性能基準適合品の証明方法 給水装置工事材料の性能基準適合の証明は、製造業者等が自らの責任において行う自己認証が基本とされているが、第三者機関が製造業者等との契約により、認証する第三者認証も有効とされている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">自己認証</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造業者等は、自らの責任のもとで性能基準適合品を製造し若しくは輸入することのみならず、性能基準適合品であることを証明する方法。 ○ この証明については、製造業者等が自ら又は製品試験機関等に委託して得たデータ、作成した資料等により行う。 ○ 具体例としては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社検査証印等の表示を製品等に行う。 ・ 性能基準を満たす試験証明書及び製品品質の安全性を示す適合証明書を種類ごとに指定事業者等に提示する。等が考えられる。 ○ 性能基準適合であることの証明方法の基本となる。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">第三者認証</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中立的な第三者機関が、製造業者等との契約により、製品試験、工場検査等を行い、基準に適合しているものについては基準適合品として登録して認証製品であることを示すマークの表示を認める方法。 ○ これは製造業者等の希望に応じて任意に行なわれるものであり、業務付けられるものではない。 ○ 欧米諸国においては、一般的に実施されている。 ○ 第三者認証機関（平成 24 年現在） <ul style="list-style-type: none"> ・ (公社) 日本水道協会 ・ (一財) 日本ガス機器検査協会 ・ (一財) 日本燃焼機器検査協会 ・ (一財) 電気安全環境研究所 ・ (株)UL Japan </div> </div> <p>5. 性能基準適合の表示 給水装置工事材料の性能基準適合は、日本工業規格品（水道用）は J I S マークにより、また、自己認証品及び第三者認証品は認証マーク等の表示により確認できる。 一方、第三者認証機関による認証方法は、給水管及び給水用具に求められているすべての性能基準の項目について基準を満たしていることを認証した製品に限って認証マークの表示を求めることとし、製造業者は、消費者や工事事業者が確認しやすい任意の方法で、製品、梱包材、説明書等に自ら認証マークを表示できることとされている。しかし、その表示行為はあくまでも製造業者の任意であり、第三者認証を受けるのみで、認証マークの表示を行わないことも製造業者の選択のひとつであるとされている。</p>	<p>○性能基準適合品の証明方法 給水装置工事材料の性能基準適合の証明は、製造業者等が自らの責任において行う自己認証が基本とされているが、第三者機関が製造業者等との契約により、認証する第三者認証も有効とされている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">自己認証</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造業者等は、自らの責任のもとで性能基準適合品を製造し若しくは輸入することのみならず、性能基準適合品であることを証明する方法。 ○ この証明については、製造業者等が自ら又は製品試験機関等に委託して得たデータ、作成した資料等により行う。 ○ 具体例としては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社検査証印等の表示を製品等に行う。 ・ 性能基準を満たす試験証明書及び製品品質の安全性を示す適合証明書を種類ごとに指定事業者等に提示する。等が考えられる。 ○ 性能基準適合であることの証明方法の基本となる。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">第三者認証</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中立的な第三者機関が、製造業者等との契約により、製品試験、工場検査等を行い、基準に適合しているものについては基準適合品として登録して認証製品であることを示すマークの表示を認める方法。 ○ これは製造業者等の希望に応じて任意に行なわれるものであり、義務付けられるものではない。 ○ 欧米諸国においては、一般的に実施されている。 ○ 第三者認証機関（平成 24 年現在） <ul style="list-style-type: none"> ・ (公社) 日本水道協会 ・ (一財) 日本ガス機器検査協会 ・ (一財) 日本燃焼機器検査協会 ・ (一財) 電気安全環境研究所 ・ (株)UL Japan </div> </div> <p>5. 性能基準適合の表示 給水装置工事材料の性能基準適合は、日本工業規格品（水道用）は J I S マークにより、また、自己認証品及び第三者認証品は認証マーク等の表示により確認できる。 一方、第三者認証機関による認証方法は、給水管及び給水用具に求められているすべての性能基準の項目について基準を満たしていることを認証した製品に限って認証マークの表示を求めることとし、製造業者は、消費者や工事事業者が確認しやすい任意の方法で、製品、梱包材、説明書等に自ら認証マークを表示できることとされている。しかし、その表示行為はあくまでも製造業者の任意であり、第三者認証を受けるのみで、認証マークの表示を行わないことも製造業者の選択のひとつであるとされている。</p>	<p>文言修正</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																		
131	<p>6. 配水管への取付口からメーターまでの使用材料の指定</p> <p>配水管への取付口からメーターまで（メーターユニット以外の建物内を除く。）の給水管及び給水用具については、災害等による給水装置の損傷防止及び迅速かつ、適切な復旧を果たすため、使用材料の耐震性及び統一性が不可欠なことから、使用材料を次表のとおり指定している。</p> <p>ただし、この使用材料の指定は、水道水の供給を受ける者との契約内容として供給規定に位置づけられる水道法 16 条の構造・材質基準に基づく給水装置の使用規制とは異なるものであり、構造・材質基準と混同されないような適切な運用がなされなければならない。</p> <p style="text-align: center;">給水管及び給水用具の指定（配水管への取付口からメーターまで）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>規 格 等</th> <th>用 途・口 径・種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">給水管</td> <td>水道用ポリエチレン二層管</td> <td>JIS K 6762 [1種]</td> <td>埋設用 20～50mm</td> </tr> <tr> <td>水道配水用ポリエチレン管</td> <td>JWWA K 144</td> <td>埋設用 50・75mm</td> </tr> <tr> <td>水道用ダクタイル鋳鉄管類</td> <td>直管 [JWWA G 113]・異形管 [JWWA G 114] SUSボルト・ナット</td> <td>埋設用 75～350mm</td> </tr> <tr> <td>水道用ダクタイル鋳鉄管類 (GX)</td> <td>直管 [JWWA G 120]・異形管 [JWWA G 121] φ300 [JDDPA G 1049]</td> <td>埋設用 75～300mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">分岐用具</td> <td>割T字管</td> <td>札幌市承認品</td> <td>75～350×50～350mm</td> </tr> <tr> <td>水道用サドル付分水栓（鋳鉄管用）</td> <td>JWWA B 117 [A型 ボール型（ネジ式）]</td> <td>75×20～40mm 100～350×20～50mm</td> </tr> <tr> <td>水道用サドル付分水栓（塩ビ管用）</td> <td>JWWA B 117 [A型 ボール型（ネジ式）]</td> <td>40～50×20mm 75×20～40mm 100～150×20～50mm</td> </tr> <tr> <td>水道用サドル付分水栓（ポリエチレン管用）</td> <td>JWWA B 136</td> <td>40×20mm 50×20・25mm</td> </tr> <tr> <td>水道用サドル付分水栓（水道配水用ポリエチレン管用）</td> <td>PTC B 20</td> <td>50×20・25mm 75×20～50mm</td> </tr> <tr> <td>水道メーター</td> <td>本市が貸与するメーター （詳細は、11. 2メーター参照）</td> <td>13～200mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">止水用具</td> <td>水道用ソフトシール仕切弁</td> <td>JWWA B 120 [2種]（キャップの高さ70mm）</td> <td>75～350mm</td> </tr> <tr> <td>PeH挿口付ソフトシール仕切弁</td> <td>水道配水用ポリエチレン管用50・75mm</td> <td>32～50mm</td> </tr> <tr> <td>ねじ込み仕切弁（青銅弁）</td> <td>JIS B 2011</td> <td>32～50mm</td> </tr> <tr> <td>水道用止水栓</td> <td>JWWA B 108 [甲形～接続型式Gタイプ]</td> <td>25mm以下</td> </tr> <tr> <td>水道用伸縮式止水栓</td> <td>JWWA B 108 [甲形～接続型式GEタイプ]</td> <td>25mm以下</td> </tr> <tr> <td>水道用伸縮式止水栓（径違い）</td> <td>JWWA B 108 [準拠] [甲形～接続型式GEタイプ]</td> <td>20×13 25×20</td> </tr> <tr> <td>メーターユニット</td> <td>札幌市仕様</td> <td>13～25mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">継手</td> <td>水道用ポリエチレン管金属継手</td> <td>JWWA B 116 札幌市仕様 [規格除外品]</td> <td>50mm以下</td> </tr> <tr> <td>水道配水用ポリエチレン管継手（EFソケット、バンド、チーズ、キャップ）</td> <td>JWWA K 145</td> <td>50・75mm</td> </tr> <tr> <td>水道配水用ポリエチレン管継手（Sバンドほか）</td> <td>PTC K 13</td> <td>50・75mm</td> </tr> <tr> <td>水道配水用ポリエチレン管金属継手（変換ソケット、エルボ、チーズほか）</td> <td>PTC B 21</td> <td>50mm以下</td> </tr> <tr> <td>水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手</td> <td>PTC G 30及び準拠品（札幌市承認品）</td> <td>50・75mm</td> </tr> <tr> <td>鋼製管フランジ</td> <td>JIS B 2220 [10K並形フランジ]</td> <td>50～100mm</td> </tr> <tr> <td>防食型合フランジ</td> <td>札幌市仕様</td> <td>50～100×30～75mm</td> </tr> <tr> <td>メーター用ブッシング継手</td> <td>札幌市仕様</td> <td>13×20</td> </tr> <tr> <td>逆止弁付メーターパッキン</td> <td>札幌市仕様</td> <td>13～40mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">撤去用具</td> <td>割継輪</td> <td>札幌市仕様</td> <td>75～350mm</td> </tr> <tr> <td>不断水割T字管撤去（コア・保護バンド）</td> <td>札幌市仕様</td> <td>75～350×75mm 100～350×100mm</td> </tr> <tr> <td>不断水閉止用プラグN式</td> <td>札幌市仕様 材質 [JISG 5502]</td> <td>50mm</td> </tr> <tr> <td>分水栓プラグ</td> <td>形状 [JIS B 2301] 材質 [JIS H 5120-CAC406]</td> <td>50mm</td> </tr> <tr> <td>水道用サドル分水栓用キャップ</td> <td>JWWA B 117</td> <td>13～50mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他</td> <td>ポリエチレンスリーブ</td> <td>JWWA K 158</td> <td>75～350mm鋳鉄管防食用</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレンシート</td> <td>札幌市仕様</td> <td>サドル付分水栓防食用</td> </tr> <tr> <td>有機溶剤浸透防護スリーブ</td> <td>PTC K 20</td> <td>水道配水用ポリエチレン管用、分岐部用</td> </tr> <tr> <td>有機溶剤浸透防護シート</td> <td>札幌市仕様 PTC K 20</td> <td>水道配水用ポリエチレン管用、分岐部用</td> </tr> <tr> <td>水道用管表示テープ</td> <td>札幌市仕様</td> <td>75mm以上</td> </tr> <tr> <td>水道用埋設用標示シート</td> <td>札幌市仕様</td> <td>50mm以上</td> </tr> <tr> <td>きょう（仕切弁、排水弁、空気弁）消火栓</td> <td>札幌市仕様</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>止水栓きょう</td> <td>札幌市仕様</td> <td>A-800・B・BC・AV（簡易止水栓きょう）</td> </tr> <tr> <td>水道メーターきょう（プラスチック）</td> <td>札幌市仕様</td> <td>IV型(改)</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、管理者が特に必要と認める給水管及び給水用具</p>	品 名	規 格 等	用 途・口 径・種 類	給水管	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762 [1種]	埋設用 20～50mm	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	埋設用 50・75mm	水道用ダクタイル鋳鉄管類	直管 [JWWA G 113]・異形管 [JWWA G 114] SUSボルト・ナット	埋設用 75～350mm	水道用ダクタイル鋳鉄管類 (GX)	直管 [JWWA G 120]・異形管 [JWWA G 121] φ300 [JDDPA G 1049]	埋設用 75～300mm	分岐用具	割T字管	札幌市承認品	75～350×50～350mm	水道用サドル付分水栓（鋳鉄管用）	JWWA B 117 [A型 ボール型（ネジ式）]	75×20～40mm 100～350×20～50mm	水道用サドル付分水栓（塩ビ管用）	JWWA B 117 [A型 ボール型（ネジ式）]	40～50×20mm 75×20～40mm 100～150×20～50mm	水道用サドル付分水栓（ポリエチレン管用）	JWWA B 136	40×20mm 50×20・25mm	水道用サドル付分水栓（水道配水用ポリエチレン管用）	PTC B 20	50×20・25mm 75×20～50mm	水道メーター	本市が貸与するメーター （詳細は、11. 2メーター参照）	13～200mm	止水用具	水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120 [2種]（キャップの高さ70mm）	75～350mm	PeH挿口付ソフトシール仕切弁	水道配水用ポリエチレン管用50・75mm	32～50mm	ねじ込み仕切弁（青銅弁）	JIS B 2011	32～50mm	水道用止水栓	JWWA B 108 [甲形～接続型式Gタイプ]	25mm以下	水道用伸縮式止水栓	JWWA B 108 [甲形～接続型式GEタイプ]	25mm以下	水道用伸縮式止水栓（径違い）	JWWA B 108 [準拠] [甲形～接続型式GEタイプ]	20×13 25×20	メーターユニット	札幌市仕様	13～25mm	継手	水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 札幌市仕様 [規格除外品]	50mm以下	水道配水用ポリエチレン管継手（EFソケット、バンド、チーズ、キャップ）	JWWA K 145	50・75mm	水道配水用ポリエチレン管継手（Sバンドほか）	PTC K 13	50・75mm	水道配水用ポリエチレン管金属継手（変換ソケット、エルボ、チーズほか）	PTC B 21	50mm以下	水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手	PTC G 30及び準拠品（札幌市承認品）	50・75mm	鋼製管フランジ	JIS B 2220 [10K並形フランジ]	50～100mm	防食型合フランジ	札幌市仕様	50～100×30～75mm	メーター用ブッシング継手	札幌市仕様	13×20	逆止弁付メーターパッキン	札幌市仕様	13～40mm	撤去用具	割継輪	札幌市仕様	75～350mm	不断水割T字管撤去（コア・保護バンド）	札幌市仕様	75～350×75mm 100～350×100mm	不断水閉止用プラグN式	札幌市仕様 材質 [JISG 5502]	50mm	分水栓プラグ	形状 [JIS B 2301] 材質 [JIS H 5120-CAC406]	50mm	水道用サドル分水栓用キャップ	JWWA B 117	13～50mm	その他	ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158	75～350mm鋳鉄管防食用	ポリエチレンシート	札幌市仕様	サドル付分水栓防食用	有機溶剤浸透防護スリーブ	PTC K 20	水道配水用ポリエチレン管用、分岐部用	有機溶剤浸透防護シート	札幌市仕様 PTC K 20	水道配水用ポリエチレン管用、分岐部用	水道用管表示テープ	札幌市仕様	75mm以上	水道用埋設用標示シート	札幌市仕様	50mm以上	きょう（仕切弁、排水弁、空気弁）消火栓	札幌市仕様	—	止水栓きょう	札幌市仕様	A-800・B・BC・AV（簡易止水栓きょう）	水道メーターきょう（プラスチック）	札幌市仕様	IV型(改)	<p>6. 配水管への取付口からメーターまでの使用材料の指定</p> <p>配水管への取付口からメーターまで（メーターユニット以外の建物内を除く。）の給水管及び給水用具については、災害等による給水装置の損傷防止及び迅速かつ、適切な復旧を果たすため、使用材料の耐震性及び統一性が不可欠なことから、使用材料を次表のとおり指定している。</p> <p>ただし、この使用材料の指定は、水道水の供給を受ける者との契約内容として供給規定に位置づけられる水道法 16 条の構造・材質基準に基づく給水装置の使用規制とは異なるものであり、構造・材質基準と混同されないような適切な運用がなされなければならない。</p> <p style="text-align: center;">給水管及び給水用具の指定（配水管への取付口からメーターまで）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>規 格 等</th> <th>用 途・口 径・種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">給水管</td> <td>水道用ポリエチレン二層管</td> <td>JIS K 6762 [1種]</td> <td>埋設用 20～50mm</td> </tr> <tr> <td>水道配水用ポリエチレン管</td> <td>JWWA K 144</td> <td>埋設用 50・75mm</td> </tr> <tr> <td>水道用ダクタイル鋳鉄管類</td> <td>直管 [JWWA G 113]・異形管 [JWWA G 114] SUSボルト・ナット</td> <td>埋設用 75～350mm</td> </tr> <tr> <td>水道用ダクタイル鋳鉄管類 (GX)</td> <td>直管 [JWWA G 120]・異形管 [JWWA G 121] φ300 [JDDPA G 1049]</td> <td>埋設用 75～300mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">分岐用具</td> <td>割T字管</td> <td>札幌市承認品</td> <td>75～350×50～350mm</td> </tr> <tr> <td>水道用サドル付分水栓（鋳鉄管用）</td> <td>JWWA B 117 [A型 ボール型（ネジ式）]</td> <td>75×20～40mm 100～350×20～50mm</td> </tr> <tr> <td>水道用サドル付分水栓（塩ビ管用）</td> <td>JWWA B 117 [A型 ボール型（ネジ式）]</td> <td>40～50×20mm 75×20～40mm 100～150×20～50mm</td> </tr> <tr> <td>水道用サドル付分水栓（ポリエチレン管用）</td> <td>JWWA B 136</td> <td>40×20mm 50×20・25mm</td> </tr> <tr> <td>水道用サドル付分水栓（水道配水用ポリエチレン管用）</td> <td>PTC B 20</td> <td>50×20・25mm 75×20～50mm</td> </tr> <tr> <td>水道メーター</td> <td>本市が貸与するメーター （詳細は、11. 2メーター参照）</td> <td>13～200mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">止水用具</td> <td>水道用ソフトシール仕切弁</td> <td>JWWA B 120 [2種]（キャップの高さ70mm）</td> <td>75～350mm</td> </tr> <tr> <td>PeH挿口付ソフトシール仕切弁</td> <td>水道配水用ポリエチレン管用50・75mm</td> <td>32～50mm</td> </tr> <tr> <td>ねじ込み仕切弁（青銅弁）</td> <td>JIS B 2011</td> <td>32～50mm</td> </tr> <tr> <td>水道用止水栓</td> <td>JWWA B 108 [甲形～接続型式Gタイプ]</td> <td>25mm以下</td> </tr> <tr> <td>水道用伸縮式止水栓</td> <td>JWWA B 108 [甲形、ボール～接続型式GEタイプ] ボールはキー(角)ハンドル</td> <td>25mm以下</td> </tr> <tr> <td>水道用伸縮式止水栓（径違い）</td> <td>JWWA B 108 [準拠] [甲形、ボール～接続型式GEタイプ] ボールはキー(角)ハンドル</td> <td>20×13 25×20</td> </tr> <tr> <td>メーターユニット</td> <td>札幌市仕様</td> <td>13～25mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">継手</td> <td>水道用ポリエチレン管金属継手</td> <td>JWWA B 116 札幌市仕様 [規格除外品]</td> <td>50mm以下</td> </tr> <tr> <td>水道配水用ポリエチレン管継手（EFソケット、バンド、チーズ、キャップ）</td> <td>JWWA K 145</td> <td>50・75mm</td> </tr> <tr> <td>水道配水用ポリエチレン管継手（フランジ）</td> <td>PTC K 13</td> <td>50・75mm</td> </tr> <tr> <td>水道配水用ポリエチレン管金属継手（変換ソケット、エルボ、チーズほか）</td> <td>PTC B 21</td> <td>50mm以下</td> </tr> <tr> <td>水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手</td> <td>PTC G 30及び準拠品（札幌市承認品）</td> <td>50・75mm</td> </tr> <tr> <td>鋼製管フランジ</td> <td>JIS B 2220 [10K並形フランジ]</td> <td>50～100mm</td> </tr> <tr> <td>防食型合フランジ</td> <td>札幌市仕様</td> <td>50～100×30～75mm</td> </tr> <tr> <td>メーター用ブッシング継手</td> <td>札幌市仕様</td> <td>13×20</td> </tr> <tr> <td>逆止弁付メーターパッキン</td> <td>札幌市仕様</td> <td>13～40mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">撤去用具</td> <td>割継輪</td> <td>札幌市仕様</td> <td>75～350mm</td> </tr> <tr> <td>不断水割T字管撤去（コア・保護バンド）</td> <td>札幌市仕様</td> <td>75～350×75mm 100～350×100mm</td> </tr> <tr> <td>不断水閉止用プラグN式</td> <td>札幌市仕様 材質 [JISG 5502]</td> <td>50mm</td> </tr> <tr> <td>分水栓プラグ</td> <td>形状 [JIS B 2301 準拠] 材質 [JIS H 5120-CAC406]</td> <td>50mm</td> </tr> <tr> <td>水道用サドル分水栓用キャップ</td> <td>JWWA B 117</td> <td>13～50mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他</td> <td>ポリエチレンスリーブ</td> <td>JWWA K 158</td> <td>75～350mm鋳鉄管防食用</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレンシート</td> <td>札幌市仕様</td> <td>サドル付分水栓防食用</td> </tr> <tr> <td>有機溶剤浸透防護スリーブ</td> <td>PTC K 20</td> <td>水道配水用ポリエチレン管用、分岐部用</td> </tr> <tr> <td>有機溶剤浸透防護シート</td> <td>札幌市仕様 PTC K 20</td> <td>水道配水用ポリエチレン管用、分岐部用</td> </tr> <tr> <td>水道用管表示テープ</td> <td>札幌市仕様</td> <td>75mm以上</td> </tr> <tr> <td>水道用埋設用標示シート</td> <td>札幌市仕様</td> <td>50mm以上</td> </tr> <tr> <td>きょう（仕切弁、排水弁、空気弁）消火栓</td> <td>札幌市仕様</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>止水栓きょう</td> <td>札幌市仕様</td> <td>A-800・B・BC・AV（簡易止水栓きょう）</td> </tr> <tr> <td>水道メーターきょう（プラスチック）</td> <td>札幌市仕様</td> <td>IV型(改)</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、管理者が特に必要と認める給水管及び給水用具</p>	品 名	規 格 等	用 途・口 径・種 類	給水管	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762 [1種]	埋設用 20～50mm	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	埋設用 50・75mm	水道用ダクタイル鋳鉄管類	直管 [JWWA G 113]・異形管 [JWWA G 114] SUSボルト・ナット	埋設用 75～350mm	水道用ダクタイル鋳鉄管類 (GX)	直管 [JWWA G 120]・異形管 [JWWA G 121] φ300 [JDDPA G 1049]	埋設用 75～300mm	分岐用具	割T字管	札幌市承認品	75～350×50～350mm	水道用サドル付分水栓（鋳鉄管用）	JWWA B 117 [A型 ボール型（ネジ式）]	75×20～40mm 100～350×20～50mm	水道用サドル付分水栓（塩ビ管用）	JWWA B 117 [A型 ボール型（ネジ式）]	40～50×20mm 75×20～40mm 100～150×20～50mm	水道用サドル付分水栓（ポリエチレン管用）	JWWA B 136	40×20mm 50×20・25mm	水道用サドル付分水栓（水道配水用ポリエチレン管用）	PTC B 20	50×20・25mm 75×20～50mm	水道メーター	本市が貸与するメーター （詳細は、11. 2メーター参照）	13～200mm	止水用具	水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120 [2種]（キャップの高さ70mm）	75～350mm	PeH挿口付ソフトシール仕切弁	水道配水用ポリエチレン管用50・75mm	32～50mm	ねじ込み仕切弁（青銅弁）	JIS B 2011	32～50mm	水道用止水栓	JWWA B 108 [甲形～接続型式Gタイプ]	25mm以下	水道用伸縮式止水栓	JWWA B 108 [甲形、ボール～接続型式GEタイプ] ボールはキー(角)ハンドル	25mm以下	水道用伸縮式止水栓（径違い）	JWWA B 108 [準拠] [甲形、ボール～接続型式GEタイプ] ボールはキー(角)ハンドル	20×13 25×20	メーターユニット	札幌市仕様	13～25mm	継手	水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 札幌市仕様 [規格除外品]	50mm以下	水道配水用ポリエチレン管継手（EFソケット、バンド、チーズ、キャップ）	JWWA K 145	50・75mm	水道配水用ポリエチレン管継手（フランジ）	PTC K 13	50・75mm	水道配水用ポリエチレン管金属継手（変換ソケット、エルボ、チーズほか）	PTC B 21	50mm以下	水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手	PTC G 30及び準拠品（札幌市承認品）	50・75mm	鋼製管フランジ	JIS B 2220 [10K並形フランジ]	50～100mm	防食型合フランジ	札幌市仕様	50～100×30～75mm	メーター用ブッシング継手	札幌市仕様	13×20	逆止弁付メーターパッキン	札幌市仕様	13～40mm	撤去用具	割継輪	札幌市仕様	75～350mm	不断水割T字管撤去（コア・保護バンド）	札幌市仕様	75～350×75mm 100～350×100mm	不断水閉止用プラグN式	札幌市仕様 材質 [JISG 5502]	50mm	分水栓プラグ	形状 [JIS B 2301 準拠] 材質 [JIS H 5120-CAC406]	50mm	水道用サドル分水栓用キャップ	JWWA B 117	13～50mm	その他	ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158	75～350mm鋳鉄管防食用	ポリエチレンシート	札幌市仕様	サドル付分水栓防食用	有機溶剤浸透防護スリーブ	PTC K 20	水道配水用ポリエチレン管用、分岐部用	有機溶剤浸透防護シート	札幌市仕様 PTC K 20	水道配水用ポリエチレン管用、分岐部用	水道用管表示テープ	札幌市仕様	75mm以上	水道用埋設用標示シート	札幌市仕様	50mm以上	きょう（仕切弁、排水弁、空気弁）消火栓	札幌市仕様	—	止水栓きょう	札幌市仕様	A-800・B・BC・AV（簡易止水栓きょう）	水道メーターきょう（プラスチック）	札幌市仕様	IV型(改)	<p>水道用伸縮式止水栓（ボール）追加</p> <p>・文言追加</p>
品 名	規 格 等	用 途・口 径・種 類																																																																																																																																																																																																																																																																			
給水管	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762 [1種]	埋設用 20～50mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	埋設用 50・75mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道用ダクタイル鋳鉄管類	直管 [JWWA G 113]・異形管 [JWWA G 114] SUSボルト・ナット	埋設用 75～350mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道用ダクタイル鋳鉄管類 (GX)	直管 [JWWA G 120]・異形管 [JWWA G 121] φ300 [JDDPA G 1049]	埋設用 75～300mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
分岐用具	割T字管	札幌市承認品	75～350×50～350mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道用サドル付分水栓（鋳鉄管用）	JWWA B 117 [A型 ボール型（ネジ式）]	75×20～40mm 100～350×20～50mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道用サドル付分水栓（塩ビ管用）	JWWA B 117 [A型 ボール型（ネジ式）]	40～50×20mm 75×20～40mm 100～150×20～50mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道用サドル付分水栓（ポリエチレン管用）	JWWA B 136	40×20mm 50×20・25mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道用サドル付分水栓（水道配水用ポリエチレン管用）	PTC B 20	50×20・25mm 75×20～50mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道メーター	本市が貸与するメーター （詳細は、11. 2メーター参照）	13～200mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	止水用具	水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120 [2種]（キャップの高さ70mm）	75～350mm																																																																																																																																																																																																																																																																	
		PeH挿口付ソフトシール仕切弁	水道配水用ポリエチレン管用50・75mm	32～50mm																																																																																																																																																																																																																																																																	
		ねじ込み仕切弁（青銅弁）	JIS B 2011	32～50mm																																																																																																																																																																																																																																																																	
		水道用止水栓	JWWA B 108 [甲形～接続型式Gタイプ]	25mm以下																																																																																																																																																																																																																																																																	
水道用伸縮式止水栓		JWWA B 108 [甲形～接続型式GEタイプ]	25mm以下																																																																																																																																																																																																																																																																		
水道用伸縮式止水栓（径違い）		JWWA B 108 [準拠] [甲形～接続型式GEタイプ]	20×13 25×20																																																																																																																																																																																																																																																																		
メーターユニット		札幌市仕様	13～25mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
継手	水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 札幌市仕様 [規格除外品]	50mm以下																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道配水用ポリエチレン管継手（EFソケット、バンド、チーズ、キャップ）	JWWA K 145	50・75mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道配水用ポリエチレン管継手（Sバンドほか）	PTC K 13	50・75mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道配水用ポリエチレン管金属継手（変換ソケット、エルボ、チーズほか）	PTC B 21	50mm以下																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手	PTC G 30及び準拠品（札幌市承認品）	50・75mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	鋼製管フランジ	JIS B 2220 [10K並形フランジ]	50～100mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	防食型合フランジ	札幌市仕様	50～100×30～75mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	メーター用ブッシング継手	札幌市仕様	13×20																																																																																																																																																																																																																																																																		
	逆止弁付メーターパッキン	札幌市仕様	13～40mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	撤去用具	割継輪	札幌市仕様	75～350mm																																																																																																																																																																																																																																																																	
不断水割T字管撤去（コア・保護バンド）		札幌市仕様	75～350×75mm 100～350×100mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
不断水閉止用プラグN式		札幌市仕様 材質 [JISG 5502]	50mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
分水栓プラグ		形状 [JIS B 2301] 材質 [JIS H 5120-CAC406]	50mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
水道用サドル分水栓用キャップ		JWWA B 117	13～50mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
その他		ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158	75～350mm鋳鉄管防食用																																																																																																																																																																																																																																																																	
		ポリエチレンシート	札幌市仕様	サドル付分水栓防食用																																																																																																																																																																																																																																																																	
		有機溶剤浸透防護スリーブ	PTC K 20	水道配水用ポリエチレン管用、分岐部用																																																																																																																																																																																																																																																																	
		有機溶剤浸透防護シート	札幌市仕様 PTC K 20	水道配水用ポリエチレン管用、分岐部用																																																																																																																																																																																																																																																																	
		水道用管表示テープ	札幌市仕様	75mm以上																																																																																																																																																																																																																																																																	
	水道用埋設用標示シート	札幌市仕様	50mm以上																																																																																																																																																																																																																																																																		
	きょう（仕切弁、排水弁、空気弁）消火栓	札幌市仕様	—																																																																																																																																																																																																																																																																		
	止水栓きょう	札幌市仕様	A-800・B・BC・AV（簡易止水栓きょう）																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道メーターきょう（プラスチック）	札幌市仕様	IV型(改)																																																																																																																																																																																																																																																																		
	品 名	規 格 等	用 途・口 径・種 類																																																																																																																																																																																																																																																																		
給水管	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762 [1種]	埋設用 20～50mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	埋設用 50・75mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道用ダクタイル鋳鉄管類	直管 [JWWA G 113]・異形管 [JWWA G 114] SUSボルト・ナット	埋設用 75～350mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道用ダクタイル鋳鉄管類 (GX)	直管 [JWWA G 120]・異形管 [JWWA G 121] φ300 [JDDPA G 1049]	埋設用 75～300mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
分岐用具	割T字管	札幌市承認品	75～350×50～350mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道用サドル付分水栓（鋳鉄管用）	JWWA B 117 [A型 ボール型（ネジ式）]	75×20～40mm 100～350×20～50mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道用サドル付分水栓（塩ビ管用）	JWWA B 117 [A型 ボール型（ネジ式）]	40～50×20mm 75×20～40mm 100～150×20～50mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道用サドル付分水栓（ポリエチレン管用）	JWWA B 136	40×20mm 50×20・25mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道用サドル付分水栓（水道配水用ポリエチレン管用）	PTC B 20	50×20・25mm 75×20～50mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道メーター	本市が貸与するメーター （詳細は、11. 2メーター参照）	13～200mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	止水用具	水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120 [2種]（キャップの高さ70mm）	75～350mm																																																																																																																																																																																																																																																																	
		PeH挿口付ソフトシール仕切弁	水道配水用ポリエチレン管用50・75mm	32～50mm																																																																																																																																																																																																																																																																	
		ねじ込み仕切弁（青銅弁）	JIS B 2011	32～50mm																																																																																																																																																																																																																																																																	
		水道用止水栓	JWWA B 108 [甲形～接続型式Gタイプ]	25mm以下																																																																																																																																																																																																																																																																	
水道用伸縮式止水栓		JWWA B 108 [甲形、ボール～接続型式GEタイプ] ボールはキー(角)ハンドル	25mm以下																																																																																																																																																																																																																																																																		
水道用伸縮式止水栓（径違い）		JWWA B 108 [準拠] [甲形、ボール～接続型式GEタイプ] ボールはキー(角)ハンドル	20×13 25×20																																																																																																																																																																																																																																																																		
メーターユニット		札幌市仕様	13～25mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
継手	水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 札幌市仕様 [規格除外品]	50mm以下																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道配水用ポリエチレン管継手（EFソケット、バンド、チーズ、キャップ）	JWWA K 145	50・75mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道配水用ポリエチレン管継手（フランジ）	PTC K 13	50・75mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道配水用ポリエチレン管金属継手（変換ソケット、エルボ、チーズほか）	PTC B 21	50mm以下																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手	PTC G 30及び準拠品（札幌市承認品）	50・75mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	鋼製管フランジ	JIS B 2220 [10K並形フランジ]	50～100mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	防食型合フランジ	札幌市仕様	50～100×30～75mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	メーター用ブッシング継手	札幌市仕様	13×20																																																																																																																																																																																																																																																																		
	逆止弁付メーターパッキン	札幌市仕様	13～40mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
	撤去用具	割継輪	札幌市仕様	75～350mm																																																																																																																																																																																																																																																																	
不断水割T字管撤去（コア・保護バンド）		札幌市仕様	75～350×75mm 100～350×100mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
不断水閉止用プラグN式		札幌市仕様 材質 [JISG 5502]	50mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
分水栓プラグ		形状 [JIS B 2301 準拠] 材質 [JIS H 5120-CAC406]	50mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
水道用サドル分水栓用キャップ		JWWA B 117	13～50mm																																																																																																																																																																																																																																																																		
その他		ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158	75～350mm鋳鉄管防食用																																																																																																																																																																																																																																																																	
		ポリエチレンシート	札幌市仕様	サドル付分水栓防食用																																																																																																																																																																																																																																																																	
		有機溶剤浸透防護スリーブ	PTC K 20	水道配水用ポリエチレン管用、分岐部用																																																																																																																																																																																																																																																																	
		有機溶剤浸透防護シート	札幌市仕様 PTC K 20	水道配水用ポリエチレン管用、分岐部用																																																																																																																																																																																																																																																																	
		水道用管表示テープ	札幌市仕様	75mm以上																																																																																																																																																																																																																																																																	
	水道用埋設用標示シート	札幌市仕様	50mm以上																																																																																																																																																																																																																																																																		
	きょう（仕切弁、排水弁、空気弁）消火栓	札幌市仕様	—																																																																																																																																																																																																																																																																		
	止水栓きょう	札幌市仕様	A-800・B・BC・AV（簡易止水栓きょう）																																																																																																																																																																																																																																																																		
	水道メーターきょう（プラスチック）	札幌市仕様	IV型(改)																																																																																																																																																																																																																																																																		
			<p>※JWWA B 108（ボール）については、本市の閉栓キャップが設置できること</p>																																																																																																																																																																																																																																																																		

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
133	<p>12. 施工の基本事項</p> <p>12. 1 施工の基本事項</p> <div data-bbox="240 411 1377 558" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 給水装置工事を施工するときは、配水管に給水管を取付ける工事及び配水管への取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件に従い施行すること。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 本市が定める工事に関する工法、工期その他の条件は次によること。</p> <p>(1) 工法について</p> <p>ア 分岐方法</p> <p>(ア) 分岐は、口径 350 mm以下の配水管等から行うこと。</p> <p>(イ) 分岐には、配水管等の管種及び口径並びに引込む給水管の口径に応じたサドル付分水栓、割T字管又はチーズ、二受T字管を用いること。</p> <p>(ウ) サドル付分水栓及び割T字管による分岐は、適切に作業を行うことが出来る技能を有する者が行うこと。</p> <p>(エ) 分岐にあたっては、配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の給水用具の取付けは、ボルトの締付けが片締めにならないよう均等に締付けること。</p> <p>(オ) せん孔機は確実に取付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。</p> <p>(カ) せん孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行うこと。</p> <p>(キ) 分岐部には、防食（ポリエチレンシート、防食用コア等）及び沈下防止等の防護を施すこと。</p> <p>※ 詳細については、「8. 分岐及び撤去」「14. 分岐及び撤去工事」「17. 給水装置の防護」によること。</p> <p>イ 給水管及び給水用具の設置方法</p> <p>(ア) 屋外配管</p> <p>a 給水管の埋設深さは、国道 1.2m、その他の道路 1.1m以上、宅地内 1.0m以上とすること。</p> <p>b 給水管が他の埋設物と交差又は近接する場合は、その間隔が 30 cm以上であること。</p> <p>c 単層ポリエチレン管（平成 3 年以前布設）は、内面剥離により出水不良等の事故が危惧されることから、状況に応じポリエチレン二層管又は配水用ポリエチレン管に布設替えすることが望ましい。</p> <p>※ 詳細については、「13.1 土工定規」「15. 給水装置の施工」によること。</p> <p>(イ) 給水管の防護</p> <p>a 開きよ等水路を横断する場合は、原則として水路の下に布設すること。</p> <p>また、軌道下を横断する場合は、必要に応じてヒューム管等さや管で防護をすること。</p> <p>b 水圧等により管が逸脱するおそれがある場合は、必ず逸脱防止を施すものとし、必要に応じてコンクリート等で防護すること。</p> <p>※ 詳細については、「17. 給水装置の防護」によること。</p>	<p>12. 施工の基本事項</p> <p>12. 1 施工の基本事項</p> <div data-bbox="1478 411 2614 558" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 給水装置工事を施工するときは、配水管に給水管を取付ける工事及び配水管への取付口からメーターまでの工事に関する工法、その他の工事上の条件に従い施行すること。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 本市が定める工事に関する工法、工期その他の条件は次によること。</p> <p>(1) 工法について</p> <p>ア 分岐方法</p> <p>(ア) 分岐は、口径 350 mm以下の配水管等から行うこと。</p> <p>(イ) 分岐には、配水管等の管種及び口径並びに引込む給水管の口径に応じたサドル付分水栓、割T字管又はチーズ、二受T字管を用いること。</p> <p>(ウ) サドル付分水栓及び割T字管による分岐は、適切に作業を行うことが出来る技能を有する者が行うこと。</p> <p>(エ) 分岐にあたっては、配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の給水用具の取付けは、ボルトの締付けが片締めにならないよう均等に締付けること。</p> <p>(オ) せん孔機は確実に取付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。</p> <p>(カ) せん孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行うこと。</p> <p>(キ) 分岐部には、防食（ポリエチレンシート、防食用コア等）及び沈下防止等の防護を施すこと。</p> <p>※ 詳細については、「8. 分岐及び撤去」「14. 分岐及び撤去工事」「17. 給水装置の防護」によること。</p> <p>イ 給水管及び給水用具の設置方法</p> <p>(ア) 屋外配管</p> <p>a 給水管の埋設深さは、国道 1.2m、その他の道路 1.1m以上、宅地内 1.0m以上とすること。</p> <p>b 給水管が他の埋設物と交差又は近接する場合は、その間隔が 30 cm以上であること。</p> <p>c 単層ポリエチレン管（平成 3 年以前布設）は、内面剥離により出水不良等の事故が危惧されることから、状況に応じポリエチレン二層管又は配水用ポリエチレン管に布設替えすることが望ましい。</p> <p>※ 詳細については、「13.1 土工定規」「15. 給水装置の施工」によること。</p> <p>(イ) 給水管の防護</p> <p>a 開きよ等水路を横断する場合は、原則として水路の下に布設すること。</p> <p>また、軌道下を横断する場合は、必要に応じてヒューム管等さや管で防護をすること。</p> <p>b 水圧等により管が逸脱するおそれがある場合は、必ず逸脱防止を施すものとし、必要に応じてコンクリート等で防護すること。</p> <p>※ 詳細については、「17. 給水装置の防護」によること。</p>	<p>施行規則第 36 条第 3 号引用</p> <p>削除</p>

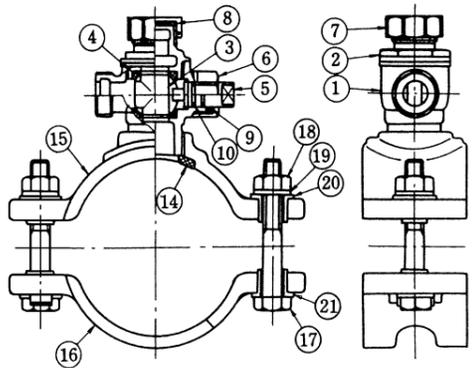
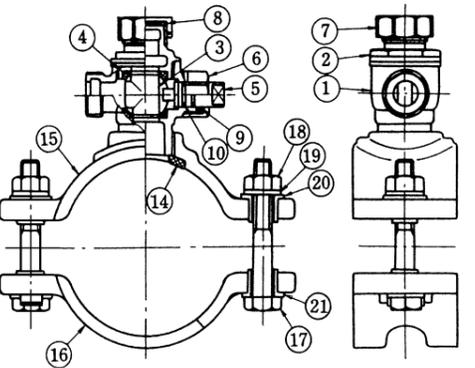
頁	現 行	改 訂 案	摘 要
134	<p>(ウ) 給水管の防食</p> <p>a 鋳鉄管の管路は、防食用ポリエチレンスリーブで被覆し腐食防止を図ること。 ※ 詳細については、「17. 給水装置の防護」によること。</p> <p>(エ) 止水用具</p> <p>a 止水用具は、給水装置の改造、修繕、使用中止等の際に使用（閉栓）するため、他の需要者への影響を極力小さくするよう配置すること。</p> <p>b メーター直前には、止水用具を設置すること。</p> <p>c 屋外に設置する止水用具は、専用のきょうで保護し、維持管理の容易な位置を選定すること。 ※ 詳細については、「7. 8. 1 止水用具」によること。</p> <p>(オ) その他の器具及び装置</p> <p>a 排水装置は、口径 75 mm 以上で遠距離の給水管及び維持管理上必要な場合に設置すること。</p> <p>b 消火栓の設置については、「15.6 消火栓の設置」によること。</p> <p>c 空気弁は、給水管（口径 75 mm 以上）に空気が停滞し、通水を阻害するおそれのある場所に設置するもので、管路の高低を調査し凸部に設置すること。 ※ 詳細については、「7.10 その他の給水用具及び装置」、「20. 標準図」によること。</p> <p>(カ) 給水管及び給水用具の明示</p> <p>a 道路に布設する給水管には、口径 50 mm 以上の場合は、水道用埋設用標示シートを敷設し、口径 75 mm 以上の場合は、更に水道用管表示テープを管頂に貼り付けること。</p> <p>b 仕切弁、消火栓用仕切弁、サドル付分水栓、メーター及び給水管末端には、それぞれ見出標を貼り付け、その位置を明示すること。 ※ 詳細については、「18. 給水装置の明示」によること。</p> <p>(2) 工期について</p> <p>ア 断水を伴う工事は、断水日時を指定することがあるので事前に本市と協議すること。 なお、施工予定日の 4 日前（休日を除く）までには検査係（担当者）と協議を終えること。</p> <p>イ 分岐にあたっては、本市に事前に連絡すること。 なお、詳細については、「14. 分岐及び撤去工事」によること。</p>	<p>(ウ) 給水管の防食</p> <p>a 鋳鉄管の管路は、防食用ポリエチレンスリーブで被覆し腐食防止を図ること。 ※ 詳細については、「17. 給水装置の防護」によること。</p> <p>(エ) 止水用具</p> <p>a 止水用具は、給水装置の改造、修繕、使用中止等の際に使用（閉栓）するため、他の需要者への影響を極力小さくするよう配置すること。</p> <p>b メーター直前には、止水用具を設置すること。</p> <p>c 屋外に設置する止水用具は、専用のきょうで保護し、維持管理の容易な位置を選定すること。 ※ 詳細については、「7. 8. 1 止水用具」によること。</p> <p>(オ) その他の器具及び装置</p> <p>a 排水装置は、口径 50 mm 以上で遠距離の給水管及び維持管理上必要な場合に設置すること。</p> <p>b 消火栓の設置については、「15.6 消火栓の設置」によること。</p> <p>c 空気弁は、給水管（口径 75 mm 以上）に空気が停滞し、通水を阻害するおそれのある場所に設置するもので、管路の高低を調査し凸部に設置すること。 ※ 詳細については、「7.10 その他の給水用具及び装置」、「20. 標準図」によること。</p> <p>(カ) 給水管及び給水用具の明示</p> <p>a 道路に布設する給水管には、口径 50 mm 以上の場合は、水道用埋設用標示シートを敷設し、口径 75 mm 以上の場合は、更に水道用管表示テープを管頂に貼り付けること。</p> <p>b 仕切弁、消火栓用仕切弁、サドル付分水栓、メーター及び給水管末端には、それぞれ見出標を貼り付け、その位置を明示すること。 ※ 詳細については、「18. 給水装置の明示」によること。</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 断水を伴う工事は、断水日時を指定することがあるので事前に本市と協議すること。 なお、施工予定日の 4 日前（休日を除く）までには検査係（担当者）と協議を終えること。</p> <p>イ 分岐にあたっては、本市に事前に連絡すること。 なお、詳細については、「14. 分岐及び撤去工事」によること。</p>	<p>文言修正</p> <p>文言修正</p>

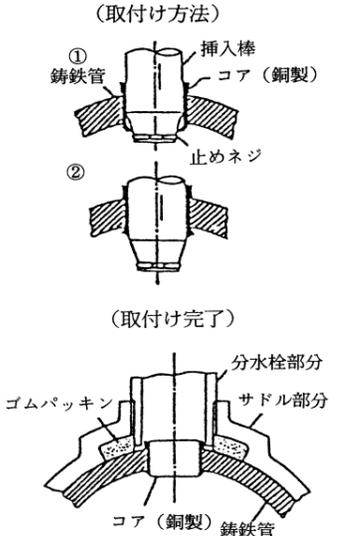
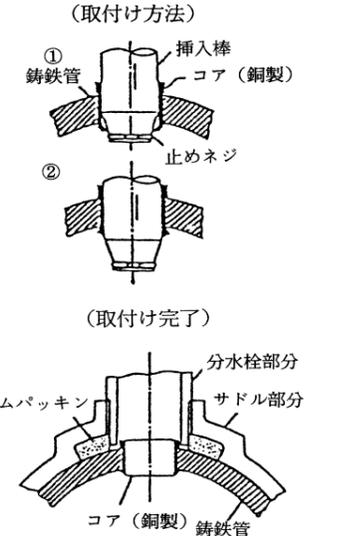
頁	現 行	改 訂 案	摘 要
139	13. 2 掘 削	13. 2 掘 削	内容の明確化
	<p>1. 掘削方法の選定にあたっては、現場状況等を総合的に検討したうえで決定すること。</p> <p>2. 舗装の切断は、カッター等を使用し直線的に丁寧に切取ること。また、工事の施工によって生じた舗装塊等の産業廃棄物は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、工事施行者が責任をもって適正かつ速やかに処理すること。</p> <p>3. 掘削は、周辺の環境、交通、他の埋設物等に与える影響を十分配慮すること。</p> <p>4. 掘削は事前の調査を行い、安全かつ確実な施工ができる掘削断面とし、現場状況によっては貫孔機を使用するなど必要最小限とすること。</p>	<p>1. 掘削方法の選定にあたっては、現場状況等を総合的に検討したうえで決定すること。</p> <p>2. 舗装の切断は、カッター等を使用し直線的に丁寧に切取ること。また、工事の施工によって生じた舗装塊等の産業廃棄物は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、工事施行者が責任をもって適正かつ速やかに処理すること。</p> <p>3. 掘削は、周辺の環境、交通、他の埋設物等に与える影響を十分配慮すること。</p> <p>4. 掘削は事前の調査を行い、安全かつ確実な施工ができる掘削断面とし、現場状況によっては貫孔機を使用するなど必要最小限とすること。</p>	
	<p><解 説></p>	<p><解 説></p>	
	<p>1. 掘削は、溝掘り、つぼ掘りとし、床付面は平坦に仕上げること。また、機械掘削と人力掘削の選定にあたっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の輻輳状態、作業環境等及び周辺の建築物の状況</p> <p>(2) 地形（道路の屈曲及び傾斜等）及び地質（岩、軽石、軟弱地盤等）による作業性</p> <p>(3) 道路管理者及び所轄警察署長による工事許可条件</p> <p>(4) 工事現場への機械輸送の可否</p> <p>2. 舗装塊が多量に発生した場合は、本市の指定する再生プラントに運搬すること。また、コンクリート塊等産業廃棄物は、所定の場所に運搬し処分すること。</p> <p>3. 工事の施工については、次によらなければならない。</p> <p>(1) 道路の掘削にあたっては、施工日前日（休日を除く）の正午までに検査係担当者に連絡すること。</p> <p>(2) 道路を掘削する場合は一日の作業範囲とし、掘置きはしないこと。</p> <p>(3) 掘削にあたっては、工事場所の交通安全等を確保するために保安設備を設置し、必要に応じて保安要員（交通整理員等）を配置すること。また、工事作業員の安全についても十分留意すること。</p> <p>(4) 工事に際しては、あらかじめ所轄警察署長、道路管理者等の連絡先を確認すること。また、万一不測の事故等が発生した場合は、これらに通報するとともに、検査係担当者に連絡すること。</p> <p>(5) 埋設物の近くを掘削する場合は、必要により埋設物の管理者の立会いを求めること。</p> <p>また、埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従うとともに、検査係担当者に連絡すること。</p>	<p>1. 掘削は、溝掘り、つぼ掘りとし、床付面は平坦に仕上げること。また、機械掘削と人力掘削の選定にあたっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の輻輳状態、作業環境等及び周辺の建築物の状況</p> <p>(2) 地形（道路の屈曲及び傾斜等）及び地質（岩、軽石、軟弱地盤等）による作業性</p> <p>(3) 道路管理者及び所轄警察署長による工事許可条件</p> <p>(4) 工事現場への機械輸送の可否</p> <p>2. 舗装塊が多量に発生した場合は、本市の指定する再生プラントに運搬すること。また、コンクリート塊等産業廃棄物は、所定の場所に運搬し処分すること。</p> <p>3. 工事の施工については、次によらなければならない。</p> <p>(1) 道路の掘削にあたっては、施工日前日（休日を除く）の正午までに検査係担当者に連絡すること。</p> <p>(2) 道路を掘削する場合は一日の作業範囲とし、掘置きはしないこと。</p> <p>(3) 掘削にあたっては、工事場所の交通安全等を確保するために保安設備を設置し、必要に応じて保安要員（交通整理員等）を配置すること。また、工事作業員の安全についても十分留意すること。</p> <p>(4) 工事に際しては、あらかじめ所轄警察署長、道路管理者、他の埋設管理者等の連絡先を確認すること。また、万一不測の事故等が発生した場合は、直ちに関係各所及び検査係担当者に連絡すること。</p> <p>(5) 埋設物の近くを掘削する場合は、必要により埋設物の管理者の立会いを求めること。</p> <p>また、埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従うとともに、検査係担当者に連絡すること。</p>	

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
140	<p>4. 掘削断面の決定にあたっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 掘削断面は、道路管理者等が指示する場合を除き、道路状況、地下埋設物、土質条件、周辺の環境及び埋設後の給水管の土被り等を総合的に検討し、最小で安全、かつ、確実な施工ができるような断面及び土留工を決定すること。</p> <p>(2) 掘削深さが 1.5m を超える場合は、切取り面がその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、土留工を施すものとする。</p> <p>(3) 掘削深さが 1.5m 以内であっても自立性に乏しい地山の場合は、施工の安全性を確保するため適切な勾配を定めて断面を決定するか、又は土留工を施すものとする。</p> <p>5. 貫孔機を使用して布設できる管は、概ね口径 25 mm までである。</p> <p>13. 3 埋 戻 し</p> <div data-bbox="243 709 1380 1058" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 埋戻しは、管布設後速やかに行うこと。</p> <p>2. 埋戻しにあたっては、良質な土砂を用い、施工後に陥没、沈下等が発生しないよう十分締固めるとともに、布設した給水管及び他の埋設物にも十分注意すること。</p> <p>3. 埋戻しは、一層の厚さが 30 cm 以下（路床部は、20 cm 以下）を基本として一層ごと入念に締固め、沈下を生じないように施工すること。</p> <p>4. 地下水位の高い場所の埋戻しにあたっては、適正な埋戻し材で行うこと。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 埋戻しは、掘削を行った当日に行うこと。</p> <p>2. 道路内における埋戻しは、道路管理者の承認を受け、指定された土砂を用いて、将来陥没、沈下等を起こさないようにしなければならない。また、他の埋設物まわりの埋戻しにあたっては、埋設物保護の観点から砂等の良質な土砂を用い入念に施工する必要がある。</p> <p>3. 締固めは、タンパー、振動ローラ等の転圧機によることを原則とする。 ただし、埋設管及び埋設物の周囲は、人力による転圧とする。</p> <p>4. 地下水位の高い場所及び土質が軟弱な場合については、砂等の良質な土砂に置換えすること。</p>	<p>4. 掘削断面の決定にあたっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 掘削断面は、道路管理者等が指示する場合を除き、道路状況、地下埋設物、土質条件、周辺の環境及び埋設後の給水管の土被り等を総合的に検討し、最小で安全、かつ、確実な施工ができるような断面及び土留工を決定すること。</p> <p>(2) 掘削深さが 1.5m を超える場合は、切取り面がその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、土留工を施すものとする。</p> <p>(3) 掘削深さが 1.5m 以内であっても自立性に乏しい地山の場合は、施工の安全性を確保するため適切な勾配を定めて断面を決定するか、又は土留工を施すものとする。</p> <p>13. 3 埋 戻 し</p> <div data-bbox="1478 709 2614 1058" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 埋戻しは、管布設後速やかに行うこと。</p> <p>2. 埋戻しにあたっては、良質な土砂を用い、施工後に陥没、沈下等が発生しないよう十分締固めるとともに、布設した給水管及び他の埋設物にも十分注意すること。</p> <p>3. 埋戻しは、一層の厚さが 30 cm 以下（路床部は、20 cm 以下）を基本として一層ごと入念に締固め、沈下を生じないように施工すること。</p> <p>4. 地下水位の高い場所の埋戻しにあたっては、適正な埋戻し材で行うこと。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 埋戻しは、掘削を行った当日に行うこと。</p> <p>2. 道路内における埋戻しは、道路管理者の承認を受け、指定された土砂を用いて、将来陥没、沈下等を起こさないようにしなければならない。また、他の埋設物まわりの埋戻しにあたっては、埋設物保護の観点から砂等の良質な土砂を用い入念に施工する必要がある。</p> <p>3. 締固めは、タンパー、振動ローラ等の転圧機によることを原則とする。 ただし、埋設管及び埋設物の周囲は、人力による転圧とする。</p> <p>4. 地下水位の高い場所及び土質が軟弱な場合については、砂等の良質な土砂に置換えすること。</p>	<p>削除</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
141	13. 4 道 路 復 旧	13. 4 道 路 復 旧	
	<p>1. 道路復旧は、道路管理者の許可条件を遵守し、速やかに原形に復旧すること。</p> <p>2. 路床は、不陸整正を行った後、充分転圧すること。</p> <p>3. 路盤材料（砂・碎石）の敷均しは、均等に過不足のないよう行い、充分締固めをすること。</p> <p>4. 舗装仮復旧は、常温合材又は加熱合材を使用し、在来路面にすりつくように敷均して、充分転圧すること。</p> <p>5. 舗装本復旧は、路盤面及び既設舗装との密着を良くし、仕上面に凹凸がないよう適正な機種で転圧すること。</p> <p>6. 道路復旧に使用する路盤材料及びアスファルト材料は、札幌市土木工事共通仕様書等の規定によること</p>	<p>1. 道路復旧は、道路管理者の許可条件を遵守し、速やかに原形に復旧すること。</p> <p>2. 路床は、不陸整正を行った後、充分転圧すること。</p> <p>3. 路盤材料（砂・碎石）の敷均しは、均等に過不足のないよう行い、充分締固めをすること。</p> <p>4. 舗装仮復旧は、常温合材又は加熱合材を使用し、在来路面にすりつくように敷均して、充分転圧すること。</p> <p>5. 舗装本復旧は、影響幅を考慮した復旧幅にて、路盤面及び既設舗装との密着を良くし、仕上面に凹凸がないよう適正な機種で転圧すること。</p> <p>6. 道路復旧に使用する路盤材料及びアスファルト材料は、札幌市土木工事共通仕様書等の規定によること</p>	文言追加
	<p><解 説></p> <p>1. 札幌市が管理する道路の復旧は、「札幌市道路占用許可条件書（一般条件）」に従うこと。</p> <p>2. 国道の道路復旧は、事前に道路管理者と協議し指示に従うこと。</p> <p>3. 特殊舗装（インターロッキング等）は、道路管理者の復旧条件に従うこと。</p> <p>4. 指定事業者は、舗装本復旧工事が完了するまでの間、責任を持って路面等の管理補修を行い、路盤沈下、その他不良箇所が生じた場合又は道路管理者等から指示を受けたときは、直ちに修復をすること。</p> <p>5. 舗装仮復旧は、次によること。</p> <p>(1) 仮復旧は埋戻し後、直ちに施工すること。</p> <p>(2) 仮復旧の厚さは、歩道及び車道ともに3 cmとすること。</p> <p>(3) 仮復旧跡の路面には、白線等道路標示のほか、必要により道路管理者の指示による標示をペイント等により表示すること。</p> <p>6. 舗装本復旧完了後は、速やかに検査係担当者に連絡すること。</p>	<p><解 説></p> <p>1. 札幌市が管理する道路の復旧は、「札幌市道路占用許可条件書（一般条件）」に従うこと。</p> <p>2. 国道の道路復旧は、事前に道路管理者と協議し指示に従うこと。</p> <p>3. 特殊舗装（インターロッキング等）は、道路管理者の復旧条件に従うこと。</p> <p>4. 指定事業者は、舗装本復旧工事が完了するまでの間、責任を持って路面等の管理補修を行い、路盤沈下、その他不良箇所が生じた場合又は道路管理者等から指示を受けたときは、直ちに修復をすること。</p> <p>5. 舗装仮復旧は、次によること。</p> <p>(1) 仮復旧は埋戻し後、直ちに施工すること。</p> <p>(2) 仮舗装の厚さは、歩道及び車道ともに3 cm以上とすること。</p> <p>(3) 仮復旧跡の路面には、白線等道路標示のほか、必要により道路管理者の指示による標示をペイント等により表示すること。</p> <p>6. 舗装本復旧は、許可条件に基づく影響幅を考慮して施工し、施工完了後は、速やかに検査係担当者に連絡すること。</p>	文言修正
			文言追加

頁	現 行	改 訂 案	摘 要																						
142	<p>14. 分岐及び撤去工事</p> <p>14. 1 分岐及び撤去</p> <div data-bbox="243 409 1409 730" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 分岐（サドル付分水栓、割T字管等）及び分岐部の撤去は、適切な作業を行う事が出来る技能を有する者が施工、又は監督を行うこと。</p> <p>2. 断水を伴う工事は、事前に本市と協議すること。</p> <p>3. 分岐の位置（取付け）は、既存の分岐部及び管末から所定の間隔を確保すること。</p> <p>4. 分岐部には、防食及び沈下防止等の防護を施すこと。</p> <p>5. 配水用ポリエチレン管の分岐及び撤去部には、有機溶剤等の浸透防止の防護を施すこと。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 分岐・撤去方法は、「8. 分岐及び撤去」によること。</p> <p>2. 分岐・撤去の給水用具は「11. 給水装置工事材料の基準」によること。</p> <p>3. 分岐の位置（取付け）と、既存の分岐部、管末及び継手との間隔は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="320 955 1178 1192"> <thead> <tr> <th>分岐方法</th> <th>種 類</th> <th>間 隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サドル付分水栓</td> <td>分水栓、管末及び継手</td> <td>0.3m以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">割 T 字 管</td> <td>割T字管及び管末</td> <td>1.0m以上</td> </tr> <tr> <td>分水栓及び継手</td> <td>0.5m以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>管路を管末から延長する予定のある場合は、分岐部と管末の間隔を 0.5m以上とすること。また、異形管からは分岐しないこと。</p> <p>4. 分岐にあたっては、分水栓等見出標、仕切弁の位置、消火栓での聴音及び表示テープ（青色）等により配水管の確認を行った後、施工すること。</p> <p>他埋設管の外装管使用管種及び表示色</p> <p>(1) 電信電話（赤）・・・塩ビ管、ヒューム管（口径 700 mm以上）、铸铁管、石綿セメント管、陶管、トラフ、鋼管、（アスファルトジュート被覆、ポリエチレン被覆）</p> <p>(2) 電気（オレンジ）・・・ヒューム管、鋼管、硬質塩ビ管、トラフ、波付ポリエチレン管、FRP 管</p> <p>(3) ガス管（緑）・・・铸铁管、鋼管、PLP 鋼管（ビニール被覆）</p> <p>(4) 熱水管（黄）・・・鋼管（コールドロールエナメル塗装）</p> <p>(5) 下水管（茶）・・・鉄筋コンクリート管、塩ビ管、铸铁管</p> <p>5. 分岐及び撤去にあたっては、施工日前日（休日を除く）の正午までに検査係担当者に連絡すること。</p>	分岐方法	種 類	間 隔	サドル付分水栓	分水栓、管末及び継手	0.3m以上	割 T 字 管	割T字管及び管末	1.0m以上	分水栓及び継手	0.5m以上	<p>14. 分岐及び撤去工事</p> <p>14. 1 分岐及び撤去</p> <div data-bbox="1478 409 2644 730" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 分岐（サドル付分水栓、割T字管等）及び分岐部の撤去は、適切な作業を行う事が出来る技能を有する者が施工、又は監督を行うこと。</p> <p>2. 断水を伴う工事は、事前に本市と協議すること。</p> <p>3. 分岐の位置（取付け）は、既存の分岐部及び管末から所定の間隔を確保すること。</p> <p>4. 分岐部には、防食及び沈下防止等の防護を施すこと。</p> <p>5. 配水用ポリエチレン管の分岐及び撤去部には、有機溶剤等の浸透防止の防護を施すこと。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 分岐・撤去方法は、「8. 分岐及び撤去」によること。</p> <p>2. 分岐・撤去の給水用具は「11. 給水装置工事材料の基準」によること。</p> <p>3. 分岐の位置（取付け）と、既存の分岐部、管末及び継手との間隔は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1555 955 2412 1192"> <thead> <tr> <th>分岐方法</th> <th>種 類</th> <th>間 隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サドル付分水栓</td> <td>分水栓、管末及び継手</td> <td>0.3m以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">割 T 字 管</td> <td>割T字管及び管末</td> <td>1.0m以上</td> </tr> <tr> <td>分水栓及び継手</td> <td>0.5m以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>管路を管末から延長する予定のある場合は、分岐部と管末の間隔を 0.5m以上とすること。また、異形管からは分岐しないこと。</p> <p>4. 分岐にあたっては、分水栓等見出標、仕切弁の位置、消火栓での聴音及び表示テープ（青色）等により配水管の確認を行った後、施工すること。</p> <p>他埋設管の外装管使用管種及び表示色</p> <p>(1) 電信電話（赤）・・・塩ビ管、ヒューム管（口径 700 mm以上）、铸铁管、石綿セメント管、陶管、トラフ、鋼管、（アスファルトジュート被覆、ポリエチレン被覆）</p> <p>(2) 電気（オレンジ）・・・ヒューム管、鋼管、硬質塩ビ管、トラフ、波付ポリエチレン管、FRP 管</p> <p>(3) ガス管（緑）・・・铸铁管、鋼管、PLP 鋼管（ビニール被覆）</p> <p>(4) 熱水管（黄）・・・鋼管（コールドロールエナメル塗装）</p> <p>(5) 下水管（茶）・・・鉄筋コンクリート管、塩ビ管、铸铁管</p> <p>5. 分岐及び撤去(公道部を施工する場合)にあたっては、工事情報を共有し、問い合わせ等に迅速に対応するため、担当の配水管理課に通知する必要があることから、必ず、施工日前日（休日を除く）の正午までに検査係担当者に連絡すること。</p> <p>なお、施工日前日の午後以降の連絡は関係課への通知の関係上、原則受け付けない。</p>	分岐方法	種 類	間 隔	サドル付分水栓	分水栓、管末及び継手	0.3m以上	割 T 字 管	割T字管及び管末	1.0m以上	分水栓及び継手	0.5m以上	<p>文言追加</p>
分岐方法	種 類	間 隔																							
サドル付分水栓	分水栓、管末及び継手	0.3m以上																							
割 T 字 管	割T字管及び管末	1.0m以上																							
	分水栓及び継手	0.5m以上																							
分岐方法	種 類	間 隔																							
サドル付分水栓	分水栓、管末及び継手	0.3m以上																							
割 T 字 管	割T字管及び管末	1.0m以上																							
	分水栓及び継手	0.5m以上																							

頁	現 行	改 訂 案	摘 要																																																																																
143	<p>6. 断水が伴う工事は、施工予定日の 4 日前（休日を除く）までに断水計画書を検査係担当者に提出し、協議すること。また、責任をもって断水通知のビラを各戸へ配布すること。なお、断水操作については、担当職員の指示のもと指定事業者が行うこと。また、工事完了後は検査係担当者へ報告すること。</p> <p>7. 指定事業者が施工する分岐及び撤去は、原則として平日の 9 時から 17 時までに埋戻しを完了すること。</p> <p>8. サドル付分水栓による分岐は、下記に基づき実施すること。</p> <p>(1) 本市が指定しているサドル付分水栓はボール式であり、分岐にあたっては、その構造及び特徴をよく理解し、事故の無いよう慎重に行うこと。</p> <p>(2) 分岐にあたっては、配水管の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の分水用具のボルトの締付けが、片締めにならないよう均等に締付けること。</p> <p>(3) せん孔機は確実に取付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。 また、磨耗したドリル及びカッターは、管のライニング材のめくれ、剥離等を生じやすいので使用しないこと。</p> <p>(4) サドル付分水栓の取付け</p> <p style="text-align: center;">D I P 用サドル付分水栓、塩ビ管（V P）用サドル付分水栓標準図</p>  <table border="1" data-bbox="816 766 1424 1228"> <thead> <tr> <th>部品番号</th> <th>部 品 名</th> <th>部品番号</th> <th>部 品 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>胴</td> <td>10. 11. 12</td> <td>Oリング</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ボール押さえ</td> <td>13</td> <td>ブッシュ</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ボール</td> <td>14</td> <td>サドル取付ガスケット</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ボールシート</td> <td>15</td> <td>サドル</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>栓棒</td> <td>16</td> <td>バンド</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>保護ナット</td> <td>17. 18</td> <td>ボルト・ナット</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>キャップ</td> <td>19</td> <td>平座金</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>ガスケット</td> <td>20. 21</td> <td>絶縁体</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>止めピン</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ア DIP用サドル付分水栓の取付け</p> <p>(ア) 铸铁管の下部まで、ポリエチレンシートが取付け可能なように十分掘削するとともに、铸铁管のせん孔部周辺を露出し、ウエス等でよく清掃する。</p> <p>(イ) サドルをせん孔部の正しい位置に垂直に乗せる。</p> <p>(ウ) ボルト・ナットに土等の付着物が無いよう清掃する。</p> <p>(エ) サドルにバンドを組合せ、絶縁体が外れないように締付ボルトを通し、座金及びナットを取付け、再度位置を確認した後、片締めや焼付けが起きたり、絶縁体が割れないよう、慎重に所定の標準締付トルク（表 14-1）で締付ける。</p>	部品番号	部 品 名	部品番号	部 品 名	1	胴	10. 11. 12	Oリング	2	ボール押さえ	13	ブッシュ	3	ボール	14	サドル取付ガスケット	4	ボールシート	15	サドル	5	栓棒	16	バンド	6	保護ナット	17. 18	ボルト・ナット	7	キャップ	19	平座金	8	ガスケット	20. 21	絶縁体	9	止めピン			<p>6. 断水が伴う工事は、施工予定日の 4 日前 もしくは、断水ビラを配布する 2 日前（休日を除く）までに断水計画書 及び断水ビラ を検査係担当者に提出し、協議 を行い、責任をもって断水通知のビラを各戸へ配布すること。なお、断水操作 及び通水操作 については、検査係担当者との事前協議をもとに 指定事業者が行い、工事完了後は検査係担当者へ報告すること。また、必要に応じて、検査係担当者が立ち合う場合がある。</p> <p>7. 指定事業者が施工する分岐及び撤去は、原則として平日の 9 時から 17 時までに埋戻しを完了すること。</p> <p>8. サドル付分水栓による分岐は、下記に基づき実施すること。</p> <p>(1) 本市が指定しているサドル付分水栓はボール式であり、分岐にあたっては、その構造及び特徴をよく理解し、事故の無いよう慎重に行うこと。</p> <p>(2) 分岐にあたっては、配水管の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の分水用具のボルトの締付けが、片締めにならないよう均等に締付けること。</p> <p>(3) せん孔機は確実に取付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。 また、磨耗したドリル及びカッターは、管のライニング材のめくれ、剥離等を生じやすいので使用しないこと。</p> <p>(4) サドル付分水栓の取付け</p> <p style="text-align: center;">D I P 用サドル付分水栓、塩ビ管（V P）用サドル付分水栓標準図</p>  <table border="1" data-bbox="2062 766 2671 1228"> <thead> <tr> <th>部品番号</th> <th>部 品 名</th> <th>部品番号</th> <th>部 品 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>胴</td> <td>10. 11. 12</td> <td>Oリング</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ボール押さえ</td> <td>13</td> <td>ブッシュ</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ボール</td> <td>14</td> <td>サドル取付ガスケット</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ボールシート</td> <td>15</td> <td>サドル</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>栓棒</td> <td>16</td> <td>バンド</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>保護ナット</td> <td>17. 18</td> <td>ボルト・ナット</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>キャップ</td> <td>19</td> <td>平座金</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>ガスケット</td> <td>20. 21</td> <td>絶縁体</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>止めピン</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ア DIP用サドル付分水栓の取付け</p> <p>(ア) 铸铁管の下部まで、ポリエチレンシートが取付け可能なように十分掘削するとともに、铸铁管のせん孔部周辺を露出し、ウエス等でよく清掃する。</p> <p>(イ) サドルをせん孔部の正しい位置に垂直に乗せる。</p> <p>(ウ) ボルト・ナットに土等の付着物が無いよう清掃する。</p> <p>(エ) サドルにバンドを組合せ、絶縁体が外れないように締付ボルトを通し、座金及びナットを取付け、再度位置を確認した後、片締めや焼付けが起きたり、絶縁体が割れないよう、慎重に所定の標準締付トルク（表 14-1）で締付ける。</p>	部品番号	部 品 名	部品番号	部 品 名	1	胴	10. 11. 12	Oリング	2	ボール押さえ	13	ブッシュ	3	ボール	14	サドル取付ガスケット	4	ボールシート	15	サドル	5	栓棒	16	バンド	6	保護ナット	17. 18	ボルト・ナット	7	キャップ	19	平座金	8	ガスケット	20. 21	絶縁体	9	止めピン			<p>文言追加</p>
部品番号	部 品 名	部品番号	部 品 名																																																																																
1	胴	10. 11. 12	Oリング																																																																																
2	ボール押さえ	13	ブッシュ																																																																																
3	ボール	14	サドル取付ガスケット																																																																																
4	ボールシート	15	サドル																																																																																
5	栓棒	16	バンド																																																																																
6	保護ナット	17. 18	ボルト・ナット																																																																																
7	キャップ	19	平座金																																																																																
8	ガスケット	20. 21	絶縁体																																																																																
9	止めピン																																																																																		
部品番号	部 品 名	部品番号	部 品 名																																																																																
1	胴	10. 11. 12	Oリング																																																																																
2	ボール押さえ	13	ブッシュ																																																																																
3	ボール	14	サドル取付ガスケット																																																																																
4	ボールシート	15	サドル																																																																																
5	栓棒	16	バンド																																																																																
6	保護ナット	17. 18	ボルト・ナット																																																																																
7	キャップ	19	平座金																																																																																
8	ガスケット	20. 21	絶縁体																																																																																
9	止めピン																																																																																		

頁	現 行	改 訂 案	摘 要																																																																																																												
148	<p>オ 挿入棒を引上げる。 カ 分水栓の栓棒を全閉にする。 キ コア取付工具を取外す。</p> <p>(2) コアの取付方法 ア 取付方法の種類及び概要（下図参照） 取付方法は、使用する工具により次の2つに大別される。</p> <p>(ア) 打込み方法 せん孔作業終了後、専用挿入器によりコアをせん孔部へ挿入し、その後、ハンマーによる打込みで挿入棒を押下げ、コア先端部を広げる方法。</p> <p>(イ) 押込み方法 せん孔作業終了後、専用挿入器又はせん孔ドリルを挿入棒に取替えたせん孔機によりコアをせん孔部へ挿入し、その後、送りにより挿入棒を押下げ、コア先端部を広げる方法。</p> <p>※ 防食コアの取付けについては、せん孔状況を確認し慎重に施工すること。</p> <p>(3) コアの形状寸法及び材質 ア 形状寸法 コアの形状寸法は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="231 997 816 1365"> <caption>防食コアの寸法 (単位mm)</caption> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>D 1</th> <th>D 2</th> <th>D 3</th> <th>t</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許容差</td> <td>+0</td> <td>+0.1</td> <td>+0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>呼び径</td> <td>-0.2</td> <td>-0.1</td> <td>-0.2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>φ 20</td> <td>20.0</td> <td>16.0</td> <td>18.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>φ 25</td> <td>25.0</td> <td>21.0</td> <td>23.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>φ 30</td> <td>30.0</td> <td>25.6</td> <td>28.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>φ 40</td> <td>40.0</td> <td>35.2</td> <td>38.0</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>φ 50</td> <td>50.0</td> <td>44.0</td> <td>47.0</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="845 997 1083 1365"> <caption>(参 考)</caption> <thead> <tr> <th>H 1</th> <th>H 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>19.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>21.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>25.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>28.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>31.5</td> <td>5.0</td> </tr> </tbody> </table>  <p>イ 材 質 コアの材質は、銅管（JWWA H 101 水道用銅管）と同質であり、J I S H 3300（銅及び銅合金継目無管）のC1220T（りん脱酸銅）とする。</p> <p>10. 割T字管による分岐は、下記に基づき実施すること。 (1) 割T字管の取付け（仕切弁の取付けを含む） ア 取付けにあたっては、既設管の清掃を十分に行うこと。 イ 取付けは水平に行い、ゴムパッキンにねじれが生じないように均等に締付けること。 ウ 仕切弁の取付けは、「15.4 止水用具の設置」「20. 標準図」によること。</p>	記号	D 1	D 2	D 3	t	許容差	+0	+0.1	+0	—	呼び径	-0.2	-0.1	-0.2	—	φ 20	20.0	16.0	18.0	1.0	φ 25	25.0	21.0	23.0	1.0	φ 30	30.0	25.6	28.0	1.0	φ 40	40.0	35.2	38.0	1.4	φ 50	50.0	44.0	47.0	1.5	H 1	H 2	—	—	19.0	3.0	21.0	5.0	25.0	5.0	28.0	5.0	31.5	5.0	<p>オ 挿入棒を引上げる。 カ 分水栓の栓棒を全閉にする。 キ コア取付工具を取外す。</p> <p>(2) コアの取付方法 ア 取付方法の種類及び概要（下図参照） 取付方法は、使用する工具により次の2つに大別される。</p> <p>(ア) 打込み方法 せん孔作業終了後、専用挿入器によりコアをせん孔部へ挿入し、その後、ハンマーによる打込みで挿入棒を押下げ、コア先端部を広げる方法。</p> <p>(イ) 押込み方法 せん孔作業終了後、専用挿入器又はせん孔ドリルを挿入棒に取替えたせん孔機によりコアをせん孔部へ挿入し、その後、送りにより挿入棒を押下げ、コア先端部を広げる方法。</p> <p>※ 防食コアの取付けについては、せん孔状況を確認し慎重に施工すること。</p> <p>(3) コアの形状寸法及び材質 ア 形状寸法 コアの形状寸法は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1469 997 2053 1365"> <caption>防食コアの寸法 (単位mm)</caption> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>D 1</th> <th>D 2</th> <th>D 3</th> <th>t</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許容差</td> <td>+0</td> <td>+0.1</td> <td>+0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>呼び径</td> <td>-0.2</td> <td>-0.1</td> <td>-0.2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>φ 20</td> <td>20.0</td> <td>16.0</td> <td>18.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>φ 25</td> <td>25.0</td> <td>21.0</td> <td>23.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>φ 30</td> <td>30.0</td> <td>25.6</td> <td>28.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>φ 40</td> <td>40.0</td> <td>35.2</td> <td>38.0</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>φ 50</td> <td>50.0</td> <td>44.0</td> <td>47.0</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="2083 997 2320 1365"> <caption>(参 考)</caption> <thead> <tr> <th>H 1</th> <th>H 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>19.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>21.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>25.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>28.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>31.5</td> <td>5.0</td> </tr> </tbody> </table>  <p>イ 材 質 コアの材質は、銅管（JWWA H 101 水道用銅管）と同質であり、J I S H 3300（銅及び銅合金継目無管）のC1220T（りん脱酸銅）とする。</p> <p>10. 割T字管による分岐は、下記に基づき実施すること。 (1) 割T字管の取付け（仕切弁の取付けを含む） ア 取付けにあたっては、既設管の清掃を十分に行うこと。 イ 取付けは水平に行い、ゴムパッキンにねじれが生じないように均等に締付けること。 ウ 仕切弁の取付けは、「15.4 止水用具の設置」「20. 標準図」によること。 エ 仕切弁以降にポリエチレン管または配水用ポリエチレン管を布設する場合は、フランジ短管（L=400）を使用すること。</p>	記号	D 1	D 2	D 3	t	許容差	+0	+0.1	+0	—	呼び径	-0.2	-0.1	-0.2	—	φ 20	20.0	16.0	18.0	1.0	φ 25	25.0	21.0	23.0	1.0	φ 30	30.0	25.6	28.0	1.0	φ 40	40.0	35.2	38.0	1.4	φ 50	50.0	44.0	47.0	1.5	H 1	H 2	—	—	19.0	3.0	21.0	5.0	25.0	5.0	28.0	5.0	31.5	5.0	<p>文言追加</p>
記号	D 1	D 2	D 3	t																																																																																																											
許容差	+0	+0.1	+0	—																																																																																																											
呼び径	-0.2	-0.1	-0.2	—																																																																																																											
φ 20	20.0	16.0	18.0	1.0																																																																																																											
φ 25	25.0	21.0	23.0	1.0																																																																																																											
φ 30	30.0	25.6	28.0	1.0																																																																																																											
φ 40	40.0	35.2	38.0	1.4																																																																																																											
φ 50	50.0	44.0	47.0	1.5																																																																																																											
H 1	H 2																																																																																																														
—	—																																																																																																														
19.0	3.0																																																																																																														
21.0	5.0																																																																																																														
25.0	5.0																																																																																																														
28.0	5.0																																																																																																														
31.5	5.0																																																																																																														
記号	D 1	D 2	D 3	t																																																																																																											
許容差	+0	+0.1	+0	—																																																																																																											
呼び径	-0.2	-0.1	-0.2	—																																																																																																											
φ 20	20.0	16.0	18.0	1.0																																																																																																											
φ 25	25.0	21.0	23.0	1.0																																																																																																											
φ 30	30.0	25.6	28.0	1.0																																																																																																											
φ 40	40.0	35.2	38.0	1.4																																																																																																											
φ 50	50.0	44.0	47.0	1.5																																																																																																											
H 1	H 2																																																																																																														
—	—																																																																																																														
19.0	3.0																																																																																																														
21.0	5.0																																																																																																														
25.0	5.0																																																																																																														
28.0	5.0																																																																																																														
31.5	5.0																																																																																																														

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
152	<p>15. 3 メーターの設置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. メーターは、水平に取付けること。 2. メーターの取付けにあたっては、流水方向を確認し、逆取付けとならないよう施工すること。特に、表示部回転式メーターは注意すること。 3. メーターは、検針及び維持管理等に支障がないこと。 4. メーターを設置するまでの間、メーター取付位置にスパンゲージ棒又はゲージ短管を取付けておくこと。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. メーターは傾斜して取付けると、メーター性能、計量精度や耐久性を低下させる原因となるので、水平に取り付けること。</p> <p>2. メーターは逆方向に取付けると、正規の計量指針を表示しないので、絶対に避けなければならない。特に、表示部回転式メーターの場合は、本体の矢印及び通水による確認が必要である。</p> <p>3. メーターを設置する場合は、検針が容易で、かつ、取替えが可能なスペースを確保すること。</p> <p>(1) メーターの設置にあたっては、メーター取替え等に支障がないように、15.3 メーターの設置「メーター取付（接続）方法」によること。</p> <p>(2) 口径 75 mm以上のメーター設置にあたっては、取替えが容易に行えるようにメーター下流に継輪等を設置すること。 なお、屋外での継輪等の設置位置は、メーターきょう内とすること。</p> <p>(3) メーターを凍結するおそれのある構造の建物内等に設置する場合は、メーター等給水用具の凍結防止対策を講じること。 なお、メーターは表示部回転式とし、本市承認のメーターユニットを使用して設置するとともに、メーター設置後は、指示部を検針のし易い方向に合わせること。</p> <p>(4) 複数のメーターを設置する場合は、メーターと使用者（部屋等）との位置関係が明確となるよう適正に配置すること。また、使用者がわかるようメーターきょう内にお客様番号札により表示すること。</p>	<p>15. 3 メーターの設置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. メーターは、水平に取付けること。 2. メーターの取付けにあたっては、流水方向を確認し、逆取付けとならないよう施工すること。特に、表示部回転式メーターは注意すること。 3. メーターは、検針及び維持管理等に支障がないこと。 4. メーターを設置するまでの間、メーター取付位置にスパンゲージ棒又はゲージ短管を取付けておくこと。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. メーターは傾斜して取付けると、メーター性能、計量精度や耐久性を低下させる原因となるので、水平に取り付けること。</p> <p>2. メーターは逆方向に取付けると、正規の計量指針を表示しないので、絶対に避けなければならない。特に、表示部回転式メーターの場合は、本体の矢印及び通水による確認が必要である。</p> <p>3. メーターを設置する場合は、検針が容易で、かつ、取替えが可能なスペースを確保すること。</p> <p>(1) メーターの設置にあたっては、メーター取替え等に支障がないように、15.3 メーターの設置「メーター取付（接続）方法」によること。</p> <p>(2) 口径 75 mm以上のメーター設置にあたっては、取替えが容易に行えるようにメーター下流に継輪等を設置すること。 なお、屋外での継輪等の設置位置は、メーターきょう内とすること。</p> <p>(3) メーターを凍結するおそれのある構造の建物内等に設置する場合は、メーター等給水用具の凍結防止対策を講じること。 なお、メーターは表示部回転式とし、本市承認のメーターユニットを使用して設置するとともに、メーター設置後は、指示部を検針のし易い方向に合わせること。</p> <p>(4) 複数のメーターを設置する場合は、メーターと使用者（部屋等）との位置関係が明確となるよう適正に配置すること。また、使用者がわかるようメーターきょう内にお客様番号札により表示すること。</p> <p>(5) また、メーター止水用具に、伸縮式止水栓（ボール）を使用した場合は、お客様番号札に「ボール止水栓」と表記されていることを確認すること。伸縮式止水栓（ボール）以外を使用した場合で、お客様番号札に「ボール止水栓」と表記してある時は、その部分を切り落とすこと。</p>	<p>ボール止水栓を使用した場合のお客様番号札設置方法を追記</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
154	<p style="text-align: center;">メーター取付（接続）方法</p> <p>(1) 呼び径 13 mm 接線流羽根車単箱式メーター</p> <p>注) 逆止弁付メーターパッキン（プッシング継手）による取付は、新設工事に限 他の工事については、従来の水栓類ゴムパッキンを用いて取付ること。</p> <p>(2) 呼び径 20、25 mm 接線流羽根車複箱式メーター</p> <p>(3) 呼び径 40 mm たて型軸流羽根車式メーター</p> <p>(4) メーターユニット（接線流羽根車単・複箱式メーター） 呼び径 13、20、25 mm （接線流羽根車単・複箱式メーター）</p> <p>注) 減圧弁を設置する場合は、維持管理を踏まえ、止水栓の直後（メーター手前）に設置すること。</p>	<p style="text-align: center;">メーター取付（接続）方法</p> <p>(1) 呼び径 13 mm 接線流羽根車単箱式メーター</p> <p>注) 逆止弁付メーターパッキン（プッシング継手）及び伸縮式止水栓（ボール）の取付 けは、新設工事に限る。他の工事については、従来の水栓類ゴムパッキンを用いて 取付け、伸縮式止水栓については、甲形及びボールのいずれかを設置すること。</p> <p>(2) 呼び径 20、25 mm 接線流羽根車複箱式メーター</p> <p>(3) 呼び径 40 mm たて型軸流羽根車式メーター</p> <p>(4) メーターユニット（接線流羽根車単・複箱式メーター） 呼び径 13、20、25 mm（接線流羽根車単・複箱式メーター）</p> <p>注) 減圧弁を設置する場合は、維持管理を踏まえ、止水栓の直後（メーター手前）に設置すること。</p>	<p>伸縮式止水栓を 甲からボールへ 変更。注意書き を追記。</p>

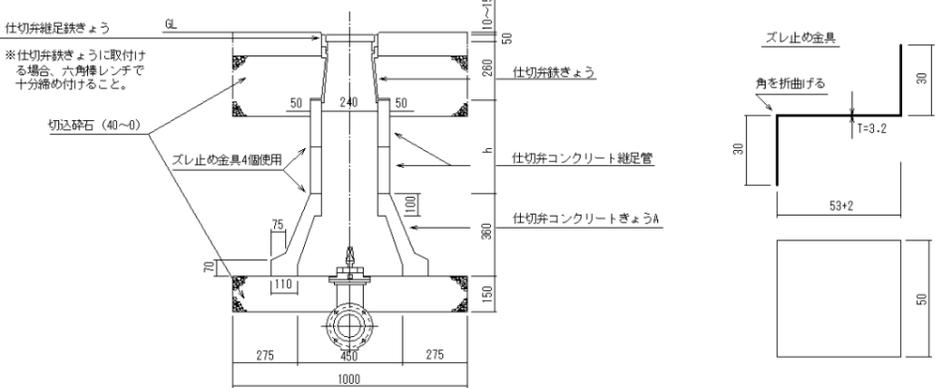
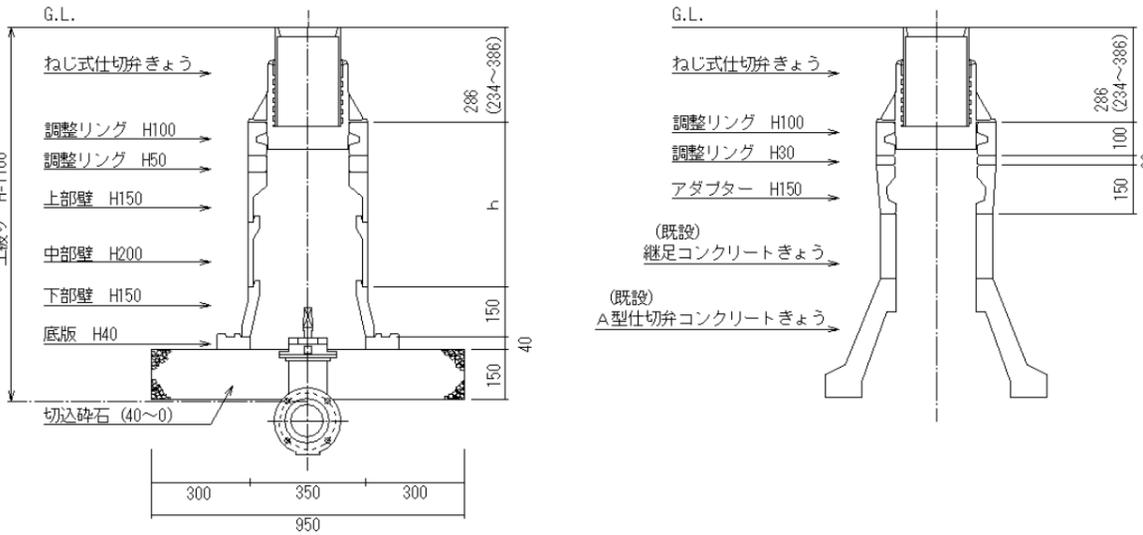
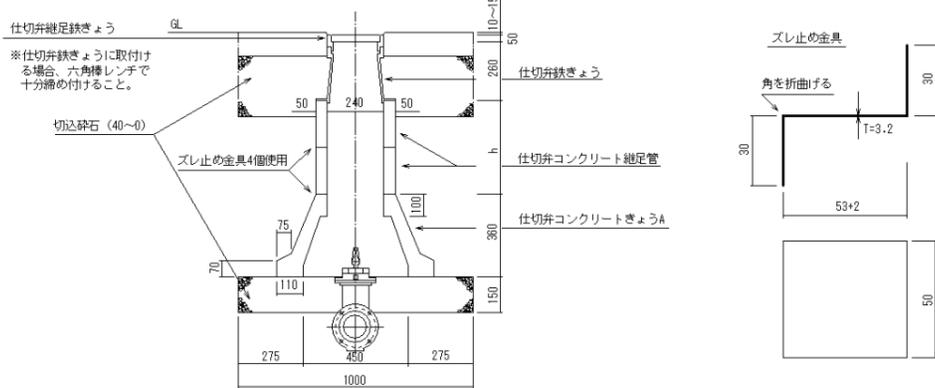
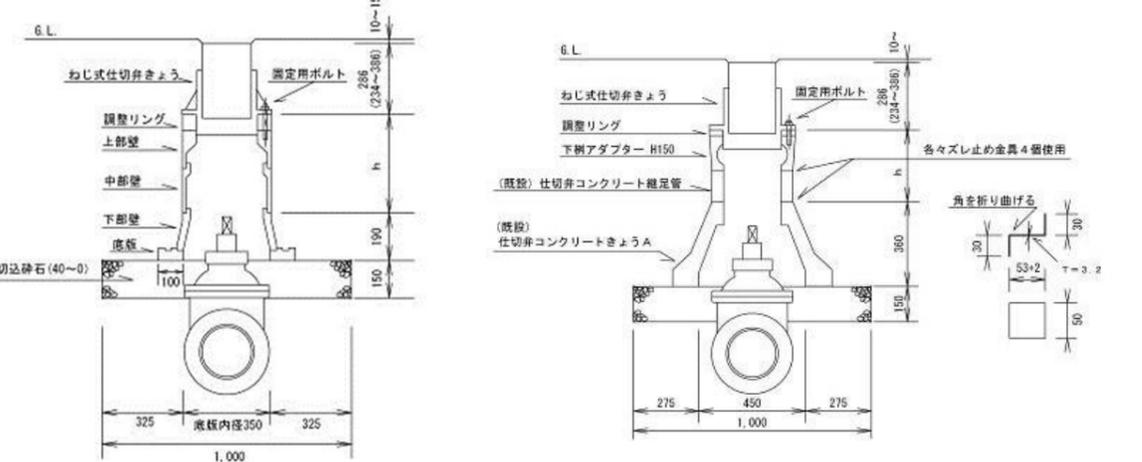
頁	現 行	改 訂 案	摘 要																																																																																														
167	<p>3. 標示シートは、他工事の掘削による折損事故を未然に防止するため敷設するものであり、その敷設位置は地表より 0.7m を標準とする。また、標示シートは織り込んでいるため、これを伸ばして敷設してはならない。なお、宅地内で別に仕様がある場合（官公庁等の発注工事）は、その仕様によることができる。</p> <p>4. 見出標（支給品）は、所有者と協議のうえ耐久構造物に貼り付けし、積雪等で見えなくなる位置とすること。また、見出標に打刻する測定値は 1 cm までとし、m で表示すること。（右図参照） 見出標は次表によること。</p> <div data-bbox="1139 331 1347 483" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>前 12.34 M → 5.67 M</p> </div> <p style="text-align: right;">(単位 mm)</p> <table border="1" data-bbox="234 598 1365 1182"> <thead> <tr> <th>給水用具名</th> <th>呼び径</th> <th>見出標</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分水栓</td> <td>20~50</td> <td>分水栓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易仕切弁</td> <td>50</td> <td>簡易仕切弁</td> <td>割T字（呼び径 50 mm）用</td> </tr> <tr> <td>止水栓</td> <td>13~25</td> <td rowspan="2">止水栓</td> <td rowspan="2">見出標に口径を打刻すること。</td> </tr> <tr> <td>仕切弁</td> <td>30~50</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仕切弁</td> <td rowspan="3">75~350</td> <td>給水弁</td> <td>給水管</td> </tr> <tr> <td>仕切弁</td> <td>配水管及び配水補助管</td> </tr> <tr> <td>排水弁</td> <td>排水用に設置する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>75~100</td> <td>消火弁</td> <td>消火栓用に設置する。</td> </tr> <tr> <td>止水栓・メーター</td> <td>13 以上</td> <td>止水・メーター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メーター</td> <td>13 以上</td> <td>水道メーター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気弁</td> <td></td> <td>空気弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管末端</td> <td></td> <td>給水管末端</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	給水用具名	呼び径	見出標	摘 要	分水栓	20~50	分水栓		簡易仕切弁	50	簡易仕切弁	割T字（呼び径 50 mm）用	止水栓	13~25	止水栓	見出標に口径を打刻すること。	仕切弁	30~50	仕切弁	75~350	給水弁	給水管	仕切弁	配水管及び配水補助管	排水弁	排水用に設置する。		75~100	消火弁	消火栓用に設置する。	止水栓・メーター	13 以上	止水・メーター		メーター	13 以上	水道メーター		空気弁		空気弁		管末端		給水管末端		<p>3. 標示シートは、他工事の掘削による折損事故を未然に防止するため敷設するものであり、その敷設位置は地表より 0.7m を標準とする。また、標示シートは織り込んでいるため、これを伸ばして敷設してはならない。なお、宅地内で別に仕様がある場合（官公庁等の発注工事）は、その仕様によることができる。</p> <p>4. 見出標（支給品）は、所有者と協議のうえ耐久構造物に貼り付けし、積雪等で見えなくなる位置とすること。ただし、宅地内に設置される給水用具の見出標は、所有構造物への貼り付けを原則とする。 また、見出標に打刻する測定値は 1 cm までとし、m で表示すること。（右図参照） 見出標は次表によること。</p> <div data-bbox="2374 331 2582 483" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>前 12.34 M 5.67 M</p> </div> <p style="text-align: right;">(単位 mm)</p> <table border="1" data-bbox="1469 598 2599 1182"> <thead> <tr> <th>給水用具名</th> <th>呼び径</th> <th>見出標</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分水栓</td> <td>20~50</td> <td rowspan="2">分水栓</td> <td rowspan="2">宅地内分岐を除く</td> </tr> <tr> <td>チーヅ分岐</td> <td>20~75×20~75</td> </tr> <tr> <td>簡易仕切弁</td> <td>50</td> <td>簡易仕切弁</td> <td>割T字（呼び径 50 mm）用</td> </tr> <tr> <td>止水栓</td> <td>13~25</td> <td rowspan="2">止水栓</td> <td rowspan="2">見出標に口径を打刻すること。</td> </tr> <tr> <td>仕切弁</td> <td>30~50</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仕切弁</td> <td rowspan="3">75~350</td> <td>給水弁</td> <td>給水管</td> </tr> <tr> <td>仕切弁</td> <td>配水管及び配水補助管</td> </tr> <tr> <td>排水弁</td> <td>排水用に設置する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>75~100</td> <td>消火弁</td> <td>消火栓用に設置する。</td> </tr> <tr> <td>止水栓・メーター</td> <td>13 以上</td> <td>止水・メーター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メーター</td> <td>13 以上</td> <td>水道メーター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気弁</td> <td></td> <td>空気弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管末端</td> <td></td> <td>給水管末端</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	給水用具名	呼び径	見出標	摘 要	分水栓	20~50	分水栓	宅地内分岐を除く	チーヅ分岐	20~75×20~75	簡易仕切弁	50	簡易仕切弁	割T字（呼び径 50 mm）用	止水栓	13~25	止水栓	見出標に口径を打刻すること。	仕切弁	30~50	仕切弁	75~350	給水弁	給水管	仕切弁	配水管及び配水補助管	排水弁	排水用に設置する。		75~100	消火弁	消火栓用に設置する。	止水栓・メーター	13 以上	止水・メーター		メーター	13 以上	水道メーター		空気弁		空気弁		管末端		給水管末端		<p>文言追加</p>
給水用具名	呼び径	見出標	摘 要																																																																																														
分水栓	20~50	分水栓																																																																																															
簡易仕切弁	50	簡易仕切弁	割T字（呼び径 50 mm）用																																																																																														
止水栓	13~25	止水栓	見出標に口径を打刻すること。																																																																																														
仕切弁	30~50																																																																																																
仕切弁	75~350	給水弁	給水管																																																																																														
		仕切弁	配水管及び配水補助管																																																																																														
		排水弁	排水用に設置する。																																																																																														
	75~100	消火弁	消火栓用に設置する。																																																																																														
止水栓・メーター	13 以上	止水・メーター																																																																																															
メーター	13 以上	水道メーター																																																																																															
空気弁		空気弁																																																																																															
管末端		給水管末端																																																																																															
給水用具名	呼び径	見出標	摘 要																																																																																														
分水栓	20~50	分水栓	宅地内分岐を除く																																																																																														
チーヅ分岐	20~75×20~75																																																																																																
簡易仕切弁	50	簡易仕切弁	割T字（呼び径 50 mm）用																																																																																														
止水栓	13~25	止水栓	見出標に口径を打刻すること。																																																																																														
仕切弁	30~50																																																																																																
仕切弁	75~350	給水弁	給水管																																																																																														
		仕切弁	配水管及び配水補助管																																																																																														
		排水弁	排水用に設置する。																																																																																														
	75~100	消火弁	消火栓用に設置する。																																																																																														
止水栓・メーター	13 以上	止水・メーター																																																																																															
メーター	13 以上	水道メーター																																																																																															
空気弁		空気弁																																																																																															
管末端		給水管末端																																																																																															
			<p>文言追加</p>																																																																																														

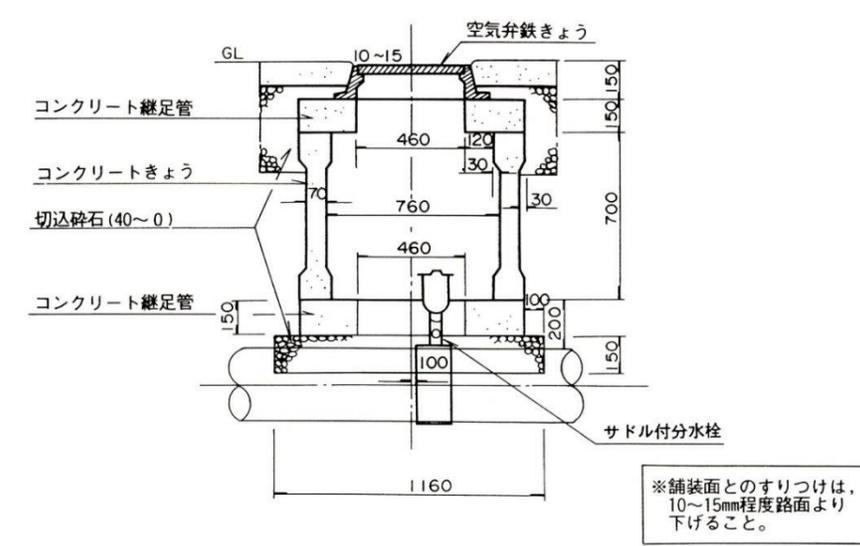
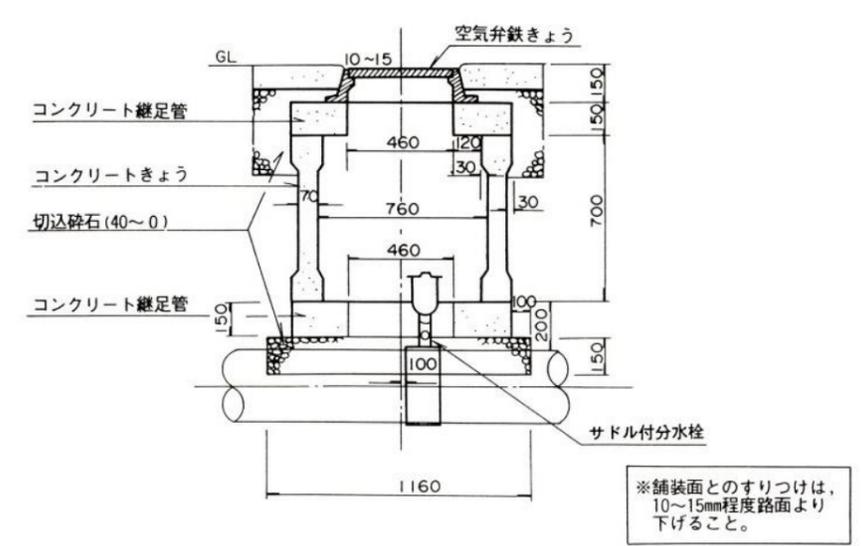
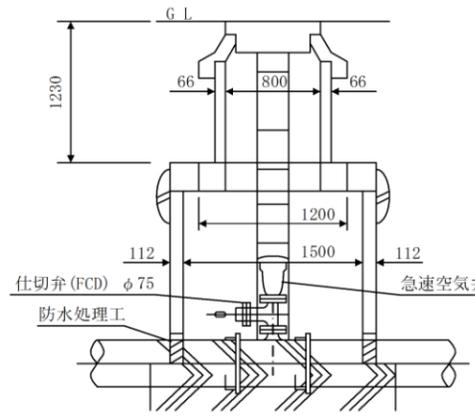
頁	現 行	改 訂 案	摘 要
170	<p>19. 受水槽の管理</p> <p>19. 1 受水槽の管理</p> <div data-bbox="225 411 1383 533" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 受水槽の管理は、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）及び水道事業者の定める給水条例等を遵守し、適正に行う必要がある。</p> </div> <p><解 説> 受水槽及び受水槽以下の設備は、水道法に規定された給水装置ではないが、飲料水等の安全を確保するための重要な設備であることから、法令等を遵守し、適正な管理がなされなければならない。 管理は、設置者（所有者及び管理を行う者等）の責任により行われなければならないが、水道事業者並びに指定事業者から、管理方法及び管理の重要性について十分に説明することが必要である。</p> <p>1. 受水槽を有する施設の区分 受水槽を有する施設には、水道法上の「専用水道」と「貯水槽水道」に区分され、貯水槽水道については、その施設の規模及び受水槽の有効容量によって「簡易専用水道」と「小規模貯水槽水道」に区分される。 （ア）貯水槽水道とは、水道水のみを水源とし（専用水道を除く）、建物内に設置された受水槽を経由して給水する受水槽以降の給水設備の総称をいう。</p> <p>2. 受水槽を有する施設の管理方法等 受水槽を有する施設の管理方法等については、表 19-1 による。</p> <p>3. 受水槽に関する届出 設置者は、「設置の使用を開始した場合」、「設備等に変更が生じた場合」、「設備等を廃止（休止）した場合」は、関係機関（札幌市保険福祉局保健所及び札幌市水道局）に届出なければならない。</p> <p>19.2 貯水槽水道の管理</p> <div data-bbox="225 1325 1383 1488" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。（水道法第 14 条第 2 項第 5 号）</p> </div> <p><解 説> 貯水槽水道の管理は、設置者（所有者及び管理を行う者等）が適正に管理し、その指導監督については札幌市保健所が行っていたが、平成 13 年度の水道法改正に伴い、水道事業者及び貯水槽水道の設置者の責任に関する事項を供給規程に定めることとなった。 本市においても、給水条例の中で、次に掲げる事項を定めている。</p>	<p>19. 受水槽の管理</p> <p>19. 1 受水槽の管理</p> <div data-bbox="1463 411 2620 533" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 受水槽の管理は、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）及び水道事業者の定める給水条例等を遵守し、適正に行う必要がある。</p> </div> <p><解 説> 受水槽及び受水槽以下の設備は、水道法に規定された給水装置ではないが、飲料水等の安全を確保するための重要な設備であることから、法令等を遵守し、適正な管理がなされなければならない。 管理は、設置者（所有者及び管理を行う者等）の責任により行われなければならないが、水道事業者並びに指定事業者から、管理方法及び管理の重要性について十分に説明することが必要である。</p> <p>1. 受水槽を有する施設の区分 受水槽を有する施設には、水道法上の「専用水道」と「貯水槽水道」に区分され、貯水槽水道については、その施設の規模及び受水槽の有効容量によって「簡易専用水道」と「小規模貯水槽水道」に区分される。 （ア）貯水槽水道とは、水道水のみを水源とし（専用水道を除く）、建物内に設置された受水槽を経由して給水する受水槽以降の給水設備の総称をいう。</p> <p>2. 受水槽を有する施設の管理方法等 受水槽を有する施設の管理方法等については、表 19-1 による。</p> <p>3. 受水槽に関する届出 設置者は、「設備の使用を開始した場合」、「設備等に変更が生じた場合」、「設備等を廃止（休止）した場合」は、関係機関（札幌市保険福祉局保健所及び札幌市水道局）に必要に応じて届出なければならない。</p> <p>19.2 貯水槽水道の管理</p> <div data-bbox="1463 1325 2620 1488" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。（水道法第 14 条第 2 項第 5 号）</p> </div> <p><解 説> 貯水槽水道の管理は、設置者（所有者及び管理を行う者等）が適正に管理し、その指導監督については札幌市保健所が行っていたが、平成 13 年度の水道法改正に伴い、水道事業者及び貯水槽水道の設置者の責任に関する事項を供給規程に定めることとなった。 本市においても、給水条例の中で、次に掲げる事項を定めている。</p>	<p>文言整理</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要																																																																						
171	<p>1. 管理者の責任（給水条例 22 条の 2）</p> <p>(1) 管理者は、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、当該貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査について、指導、助言及び勧告を行うことができる。</p> <p>(2) 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、当該貯水槽水道の管理状況その他貯水槽水道に関する情報を提供するものとする。</p> <p>2. 設置者の責任（給水条例 22 条の 3）</p> <p>(1) 貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者は、法第 34 条の 2 に定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。</p> <p>(2) 簡易専用水道以外の貯水槽水道（小規模貯水槽水道）の設置者は、管理者が別に定める基準に従い、当該貯水槽水道を管理するよう努めるとともに、管理者が別に定めるところにより、その管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。</p> <p>3. 貯水槽水道の管理基準（給水条例施行規程第 15 条の 2）</p> <p>本市では、貯水槽水道利用者の不安感を払拭し、清浄な水を確保するため、設置者に対し衛生管理の徹底を図るための管理基準等を定めている。</p> <p>(1) 管理基準</p> <table border="1" data-bbox="261 745 1353 1129"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水槽の清掃</td> <td>1 年以内ごとに 1 回、定期に行うこと。</td> </tr> <tr> <td>水槽の点検</td> <td>水槽及び周囲等の点検を行い、有害物や汚水等によって水が汚染されるのを防止するための必要な措置を講ずること。</td> </tr> <tr> <td>水質の検査</td> <td>給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>緊急時の措置</td> <td>供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 管理の状況に関する検査（札幌市水道局貯水槽水道管理指導要領）</p> <p>ア 水質の管理</p> <p>(ア) 給水栓末端における水の色、濁り、臭い及び味等の異常の有無についての検査及び残留塩素の有無に関する検査を、7 日以内ごとに 1 回、定期に行うこと。ただし、床下型貯水槽を設けている場合は、毎日行うこと。</p> <p>(イ) 前号アの検査のほか、下表に掲げる項目の検査を、1 年以内ごとに 1 回、定期に行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="281 1392 1353 1900"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般細菌</td> <td>1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。</td> </tr> <tr> <td>大腸菌</td> <td>検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td>硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素</td> <td>10mg/ℓ 以下であること。</td> </tr> <tr> <td>鉄及びその化合物</td> <td>鉄の量に関して 0.3mg/ℓ 以下であること。</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン</td> <td>200mg/ℓ 以下であること。</td> </tr> <tr> <td>有機物(全有機炭素(TOC)の量)</td> <td>3mg/ℓ 以下であること。</td> </tr> <tr> <td>pH 値</td> <td>5.8 以上 8.6 以下であること。</td> </tr> <tr> <td>味</td> <td>異常でないこと。</td> </tr> <tr> <td>臭気</td> <td>異常でないこと。</td> </tr> <tr> <td>色度</td> <td>5 度以下であること。</td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td>2 度以下であること。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準	水槽の清掃	1 年以内ごとに 1 回、定期に行うこと。	水槽の点検	水槽及び周囲等の点検を行い、有害物や汚水等によって水が汚染されるのを防止するための必要な措置を講ずること。	水質の検査	給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。	緊急時の措置	供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。	項 目	基 準	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。	大腸菌	検出されないこと。	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ 以下であること。	鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3mg/ℓ 以下であること。	塩化物イオン	200mg/ℓ 以下であること。	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ 以下であること。	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。	味	異常でないこと。	臭気	異常でないこと。	色度	5 度以下であること。	濁度	2 度以下であること。	<p>1. 管理者の責任（給水条例 22 条の 2）</p> <p>(1) 管理者は、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、当該貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査について、指導、助言及び勧告を行うことができる。</p> <p>(2) 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、当該貯水槽水道の管理状況その他貯水槽水道に関する情報を提供するものとする。</p> <p>2. 設置者の責任（給水条例 22 条の 3）</p> <p>(1) 貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者は、法第 34 条の 2 に定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。</p> <p>(2) 簡易専用水道以外の貯水槽水道（小規模貯水槽水道）の設置者は、管理者が別に定める基準に従い、当該貯水槽水道を管理するよう努めるとともに、管理者が別に定めるところにより、その管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。</p> <p>3. 貯水槽水道の管理基準（給水条例施行規程第 15 条の 2）</p> <p>本市では、貯水槽水道利用者の不安感を払拭し、清浄な水を確保するため、設置者に対し衛生管理の徹底を図るための管理基準等を定めている。</p> <p>(1) 管理基準</p> <table border="1" data-bbox="1498 745 2591 1129"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水槽の清掃</td> <td>毎年 1 回以上定期に行うこと。</td> </tr> <tr> <td>水槽の点検</td> <td>水槽及び周囲等の点検を行い、有害物や汚水等によって水が汚染されるのを防止するための必要な措置を講ずること。</td> </tr> <tr> <td>水質の検査</td> <td>給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>緊急時の措置</td> <td>供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 管理の状況に関する検査（札幌市水道局貯水槽水道管理指導要領）</p> <p>ア 水質の管理</p> <p>(ア) 給水栓末端における水の色、濁り、臭い及び味等の異常の有無についての検査及び残留塩素の有無に関する検査を、7 日以内ごとに 1 回、定期に行うこと。ただし、床下型貯水槽を設けている場合は、毎日行うこと。</p> <p>(イ) 前号アの検査のほか、下表に掲げる項目の検査を、1 年以内ごとに 1 回、定期に行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="1519 1392 2591 1900"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般細菌</td> <td>1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。</td> </tr> <tr> <td>大腸菌</td> <td>検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td>亜硝酸態窒素</td> <td>0.04 mg/ℓ 以下であること。</td> </tr> <tr> <td>硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素</td> <td>10mg/ℓ 以下であること。</td> </tr> <tr> <td>鉄及びその化合物</td> <td>鉄の量に関して 0.3mg/ℓ 以下であること。</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン</td> <td>200mg/ℓ 以下であること。</td> </tr> <tr> <td>有機物(全有機炭素(TOC)の量)</td> <td>3mg/ℓ 以下であること。</td> </tr> <tr> <td>pH 値</td> <td>5.8 以上 8.6 以下であること。</td> </tr> <tr> <td>味</td> <td>異常でないこと。</td> </tr> <tr> <td>臭気</td> <td>異常でないこと。</td> </tr> <tr> <td>色度</td> <td>5 度以下であること。</td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td>2 度以下であること。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準	水槽の清掃	毎年 1 回以上定期に行うこと。	水槽の点検	水槽及び周囲等の点検を行い、有害物や汚水等によって水が汚染されるのを防止するための必要な措置を講ずること。	水質の検査	給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。	緊急時の措置	供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。	項 目	基 準	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。	大腸菌	検出されないこと。	亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ 以下であること。	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ 以下であること。	鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3mg/ℓ 以下であること。	塩化物イオン	200mg/ℓ 以下であること。	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ 以下であること。	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。	味	異常でないこと。	臭気	異常でないこと。	色度	5 度以下であること。	濁度	2 度以下であること。	<p>施行規程改正に合わせて変更</p> <p>要領の改訂に合わせて追加</p>
項 目	基 準																																																																								
水槽の清掃	1 年以内ごとに 1 回、定期に行うこと。																																																																								
水槽の点検	水槽及び周囲等の点検を行い、有害物や汚水等によって水が汚染されるのを防止するための必要な措置を講ずること。																																																																								
水質の検査	給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。																																																																								
緊急時の措置	供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。																																																																								
項 目	基 準																																																																								
一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。																																																																								
大腸菌	検出されないこと。																																																																								
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ 以下であること。																																																																								
鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3mg/ℓ 以下であること。																																																																								
塩化物イオン	200mg/ℓ 以下であること。																																																																								
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ 以下であること。																																																																								
pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。																																																																								
味	異常でないこと。																																																																								
臭気	異常でないこと。																																																																								
色度	5 度以下であること。																																																																								
濁度	2 度以下であること。																																																																								
項 目	基 準																																																																								
水槽の清掃	毎年 1 回以上定期に行うこと。																																																																								
水槽の点検	水槽及び周囲等の点検を行い、有害物や汚水等によって水が汚染されるのを防止するための必要な措置を講ずること。																																																																								
水質の検査	給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。																																																																								
緊急時の措置	供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。																																																																								
項 目	基 準																																																																								
一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。																																																																								
大腸菌	検出されないこと。																																																																								
亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ 以下であること。																																																																								
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ 以下であること。																																																																								
鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3mg/ℓ 以下であること。																																																																								
塩化物イオン	200mg/ℓ 以下であること。																																																																								
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ 以下であること。																																																																								
pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。																																																																								
味	異常でないこと。																																																																								
臭気	異常でないこと。																																																																								
色度	5 度以下であること。																																																																								
濁度	2 度以下であること。																																																																								

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
172	<p>(ウ) 前号イの検査については、原則として建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）により知事登録を受けた者に委託すること。</p> <p>イ 貯水槽の管理</p> <p>(ア) 貯水槽は、亀裂、漏水、腐食等がないよう適切に管理すること。</p> <p>(イ) 貯水槽の外壁及び周囲は、常に清潔にし、飲料水を汚染させるおそれのないよう適切に管理すること。</p> <p>(ウ) 貯水槽の点検は、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。また、地震、凍結、大雨時等、水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときは、速やかに点検を行うこと。</p> <p>(エ) 貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。</p> <p>(オ) 貯水槽の清掃については、原則として建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）により知事登録を受けた者に委託すること。</p> <p>ウ 給水ポンプの管理</p> <p>(ア) 給水ポンプが適正に作動するよう管理すること。</p> <p>(イ) 給水ポンプの点検は、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。</p> <p>エ その他の設備の管理</p> <p>貯水槽を地下に設置している場合は、排水用ポンプの点検を7日以内ごとに1回、定期に行うこと。</p>	<p>(ウ) 前号イの検査については、原則として建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）により知事登録を受けた者に委託すること。</p> <p>イ 貯水槽の管理</p> <p>(ア) 貯水槽は、亀裂、漏水、腐食等がないよう適切に管理すること。</p> <p>(イ) 貯水槽の外壁及び周囲は、常に清潔にし、飲料水を汚染させるおそれのないよう適切に管理すること。</p> <p>(ウ) 貯水槽の点検は、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。また、地震、凍結、大雨時等、水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときは、速やかに点検を行うこと。</p> <p>(エ) 貯水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。</p> <p>(オ) 貯水槽の清掃については、原則として建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）により知事登録を受けた者に委託すること。</p> <p>ウ 給水ポンプの管理</p> <p>(ア) 給水ポンプが適正に作動するよう管理すること。</p> <p>(イ) 給水ポンプの点検は、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。</p> <p>エ その他の設備の管理</p> <p>貯水槽を地下に設置している場合は、排水用ポンプの点検を7日以内ごとに1回、定期に行うこと。</p>	<p>施行規程改正に合わせて変更</p>

頁	改 訂 案					摘 要
173	表-19-1 受水槽を有する施設等の管理区分					
	区分	定義	管理方法	検査	関係法令等	
	専用水道	1. 自己水源の場合 (1) 100 人超の居住者に水を供給 (2) 1 日最大給水量が 20 m ³ 超 2. 上水道の水のみの水源の場合 1 の条件を満たし次に該当するもの。 (1) 口径 25 mm 以上の導管 1500m 超 (2) 貯水槽の有効容量の合計 100 m ³ 超	所有者は都道府県知事又は保健所設置市に、付設前の確認、新設時の申請を行い、水質検査、施設検査を行う。 水道技術管理者を置き、定期又は臨時の水質検査を実施。 色、濁り、残塩：1 日 1 回（水栓で 0.1 mg/ℓ以上）	1 ヶ月に 1 回、自ら設けた検査施設か、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者への委託により水質検査（水質基準省令の項目）を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 水道法 第 3 条 6 項 水道法 第 32 条 水道法 第 33 条 水道法 第 34 条 水道法施行令 第 1 条 	
	貯水槽水道	1. 建築物の延べ面積 3000 m ² 以上の次に該当するもの。 (1) 興業場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場 (2) 店舗又は事務所 (3) 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の学校（研修所含む） (4) 旅館 2. 建築物の延べ面積 8000 m ² 以上の学校教育法第 1 条に規定する学校	所有者は建築物環境衛生管理技術者を選任し、管理させ、維持管理に関する帳簿書類を備えること。 残塩：7 日以内ごとに 1 回 0.1 mg/ℓ以上 水質：水質基準省令の特定項目：6 ヶ月以内ごとに 1 回 消毒副生成物項目：毎年 6/1～9/30 に 1 回 清掃：毎年 1 回以上	毎年 1 回以上定期的に登録検査機関へ管理の状況を示す書類を提出し、書類検査を受けること。	<ul style="list-style-type: none"> 水道法 第 3 条 7 項 水道法 第 34 条の 2 建築物における衛生環境の確保に関する法律（建築物衛生法） 	施行規程及び要領改正に合わせて変更
		上水道からの水のみを水源とし、上記以外で貯水槽の有効容量の合計が 10 m ³ を超えるもの。	設置者又は使用者の管理 清掃：毎年 1 回以上 水質：給水栓における水の色、味等に注意し、異常のときは水質検査	毎年 1 回以上定期的に登録検査機関の検査を受けること。	<ul style="list-style-type: none"> 水道法 第 3 条 7 項 水道法 第 34 条の 2 「水道法第 14 条 2 項第 5 号」 各水道事業者で供給規程に水道事業者及び貯水槽水道設置者それぞれの責任に関する事項を定めることとしている。 本市においては、以下のとおりとしている。	
	小規模貯水槽水道	上水道からの水のみを水源とし、貯水槽の有効容量の合計が 10 m ³ 以下のもの。	設置者が、簡易専用水道に準じた管理を行うよう努めることとしている。	設置者が、簡易専用水道に準じた検査を行うよう努めることとしている。	<ul style="list-style-type: none"> 給水条例 第 22 条の 2 給水条例 第 22 条の 3 給水条例施行規程 第 15 条の 2 （簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理基準及び検査） 札幌市水道局貯水槽水道管理指導要領 （貯水槽水道の管理等） 札幌市簡易専用水道指導要領 札幌市給水設備の構造及び維持管理に関する指導要綱 （小規模貯水槽水道の給水設備の構造や維持管理） 	

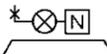
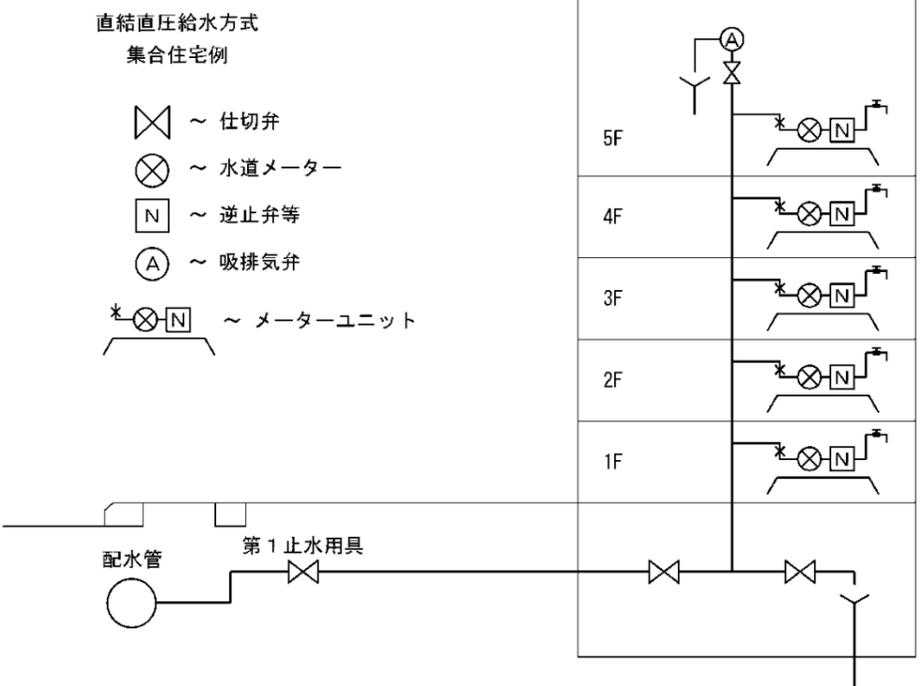
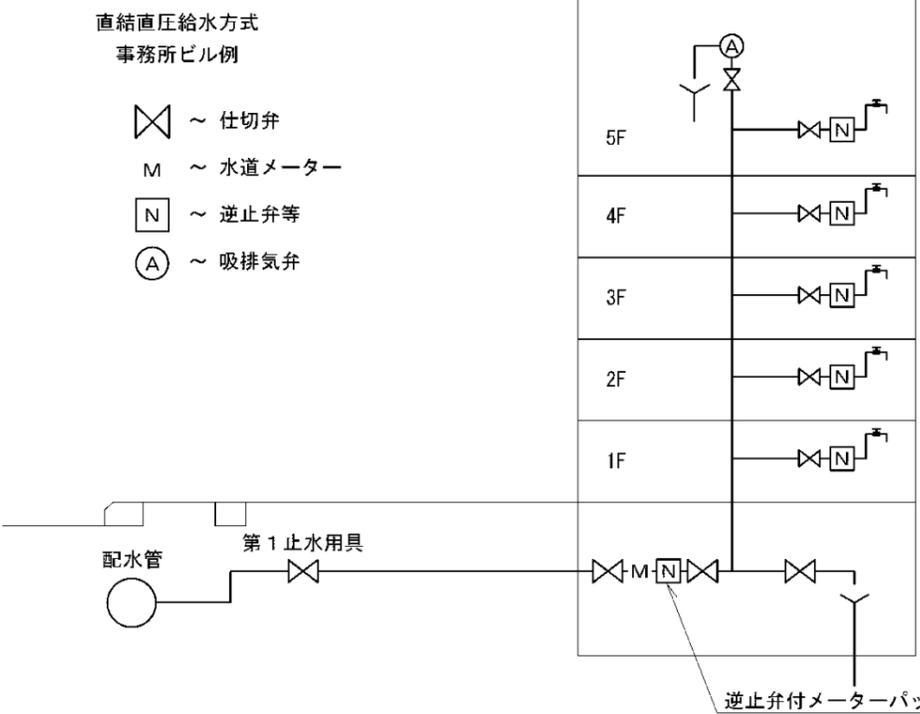
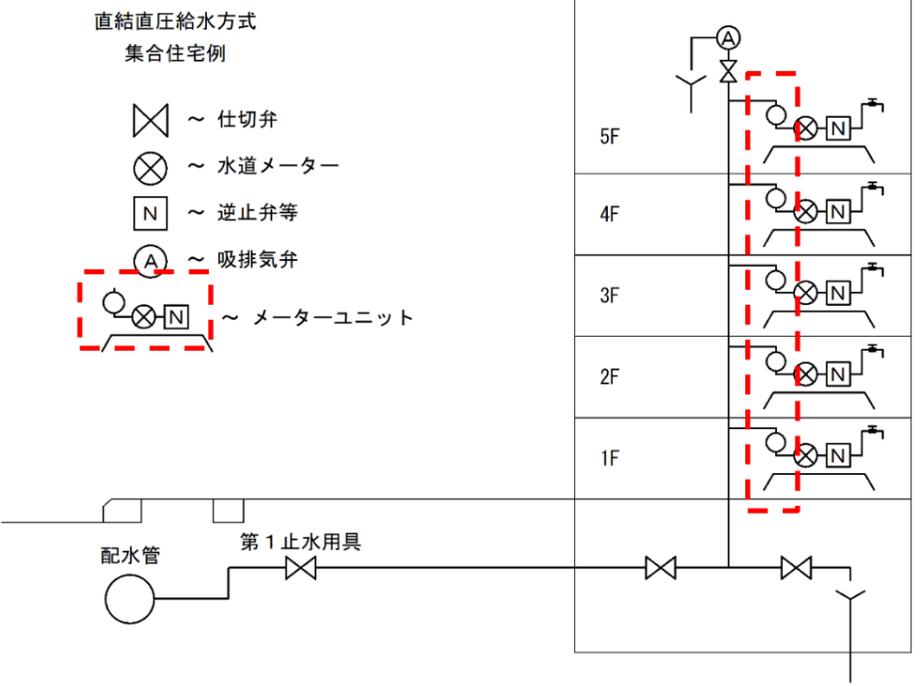
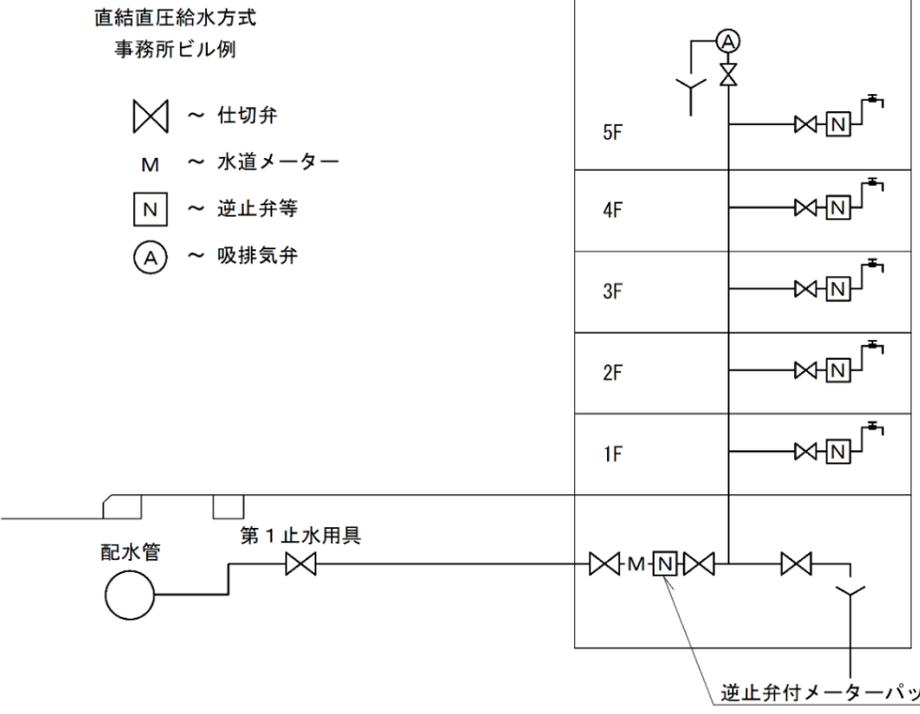
頁	現 行	改 訂 案	摘 要
174	<p style="text-align: center;">20. 標 準 図</p> <p>20. 1 仕切弁きょう・空気弁きょう・消火栓・消火栓標識設置標準図</p> <p>(1) 仕 切 弁 き ょ う A 型</p>  <p>注) 口径表示プレート及びソフトシール仕切弁表示カードを鉄蓋に取付けること。</p> <p>(2) 水道用ねじ式仕切弁きょう</p> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 新設の場合 既設流用の場合 </p> 	<p style="text-align: center;">20. 標 準 図</p> <p>20. 1 仕切弁きょう・空気弁きょう・消火栓・消火栓標識設置標準図</p> <p>(1) 仕 切 弁 き ょ う A 型</p>  <p>注) 口径表示プレート及びソフトシール仕切弁表示カードを鉄蓋に取付けること。</p> <p>(2) 水道用ねじ式仕切弁きょう</p> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 新設の場合 既設流用の場合 </p>  <p>※ 鉄蓋を閉める際は、ショックハンマー等で上蓋周囲を軽く叩きながら蓋を上部枠に対して水平状態を確保し、最後に蓋中心を強く叩き上蓋を食い込ませ、ガタツキがないこと及び完全に閉まっていることを確認しなければならない。</p> <p>※ 鉄蓋を開ける際は、必ず専用工具を使用し、金づちで叩いて開けてはならない。</p>	<p style="text-align: center;">図の変更</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
174	<p>(3) 空 気 弁</p> 	<p>(3) 空 気 弁</p>   <p>※舗装面とのすりつけは、10~15mm程度路面より下げること。</p>	<p>図の追加</p>

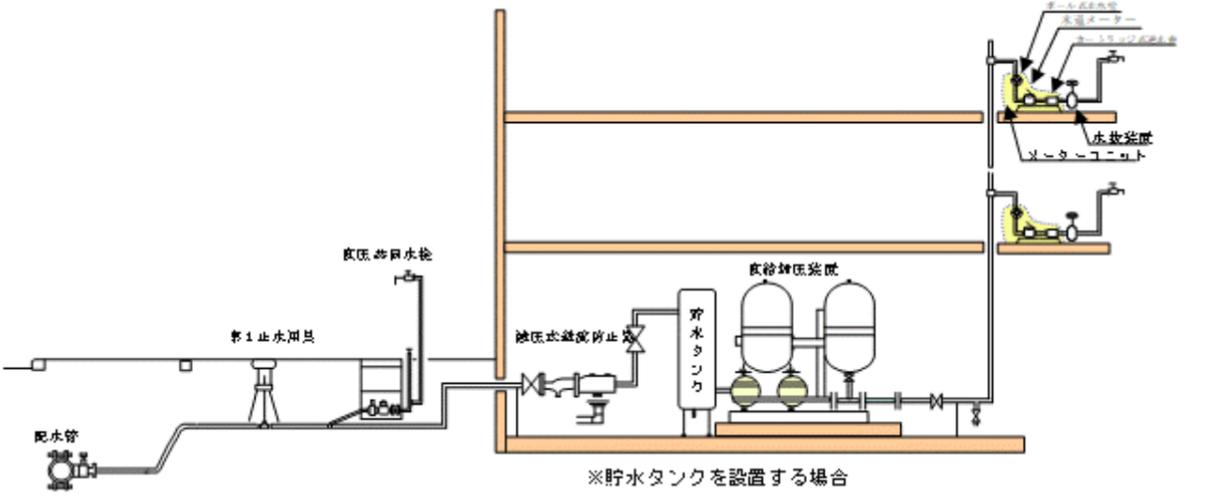
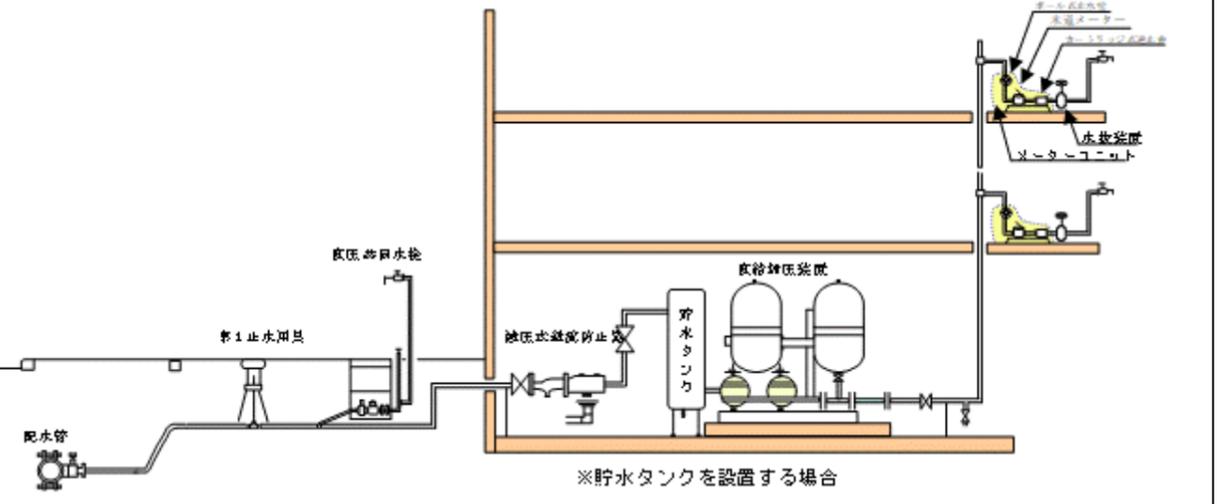
頁	現 行	改 訂 案	摘 要
176	<p>(4) 消 火 栓</p> <p>D:許可条件の砕石厚 H:国道は1,200以上、その他の道路は1,100以上</p> <p>中切りボルト せん柱 H=30mm 地中直管</p>	<p>(4) 消 火 栓</p> <p>せん柱 中切りボルト 70 30 地中直管</p>	
	<p>注 1. 仕切弁、空気弁については、砂利道及びアスファルト乳剤の場合、縁石を取付けること。 なお、この場合、鉄きょうと縁石の間は、常温合材又はアスファルトを詰めること。</p> <p>注 2. せん柱と地中直管のフランジ接合部は、4 本の中切ボルトで固定すること。 なお、双口消火栓の場合は、6 箇所を取付穴のうち 2 箇所はボルトを取付けずにフリーの状態にしておくこと。</p>	<p>注 1. 仕切弁、空気弁については、砂利道及びアスファルト乳剤の場合、縁石を取付けること。 なお、この場合、鉄きょうと縁石の間は、常温合材又はアスファルトを詰めること。</p> <p>注 2. せん柱と地中直管のフランジ接合部は、4 本の中切ボルトで固定すること。 なお、双口消火栓の場合は、6 箇所を取付穴のうち 2 箇所はボルトを取付けずにフリーの状態にしておくこと。</p>	

頁	現 行	改 訂 案	摘 要																																																																																																
	<p>(直結直圧給水事前協議申請書 申請者→水道局窓口) (装25-1)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>課長</td> <td>係長</td> <td>係</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">直結直圧給水事前協議申請書</p> <p>札幌市水道事業管理者 水道局長</p> <p style="text-align: right;">(事前協議申請者) 住 所 氏 名 印 (Tel - -)</p> <p style="text-align: center;">下記の建物に直結直圧給水したいので事前協議を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>受付番号</td> <td>平成 年度-</td> <td>受付日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>建築主</td> <td colspan="3">住所 氏名 (Tel - -)</td> </tr> <tr> <td>建築場所</td> <td colspan="3">札幌市 区</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物概要</td> <td colspan="3">建築物 : <input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>既設(各戸検針:<input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">給水装置 : <input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>撤去新設 <input type="checkbox"/>既設 しゅん功(通水)予定日: 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計画使用水量</td> <td colspan="3">1日最大使用水量 m³/D ・ 瞬時最大流量 ℓ/s</td> </tr> <tr> <td colspan="3">分岐口径 配水支管 mm × 取出し給水管 mm</td> </tr> <tr> <td>宅地・道路標高</td> <td colspan="3">宅地標高と配水支管埋設道路標高の高低差 宅地標高EL m - 道路標高 m = 高低差 m</td> </tr> <tr> <td>建築高</td> <td colspan="3">建築高さ m ・ 最上階までの立上り管高さ m</td> </tr> <tr> <td>関係添付図</td> <td colspan="3">(1) 管理図1/500(A-4) (2) 住宅地図(A-4)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3">各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし検針・取替えが容易にできる構造とします。</td> </tr> </table> <p>※太線内の必要事項を記載のうえ、関係図面を添えて申請すること。 ※業務用ビルは、階数と業態を記載すること。 (記載例: 1～2階事務所、3階事務所、4～5階住宅)</p>	課長	係長	係				受付番号	平成 年度-	受付日	平成 年 月 日	建築主	住所 氏名 (Tel - -)			建築場所	札幌市 区			建物概要	建築物 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設(各戸検針: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)			給水装置 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 撤去新設 <input type="checkbox"/> 既設 しゅん功(通水)予定日: 平成 年 月 日			計画使用水量	1日最大使用水量 m ³ /D ・ 瞬時最大流量 ℓ/s			分岐口径 配水支管 mm × 取出し給水管 mm			宅地・道路標高	宅地標高と配水支管埋設道路標高の高低差 宅地標高EL m - 道路標高 m = 高低差 m			建築高	建築高さ m ・ 最上階までの立上り管高さ m			関係添付図	(1) 管理図1/500(A-4) (2) 住宅地図(A-4)			備考	各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし検針・取替えが容易にできる構造とします。			<p>(直結直圧給水事前協議申請書 申請者→水道局窓口) (装25-1)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>課長</td> <td>係長</td> <td>係</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">直結直圧給水事前協議申請書</p> <p>札幌市水道事業管理者 水道局長</p> <p style="text-align: right;">(事前協議申請者) 住 所 氏 名 印 (Tel - -)</p> <p style="text-align: center;">下記の建物に直結直圧給水したいので事前協議を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>受付番号</td> <td>年度-</td> <td>受付日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>建築主</td> <td colspan="3">住所 氏名 (Tel - -)</td> </tr> <tr> <td>建築場所</td> <td colspan="3">札幌市 区</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物概要</td> <td colspan="3">建築物 : <input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>既設(各戸検針:<input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">給水装置 : <input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>撤去新設 <input type="checkbox"/>既設 しゅん功(通水)予定日: 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計画使用水量</td> <td colspan="3">1日最大使用水量 m³/D ・ 瞬時最大流量 ℓ/s</td> </tr> <tr> <td colspan="3">分岐口径 配水支管 mm × 取出し給水管 mm</td> </tr> <tr> <td>宅地・道路標高</td> <td colspan="3">宅地標高と配水支管埋設道路標高の高低差 宅地標高EL m - 道路標高 m = 高低差 m</td> </tr> <tr> <td>建築高</td> <td colspan="3">建築高さ m ・ 最上階までの立上り管高さ m</td> </tr> <tr> <td>関係添付図</td> <td colspan="3">(1) 管理図1/500(A-4) (2) 住宅地図(A-4)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3">各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし検針・取替えが容易にできる構造とします。</td> </tr> </table> <p>※太線内の必要事項を記載のうえ、関係図面を添えて申請すること。 ※業務用ビルは、階数と業態を記載すること。 (記載例: 1～2階事務所、3階事務所、4～5階住宅)</p>	課長	係長	係				受付番号	年度-	受付日	年 月 日	建築主	住所 氏名 (Tel - -)			建築場所	札幌市 区			建物概要	建築物 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設(各戸検針: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)			給水装置 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 撤去新設 <input type="checkbox"/> 既設 しゅん功(通水)予定日: 年 月 日			計画使用水量	1日最大使用水量 m ³ /D ・ 瞬時最大流量 ℓ/s			分岐口径 配水支管 mm × 取出し給水管 mm			宅地・道路標高	宅地標高と配水支管埋設道路標高の高低差 宅地標高EL m - 道路標高 m = 高低差 m			建築高	建築高さ m ・ 最上階までの立上り管高さ m			関係添付図	(1) 管理図1/500(A-4) (2) 住宅地図(A-4)			備考	各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし検針・取替えが容易にできる構造とします。			<p>元号削除</p>
課長	係長	係																																																																																																	
受付番号	平成 年度-	受付日	平成 年 月 日																																																																																																
建築主	住所 氏名 (Tel - -)																																																																																																		
建築場所	札幌市 区																																																																																																		
建物概要	建築物 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設(各戸検針: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)																																																																																																		
	給水装置 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 撤去新設 <input type="checkbox"/> 既設 しゅん功(通水)予定日: 平成 年 月 日																																																																																																		
計画使用水量	1日最大使用水量 m ³ /D ・ 瞬時最大流量 ℓ/s																																																																																																		
	分岐口径 配水支管 mm × 取出し給水管 mm																																																																																																		
宅地・道路標高	宅地標高と配水支管埋設道路標高の高低差 宅地標高EL m - 道路標高 m = 高低差 m																																																																																																		
建築高	建築高さ m ・ 最上階までの立上り管高さ m																																																																																																		
関係添付図	(1) 管理図1/500(A-4) (2) 住宅地図(A-4)																																																																																																		
備考	各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし検針・取替えが容易にできる構造とします。																																																																																																		
課長	係長	係																																																																																																	
受付番号	年度-	受付日	年 月 日																																																																																																
建築主	住所 氏名 (Tel - -)																																																																																																		
建築場所	札幌市 区																																																																																																		
建物概要	建築物 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設(各戸検針: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)																																																																																																		
	給水装置 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 撤去新設 <input type="checkbox"/> 既設 しゅん功(通水)予定日: 年 月 日																																																																																																		
計画使用水量	1日最大使用水量 m ³ /D ・ 瞬時最大流量 ℓ/s																																																																																																		
	分岐口径 配水支管 mm × 取出し給水管 mm																																																																																																		
宅地・道路標高	宅地標高と配水支管埋設道路標高の高低差 宅地標高EL m - 道路標高 m = 高低差 m																																																																																																		
建築高	建築高さ m ・ 最上階までの立上り管高さ m																																																																																																		
関係添付図	(1) 管理図1/500(A-4) (2) 住宅地図(A-4)																																																																																																		
備考	各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし検針・取替えが容易にできる構造とします。																																																																																																		

頁	現 行	改 訂 案	摘 要																																																																																																																																																						
189	<p>(直結加圧給水事前協議申請書 申請者→水道局窓口) (装-26-1)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>課 長</td> <td>係 長</td> <td>係</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">直結加圧給水事前協議申請書</p> <p>札幌市水道事業管理者 水道局長</p> <p style="text-align: right;">(事前協議申請者) 住 所 氏 名 印 (Tel. - -)</p> <p style="text-align: center;">下記の建物に直結加圧給水したいので事前協議を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>受 付 番 号</td> <td>平成 年度-</td> <td>受 付 日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>建 築 主</td> <td colspan="3">住所 氏名 (Tel. - -)</td> </tr> <tr> <td>建 築 場 所</td> <td colspan="3">札幌市 区</td> </tr> <tr> <td>他 の 給 水 方 式 と の 併 用</td> <td colspan="3"><input type="checkbox"/>なし (直圧共同水栓のみ) <input type="checkbox"/>直圧 (階~ 階) <input type="checkbox"/>受水槽 (階~ 階)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建 物 概 要</td> <td colspan="3">建築物 : <input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>既設 (各戸検針: <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">給水装置 : <input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>既設</td> </tr> <tr> <td colspan="3">しゅん功 (通水) 予定日 : 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>建物階高</td> <td>給水階高</td> <td>建物業態</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>建物業態内訳 ・住宅用_____戸×_____棟 ・業務用_____戸~床面積延_____㎡ ・業態_____</td> </tr> <tr> <td>_____階建</td> <td>_____階</td> <td><input type="checkbox"/>住宅専用ビル <input type="checkbox"/>業務専用ビル <input type="checkbox"/>住業併用ビル</td> <td>直結加圧装置設置階高 _____階 直圧共同水栓設置場所 <input type="checkbox"/>屋内 <input type="checkbox"/>屋外 ※冬期間も使用可能なこと。</td> </tr> <tr> <td>計 画 使 用 水 量</td> <td colspan="3">1日最大使用水量 m³/D ・ 瞬時最大流量 ℓ/s (ℓ/min)</td> </tr> <tr> <td>分 岐 口 径</td> <td colspan="3">配水支管 mm × 取出し給水管 mm</td> </tr> <tr> <td>ポ ン プ 型 式</td> <td colspan="3">(1) メーカー名 (2) 型式名</td> </tr> <tr> <td>ポ ン プ 仕 様</td> <td colspan="3">(1) ポンプ口径 mm (2) 最大給水量 ℓ/min</td> </tr> <tr> <td>宅 地 ・ 道 路 標 高</td> <td colspan="3">宅地標高と配水支管埋設道路標高の高低差 宅地標高EL m-道路標高 m=高低差 m</td> </tr> <tr> <td>建 築 高</td> <td colspan="3">建築高さ m・給水管立上り高さ m</td> </tr> <tr> <td>関 係 添 付 図</td> <td colspan="3">(1) 管理図1/500(A-4) (2) 住宅地図 (A-4)</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="3">各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし検針・取替えが容易にできる構造とします。</td> </tr> </table> <p>※太線内の必要事項を記載のうえ、関係図面を添えて申請すること。 ※業務用ビルは、階数と業態を記載すること。 (記載例：1～2階事務所、3階事務所、4～10階住宅)</p>	課 長	係 長	係				受 付 番 号	平成 年度-	受 付 日	平成 年 月 日	建 築 主	住所 氏名 (Tel. - -)			建 築 場 所	札幌市 区			他 の 給 水 方 式 と の 併 用	<input type="checkbox"/> なし (直圧共同水栓のみ) <input type="checkbox"/> 直圧 (階~ 階) <input type="checkbox"/> 受水槽 (階~ 階)			建 物 概 要	建築物 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設 (各戸検針: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)			給水装置 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設			しゅん功 (通水) 予定日 : 平成 年 月 日			建物階高	給水階高	建物業態				建物業態内訳 ・住宅用_____戸×_____棟 ・業務用_____戸~床面積延_____㎡ ・業態_____	_____階建	_____階	<input type="checkbox"/> 住宅専用ビル <input type="checkbox"/> 業務専用ビル <input type="checkbox"/> 住業併用ビル	直結加圧装置設置階高 _____階 直圧共同水栓設置場所 <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外 ※冬期間も使用可能なこと。	計 画 使 用 水 量	1日最大使用水量 m ³ /D ・ 瞬時最大流量 ℓ/s (ℓ/min)			分 岐 口 径	配水支管 mm × 取出し給水管 mm			ポ ン プ 型 式	(1) メーカー名 (2) 型式名			ポ ン プ 仕 様	(1) ポンプ口径 mm (2) 最大給水量 ℓ/min			宅 地 ・ 道 路 標 高	宅地標高と配水支管埋設道路標高の高低差 宅地標高EL m-道路標高 m=高低差 m			建 築 高	建築高さ m・給水管立上り高さ m			関 係 添 付 図	(1) 管理図1/500(A-4) (2) 住宅地図 (A-4)			備 考	各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし検針・取替えが容易にできる構造とします。			<p>(直結加圧給水事前協議申請書 申請者→水道局窓口) (装-26-1)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>課 長</td> <td>係 長</td> <td>係</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">直結加圧給水事前協議申請書</p> <p>札幌市水道事業管理者 水道局長</p> <p style="text-align: right;">(事前協議申請者) 住 所 氏 名 印 (Tel. - -)</p> <p style="text-align: center;">下記の建物に直結加圧給水したいので事前協議を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>受 付 番 号</td> <td>年度-</td> <td>受 付 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>建 築 主</td> <td colspan="3">住所 氏名 (Tel. - -)</td> </tr> <tr> <td>建 築 場 所</td> <td colspan="3">札幌市 区</td> </tr> <tr> <td>他 の 給 水 方 式 と の 併 用</td> <td colspan="3"><input type="checkbox"/>なし (直圧共同水栓のみ) <input type="checkbox"/>直圧 (階~ 階) <input type="checkbox"/>受水槽 (階~ 階)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建 物 概 要</td> <td colspan="3">建築物 : <input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>既設 (各戸検針: <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">給水装置 : <input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>既設</td> </tr> <tr> <td colspan="3">しゅん功 (通水) 予定日 : 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>建物階高</td> <td>給水階高</td> <td>建物業態</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>建物業態内訳 ・住宅用_____戸×_____棟 ・業務用_____戸~床面積延_____㎡ ・業態_____</td> </tr> <tr> <td>_____階建</td> <td>_____階</td> <td><input type="checkbox"/>住宅専用ビル <input type="checkbox"/>業務専用ビル <input type="checkbox"/>住業併用ビル</td> <td>直結加圧装置設置階高 _____階 直圧共同水栓設置場所 <input type="checkbox"/>屋内 <input type="checkbox"/>屋外 ※冬期間も使用可能なこと。</td> </tr> <tr> <td>計 画 使 用 水 量</td> <td colspan="3">1日最大使用水量 m³/D ・ 瞬時最大流量 ℓ/s (ℓ/min)</td> </tr> <tr> <td>分 岐 口 径</td> <td colspan="3">配水支管 mm × 取出し給水管 mm</td> </tr> <tr> <td>ポ ン プ 型 式</td> <td colspan="3">(1) メーカー名 (2) 型式名</td> </tr> <tr> <td>ポ ン プ 仕 様</td> <td colspan="3">(1) ポンプ口径 mm (2) 最大給水量 ℓ/min</td> </tr> <tr> <td>宅 地 ・ 道 路 標 高</td> <td colspan="3">宅地標高と配水支管埋設道路標高の高低差 宅地標高EL m-道路標高 m=高低差 m</td> </tr> <tr> <td>建 築 高</td> <td colspan="3">建築高さ m・給水管立上り高さ m</td> </tr> <tr> <td>関 係 添 付 図</td> <td colspan="3">(1) 管理図1/500(A-4) (2) 住宅地図 (A-4)</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="3">各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし検針・取替えが容易にできる構造とします。</td> </tr> </table> <p>※太線内の必要事項を記載のうえ、関係図面を添えて申請すること。 ※業務用ビルは、階数と業態を記載すること。 (記載例：1～2階事務所、3階事務所、4～10階住宅)</p>	課 長	係 長	係				受 付 番 号	年度-	受 付 日	年 月 日	建 築 主	住所 氏名 (Tel. - -)			建 築 場 所	札幌市 区			他 の 給 水 方 式 と の 併 用	<input type="checkbox"/> なし (直圧共同水栓のみ) <input type="checkbox"/> 直圧 (階~ 階) <input type="checkbox"/> 受水槽 (階~ 階)			建 物 概 要	建築物 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設 (各戸検針: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)			給水装置 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設			しゅん功 (通水) 予定日 : 年 月 日			建物階高	給水階高	建物業態				建物業態内訳 ・住宅用_____戸×_____棟 ・業務用_____戸~床面積延_____㎡ ・業態_____	_____階建	_____階	<input type="checkbox"/> 住宅専用ビル <input type="checkbox"/> 業務専用ビル <input type="checkbox"/> 住業併用ビル	直結加圧装置設置階高 _____階 直圧共同水栓設置場所 <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外 ※冬期間も使用可能なこと。	計 画 使 用 水 量	1日最大使用水量 m ³ /D ・ 瞬時最大流量 ℓ/s (ℓ/min)			分 岐 口 径	配水支管 mm × 取出し給水管 mm			ポ ン プ 型 式	(1) メーカー名 (2) 型式名			ポ ン プ 仕 様	(1) ポンプ口径 mm (2) 最大給水量 ℓ/min			宅 地 ・ 道 路 標 高	宅地標高と配水支管埋設道路標高の高低差 宅地標高EL m-道路標高 m=高低差 m			建 築 高	建築高さ m・給水管立上り高さ m			関 係 添 付 図	(1) 管理図1/500(A-4) (2) 住宅地図 (A-4)			備 考	各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし検針・取替えが容易にできる構造とします。			元号削除
課 長	係 長	係																																																																																																																																																							
受 付 番 号	平成 年度-	受 付 日	平成 年 月 日																																																																																																																																																						
建 築 主	住所 氏名 (Tel. - -)																																																																																																																																																								
建 築 場 所	札幌市 区																																																																																																																																																								
他 の 給 水 方 式 と の 併 用	<input type="checkbox"/> なし (直圧共同水栓のみ) <input type="checkbox"/> 直圧 (階~ 階) <input type="checkbox"/> 受水槽 (階~ 階)																																																																																																																																																								
建 物 概 要	建築物 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設 (各戸検針: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)																																																																																																																																																								
	給水装置 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設																																																																																																																																																								
	しゅん功 (通水) 予定日 : 平成 年 月 日																																																																																																																																																								
	建物階高	給水階高	建物業態																																																																																																																																																						
			建物業態内訳 ・住宅用_____戸×_____棟 ・業務用_____戸~床面積延_____㎡ ・業態_____																																																																																																																																																						
_____階建	_____階	<input type="checkbox"/> 住宅専用ビル <input type="checkbox"/> 業務専用ビル <input type="checkbox"/> 住業併用ビル	直結加圧装置設置階高 _____階 直圧共同水栓設置場所 <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外 ※冬期間も使用可能なこと。																																																																																																																																																						
計 画 使 用 水 量	1日最大使用水量 m ³ /D ・ 瞬時最大流量 ℓ/s (ℓ/min)																																																																																																																																																								
分 岐 口 径	配水支管 mm × 取出し給水管 mm																																																																																																																																																								
ポ ン プ 型 式	(1) メーカー名 (2) 型式名																																																																																																																																																								
ポ ン プ 仕 様	(1) ポンプ口径 mm (2) 最大給水量 ℓ/min																																																																																																																																																								
宅 地 ・ 道 路 標 高	宅地標高と配水支管埋設道路標高の高低差 宅地標高EL m-道路標高 m=高低差 m																																																																																																																																																								
建 築 高	建築高さ m・給水管立上り高さ m																																																																																																																																																								
関 係 添 付 図	(1) 管理図1/500(A-4) (2) 住宅地図 (A-4)																																																																																																																																																								
備 考	各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし検針・取替えが容易にできる構造とします。																																																																																																																																																								
課 長	係 長	係																																																																																																																																																							
受 付 番 号	年度-	受 付 日	年 月 日																																																																																																																																																						
建 築 主	住所 氏名 (Tel. - -)																																																																																																																																																								
建 築 場 所	札幌市 区																																																																																																																																																								
他 の 給 水 方 式 と の 併 用	<input type="checkbox"/> なし (直圧共同水栓のみ) <input type="checkbox"/> 直圧 (階~ 階) <input type="checkbox"/> 受水槽 (階~ 階)																																																																																																																																																								
建 物 概 要	建築物 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設 (各戸検針: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)																																																																																																																																																								
	給水装置 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設																																																																																																																																																								
	しゅん功 (通水) 予定日 : 年 月 日																																																																																																																																																								
	建物階高	給水階高	建物業態																																																																																																																																																						
			建物業態内訳 ・住宅用_____戸×_____棟 ・業務用_____戸~床面積延_____㎡ ・業態_____																																																																																																																																																						
_____階建	_____階	<input type="checkbox"/> 住宅専用ビル <input type="checkbox"/> 業務専用ビル <input type="checkbox"/> 住業併用ビル	直結加圧装置設置階高 _____階 直圧共同水栓設置場所 <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外 ※冬期間も使用可能なこと。																																																																																																																																																						
計 画 使 用 水 量	1日最大使用水量 m ³ /D ・ 瞬時最大流量 ℓ/s (ℓ/min)																																																																																																																																																								
分 岐 口 径	配水支管 mm × 取出し給水管 mm																																																																																																																																																								
ポ ン プ 型 式	(1) メーカー名 (2) 型式名																																																																																																																																																								
ポ ン プ 仕 様	(1) ポンプ口径 mm (2) 最大給水量 ℓ/min																																																																																																																																																								
宅 地 ・ 道 路 標 高	宅地標高と配水支管埋設道路標高の高低差 宅地標高EL m-道路標高 m=高低差 m																																																																																																																																																								
建 築 高	建築高さ m・給水管立上り高さ m																																																																																																																																																								
関 係 添 付 図	(1) 管理図1/500(A-4) (2) 住宅地図 (A-4)																																																																																																																																																								
備 考	各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし検針・取替えが容易にできる構造とします。																																																																																																																																																								

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
194	<p data-bbox="685 222 961 254">(1) 直結直圧給水概念図</p> <div data-bbox="427 369 596 428"> <p>直結直圧給水方式 集合住宅例</p> </div> <div data-bbox="427 464 753 716"> <p>  ~ 仕切弁  ~ 水道メーター  ~ 逆止弁等  ~ 吸排気弁  ~ メーターユニット </p> </div>  <div data-bbox="427 1150 596 1209"> <p>直結直圧給水方式 事務所ビル例</p> </div> <div data-bbox="427 1245 679 1423"> <p>  ~ 仕切弁 M ~ 水道メーター  ~ 逆止弁等  ~ 吸排気弁 </p> </div> 	<p data-bbox="1923 222 2199 254">(1) 直結直圧給水概念図</p> <div data-bbox="1665 369 1834 428"> <p>直結直圧給水方式 集合住宅例</p> </div> <div data-bbox="1665 464 1991 716"> <p>  ~ 仕切弁  ~ 水道メーター  ~ 逆止弁等  ~ 吸排気弁  ~ メーターユニット </p> </div>  <div data-bbox="1665 1150 1834 1209"> <p>直結直圧給水方式 事務所ビル例</p> </div> <div data-bbox="1665 1245 1917 1423"> <p>  ~ 仕切弁 M ~ 水道メーター  ~ 逆止弁等  ~ 吸排気弁 </p> </div> 	<p data-bbox="2689 222 2875 327">止水栓記号を× (甲) → ○ (ボ ール) へ変更</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
195	<p>(2) 直結加压給水概念図</p> <p>直結加压給水方式 集合住宅例</p> <ul style="list-style-type: none"> ⊗ ~ 仕切弁 ⊗ ~ 水道メーター □N ~ 逆止弁等 ⊙A ~ 吸排気弁 ⊠ ~ 減圧式逆流防止器 ⊙T ~ 直結貯水タンク □BP ~ 直結加压装置 ⊗⊙N ~ メーターユニット <p>直結加压給水方式 事務所ビル例</p> <ul style="list-style-type: none"> ⊗ ~ 仕切弁 M ~ 大型水道メーター □N ~ 逆止弁等 ⊙A ~ 吸排気弁 ⊠ ~ 減圧式逆流防止器 ⊙T ~ 直結貯水タンク □BP ~ 直結加压装置 	<p>(2) 直結加压給水概念図</p> <p>直結加压給水方式 集合住宅例</p> <ul style="list-style-type: none"> ⊗ ~ 仕切弁 ⊗ ~ 水道メーター □N ~ 逆止弁等 ⊙A ~ 吸排気弁 ⊠ ~ 減圧式逆流防止器 ⊙T ~ 直結貯水タンク □BP ~ 直結加压装置 ⊗⊙N ~ メーターユニット <p>直結加压給水方式 事務所ビル例</p> <ul style="list-style-type: none"> ⊗ ~ 仕切弁 M ~ 大型水道メーター □N ~ 逆止弁等 ⊙A ~ 吸排気弁 ⊠ ~ 減圧式逆流防止器 ⊙T ~ 直結貯水タンク □BP ~ 直結加压装置 	<p>止水栓記号を× (甲)→○(ボ ール)へ変更</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
196	<p>(3) 直結加圧装置構造図</p>  <p>※貯水タンクを設置する場合</p>	<p>(3) 直結加圧装置構造図</p>  <p>※貯水タンクを設置する場合</p>	
6. 逆流防止装置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道メーター直後には、日本水道協会規格「単式逆流防止弁（水道用逆流防止弁 JWWA B 129）」又は同等以上の性能を有するものを設置すること。 2. 直結加圧装置の流入側に、日本水道協会規格「減圧式逆流防止器（JWWA B 139）」を設置すること。 3. 減圧式逆流防止器の流入側及び流出側に適切な止水用具を設置すること。 4. 減圧式逆流防止器の流入側にストレーナーを設置すること。 5. 減圧式逆流防止器の中間室逃し弁の排水は、適切な吐水口空間を確保した間接排水とすること。 6. 減圧式逆流防止器には、異常な外部排水を検知して管理人室等に表示できる装置を設置すること。 7. 減圧式逆流防止器のメーカー名、型式、連絡先をしゅん功図に記載するとともに、それらのリストをポンプ室内及び管理人室等の目立つところに掲示すること。 8. 業務系等で1つの水道メーターで給水する場合、各階の分岐ごとに止水用具及び1.の逆止弁を設置することが望ましい。 	6. 逆流防止装置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道メーター直後には、日本水道協会規格「単式逆流防止弁（水道用逆流防止弁 JWWA B 129）」又は同等以上の性能を有するものを設置すること。 2. 直結加圧装置の流入側に、日本水道協会規格「減圧式逆流防止器（JWWA B 134）」を設置すること。 3. 減圧式逆流防止器の流入側及び流出側に適切な止水用具を設置すること。 4. 減圧式逆流防止器の流入側にストレーナーを設置すること。 5. 減圧式逆流防止器の中間室逃し弁の排水は、適切な吐水口空間を確保した間接排水とすること。 6. 減圧式逆流防止器には、異常な外部排水を検知して管理人室等に表示できる装置を設置すること。 7. 減圧式逆流防止器のメーカー名、型式、連絡先をしゅん功図に記載するとともに、それらのリストをポンプ室内及び管理人室等の目立つところに掲示すること。 8. 業務系等で1つの水道メーターで給水する場合、各階の分岐ごとに止水用具及び1.の逆止弁を設置することが望ましい。
			<p>文言修正</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
199	<p>8. 水道メーター</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 水道メーターは〔直読式メーター（表示部回転式）〕とする。 2. 各戸の水道メーターは、居室内には設置せず共用部分に面したパイプシャフト内に設置すること。 3. 水道メーターを建物内に設置する場合は、メーターユニットを使用し設置すること。 4. 水道メーターが、凍結するおそれのある構造の建物では防寒対策を講じること。 5. 直結加圧給水以降に複数の住宅又は事務所等がある場合は、個々に水道メーターを設置すること。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 各戸の水道メーターは、満期メーター交換等の障害を防止するため、居室内及び開口部が居室内に面したパイプシャフト内に設置しないこと。 2. パイプシャフト内の水道メーターが凍結するおそれのある構造の建物（片廊下開放型建物等）では、凍結防止する措置（防寒材、電熱ヒーターの設置等）を講じること。 3. 直結加圧装置はポンプ設備であることから、水道メーターは、原則として直結加圧装置の上流側に設置するものであるが、本市の水道メーターの取扱基準（指針「7.9.2 メーターの取扱基準」）により世帯ごと等に設置するものである。なお、この場合親水道メーターは設置しないこと。 4. 検針が容易に行える保温材については、水道メーター取替等の維持管理を考慮して次の事項について留意すること。 (1) 保温材が水道メーター上部（指針表示部分）を囲う部分と下部（ケース部分）を囲う部分に分離されていること。 (2) 特別な工具等を使用せずに上部（上蓋部分）を取外し、もしくは、剥がすことにより検針が可能で、容易に破損しない構造であること。 (3) 下部については、壊すことなく分離、取外しが可能で、水道メーターの取替えや点検ができる構造であること。 (4) かみ合部は、寒気が進入しない密着構造であること。</p> <p>9. 直結加圧装置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【構造・材質基準に係る事項】</p> <p>1. 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結しないこと。 （施行令第 5 条第 1 項第 3 号）</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 直結加圧装置は、配水管の圧力では給水できない中高層建物において、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を加圧し、給水用具への吐出圧力を確保する装置である。</p>	<p>8. 水道メーター</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 水道メーターは〔直読式メーター（表示部回転式）〕とする。 2. 各戸の水道メーターは、居室内には設置せず共用部分に面したパイプシャフト内に設置すること。 3. 水道メーターをパイプシャフト内に設置する場合は、メーターユニットを使用し設置すること。 4. 水道メーターが、凍結するおそれのある構造の建物では防寒対策を講じること。 5. 直結加圧給水以降に複数の住宅又は事務所等がある場合は、個々に水道メーターを設置すること。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 各戸の水道メーターは、満期メーター交換等の障害を防止するため、居室内及び開口部が居室内に面したパイプシャフト内に設置しないこと。 2. パイプシャフト内の水道メーターが凍結するおそれのある構造の建物（片廊下開放型建物等）では、凍結防止する措置（防寒材、電熱ヒーターの設置等）を講じること。 3. 直結加圧装置はポンプ設備であることから、水道メーターは、原則として直結加圧装置の上流側に設置するものであるが、本市の水道メーターの取扱基準（指針「7.9.2 メーターの取扱基準」）により世帯ごと等に設置するものである。なお、この場合親水道メーターは設置しないこと。 4. 検針が容易に行える保温材については、水道メーター取替等の維持管理を考慮して次の事項について留意すること。 (1) 保温材が水道メーター上部（指針表示部分）を囲う部分と下部（ケース部分）を囲う部分に分離されていること。 (2) 特別な工具等を使用せずに上部（上蓋部分）を取外し、もしくは、剥がすことにより検針が可能で、容易に破損しない構造であること。 (3) 下部については、壊すことなく分離、取外しが可能で、水道メーターの取替えや点検ができる構造であること。 (4) かみ合部は、寒気が進入しない密着構造であること。</p> <p>9. 直結加圧装置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【構造・材質基準に係る事項】</p> <p>1. 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結しないこと。 （施行令第 6 条第 1 項第 3 号）</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 直結加圧装置は、配水管の圧力では給水できない中高層建物において、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を加圧し、給水用具への吐出圧力を確保する装置である。</p>	<p>文言修正</p>
			<p>施行令改正に伴う条ずれ</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
201	<p>5. 直結加圧装置は、ポンプ本体及び制御機器等からの騒音もあるため、設置場所に注意する必要がある。やむを得ず住居に隣接して設置する場合は、防音対策を講じること。</p> <p>6. 設置室内は2.0m以上の高さとし、設置されたユニット周囲には、60cm以上の点検スペースを確保すること。また、設置室内には、ユニットの搬入及び管理人等の出入りに支障のない構造の開口部を設けること。</p> <p>7. 直結加圧装置を高位置に設置すると流入圧が不足するおそれがあるため、設置高さを制限するものである。</p> <p>8. 直結加圧装置は、減圧式逆流防止器の中間室逃し弁からの排水等により、装置本体が水没するおそれがあることから、排水設備を設置する必要がある。特に、地下室に直結加圧装置を設置する場合は、釜場を設けてポンプ排水とすること。</p> <p>9. 水圧試験及び維持管理のため流入側及び吐出側に仕切弁を設置すること。</p> <p>10. ポンプの振動が配管に伝播しないよう適切な防振対策を講じること。</p> <p>11. ポンプ内の水質保持及びポンプ機器の性能維持のため、長時間停止は好ましくない。したがって、タイマー等により定期的な運転の措置を講じること。</p> <p>12. 直結加圧給水方式の場合、直結加圧装置本体の故障による断減水も考えられる。そのため配水管の断減水と区別するため、装置本体の故障による場合は、異常を検知し、管理人室等などに表示を行う必要がある。さらに、装置本体の表示盤では、異常原因の細目を確認できること。</p> <p>13. ポンプ流入管の圧力は、汚染防止のため常時正圧とする必要がある。</p> <p>14. 配水管が断減水等で圧力低下した場合に、ポンプが吸引するのを防止するため、設定水圧以下の場合ポンプは自動停止し、水圧の回復に伴って自動復帰するよう設定すること。</p> <p>15. 圧力制御は、配水管水圧の変動に対応し、用途に応じた制御方式を採用するとともに、圧力設定値は、建物の最上階で圧力不足にならず、最下階で0.75MPa以上にならないこと。 なお、低層階などで給水圧が過大となる場合は、必要に応じ減圧弁を設置することが望ましい。</p> <p>16. 直結加圧装置の故障時等の対応を迅速にするためメーカー名等をポンプ室内及び管理人室に掲示する必要がある。</p> <p>17. 直結加圧装置の故障時、停電時に断水となることから、非常給水用として直圧共同水栓を設置すること。 なお、常時施錠されている建物においては、直圧共同水栓を冬期間でも使用可能な方法で外部に設置すること。</p> <p>18. 直結貯水タンク（緊急貯水槽のように給水管を部分的に増径したタンクで、通常は給水管の一部として利用し、断水時等でも水道水が確保できる構造のもの）は停滞水が生じない構造とすること。直結貯水タンクの設置場所は、減圧式逆流防止器以降とし、その容量は1世帯30以上とする。 (1) 直結貯留タンク概念図参照</p>	<p>5. 直結加圧装置は、ポンプ本体及び制御機器等からの騒音もあるため、設置場所に注意する必要がある。やむを得ず住居に隣接して設置する場合は、防音対策を講じること。</p> <p>6. 設置室内は2.0m以上の高さとし、設置されたユニット周囲には、60cm以上の点検スペースを確保すること。また、設置室内には、ユニットの搬入及び管理人等の出入りに支障のない構造の開口部を設けること。ただし、ユニットの設計上、一部の点検スペースがあれば適切に維持管理できる場合は、ユニットの特性を考慮し設置することを認める。</p> <p>7. 直結加圧装置を高位置に設置すると流入圧が不足するおそれがあるため、設置高さを制限するものである。</p> <p>8. 直結加圧装置は、減圧式逆流防止器の中間室逃し弁からの排水等により、装置本体が水没するおそれがあることから、排水設備を設置する必要がある。特に、地下室に直結加圧装置を設置する場合は、釜場を設けてポンプ排水とすること。</p> <p>9. 水圧試験及び維持管理のため流入側及び吐出側に仕切弁を設置すること。</p> <p>10. ポンプの振動が配管に伝播しないよう適切な防振対策を講じること。</p> <p>11. ポンプ内の水質保持及びポンプ機器の性能維持のため、長時間停止は好ましくない。したがって、タイマー等により定期的な運転の措置を講じること。</p> <p>12. 直結加圧給水方式の場合、直結加圧装置本体の故障による断減水も考えられる。そのため配水管の断減水と区別するため、装置本体の故障による場合は、異常を検知し、管理人室等などに表示を行う必要がある。さらに、装置本体の表示盤では、異常原因の細目を確認できること。</p> <p>13. ポンプ流入管の圧力は、汚染防止のため常時正圧とする必要がある。</p> <p>14. 配水管が断減水等で圧力低下した場合に、ポンプが吸引するのを防止するため、設定水圧以下の場合ポンプは自動停止し、水圧の回復に伴って自動復帰するよう設定すること。</p> <p>15. 圧力制御は、配水管水圧の変動に対応し、用途に応じた制御方式を採用するとともに、圧力設定値は、建物の最上階で圧力不足にならず、最下階で0.75MPa以上にならないこと。 なお、低層階などで給水圧が過大となる場合は、必要に応じ減圧弁を設置することが望ましい。</p> <p>16. 直結加圧装置の故障時等の対応を迅速にするためメーカー名等をポンプ室内及び管理人室に掲示する必要がある。</p> <p>17. 直結加圧装置の故障時、停電時に断水となることから、非常給水用として直圧共同水栓を設置すること。 なお、常時施錠されている建物においては、直圧共同水栓を冬期間でも使用可能な方法で外部に設置すること。</p> <p>18. 直結貯水タンク（緊急貯水槽のように給水管を部分的に増径したタンクで、通常は給水管の一部として利用し、断水時等でも水道水が確保できる構造のもの）は停滞水が生じない構造とすること。直結貯水タンクの設置場所は、減圧式逆流防止器以降とし、その容量は1世帯30以上とする。 (1) 直結貯留タンク概念図参照</p>	文言追加

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
203	<p>10. 既設建物の直結給水方式への変更</p> <div data-bbox="240 258 1418 478" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 給水方式を受水槽方式から直結給水方式に切替える場合は、指針「7. 給水装置の設置基準」を満足すること。また、既設配管を流用せず極力新設管とすることが望ましい。</p> <p>2. 既設の水道メーターについては、基準に適合するものであれば、寄附することができる。</p> <p>3. 原則として高置水槽を経由しないで給水すること。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 既設配管の老朽化に起因して発生する出水不良、スケールの剥離（赤水）、漏水等が考えられることから、新設管とすることが望ましいが、既設配管を流用する場合には、下記に適合していること。</p> <p>(1) 老朽管等による管内スケールが著しく発生していないこと。</p> <p>(2) 現状の使用状態で赤水等の発生による水質異常がないこと。</p> <p>(3) 直結給水切替えに伴い、出水不良や赤水等による異常が発生した場合の対応（配管の布設替え等）を考慮すること。</p> <p>(4) 既設の塩ビ管等は、強度、耐震性を確保する観点から流用しないこと。</p> <p>(5) 水道メーター設置部分は、本市承認のメーターユニットを設置することが望ましい。</p> <p>2. 既設建物で計量法第 71 条に規定されている検査に合格し、計量法施行令第 18 条に規定する有効期間を満了していない水道メーターが設置されている場合は、当該水道メーターを寄附することができる。</p> <p>3. 直結給水の効果を十分発揮するため、高置水槽を撤去することが望ましい。ただし、建物内配管の布設替えが困難な場合や給水装置の構造及び材質の基準（施行令・基準省令）に適合しない給水用具が接続されている場合などには、高置水槽を撤去できない場合もある。なお、高置水槽を継続して使用する場合は親メーター対応となる。</p>	<p>10. 既設建物の直結給水方式への変更</p> <div data-bbox="1466 258 2644 478" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 給水方式を受水槽方式から直結給水方式に切替える場合は、指針「7. 給水装置の設置基準」を満足すること。また、既設配管を流用せず極力新設管とすることが望ましい。</p> <p>2. 既設の水道メーターについては、基準に適合するものであれば、寄附することができる。</p> <p>3. 原則として高置水槽を経由しないで給水すること。</p> </div> <p><解 説></p> <p>1. 既設配管の老朽化に起因して発生する出水不良、スケールの剥離（赤水）、漏水等が考えられることから、新設管とすることが望ましいが、既設配管を流用する場合には、下記に適合していること。</p> <p>(1) 老朽管等による管内スケールが著しく発生していないこと。</p> <p>(2) 現状の使用状態で赤水等の発生による水質異常がないこと。</p> <p>(3) 直結給水切替えに伴い、出水不良や赤水等による異常が発生した場合の対応（配管の布設替え等）を考慮すること。</p> <p>(4) 既設の塩ビ管等は、強度、耐震性を確保する観点から流用しないこと。</p> <p>(5) 水道メーター設置部分は、本市承認のメーターユニットを設置することが望ましい。ただし、既存の設備が支障となりユニット設置スペースが確保できない場合は、その限りではない。</p> <p>2. 既設建物で計量法第 71 条に規定されている検査に合格し、計量法施行令第 18 条に規定する有効期間を満了していない水道メーターが設置されている場合は、当該水道メーターを寄附することができる。</p> <p>3. 直結給水の効果を十分発揮するため、高置水槽を撤去することが望ましい。ただし、建物内配管の布設替えが困難な場合や給水装置の構造及び材質の基準（施行令・基準省令）に適合しない給水用具が接続されている場合などには、高置水槽を撤去できない場合もある。なお、高置水槽を継続して使用する場合は親メーター対応となる。</p>	<p>205. 206 は参考例のため修正せず</p> <p>文言追加</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
207	<p>例-1 集合住宅例 直結加圧給水 (水道メーター複数設置)</p> <p>—— ~ 水圧試験除外 ⋯⋯ ~ 水圧試験範囲</p> <p>直圧共同水栓</p> <p>第1止水用具</p> <p>直結加圧装置ユニット</p>	<p>例-1 集合住宅例 直結加圧給水 (水道メーター複数設置)</p> <p>—— ~ 水圧試験範囲 ⋯⋯ ~ 水圧試験除外</p> <p>直圧共同水栓</p> <p>逆止弁付パッキン</p> <p>第1止水用具</p> <p>直結加圧装置ユニット</p>	<p>止水栓記号を×(甲)→○(ボール)へ変更</p> <p>文言修正</p>
	<p>例-2 事務所等例 直結加圧給水 (大型水道メーター単独設置)</p> <p>—— ~ 水圧試験除外 ⋯⋯ ~ 水圧試験範囲</p> <p>直圧共同水栓</p> <p>第1止水用具</p> <p>直結加圧装置ユニット</p>	<p>例-2 事務所等例 直結加圧給水 (大型水道メーター単独設置)</p> <p>—— ~ 水圧試験範囲 ⋯⋯ ~ 水圧試験除外</p> <p>直圧共同水栓</p> <p>逆止弁付パッキン</p> <p>第1止水用具</p> <p>直結加圧装置ユニット</p>	
頁	現 行	改 訂 案	摘 要

211

(参考例) ブースターポンプ定期点検チェックシート

お客様 住所・氏名						
立会者						
点検日	平成	年	月	日	担当者	

仕 様						
ユ ニ ツ ク	呼び径	mm	ポ ン プ	型式・型番		
	最大流量	m ³ /min		製造番号		
	吐出圧力	MPa		吐出量		
	ク タ ン	流入側		φ・封入圧 MPa	全揚程	
		吐出側	φ・封入圧 MPa	機 電 動	型 式	
	流入圧力	MPa		定 格	KW	V P

点 検 項 目		
	No.1 ポンプ	No.2 ポンプ
回 転 方 向	良 ・ 修正	良 ・ 修正
軸 受	良 ・ 否 ・ 交換	良 ・ 否 ・ 交換
フロースイッチ	良 ・ 否 ・ 交換	良 ・ 否 ・ 交換
運 転 電 流	A	A
モータ絶縁抵抗	MΩ	MΩ
ポンプ締切圧力	MPa	MPa
電 源 電 圧	R-S: V R-T: V S-T: V	
ポンプ交互運転	動作: 良 ・ 否	
流入圧警報	流入圧力: m 低下警報発生: m ポンプ停止: m	
逆流防止器	方式: 動作 : 良 ・ 否	

設 定 調 整 値			
目 標 圧 力	最 高: MPa	最 低: MPa	
設 定 圧 力	始動圧力: MPa	停止圧力: MPa	停止動作時間: 秒
インバーター	スタンバイ速度: Hz	最低速度: Hz	最高速度: Hz

(参考例) ブースターポンプ定期点検チェックシート

お客様 住所・氏名					
立会者					
点検日	年	月	日	担当者	

仕 様						
ユ ニ ツ ク	呼び径	mm	ポ ン プ	型式・型番		
	最大流量	m ³ /min		製造番号		
	吐出圧力	MPa		吐出量		
	ク タ ン	流入側		φ・封入圧 MPa	全揚程	
		吐出側	φ・封入圧 MPa	機 電 動	型 式	
	流入圧力	MPa		定 格	KW	V P

点 検 項 目		
	No.1 ポンプ	No.2 ポンプ
回 転 方 向	良 ・ 修正	良 ・ 修正
軸 受	良 ・ 否 ・ 交換	良 ・ 否 ・ 交換
フロースイッチ	良 ・ 否 ・ 交換	良 ・ 否 ・ 交換
運 転 電 流	A	A
モータ絶縁抵抗	MΩ	MΩ
ポンプ締切圧力	MPa	MPa
電 源 電 圧	R-S: V R-T: V S-T: V	
ポンプ交互運転	動作: 良 ・ 否	
流入圧警報	流入圧力: m 低下警報発生: m ポンプ停止: m	
逆流防止器	方式: 動作 : 良 ・ 否	

設 定 調 整 値			
目 標 圧 力	最 高: MPa	最 低: MPa	
設 定 圧 力	始動圧力: MPa	停止圧力: MPa	停止動作時間: 秒
インバーター	スタンバイ速度: Hz	最低速度: Hz	最高速度: Hz

元号削除

頁	現 行	改 訂 案	摘 要																																																																																
212	<p>(参考例) 減圧逆流防止器点検チェックシート</p> <table border="1" data-bbox="222 220 1409 420"> <tr> <td>お客様 住所・氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>立会者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>点検日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>担当者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td></td> <td>製造番号</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="222 451 1409 840"> <thead> <tr> <th colspan="4">点 検 内 容</th> </tr> <tr> <th>項 目</th> <th>要 領</th> <th>基 準 値</th> <th>測 定 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部漏れ</td> <td>出口側を閉じて逆止弁外部の漏水を目視にて点検</td> <td>漏れが無いこと</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>減 圧 機 能</td> <td>出口側仕切弁を閉じて第 1 逆止弁前後の差圧を測定し判定</td> <td>$\Delta P \geq 0.014 \text{ MPa}$</td> <td>測定値 MPa 判定： 良 ・ 否</td> </tr> <tr> <td>逃し弁の作動</td> <td>逃し弁から水が排出される時の第 1 逆止弁前後の差圧を測定し判定</td> <td>$\Delta P \geq 0.014 \text{ MPa}$</td> <td>測定値 MPa 判定： 良 ・ 否</td> </tr> <tr> <td>第 2 逆止弁の漏れ</td> <td>2 次側から水压を加えて逃し弁からの漏れの有無を確認し判定</td> <td>漏れが無いこと</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> </tbody> </table>	お客様 住所・氏名				立会者				点検日	平成 年 月 日	担当者		型式		製造番号		点 検 内 容				項 目	要 領	基 準 値	測 定 値	外部漏れ	出口側を閉じて逆止弁外部の漏水を目視にて点検	漏れが無いこと	有 ・ 無	減 圧 機 能	出口側仕切弁を閉じて第 1 逆止弁前後の差圧を測定し判定	$\Delta P \geq 0.014 \text{ MPa}$	測定値 MPa 判定： 良 ・ 否	逃し弁の作動	逃し弁から水が排出される時の第 1 逆止弁前後の差圧を測定し判定	$\Delta P \geq 0.014 \text{ MPa}$	測定値 MPa 判定： 良 ・ 否	第 2 逆止弁の漏れ	2 次側から水压を加えて逃し弁からの漏れの有無を確認し判定	漏れが無いこと	有 ・ 無	<p>(参考例) 減圧逆流防止器点検チェックシート</p> <table border="1" data-bbox="1460 220 2647 420"> <tr> <td>お客様 住所・氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>立会者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>点検日</td> <td>年 月 日</td> <td>担当者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td></td> <td>製造番号</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1460 451 2647 840"> <thead> <tr> <th colspan="4">点 検 内 容</th> </tr> <tr> <th>項 目</th> <th>要 領</th> <th>基 準 値</th> <th>測 定 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部漏れ</td> <td>出口側を閉じて逆止弁外部の漏水を目視にて点検</td> <td>漏れが無いこと</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>減 圧 機 能</td> <td>出口側仕切弁を閉じて第 1 逆止弁前後の差圧を測定し判定</td> <td>$\Delta P \geq 0.014 \text{ MPa}$</td> <td>測定値 MPa 判定： 良 ・ 否</td> </tr> <tr> <td>逃し弁の作動</td> <td>逃し弁から水が排出される時の第 1 逆止弁前後の差圧を測定し判定</td> <td>$\Delta P \geq 0.014 \text{ MPa}$</td> <td>測定値 MPa 判定： 良 ・ 否</td> </tr> <tr> <td>第 2 逆止弁の漏れ</td> <td>2 次側から水压を加えて逃し弁からの漏れの有無を確認し判定</td> <td>漏れが無いこと</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> </tbody> </table>	お客様 住所・氏名				立会者				点検日	年 月 日	担当者		型式		製造番号		点 検 内 容				項 目	要 領	基 準 値	測 定 値	外部漏れ	出口側を閉じて逆止弁外部の漏水を目視にて点検	漏れが無いこと	有 ・ 無	減 圧 機 能	出口側仕切弁を閉じて第 1 逆止弁前後の差圧を測定し判定	$\Delta P \geq 0.014 \text{ MPa}$	測定値 MPa 判定： 良 ・ 否	逃し弁の作動	逃し弁から水が排出される時の第 1 逆止弁前後の差圧を測定し判定	$\Delta P \geq 0.014 \text{ MPa}$	測定値 MPa 判定： 良 ・ 否	第 2 逆止弁の漏れ	2 次側から水压を加えて逃し弁からの漏れの有無を確認し判定	漏れが無いこと	有 ・ 無	<p>元号削除</p>
お客様 住所・氏名																																																																																			
立会者																																																																																			
点検日	平成 年 月 日	担当者																																																																																	
型式		製造番号																																																																																	
点 検 内 容																																																																																			
項 目	要 領	基 準 値	測 定 値																																																																																
外部漏れ	出口側を閉じて逆止弁外部の漏水を目視にて点検	漏れが無いこと	有 ・ 無																																																																																
減 圧 機 能	出口側仕切弁を閉じて第 1 逆止弁前後の差圧を測定し判定	$\Delta P \geq 0.014 \text{ MPa}$	測定値 MPa 判定： 良 ・ 否																																																																																
逃し弁の作動	逃し弁から水が排出される時の第 1 逆止弁前後の差圧を測定し判定	$\Delta P \geq 0.014 \text{ MPa}$	測定値 MPa 判定： 良 ・ 否																																																																																
第 2 逆止弁の漏れ	2 次側から水压を加えて逃し弁からの漏れの有無を確認し判定	漏れが無いこと	有 ・ 無																																																																																
お客様 住所・氏名																																																																																			
立会者																																																																																			
点検日	年 月 日	担当者																																																																																	
型式		製造番号																																																																																	
点 検 内 容																																																																																			
項 目	要 領	基 準 値	測 定 値																																																																																
外部漏れ	出口側を閉じて逆止弁外部の漏水を目視にて点検	漏れが無いこと	有 ・ 無																																																																																
減 圧 機 能	出口側仕切弁を閉じて第 1 逆止弁前後の差圧を測定し判定	$\Delta P \geq 0.014 \text{ MPa}$	測定値 MPa 判定： 良 ・ 否																																																																																
逃し弁の作動	逃し弁から水が排出される時の第 1 逆止弁前後の差圧を測定し判定	$\Delta P \geq 0.014 \text{ MPa}$	測定値 MPa 判定： 良 ・ 否																																																																																
第 2 逆止弁の漏れ	2 次側から水压を加えて逃し弁からの漏れの有無を確認し判定	漏れが無いこと	有 ・ 無																																																																																

214

現 行

水理計算書「例」

あて先 札幌市水道事業管理者

給水栓番号		申込者	〇〇 〇〇
		装置場所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
		施工業者	〇〇〇〇〇〇〇〇

損失水頭計算略図

2/2

損失水頭の計算

区間及び器具	口径 mm	栓数 個	同時開栓数 個	使用流量 ℓ/s	流量 ℓ/s	管延長 m	動水勾配 0/100	損失水頭 m
分岐箇所	40×20	4	2	0.2	0.4	1.00	108	0.11
(M-N) 銅管	20	4	2	0.2	0.4	3.30	108	0.36
メーターユニット	13	4	2	0.2	0.4	(損失水頭早見表より)		3.86
水抜弁	20	4	2	0.2	0.4	(損失水頭早見表より)		1.37
(N-O) 銅管	20	3	2	0.2	0.4	1.60	108	0.17
(O-P) 銅管	20	2	2	0.2	0.4	3.00	108	0.32
異径接合	13	1	1	0.2	0.2	1.00	228	0.23
分岐水栓	13	1	1	0.2	0.2	3.00	228	0.68
フレキシブル継手	13×300L	1	1	0.2	0.2	(損失水頭早見表より)		0.82
湯沸器作動圧	先止め式					メーカー資料より		2.00
継手類	(M-P)	直管部分摩擦損失計 (M-N=0.36)+(N-O=0.17)+(O-P=0.32)=0.85×1						0.85
小計							(M-Q間)	10.77
摩擦損失水頭小計	(A-H=0.53)+(H-M=0.39)+(M-Q=10.77)=11.69							11.69
立ち上がり高さ	H=埋設部上り (1.2-1.0)+0.5+1.3+(2.7×4)+(0.9×2)-(0.3+0.8)+0.3=13.8							13.80
計								25.49 m
残存水頭	(30 m-損失水頭)							4.51 m

備考

審査・検査

※ メーターユニットにはボール式止水栓・メーター・逆止弁・異形継手の損失水頭を含む。

改 訂 案

水理計算書「例」

あて先 札幌市水道事業管理者

給水栓番号		申込者	〇〇 〇〇
		装置場所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
		施工業者	〇〇〇〇〇〇〇〇

損失水頭計算略図

2/2

損失水頭の計算

区間及び器具	口径 mm	栓数 個	同時開栓数 個	使用流量 ℓ/s	流量 ℓ/s	管延長 m	動水勾配 0/100	損失水頭 m
分岐箇所	40×20	4	2	0.2	0.4	1.00	108	0.11
(M-N) 銅管	20	4	2	0.2	0.4	3.30	108	0.36
メーターユニット	13	4	2	0.2	0.4	(損失水頭早見表より)		3.86
水抜弁	20	4	2	0.2	0.4	(損失水頭早見表より)		1.37
(N-O) 銅管	20	3	2	0.2	0.4	1.60	108	0.17
(O-P) 銅管	20	2	2	0.2	0.4	3.00	108	0.32
異径接合	13	1	1	0.2	0.2	1.00	228	0.23
分岐水栓	13	1	1	0.2	0.2	3.00	228	0.68
フレキシブル継手	13×300L	1	1	0.2	0.2	(損失水頭早見表より)		0.82
湯沸器作動圧	先止め式					メーカー資料より		2.00
継手類	(M-P)	直管部分摩擦損失計 (M-N=0.36)+(N-O=0.17)+(O-P=0.32)=0.85×1						0.85
小計							(M-Q間)	10.77
摩擦損失水頭小計	(A-H=0.53)+(H-M=0.39)+(M-Q=10.77)=11.69							11.69
立ち上がり高さ	H=埋設部上り (1.2-1.0)+0.5+1.3+(2.7×4)+(0.9×2)-(0.3+0.8)+0.3=13.8							13.80
計								25.49 m
残存水頭	(30 m-損失水頭)							4.51 m

備考

審査・検査

※ メーターユニットにはボール式止水栓・メーター・逆止弁・異形継手の損失水頭を含む。

止水栓記号を×
(甲)→○(ボール)へ変更

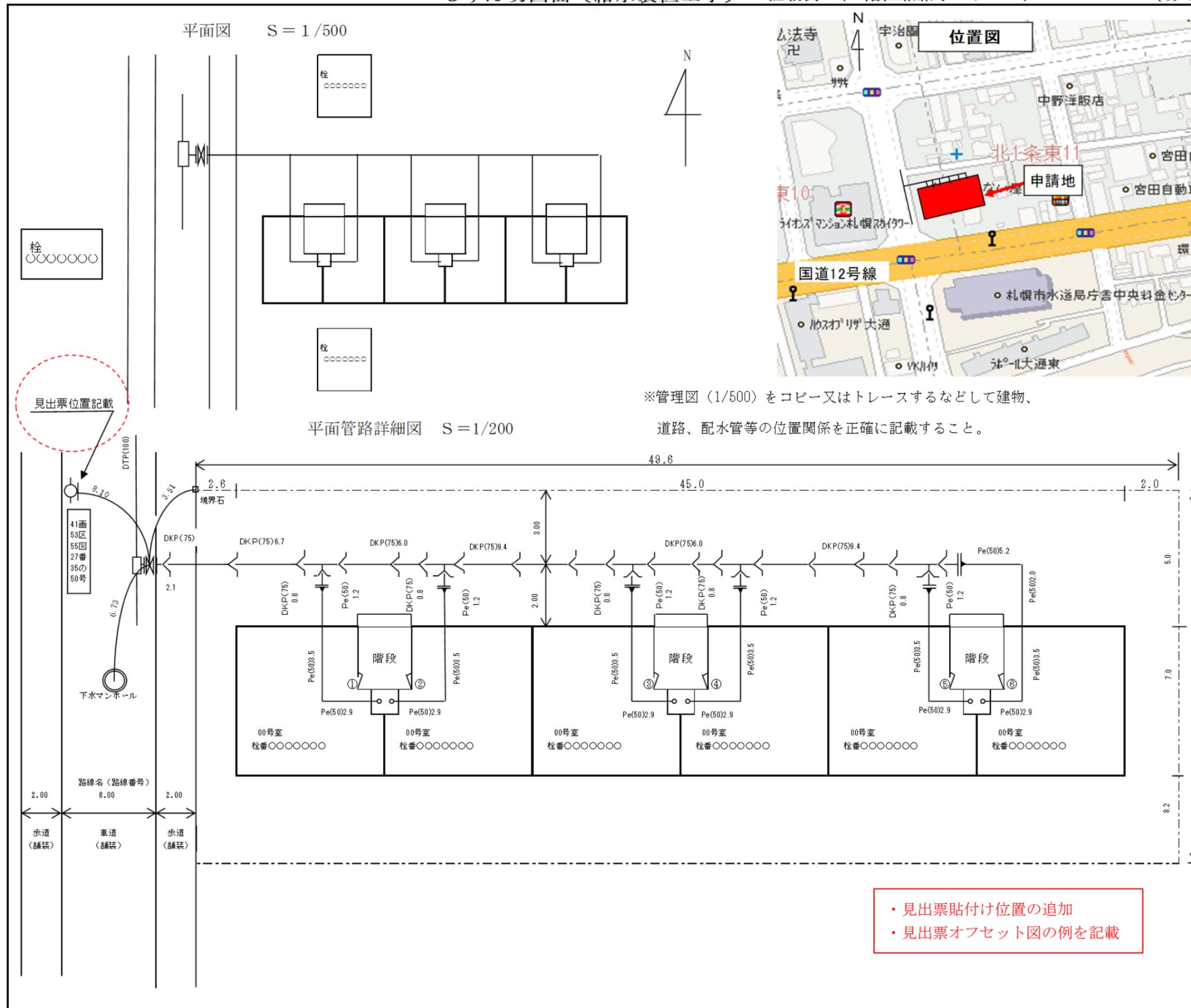
改 訂 案

頁

215

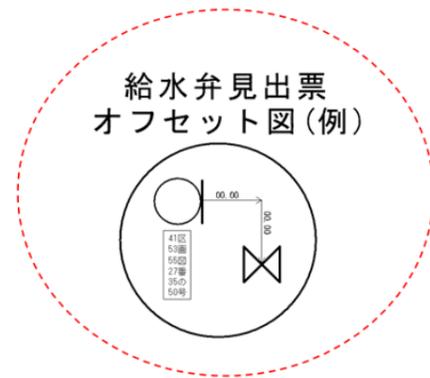
しゅん功図面〔給水装置工事〕 記載例4（5階直結給水のケース）

（あて先）札幌市水道事業管理者 水道局長



※管理図（1/500）をコピー又はトレースするなどして建物、道路、配水管等の位置関係を正確に記載すること。

給水栓番号	○○○○○○○～○○○ (受水槽)				
申込者名	○○○○				
装置場所	札幌市 ○○区北○条東○○丁目				
施工業者名	○○○○				
給水区域	<input type="checkbox"/> 内口外	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域			
管路番号	□○○-○○○				
管理図番号	○○-○○-○○(○○)				
分岐部から水道メーターまでの給水管情報					
区分	管種	口径	延長	布設年度	工種
宅 地 内	DKP	75	2.1	H-19	甲・維
	Pe	50	13.2	H-19	甲・維
	DKP	75	44.4	H-19	甲・維
	Pe	50	13.2	H-19	甲・維



- ・見出票貼付け位置の追加
- ・見出票オフセット図の例を記載

しゅん功検査		しゅん功図面受付
平成	年 月 日	
図面番号	審査・検査	
1/○		

※紙質の仕様は、普通上質紙55kg相当品以上又は、上質再生紙（古紙配合率70%、白色度80%）55kg相当品とする。

改訂案

217

しゅん功図面〔給水装置工事〕 記載例4（5階直結給水のケース）

（あて先）札幌市水道事業管理者 水道局長

屋内配管（給湯）COP（20）
No-1. 3. 5. 7. 9. 11. 13. 15. 17
No-19. 21. 23. 25. 27. 29.

屋内配管（給水）COP（20）
No-1. 3. 5. 7. 9. 11. 13. 15. 17
No-19. 21. 23. 25. 27. 29.

立上り部詳細図

①③⑤ 共通

②④⑥ 共通

※ メーターユニット付属の逆流防止装置及び吸排気弁のメーカー名・型式Noなどを記載すること。

※ その他必要となる詳細図は別に添付すること。

分岐部から水道メーターまでの給水管情報					
区分	管種	口径	延長	布設年度	工種
道路（国・道・市・私）					申・維
					申・維
					申・維
					申・維
宅地内					申・維
					申・維
					申・維
					申・維

止水栓記号を×
（甲）→○（ボ
ール）へ変更

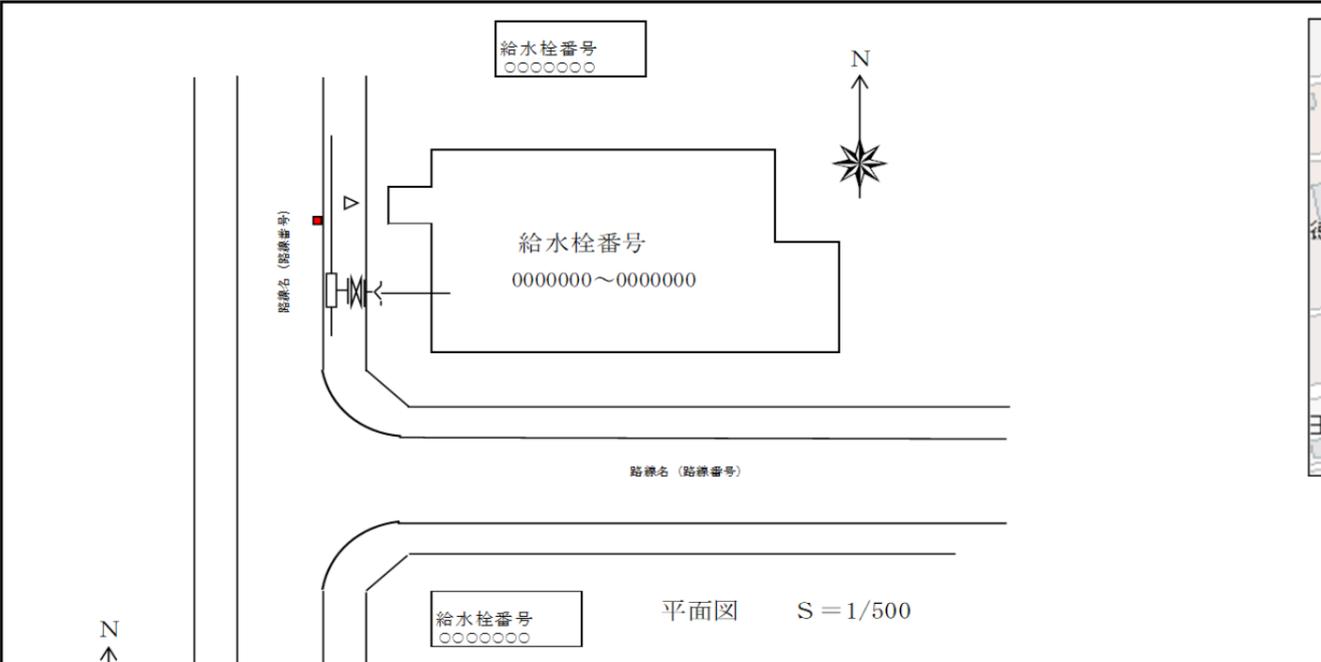
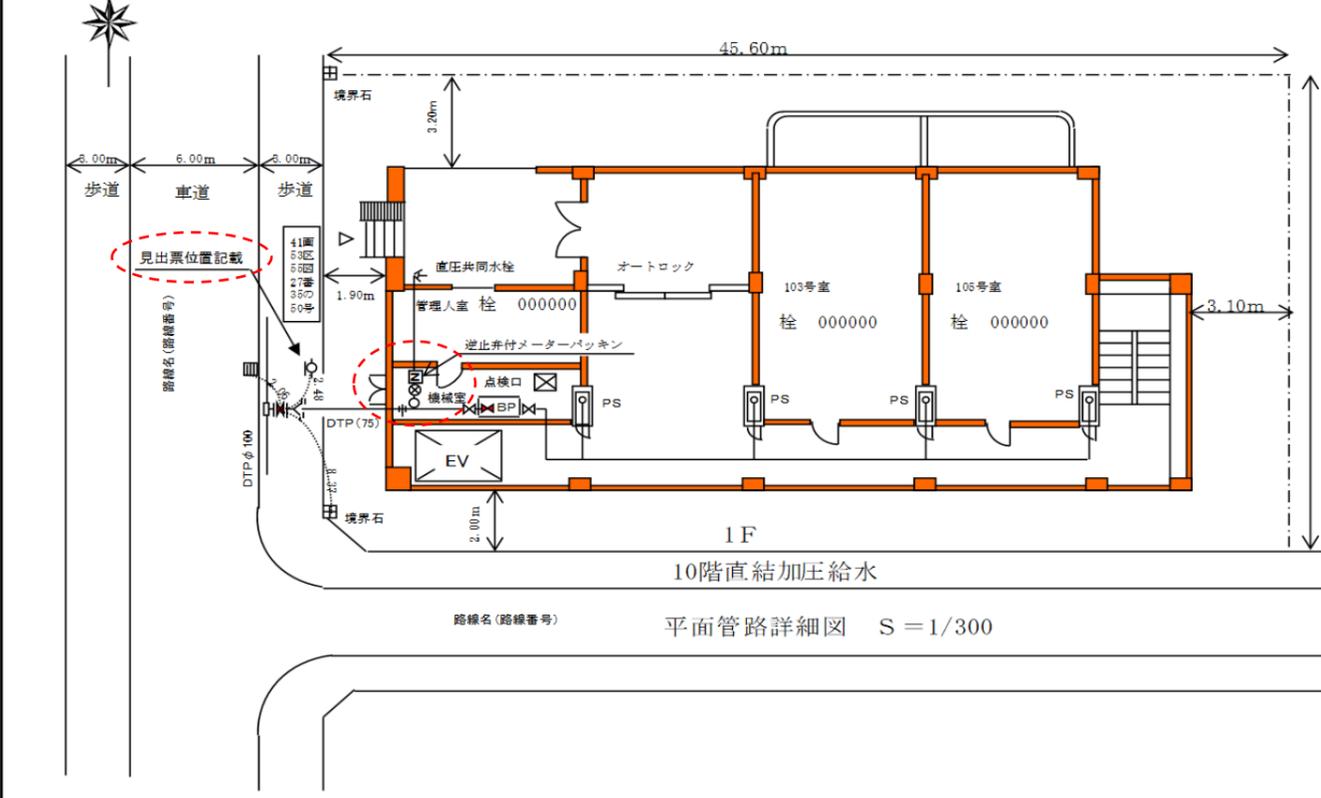
給水栓番号	○○○○○○○～○○○ (受水槽)
申込者名	○○○○
装置場所	札幌市 ○○区北○条東○○丁目
施工業者名	○○○○
給水区域	<input type="checkbox"/> 内口外 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
管路番号	
管理図番号	- - () - - ()

- ・ボール止水栓記号の変更（×→○）
- ・吸排気弁の排水管口径を明記

しゅん功検査		しゅん功図面受付
平成	年 月 日	
図面番号	審査・検査	
3	○	

※紙質の仕様は、普通上質紙55kg相当品以上又は、上質再生紙（古紙配合率70%、白色度80%）55kg相当品とする。

頁	現 行	改 訂 案	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
220	水理計算書「例」 <small>あて先 札幌市水道事業管理者</small>	水理計算書「例」 <small>あて先 札幌市水道事業管理者</small>	止水栓記号を× (甲)→○(ボ ール)へ変更																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">給水栓番号</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;">申込者</td> <td style="width:15%;">○○ ○○</td> <td style="width:15%;">装置場所</td> <td style="width:15%;">○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</td> <td style="width:15%;">施工業者</td> <td style="width:15%;">○○○○○○○</td> </tr> </table>	給水栓番号		申込者	○○ ○○	装置場所	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	施工業者	○○○○○○○	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">給水栓番号</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;">申込者</td> <td style="width:15%;">○○ ○○</td> <td style="width:15%;">装置場所</td> <td style="width:15%;">○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</td> <td style="width:15%;">施工業者</td> <td style="width:15%;">○○○○○○○</td> </tr> </table>	給水栓番号		申込者	○○ ○○	装置場所	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	施工業者	○○○○○○○																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
給水栓番号		申込者	○○ ○○	装置場所	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	施工業者	○○○○○○○																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
給水栓番号		申込者	○○ ○○	装置場所	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	施工業者	○○○○○○○																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	損失水頭計算略図 	損失水頭計算略図 																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <caption>損失水頭の計算 ※直結加圧装置以降の計算</caption> <thead> <tr> <th>区間及び器具</th> <th>口径 mm</th> <th>栓数 個</th> <th>同時開栓数 個</th> <th>使用流量 l/s</th> <th>流量 l/s</th> <th>管延長 m</th> <th>動水勾配 0/00</th> <th>損失水頭 m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>異径接合</td><td>40×20</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>1.00</td><td>108</td><td>0.11</td></tr> <tr><td>(P-Q)銅管</td><td>20</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>4.80</td><td>108</td><td>0.52</td></tr> <tr><td>メーターユニット</td><td>13</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td></td><td>(損失水頭早見表より)</td><td>3.86</td></tr> <tr><td>(Q-R)銅管</td><td>20</td><td>3</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>1.20</td><td>108</td><td>0.13</td></tr> <tr><td>(R-S)銅管</td><td>20</td><td>2</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>2.00</td><td>108</td><td>0.22</td></tr> <tr><td>(S-T)銅管</td><td>20</td><td>1</td><td>1</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.20</td><td>33</td><td>0.01</td></tr> <tr><td>異径接合</td><td>20×13</td><td>1</td><td>1</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>1.00</td><td>228</td><td>0.23</td></tr> <tr><td>分岐水栓</td><td>13</td><td>1</td><td>1</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>3.00</td><td>228</td><td>0.68</td></tr> <tr><td>フレキシブル継手</td><td>13×300L</td><td>1</td><td>1</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td></td><td>(損失水頭早見表より)</td><td>0.82</td></tr> <tr><td>湯沸器作動圧</td><td>(先止め式)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(メーカー資料より)</td><td>2.00</td></tr> <tr><td>継手類</td><td>(P-T)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>直管部摩擦損失計 (0.88) × 1.00</td><td></td><td>0.88</td></tr> <tr><td>(P-T)小計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>9.46</td></tr> <tr><td>摩擦損失水頭小計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(C-P)+(P-T)=4.87+9.46=14.33</td><td></td><td>14.33</td></tr> <tr><td>立ち上がり高さ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>H=0.5+1.2+2.9×9+1.9-1.2+0.3=28.80</td><td></td><td>28.80</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>43.13 m</td></tr> <tr><td>残存水頭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(m-損失水頭)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区間及び器具	口径 mm	栓数 個	同時開栓数 個	使用流量 l/s	流量 l/s	管延長 m	動水勾配 0/00	損失水頭 m	異径接合	40×20	4	2	0.2	0.4	1.00	108	0.11	(P-Q)銅管	20	4	2	0.2	0.4	4.80	108	0.52	メーターユニット	13	4	2	0.2	0.4		(損失水頭早見表より)	3.86	(Q-R)銅管	20	3	2	0.2	0.4	1.20	108	0.13	(R-S)銅管	20	2	2	0.2	0.4	2.00	108	0.22	(S-T)銅管	20	1	1	0.2	0.2	0.20	33	0.01	異径接合	20×13	1	1	0.2	0.2	1.00	228	0.23	分岐水栓	13	1	1	0.2	0.2	3.00	228	0.68	フレキシブル継手	13×300L	1	1	0.2	0.2		(損失水頭早見表より)	0.82	湯沸器作動圧	(先止め式)						(メーカー資料より)	2.00	継手類	(P-T)					直管部摩擦損失計 (0.88) × 1.00		0.88	(P-T)小計								9.46	摩擦損失水頭小計						(C-P)+(P-T)=4.87+9.46=14.33		14.33	立ち上がり高さ						H=0.5+1.2+2.9×9+1.9-1.2+0.3=28.80		28.80	計								43.13 m	残存水頭						(m-損失水頭)			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <caption>損失水頭の計算 ※直結加圧装置以降の計算</caption> <thead> <tr> <th>区間及び器具</th> <th>口径 mm</th> <th>栓数 個</th> <th>同時開栓数 個</th> <th>使用流量 l/s</th> <th>流量 l/s</th> <th>管延長 m</th> <th>動水勾配 0/00</th> <th>損失水頭 m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>異径接合</td><td>40×20</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>1.00</td><td>108</td><td>0.11</td></tr> <tr><td>(P-Q)銅管</td><td>20</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>4.80</td><td>108</td><td>0.52</td></tr> <tr><td>メーターユニット</td><td>13</td><td>4</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td></td><td>(損失水頭早見表より)</td><td>3.86</td></tr> <tr><td>(Q-R)銅管</td><td>20</td><td>3</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>1.20</td><td>108</td><td>0.13</td></tr> <tr><td>(R-S)銅管</td><td>20</td><td>2</td><td>2</td><td>0.2</td><td>0.4</td><td>2.00</td><td>108</td><td>0.22</td></tr> <tr><td>(S-T)銅管</td><td>20</td><td>1</td><td>1</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.20</td><td>33</td><td>0.01</td></tr> <tr><td>異径接合</td><td>20×13</td><td>1</td><td>1</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>1.00</td><td>228</td><td>0.23</td></tr> <tr><td>分岐水栓</td><td>13</td><td>1</td><td>1</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>3.00</td><td>228</td><td>0.68</td></tr> <tr><td>フレキシブル継手</td><td>13×300L</td><td>1</td><td>1</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td></td><td>(損失水頭早見表より)</td><td>0.82</td></tr> <tr><td>湯沸器作動圧</td><td>(先止め式)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(メーカー資料より)</td><td>2.00</td></tr> <tr><td>継手類</td><td>(P-T)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>直管部摩擦損失計 (0.88) × 1.00</td><td></td><td>0.88</td></tr> <tr><td>(P-T)小計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>9.46</td></tr> <tr><td>摩擦損失水頭小計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(C-P)+(P-T)=4.87+9.46=14.33</td><td></td><td>14.33</td></tr> <tr><td>立ち上がり高さ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>H=0.5+1.2+2.9×9+1.9-1.2+0.3=28.80</td><td></td><td>28.80</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>43.13 m</td></tr> <tr><td>残存水頭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(m-損失水頭)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区間及び器具	口径 mm	栓数 個	同時開栓数 個	使用流量 l/s	流量 l/s	管延長 m	動水勾配 0/00	損失水頭 m	異径接合	40×20	4	2	0.2	0.4	1.00	108	0.11	(P-Q)銅管	20	4	2	0.2	0.4	4.80	108	0.52	メーターユニット	13	4	2	0.2	0.4		(損失水頭早見表より)	3.86	(Q-R)銅管	20	3	2	0.2	0.4	1.20	108	0.13	(R-S)銅管	20	2	2	0.2	0.4	2.00	108	0.22	(S-T)銅管	20	1	1	0.2	0.2	0.20	33	0.01	異径接合	20×13	1	1	0.2	0.2	1.00	228	0.23	分岐水栓	13	1	1	0.2	0.2	3.00	228	0.68	フレキシブル継手	13×300L	1	1	0.2	0.2		(損失水頭早見表より)	0.82	湯沸器作動圧	(先止め式)						(メーカー資料より)	2.00	継手類	(P-T)					直管部摩擦損失計 (0.88) × 1.00		0.88	(P-T)小計								9.46	摩擦損失水頭小計						(C-P)+(P-T)=4.87+9.46=14.33		14.33	立ち上がり高さ						H=0.5+1.2+2.9×9+1.9-1.2+0.3=28.80		28.80	計								43.13 m	残存水頭						(m-損失水頭)			
区間及び器具	口径 mm	栓数 個	同時開栓数 個	使用流量 l/s	流量 l/s	管延長 m	動水勾配 0/00	損失水頭 m																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
異径接合	40×20	4	2	0.2	0.4	1.00	108	0.11																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(P-Q)銅管	20	4	2	0.2	0.4	4.80	108	0.52																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
メーターユニット	13	4	2	0.2	0.4		(損失水頭早見表より)	3.86																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(Q-R)銅管	20	3	2	0.2	0.4	1.20	108	0.13																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(R-S)銅管	20	2	2	0.2	0.4	2.00	108	0.22																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(S-T)銅管	20	1	1	0.2	0.2	0.20	33	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
異径接合	20×13	1	1	0.2	0.2	1.00	228	0.23																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
分岐水栓	13	1	1	0.2	0.2	3.00	228	0.68																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
フレキシブル継手	13×300L	1	1	0.2	0.2		(損失水頭早見表より)	0.82																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
湯沸器作動圧	(先止め式)						(メーカー資料より)	2.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
継手類	(P-T)					直管部摩擦損失計 (0.88) × 1.00		0.88																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(P-T)小計								9.46																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
摩擦損失水頭小計						(C-P)+(P-T)=4.87+9.46=14.33		14.33																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
立ち上がり高さ						H=0.5+1.2+2.9×9+1.9-1.2+0.3=28.80		28.80																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
計								43.13 m																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
残存水頭						(m-損失水頭)																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
区間及び器具	口径 mm	栓数 個	同時開栓数 個	使用流量 l/s	流量 l/s	管延長 m	動水勾配 0/00	損失水頭 m																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
異径接合	40×20	4	2	0.2	0.4	1.00	108	0.11																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(P-Q)銅管	20	4	2	0.2	0.4	4.80	108	0.52																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
メーターユニット	13	4	2	0.2	0.4		(損失水頭早見表より)	3.86																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(Q-R)銅管	20	3	2	0.2	0.4	1.20	108	0.13																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(R-S)銅管	20	2	2	0.2	0.4	2.00	108	0.22																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(S-T)銅管	20	1	1	0.2	0.2	0.20	33	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
異径接合	20×13	1	1	0.2	0.2	1.00	228	0.23																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
分岐水栓	13	1	1	0.2	0.2	3.00	228	0.68																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
フレキシブル継手	13×300L	1	1	0.2	0.2		(損失水頭早見表より)	0.82																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
湯沸器作動圧	(先止め式)						(メーカー資料より)	2.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
継手類	(P-T)					直管部摩擦損失計 (0.88) × 1.00		0.88																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(P-T)小計								9.46																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
摩擦損失水頭小計						(C-P)+(P-T)=4.87+9.46=14.33		14.33																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
立ち上がり高さ						H=0.5+1.2+2.9×9+1.9-1.2+0.3=28.80		28.80																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
計								43.13 m																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
残存水頭						(m-損失水頭)																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	備考 ※ 上記計算結果より、直結加圧装置の吐出圧を43.13m≒44m(0.44MPa)に設定する。 直結加圧装置による増圧分は、44m(吐出設定圧)-17.98m(流入側有効圧)=26.02m≒27m このときの全流量は、3.60/sec=2160/min≒2200/min したがって、流量2200/minにおいて、全揚程27m以上を満足するポンプユニットを選定する。	備考 ※ 上記計算結果より、直結加圧装置の吐出圧を43.13m≒44m(0.44MPa)に設定する。 直結加圧装置による増圧分は、44m(吐出設定圧)-17.98m(流入側有効圧)=26.02m≒27m このときの全流量は、3.60/sec=2160/min≒2200/min したがって、流量2200/minにおいて、全揚程27m以上を満足するポンプユニットを選定する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	※ メーターユニットにはボール式止水栓・メーター・逆止弁・異形継手の損失水頭を含む。	※ メーターユニットにはボール式止水栓・メーター・逆止弁・異形継手の損失水頭を含む。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

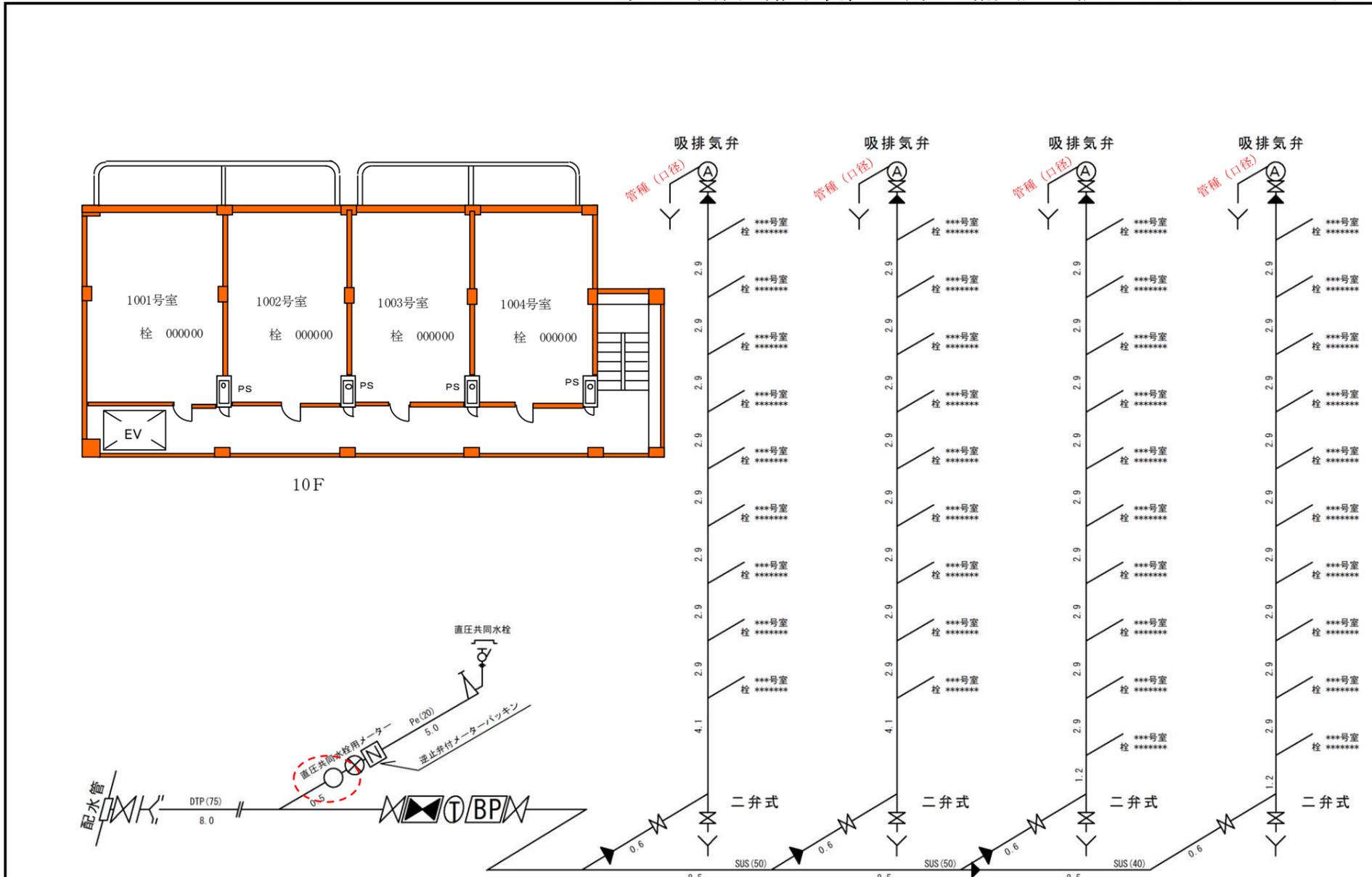
頁 221	改 訂 案 しゅん功図面〔給水装置工事〕10階直結加压給水方式の例	(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長																																																																										
	 <p>給水栓番号 ○○○○○○○ 給水栓番号 0000000~0000000 給水栓番号 ○○○○○○○ 平面図 S=1/500</p>	 <p>位置図 北9条西18 申請地 徳生寺 安永歯科 文 日本銀行専門学校</p>																																																																										
	 <p>見出票位置記載 直圧共同水栓 オートロック 103号室 栓 000000 105号室 栓 000000 逆止弁付メーターバックヤ 機械室 点検口 PS EV 1F 10階直結加压給水 平面管路詳細図 S=1/300</p>	 <p>給水弁見出票 オフセット図(例)</p>																																																																										
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボール止水栓記号の変更 (×→○) ・見出票貼付け位置の追加 ・見出票オフセット図の例を記載 	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>給水栓番号</td> <td>○○○○○○○~○○○○○○○ (受水槽)</td> </tr> <tr> <td>申込者名</td> <td>○○○○○</td> </tr> <tr> <td>装置場所</td> <td>札幌市 ○○区北○条東○○丁目</td> </tr> <tr> <td>施工業者名</td> <td>○○○○○</td> </tr> <tr> <td>給水区域</td> <td><input type="checkbox"/>内口外 <input type="checkbox"/>市街化調整区域</td> </tr> <tr> <td>管路番号</td> <td>□○○-○○○</td> </tr> <tr> <td>管理図番号</td> <td>○○-○○-○○ (○○) - - ()</td> </tr> <tr> <td colspan="2">分岐部から水道メーターまでの給水管情報</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>管種</td> <td>口径</td> <td>延長</td> <td>布設年度</td> <td>工種</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">道路(区・道・市・宅)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中・種</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">宅地内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中・種</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中・種</td> </tr> </table>	給水栓番号	○○○○○○○~○○○○○○○ (受水槽)	申込者名	○○○○○	装置場所	札幌市 ○○区北○条東○○丁目	施工業者名	○○○○○	給水区域	<input type="checkbox"/> 内口外 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	管路番号	□○○-○○○	管理図番号	○○-○○-○○ (○○) - - ()	分岐部から水道メーターまでの給水管情報		区分	管種	口径	延長	布設年度	工種	道路(区・道・市・宅)					中・種	宅地内					中・種																																								
給水栓番号	○○○○○○○~○○○○○○○ (受水槽)																																																																											
申込者名	○○○○○																																																																											
装置場所	札幌市 ○○区北○条東○○丁目																																																																											
施工業者名	○○○○○																																																																											
給水区域	<input type="checkbox"/> 内口外 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域																																																																											
管路番号	□○○-○○○																																																																											
管理図番号	○○-○○-○○ (○○) - - ()																																																																											
分岐部から水道メーターまでの給水管情報																																																																												
区分	管種	口径	延長	布設年度	工種																																																																							
道路(区・道・市・宅)					中・種																																																																							
					中・種																																																																							
					中・種																																																																							
					中・種																																																																							
					中・種																																																																							
宅地内					中・種																																																																							
					中・種																																																																							
					中・種																																																																							
					中・種																																																																							
					中・種																																																																							
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">しゅん功検査</td> <td>しゅん功図面受付</td> </tr> <tr> <td>平成</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>図面番号</td> <td>審査・検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	しゅん功検査		しゅん功図面受付	平成	年 月 日		図面番号	審査・検査		1	○																																																																
しゅん功検査		しゅん功図面受付																																																																										
平成	年 月 日																																																																											
図面番号	審査・検査																																																																											
1	○																																																																											
	※紙質の仕様は、普通上質紙55kg相当品以上又は、上質再生紙（古紙配合率70%、白色度80%）55kg相当品とする。																																																																											

改訂案

224

しゅん功図面〔給水装置工事〕10階直結加圧給水方式の例

（あて先）札幌市水道事業管理者 水道局長



給水栓番号	○○○○○○○～○○○ (受水槽)	
申込者名	○○○○	
装置場所	札幌市 ○○区北○条東○○丁目	
施工業者名	○○○○	
給水区域	<input type="checkbox"/> 内口外	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域
管路番号		
管理図番号	- - ()	

分岐部から水道メーターまでの給水管情報					
区分	管種	口径	延長	布設年度	工種
道路（国・道・市・私）	市				申・維
					申・維
					申・維
					申・維
宅地内					申・維
					申・維
					申・維
					申・維

- ・ボール止水栓記号の変更（×→○）
- ・吸排気弁の排水管口径を明記

給水用具	メーカー名	型式名	連絡先
直結加圧装置			
減圧式逆流防止器			

給水用具	メーカー名	型式名	口径
逆止弁付メーターパッキン		-	
メーターユニット			
吸排気弁			-

しゅん功検査		しゅん功図面受付
平成	年 月 日	
図面番号	審査・検査	
4	○	

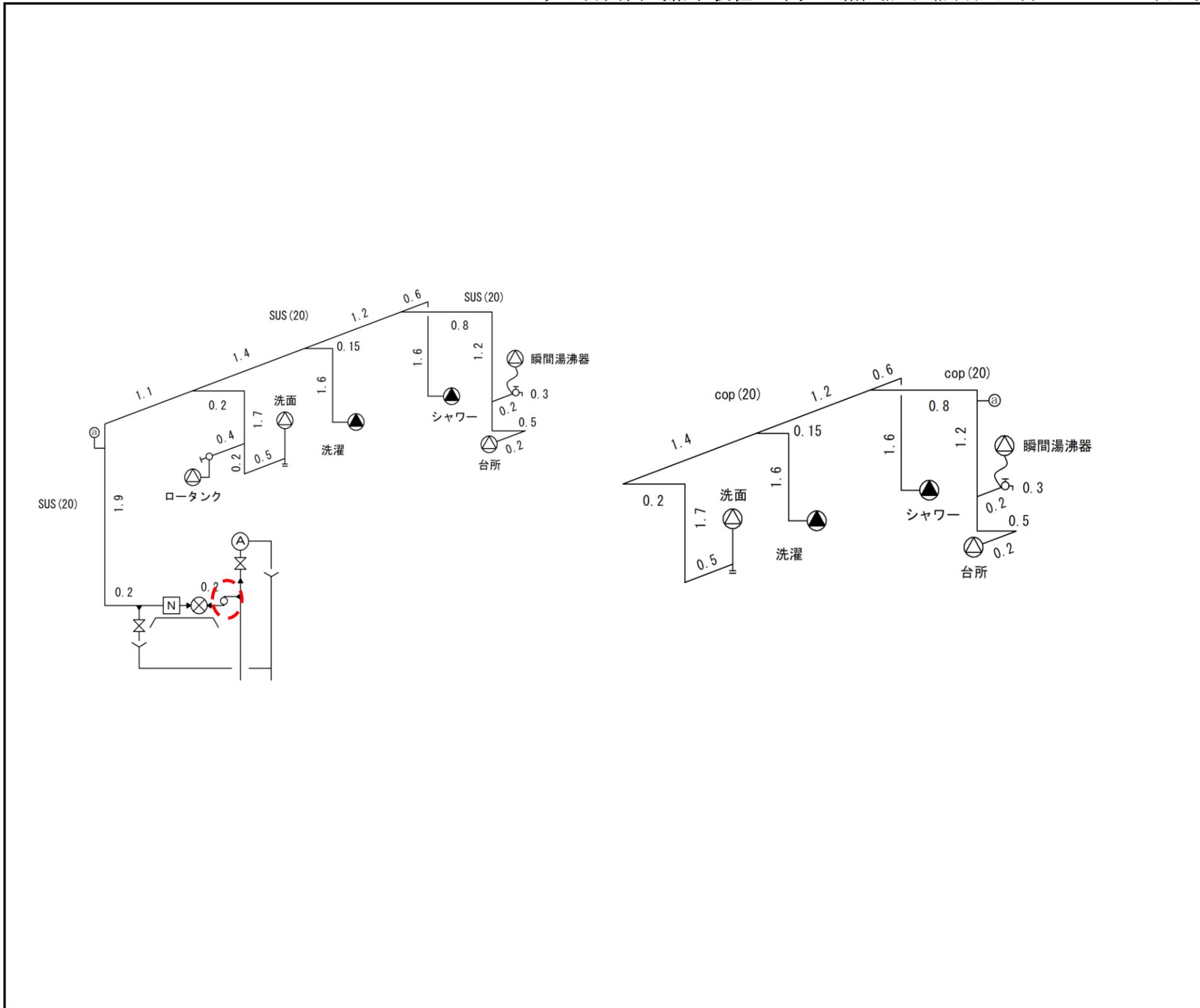
※紙質の仕様は、普通上質紙55kg相当品以上又は、上質再生紙（古紙配合率70%、白色度80%）55kg相当品とする。

改訂案

225

しゅん功図面〔給水装置工事〕10階直結加圧給水方式の例

(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長



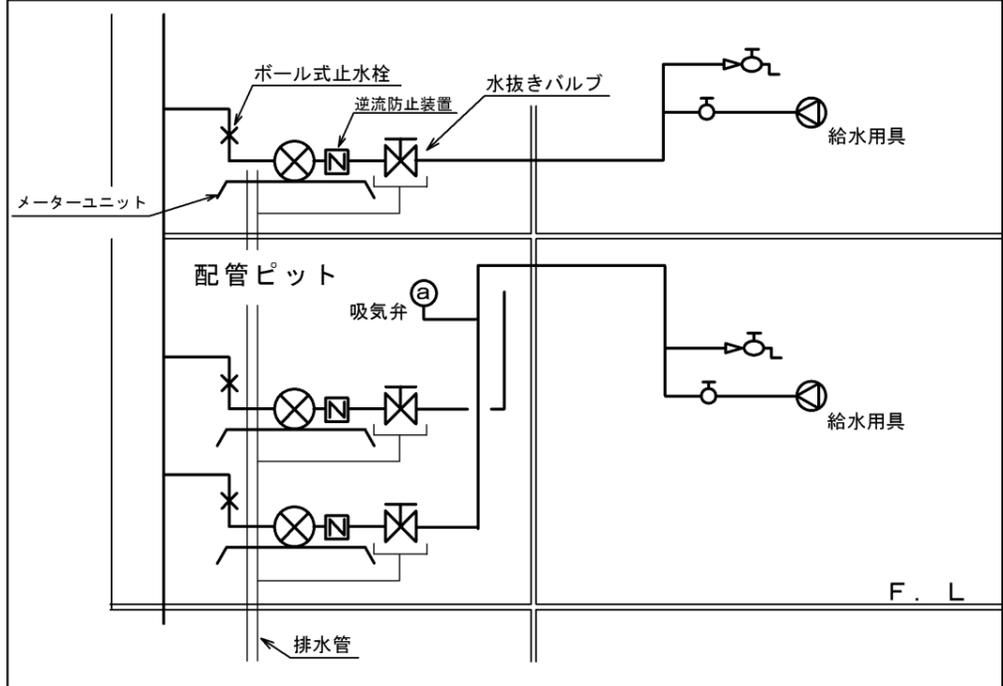
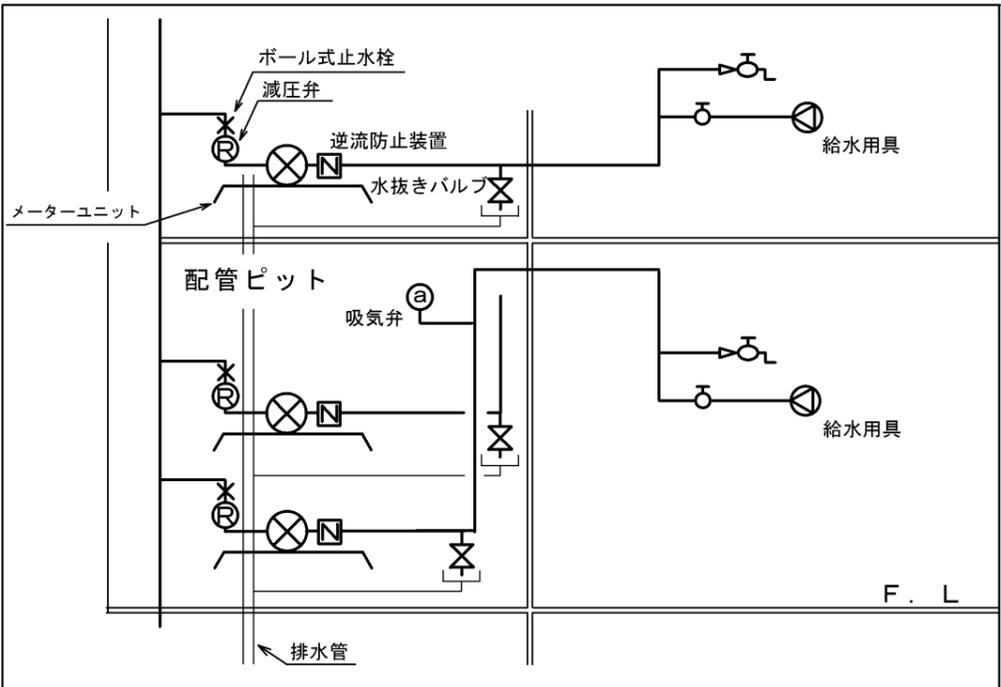
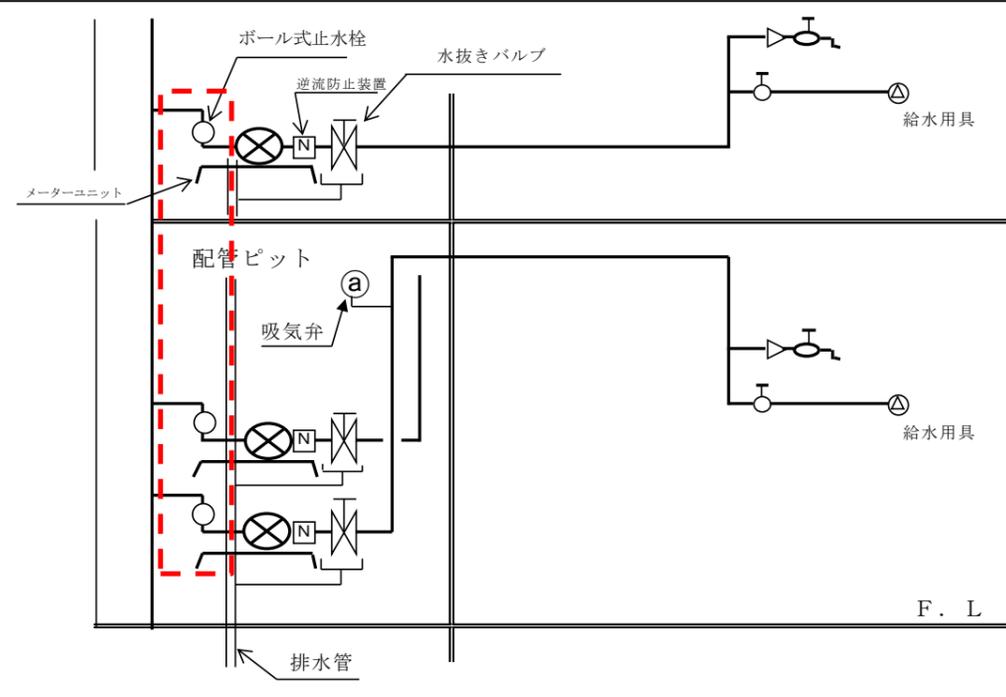
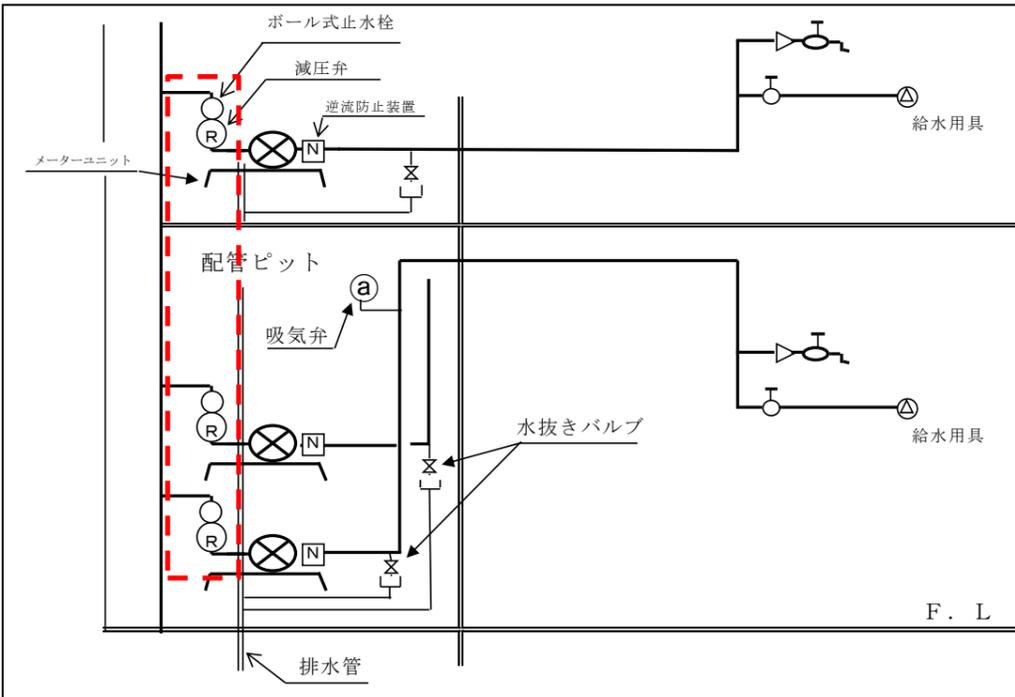
給水栓番号	○○○○○○○～○○○ (受水槽)	
申込者名	○○○○	
装置場所	札幌市 ○○区北○条東○○丁目	
施工業者名	○○○○	
給水区域	<input type="checkbox"/> 内口外	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域
管路番号		
管理図番号	- - ()	

分岐部から水道メーターまでの給水管情報					
区分	管種	口径	延長	布設年度	工種
道路(国・道・市・私)					申・維
					申・維
					申・維
					申・維
宅地内					申・維
					申・維
					申・維
					申・維

しゅん功検査		しゅん功図面受付
平成	年 月 日	
図面番号	審査・検査	
5 / ○		

止水栓記号を×(甲)→○(ボール)へ変更

※紙質の仕様は、普通上質紙55kg相当品以上又は、上質再生紙（古紙配合率70%、白色度80%）55kg相当品とする。

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
226	<p style="text-align: center;">逆流防止の標準配管（例）</p> <p>1. 集合住宅等の配管</p> <p>(1) 水抜きバルブ使用例</p>  <p>(2) 減圧弁使用例</p> 	<p style="text-align: center;">逆流防止の標準配管（例）</p> <p>1. 集合住宅等の配管</p> <p>(1) 水抜きバルブ使用例</p>  <p>(2) 減圧弁使用例</p> 	<p>止水栓記号を× （甲）→○（ボ ール）へ変更</p>

頁	現 行	改 訂 案	摘 要																								
258	<p>4. 修繕工事施行届及び修繕工事施工図の提出</p> <p>(1) 給水装置工事設計施工指針「1.8 給水装置工事の種類」＜解説＞3. 修繕工事の適用で定める修繕工事を行った場合は、施工した内容が省令で定める構造及び材質の基準に適合していることを確認し、施工完了後速やかに修繕工事施行届を所管の料金課に提出すること。</p> <p>(2) 修繕工事施行届には、施工場所、修繕内容、施工年月日、指定事業者名、主任技術者名、お客様番号（栓番）、修理完了時のメーター指針等を必ず記載すること。（指針が記入出来ない場合は、その理由をコメント欄に記載すること。）</p> <p>(3) 水道メーターの位置変更、水道メーター器種の変更、給水管の位置の変更、給水管の取替え等の修繕については、修繕工事施工図を作成し、給水装置課検査係に提出すること。</p> <p>(4) 修繕工事施工図の「メーター上流給水管情報」は、新設及び既設給水管の情報を項目ごとに記入すること。ただし、改良（布設替）不可能な単層ポリエチレン管等については、凡例記号が必要なことから、下記の表を参考に記入すること。</p> <table border="1" data-bbox="323 669 926 942"> <thead> <tr> <th>凡例記号</th> <th>残存（改良不良可能）理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>道路掘削規制</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>ロードヒーティング</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>技術上不可能（障害物、基礎下等）</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>掘削拒否</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>その他（ ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 給水装置（新設・改造・撤去）工事に伴い、隣接する家屋の既設給水管を切替える等の工事を行った場合は、修繕工事施工図を作成し、給水装置課検査係に提出すること。</p> <p>5. 修繕工事に関する記録及び保管</p> <p>指定事業者は、施工した修繕工事に関して給水装置ごとに申込者、施工の場所、施工完了年月日、主任技術者の氏名、しゅん功図、給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項・水道法第 25 条の 4 第 3 項第 3 号の構造・材質基準適合の確認の方法及びその結果について記録を作成し、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。</p>	凡例記号	残存（改良不良可能）理由	A	道路掘削規制	B	ロードヒーティング	C	技術上不可能（障害物、基礎下等）	D	掘削拒否	E	その他（ ）	<p>4. 修繕工事施行届及び修繕工事施工図の提出</p> <p>(1) 給水装置工事設計施工指針「1.8 給水装置工事の種類」＜解説＞3. 修繕工事の適用で定める修繕工事を行った場合は、施工した内容が省令で定める構造及び材質の基準に適合していることを確認し、施工完了後速やかに修繕工事施行届を所管の料金課に提出すること。</p> <p>(2) 修繕工事施行届には、施工場所、修繕内容、施工年月日、指定事業者名、主任技術者名、お客様番号（栓番）、修理完了時のメーター指針等を必ず記載すること。（指針が記入出来ない場合は、その理由をコメント欄に記載すること。）</p> <p>(3) 水道メーターの位置変更、水道メーター器種の変更、給水管の位置の変更、給水管の取替え等の修繕については、修繕工事施工図を作成し、給水装置課検査係に提出すること。</p> <p>(4) 修繕工事施工図の「メーター上流給水管情報」は、新設及び既設給水管の情報を項目ごとに記入すること。ただし、改良（布設替）不可能な単層ポリエチレン管等については、凡例記号が必要なことから、下記の表を参考に記入すること。</p> <table border="1" data-bbox="1561 669 2163 942"> <thead> <tr> <th>凡例記号</th> <th>残存（改良不良可能）理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>道路掘削規制</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>ロードヒーティング</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>技術上不可能（障害物、基礎下等）</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>掘削拒否</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>その他（ ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 給水装置（新設・改造・撤去）工事に伴い、隣接する家屋の既設給水管を切替える等の工事を行った場合は、修繕工事施工図を作成し、給水装置課検査係に提出すること。</p> <p>(6) 修繕施工図の作成にあたって、施工場所、施工内容を分かりやすく図示するとともに、使用材料とその数量を一覧表にし、記載すること。</p> <p>5. 修繕工事に関する記録及び保管</p> <p>指定事業者は、施工した修繕工事に関して給水装置ごとに申込者、施工の場所、施工完了年月日、主任技術者の氏名、しゅん功図、給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項・水道法第 25 条の 4 第 3 項第 3 号の構造・材質基準適合の確認の方法及びその結果について記録を作成し、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。</p>	凡例記号	残存（改良不良可能）理由	A	道路掘削規制	B	ロードヒーティング	C	技術上不可能（障害物、基礎下等）	D	掘削拒否	E	その他（ ）	<p>文言追加</p>
凡例記号	残存（改良不良可能）理由																										
A	道路掘削規制																										
B	ロードヒーティング																										
C	技術上不可能（障害物、基礎下等）																										
D	掘削拒否																										
E	その他（ ）																										
凡例記号	残存（改良不良可能）理由																										
A	道路掘削規制																										
B	ロードヒーティング																										
C	技術上不可能（障害物、基礎下等）																										
D	掘削拒否																										
E	その他（ ）																										

頁	現 行	改 訂 案	摘 要																																																																																								
		<p style="text-align: center;">修繕工事施工図 (記載例)</p> <p style="text-align: right;">(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長 水道局への提出年月日 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">給水栓番号</td> <td style="width: 60%;"></td> <td rowspan="2" style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">水道局受付印</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>札幌市〇区〇〇条〇〇丁目</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事申込者</td> <td>住所</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> </table> <p>下記の修繕工事を施工したので届けます。 札幌市指定給水装置工事事業者（第 ー 号）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">印</td> <td style="width: 20%;">施工年月日</td> <td style="width: 20%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>給水装置工事主任技術者</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配水管施工技能者又はその他技能を有する者</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> </table> <p>工事の内容（該当する番号を○で囲んでください） 1. 水道メーター位置の変更 2. 水道メーター器種の変更 3. 給水管位置の変更 4. 給水管の取替 5. その他()</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>一般平面図 S=1/200</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>位置図 S=1/〇</p> </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">メーター上流給水管情報</td> <td style="text-align: center;">管理図番号</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">課長</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">係長</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">係</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">公道</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">宅地内</td> <td style="text-align: center;">00-00-00(0)</td> </tr> <tr> <td>管種</td> <td>口径</td> <td>延長</td> <td>布設年度</td> <td>凡例記号</td> <td>管種</td> <td>口径</td> <td>延長</td> <td>布設年度</td> <td>凡例記号</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>〇-〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">維 5.1-1</p>	給水栓番号		水道局受付印	設置場所	札幌市〇区〇〇条〇〇丁目	工事申込者	住所		氏名		印	施工年月日	年 月 日		給水装置工事主任技術者	印		配水管施工技能者又はその他技能を有する者	印	メーター上流給水管情報								管理図番号	課長	係長	係	公道				宅地内				00-00-00(0)	管種	口径	延長	布設年度	凡例記号	管種	口径	延長	布設年度	凡例記号	-	-					〇-〇〇						-	-											-	-											-	-	新規追加
給水栓番号		水道局受付印																																																																																									
設置場所	札幌市〇区〇〇条〇〇丁目																																																																																										
工事申込者	住所																																																																																										
	氏名																																																																																										
印	施工年月日	年 月 日																																																																																									
	給水装置工事主任技術者	印																																																																																									
	配水管施工技能者又はその他技能を有する者	印																																																																																									
メーター上流給水管情報								管理図番号	課長	係長	係																																																																																
公道				宅地内				00-00-00(0)																																																																																			
管種	口径	延長	布設年度	凡例記号	管種	口径	延長	布設年度	凡例記号	-	-																																																																																
				〇-〇〇						-	-																																																																																
										-	-																																																																																
										-	-																																																																																

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
272	<p>本市における給水装置工事の設計施工に係る要綱等の変遷は、昭和 25 年に「上水道給水工事施工要綱」を制定して以来、近代水道の構築と共に本市給水装置の技術基準書として改訂を重ね、指定事業者のみならず建築業界などの関係者にも広く活用されている。</p> <p>これら設計施工要綱等の変遷を明らかにするために、下記のとおり改訂の沿革を掲載する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>昭和 25 年 「上水道給水工事施工要綱」（直営工事用）を制定 昭和 29 年 同要綱の改訂 昭和 30 年 「給水装置技術講義録」として設計者用に冊子を製作 昭和 31 年 「給水工事設計施工要綱」（業者工事用）を制定 昭和 41 年 「給水工事設計施工要綱」直営工事及び業者工事共通として発刊 従来の給水工事実施要領、メータの設置に関する要領、地下埋設管取替工事実施要領、上水道工事に関する心得などの各要領を集約し製本した。</p> <p>昭和 43 年 4 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和 45 年 4 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和 47 年 5 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和 49 年 4 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和 51 年 4 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和 53 年 4 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和 55 年 4 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和 57 年 4 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和 59 年 6 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和 61 年 4 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 平成 元年 7 月 「給水装置工事設計施工指針」に名称を変更し、全面改定を行った。 給水装置の設計施工基準を根本から考え、その根底にある基本を表現するため「絶対的基準と指導的基準」に大別し、時代の要求に対応できるようリフレッシュ化を図り、構成も見直すなど全面改定を行った。</p> <p>平成 6 年 4 月 「給水装置工事設計施工指針」改訂 平成 10 年 4 月 「給水装置工事設計施工指針」改訂 規制緩和を目的とする水道法等の改正に伴い、本市水道事業給水条例及び同施行規程の一部改定を行った。このことに合わせて、厚生省による「給水装置標準計画・施工方法」を参考にするなど指定工事店制度の広域化を考慮し、改訂を行った。</p> <p>平成 15 年 4 月 「給水装置工事設計施工指針」全面改訂 平成 20 年 4 月 「給水装置工事設計施工指針」全面改訂 平成 25 年 4 月 「給水装置工事設計施工指針」全面改訂 平成 27 年 4 月 （同年 8 月・11 月）「給水装置工事設計施工指針」一部改訂 平成 29 年 4 月 「給水装置工事設計施工指針」一部改訂</p>	<p>本市における給水装置工事の設計施工に係る要綱等の変遷は、昭和 25 年に「上水道給水工事施工要綱」を制定して以来、近代水道の構築と共に本市給水装置の技術基準書として改訂を重ね、指定事業者のみならず建築業界などの関係者にも広く活用されている。</p> <p>これら設計施工要綱等の変遷を明らかにするために、下記のとおり改訂の沿革を掲載する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>昭和 25 年 「上水道給水工事施工要綱」（直営工事用）を制定 昭和 29 年 同要綱の改訂 昭和 30 年 「給水装置技術講義録」として設計者用に冊子を製作 昭和 31 年 「給水工事設計施工要綱」（業者工事用）を制定 昭和 41 年 「給水工事設計施工要綱」直営工事及び業者工事共通として発刊 従来の給水工事実施要領、メータの設置に関する要領、地下埋設管取替工事実施要領、上水道工事に関する心得などの各要領を集約し製本した。</p> <p>昭和 43 年 4 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和 45 年 4 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和 47 年 5 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和 49 年 4 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和 51 年 4 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和 53 年 4 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和 55 年 4 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和 57 年 4 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和 59 年 6 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和 61 年 4 月 「給水工事設計施工要綱」改訂 平成 元年 7 月 「給水装置工事設計施工指針」に名称を変更し、全面改定を行った。 給水装置の設計施工基準を根本から考え、その根底にある基本を表現するため「絶対的基準と指導的基準」に大別し、時代の要求に対応できるようリフレッシュ化を図り、構成も見直すなど全面改定を行った。</p> <p>平成 6 年 4 月 「給水装置工事設計施工指針」改訂 平成 10 年 4 月 「給水装置工事設計施工指針」改訂 規制緩和を目的とする水道法等の改正に伴い、本市水道事業給水条例及び同施行規程の一部改定を行った。このことに合わせて、厚生省による「給水装置標準計画・施工方法」を参考にするなど指定工事店制度の広域化を考慮し、改訂を行った。</p> <p>平成 15 年 4 月 「給水装置工事設計施工指針」全面改訂 平成 20 年 4 月 「給水装置工事設計施工指針」全面改訂 平成 25 年 4 月 「給水装置工事設計施工指針」全面改訂 平成 27 年 4 月 （同年 8 月・11 月）「給水装置工事設計施工指針」一部改訂 平成 29 年 4 月 「給水装置工事設計施工指針」一部改訂 令和 2 年 4 月 「給水装置工事設計施工指針」一部改訂</p>	